昭27.2.21.

官報

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

毎日文庫

主要目次

政令

○漁業法施行令の一部改正　四二五頁

告示

○市村の境界変更(福島県)　四二五

○町村の境界変更(同)　四二五

○同右(福井県)　四二五

○村の境界変更(静岡県)　四二五

○同右(愛知県)　四二六

○町村の境界変更(福岡県)　四二六

○無線局承認　四二六

○ドイツ財産でなくなる財産指定　四三〇

○連合国財産管理人解任　四三〇

○あん摩師またはあん摩師、はり師、きゆう師養成学校として認定　四三一

○緊急開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正　四三三

○食糧管理法の施行に関する件の一部改正　四三三

○食糧管理法施行規則第十條第二項に基く昭和二十七年における同項の変更事務の取扱期間　四三三

○仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正　四三三

○輸入に関する事項の公表(第四十八回)の一部改正　四三三

○五銭の現金封かん紙の発行・売りさばき　四三三

○八日市場電報電話局等設置　四三三

○八日市場電気通信施設区等廃止　四三三

○土地収用法により事業認定　四三三

訓令

○昭和二十六年度大蔵省主管一般会計歳入科目表に追加　四三三

○昭和二十六年度大蔵省所管財産税等収入金特別会計歳入科目表に追加　四三三

公共企業体事項

○高徳線の部の撫養線を鳴門線に改正　四三四

政令

漁業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第二十七号

漁業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）附則第九項の規定に基き、この政令を制定する。

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十六年三月十三日」を「昭和二十七年三月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年三月十四日から適用する。

農林大臣　広川　弘禪

内閣総理大臣　吉田　茂

告示

◉総理府告示第二十二号

市村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から福島県北会津郡門田村の次の区域を若松市に編入する旨、福島県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

若松市に編入する区域

北会津郡門田村大字年貢町字稲荷前　甲一一四三、甲一一四四、甲一一四五、甲一一四六、甲一一四七、甲一一四八、甲一一四九、甲一一五〇、甲一一五一、甲一一五二、甲一一五三、甲一一五四、甲一一五五、甲一一五六、甲一一五七、甲一一五八、甲一一五九、甲一一六〇、甲一一六一、甲一一六二、甲一一六三、甲一一六四、甲一一六五、甲一一六六、甲一一六七、甲一一六八、甲一一六九、甲一一七〇、甲一一七一、甲一一七二、甲一一七三、甲一一七四ノ二、甲一一七六、甲一一七七、甲一一七八、甲一一七九、甲一一八〇、甲一一八一、甲一一八二、甲一一八三、甲一一八四、甲一一八五、甲一一八六ノ二、甲一一八七ノ二、甲一一八八ノ二、甲一一八九ノ二、甲一一九〇ノ二、甲一一九一ノ二、甲一一九二ノ二、甲一一九三ノ二、甲一一九四ノ二、甲一一九五ノ二、甲九五四ノ一、甲一一九六ノ二、甲九五四ノ二、甲一一七四ノ一、甲一一七五

右区域に属する東側の水路及び通路

◉総理府告示第二十三号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、福島県伊達郡川俣町と富田村の境界を次の通り変更する旨、福島県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

伊達郡富田村に編入する区域

伊達郡川俣町字樋ノ口　七ノイ

伊達郡川俣町に編入する区域

伊達郡富田村大字鶴沢字八反田　四、三ノ内、六ノ内、八ノ内、右地番に附随する道路及び溝渠

◉総理府告示第二十四号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、福井県足羽郡麻生津村と今立郡神明町の境界を次の通り変更する旨、福井県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

今立郡神明町に編入する区域

足立郡麻生津村大字下江尻字第四字大東　一の一、二の一、二の二、三、四の三、五の一、六の一、七の一、七の二、七の三、七の四、七の五、七の六、八、九、一〇、一一、一二、一三の一、一三の二、一四、一五、一六、一七の一、一七の二、一七の三、同字第五字中狭間　一二の一、一二の二、一二の三、一四、二〇の一、二〇の二、二〇の三、二〇の四、二〇の五、二〇の六、二〇の七、二〇の八、二〇の九、二〇の一〇、二一の一、二一の二、二二の一、二二の二、二二の三、二二の四、三一の五、三三の二、三四の二、同字第六字向屋敷　二一、二二、二三、二四

足羽郡麻生津村に編入する区域

今立郡神明町大字鳥羽字第一一字南大巻口　一七の二、一八の二、一九の二、一六の二、同字第一二字北大巻　一の一、二の一、七の一、八の一、九の一、一〇の一、一一の一、二二、二三、二四、二五の一、二六の一、二七の一、同字第一五字新保　一、二、三、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七、八の一、八の二、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一、一二、一三、一四、一五、一六の一、一六の二、一七、一八、一九、二〇、二一、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、同字第九九字八筬の一　二の一

◉総理府告示第二十五号

村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、静岡県小笠郡土方村と中村の境界及び小笠郡千浜村と平田村の境界を次の通り変更する旨、静岡県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣　吉田　茂

小笠郡土方村に編入する区域

小笠郡中村大字中毛森字大井戸　七六九ノ四、七六九ノ三、七七〇ノ二、七七一ノ二、七七二ノ一、七七二ノ二、七七三、同大字中公文字亀惣　一五四九、同大字中海戸字中海戸　一三三三、同大字中下方字中下方　一一三〇、同大字中毛森字中毛森　四八五、同大字中海戸字大井戸　一四四八、一四四六ノ二、一四四五ノ二

小笠郡中村に編入する区域

小笠郡土方村大字川久保字天王ヶ谷　五一一ノ一五、同字大井戸　五一一ノ一六、同字青谷　六〇〇ノ一ノ二、六〇一ノ四、同字天王ヶ谷五一一ノ一五より六〇一ノ四に介在する水路、同堤塘

小笠郡千浜村に編入する区域

小笠郡平田村大字堂山新田字蔵島　二三九ノ一、二四〇ノ一

小笠郡平田村に編入する区域

小笠郡千浜村大字千浜字花面　九五ノ一

昭27. 2.21. 第7535号

◉総理府告示第二十六号

村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、愛知県碧海郡高岡村と西加茂郡三好村の境界を次の通り変更する旨、愛知県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

西加茂郡三好村に編入する区域

碧海郡高岡村大字堤字東住吉 五七ノ二、五五ノ三、五三ノ二、五二ノ二、五一ノ三、五一ノ四、四八ノ一二、四七ノ二、四五ノ六

以上民有地先に接続する道路

同字山畑 二七ノ二、二九ノ二、三〇ノ二、国有地道路二畝三歩

碧海郡高岡村に編入する区域

西加茂郡三好村大字明知字東山 三一ノ二、三一ノ三、二七ノ四、同字深狭間 五七ノ二

以上民有地先に接続する道路、国有地道路七歩

◉総理府告示第二十七号

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十七年一月一日から、福岡県糟屋郡志免町と須恵村の境界を次の通り変更する旨、福岡県知事から届出があつた。

昭和二十七年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

糟屋郡志免町に編入する区域

糟屋郡須恵村大字旅石字道塚 一六四ノ八八、一六四ノ八九

糟屋郡須恵村に編入する区域

糟屋郡志免町大字志免字仏之浦 四四六ノ三、四四六ノ四、四四六ノ八、四四六ノ一一、四四六ノ一二

◉電波監理委員会告示第六百七十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一八九号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 龍野市龍野タ二一九番地の三 東経一三四度三三分 北緯三四度五二分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いぼ F三 四三・七三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 兵庫県赤穂郡上郡町九三五番地の二 東経一三四度二二分 北緯三四度五三分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あこう F三 四三・七三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九一号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 基地局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内及びその周辺を移動範囲とする各陸上移動局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 兵庫県津名郡志筑町三三九二番地 東経一三四度五四分 北緯三四度二六分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しずき F三 四三・七三Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリーブ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九三号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

安田文庫

七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 兵庫県内及びその周辺
常置場所 神戸市生田区下山手通五丁目三八番地 東経一三五度一一分 北緯三四度四一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ひようごいどう F三 四一・八七Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九四号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 兵庫県内及びその周辺
常置場所 加古川市寺家町九一番地の五 東経一三四度五〇分 北緯三四度四六分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かこいどう F三 四一・八七Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九五号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 兵庫県内及びその周辺
常置場所 兵庫県美嚢郡三木町福井一五〇八番地の一 東経一三四度五九分 北緯三四度四八分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
みのういどう F三 四一・八七Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九六号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 兵庫県内及びその周辺
常置場所 兵庫県多可郡西脇町西脇八四五番地の四 東経一三四度五八分 北緯三四度五九分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
たかいどう F三 四一・八七Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日

電波監理委員会委員長 網島 毅

一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月二十日 第三一九七号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種別 陸上移動局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年五月三十一日
八 設置場所 移動体の種別 自動車
移動範囲 兵庫県内及びその周辺
常置場所 兵庫県有馬郡三田町一三七二番地 東経一三五度一四分 北緯三四度五三分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ありまいどう F三 四一・八七Mc 水晶発振 リアクタンス管 位相変調 一五W
十 空中線の型式及び構成 ホイップ
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百七十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三一九八号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県氷上郡柏原町下町北側三一四番地　東経一三五度〇五分　北緯三五度〇八分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
ひかみいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三一九九号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県養父郡八鹿町八鹿七六九番地の四　東経一三四度四六分　北緯三五度二五分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
やぶいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇〇号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県城崎郡城崎町湯島弁天町二三八番地　東経一三四度四九分　北緯三九度三七分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
きのさきいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇一号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　姫路市本町六八番地　東経一三四度四二分　北緯三四度五〇分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しかまいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇二号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　龍野市龍野タ二一九番地の三　東経一三四度三三分　北緯三四度五二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
いぼいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇三号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県赤穂郡上郡町九三五番地の二　東経一三四度二二分　北緯三四度五二分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
あこういどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇四号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県津名郡志筑町三三九二番地　東経一三四度五四分　北緯三四度二六分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
しずきいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百八十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月二十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月二十日　第三二〇五号
二　承認を受けた者　国家公安委員会
三　無線局の種別　陸上移動局
四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。
五　通信の相手方　国家公安委員会所属の兵庫県内の各基地局
六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び時に急を要する行政管理に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　兵庫県内及びその周辺
常置場所　兵庫県川辺郡川西町小花字藤の木一五番地　東経一三五度二五分　北緯二四度四九分
九　呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
かわべいどう　F三　四一・八七Mc　水晶発振　位相変調（リアクタンス管）　一五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉大蔵省告示第三百二十六号

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三條第一項の規定により、昭和二十七年一月十五日付をもつて、ドイツ財産でなくなる財産として、左の財産を指定した

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

財産の種類	数量	所在地	所有者
レコード母盤	六、二四六枚	神奈川県川崎市港町一二五番地　日本コロンビア株式会社	カール・リンドストローム・アクチエンゲゼルシヤフト

◉大蔵省告示第三百二十七号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第八條第二項の規定により、スタンダード船舶株式会社（神奈川県横浜市中区山下町八番地）が有する左の財産に関する管理人　東京信託銀行株式会社（東京都中央区日本橋室町二丁目一番の二）を昭和二十七年一月三十一日に解任した。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量
一　帝国銀行横浜支店当座預金	四万一千六百六十九円八十一銭
二　東京銀行本店普通預金	二千七百三十円九銭

◉大蔵省告示第三百二十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十五回富士割増定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十五回富士割増定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各六組につき次のとおりとする。但し、富士特賞A及び富士特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
富士特賞A	三〇〇,〇〇〇円	一本
富士特賞B	一〇〇,〇〇〇	一
一等	三〇,〇〇〇	四
二等	五,〇〇〇	三
三等	一,〇〇〇	六〇
四等	五〇〇	六〇〇
五等	一〇〇	六,〇〇〇
六等	四〇	六〇,〇〇〇
七等	二〇	五三三,三三三
計		六〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百二十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、協和銀行第四回日の丸定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　協和銀行第四回日の丸定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、幸運賞、一等及び二等は、三等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
幸運賞	五〇〇,〇〇〇円	一本
一等	五〇,〇〇〇	一
二等	三〇,〇〇〇	一
三等	一〇,〇〇〇	七
四等	一,〇〇〇	三〇
五等	一〇〇	三〇〇
六等	四〇	三〇,〇〇〇
七等	二〇	二六九,六六〇
計		三〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百三十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第一銀行第十七回明星定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一銀行第十七回明星定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞A	三〇〇,〇〇〇円	一本
特賞B	一〇〇,〇〇〇	一
一等	一〇,〇〇〇	八
二等	一,五〇〇	五〇
三等	五〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	五,〇〇〇
五等	四〇	五〇,〇〇〇
六等	二〇	四四四,四四〇
計		五〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月九日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百三十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第六回東銀オリンピック定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第六回東銀オリンピック定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞金賞及び特賞銀賞は、特賞銅賞のうちから定め、オリンピック記念賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞金賞	五〇〇,〇〇〇円	一本
特賞銀賞	一〇〇,〇〇〇	一
特賞銅賞	二〇,〇〇〇	三
一等	一〇,〇〇〇	五
二等	一,五〇〇	五〇
三等	四〇〇	五〇〇
四等	一〇〇	五,〇〇〇
五等	三五	五〇,〇〇〇
六等	二〇	四四四,四四〇
オリンピック記念賞	一,二〇〇	五〇
計		五〇〇,〇五〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百三十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大阪銀行第十六回ラッキー定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　大阪銀行第十六回ラッキー定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　金組、銀組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定め、ラッキー賞は、重複当せんを認める。

㈠金組

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇,〇〇〇円	一本
一等	一〇〇,〇〇〇	三
二等	一〇,〇〇〇	二〇
三等	一,〇〇〇	二〇〇
四等	五〇〇	四〇〇
五等	五〇	一〇,〇〇〇
六等	一五	一八九,三七六
ラッキー賞	三〇,〇〇〇	四
計		二〇〇,〇〇四

㈡銀組

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇,〇〇〇円	一本
一等	一〇,〇〇〇	三
二等	一,〇〇〇	二〇
三等	三〇〇	二〇〇
四等	七五	二,〇〇〇
五等	三〇	六〇,〇〇〇
六等	二〇	一三七,七七六
ラッキー賞	三,〇〇〇	四
計		二〇〇,〇〇四

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百三十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三和銀行第十五回三福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　三和銀行第十五回三福定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権七万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定め、三福二重賞A及びBは、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	五〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇	一
二等	一〇、〇〇〇	八
三等	一、〇〇〇	七〇
四等	五〇〇	七〇〇
五等	一〇〇	七、〇〇〇
六等	四〇	七〇、〇〇〇
七等	二〇	六二二、二二〇
三福二重賞A	三〇、〇〇〇	一
三福二重賞B	五、〇〇〇	九
計		七〇〇、〇一〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十二日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百三十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十七回千葉銀行宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十七回千葉銀行宝定期預金

二　條件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月一日から同年四月三十日まで。

四　割増金　白鳩組、青鳩組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠白鳩組

等級	割増金	当せんの数
宝賞	一〇〇,〇〇〇円	一本
特等	二〇,〇〇〇	二
一等	五,〇〇〇	七
二等	一,〇〇〇	二〇
三等	五〇〇	二〇〇
四等	一〇〇	二,〇〇〇
五等	四〇	二〇,〇〇〇
六等	二〇	一七七,七七〇
計		二〇〇,〇〇〇

㈡青鳩組

等級	割増金	当せんの数
宝賞	五〇〇,〇〇〇円	一本
特等	一〇〇,〇〇〇	二
一等	一〇,〇〇〇	七
二等	二,〇〇〇	二〇
三等	一,〇〇〇	二〇〇
四等	二〇〇	二,〇〇〇
五等	四〇	二〇,〇〇〇
六等	一五	一七七,七七〇
計		二〇〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年五月二十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉文部省告示第六号

あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部、厚生省令第二号）により、次の表の第一欄に掲げる学校（課程）で第二欄に掲げる位置にあるものを、それぞれ第三欄に掲げるあん摩師またはあん摩師、はり師、きゆう師養成学校として昭和二十七年二月九日付で認定した。

昭和二十七年二月二十一日　文部大臣　天野　貞祐

第一欄 学校（課程）の名称	第二欄 位置	第三欄 養成学校の種類	備考
岩手県立盲学校（高等部理療科）	岩手県盛岡市北山九〇番地	あん摩師養成学校 (イ)高等部三年 (ロ)別科二年 あん摩師、はり師、きゆう師養成学校 高等部三年、専攻科二年　計五年	昭和二十六年度以降の卒業者に限る。
広島県立盲学校（高等部理療科）	広島県広島市尾長町七五七番地	あん摩師養成学校 (イ)高等部三年 (ロ)別科二年 あん摩師、はり師、きゆう師養成学校 高等部三年、専攻科二年　計五年	
高知県立盲学校（高等部理療科）	高知県高知市越前町五一番地	あん摩師養成学校 別科二年 あん摩師、はり師、きゆう師養成学校 高等部三年、専攻科二年　計五年	
埼玉県立盲学校（高等部理療科）	埼玉県川越市宮元町二、二〇〇番地	あん摩師養成学校 別科二年 あん摩師、はり師、きゆう師養成学校 高等部三年、専攻科二年　計五年	

昭27.2.21.　第7535号

◉**農林省告示第五十六号**

国の負担金及び補助金交付規則（昭和二十四年農林省令第四十一号）に基き、緊急開拓事業入植施設補助金交付規程（昭和二十四年農林省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、昭和二十六年度分の補助金から適用する。

昭和二十七年二月二十一日　農林大臣　広川　弘禅

第二條第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　市町村その他農林大臣又は都道府県知事が適当と認める団体の行う電気施設導入に対する補助に要する都道府県の経費、当該施設費（電気供給事業者が工事費を負担する場合は、その負担分の施設費を除く。）の三分の一以内

第三條第一項第一号中「（別記第一号様式）」、同項第二号中「（別記第二号様式）」及び同項第四号を削り、第五條第一項を次のように改める。

第三條の事業計画書及び収支予算書並びに規則第七條の規定により提出すべき事業成績書及び収支決算書の様式は、農林大臣が、別に定める。

◉**農林省告示第五十七号**

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五條第一項及び食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第四條の規定に基き、昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月二十一日　農林大臣　広川　弘禅

五を次のように改める。

五　削除

◉**農林省告示第五十八号**

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第十條第二項の規定に基き、昭和二十七年における同項の変更事務の取扱期間を次のように定める。

昭和二十七年二月二十一日　農林大臣　広川　弘禅

昭和二十七年三月二十六日から三日間

◉**通商産業省告示第四十二号**

昭和二十六年一月通商産業省告示第三十一号（輸出貿易管理令別表第一第三十号の規定に基く仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月二十一日　通商産業大臣　高橋龍太郎

同第五十号の次に次のように加える。

同第五十一号

◉**通商産業省告示第四十三号**

昭和二十六年十月通商産業省告示第二百六十四号（輸入に関する事項の公表（第四十六回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十月三十日から適用する。

昭和二十七年二月二十一日　通商産業大臣　高橋龍太郎

主要食糧の欄中

「041—0100
042—0210
042—0220
043—0110
043—0120」を

「041—0100
042—0210
042—0220
043—0110
043—0120
042—0230」に改める。

◉**郵政省告示第四十八号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第四條第十七号の規定に基き、昭和二十七年二月二十一日から次の様式の現金封かん紙を発行し、これを五銭で売りさばく。

昭和二十七年二月二十一日　郵政大臣　佐藤　栄作

様式

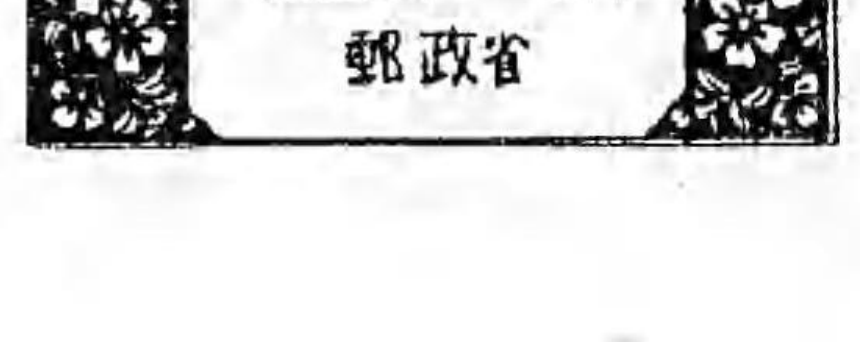

刷色　草色

印面寸法　縦一六・五ミリ
　　　　　横三八ミリ

◉**電気通信省告示第五十一号**

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十七年二月一日から、次の地方電気通信取扱局を設置した。

なお、下記の郵便局における電気通信業務の取扱を廃止するとともに、その事務は、頭書の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年二月二十一日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	所属地方機関			電気通信事務廃止郵便局
		管理所	通信部	通信局	
八日市場電報電話局	千葉県匝瑳郡八日市場町	銚子	千葉	関東	八日市場郵便局
龍ケ崎電報電話局	茨城県稲敷郡龍ケ崎町	土浦	茨城	関東	龍ケ崎郵便局
赤穂電報電話局	長野県上伊那郡赤穂町	岡谷	長野	信越	赤穂郵便局
小出電報電話局	新潟県北魚沼郡小出町	長岡	新潟	信越	小出郵便局
津川電報電話局	新潟県東蒲原郡津川町	新潟	新潟	信越	津川郵便局
川崎町電報電話局	静岡県榛原郡川崎町	掛川	静岡	東海	川崎郵便局
美濃電報電話局	岐阜県武儀郡美濃町	関	岐阜	東海	美濃郵便局
岩淵電報電話局	静岡県庵原郡富士川町	静岡	静岡	東海	岩淵郵便局
津幡電報電話局	石川県河北郡津幡町	金沢	石川	北陸	津幡郵便局
泊電報電話局	富山県下新川郡泊町	魚津	富山	北陸	泊郵便局
和歌山勝浦電報電話局	和歌山県東牟婁郡勝浦町	新宮	和歌山	近畿	勝浦郵便局
南部電報電話局	和歌山県日高郡南部町	田辺	和歌山	近畿	南部郵便局
愛知川電報電話局	滋賀県愛知郡愛知川町	彦根	滋賀	近畿	愛知川郵便局
甲山電報電話局	広島県世羅郡甲山町	尾道	広島	中国	甲山郵便局
平田電報電話局	島根県簸川郡平田町	出雲	島根	中国	平田郵便局
総社電報電話局	岡山県吉備郡総社町	倉敷	岡山	中国	総社郵便局
備前電報電話局	岡山県和気郡備前町	岡山	岡山	中国	片上郵便局
正明市電報電話局	山口県大津郡深川町	萩	山口	中国	正明市郵便局
山口小松電報電話局	山口県大島郡小松町	岩国	山口	中国	小松郵便局
久賀電報電話局	山口県大島郡久賀町	岩国	山口	中国	久賀郵便局
久万電報電話局	愛媛県上浮穴郡久万町	松山	愛知	四国	久万郵便局
宿毛電報電話局	高知県幡多郡宿毛町	中村	高知	四国	宿毛郵便局
高知高岡電報電話局	高知県高岡郡高岡町	高知	高知	四国	高岡郵便局
大口電報電話局	鹿児島県伊佐郡大口町	川内	鹿児島	九州	大口郵便局
伊集院電報電話局	鹿児島県日置郡伊集院町	伊集院	鹿児島	九州	伊集院郵便局
大船渡電報電話局	岩手県気仙郡大船渡町	一関	岩手	東北	大船渡郵便局
遠野電報電話局	岩手県上閉伊郡遠野町	盛岡	岩手	東北	遠野郵便局
温海温泉電報電話局	山形県西田川郡温海町	鶴岡	山形	東北	温海温泉郵便局
左沢電報電話局	山形県西村山郡左沢町	山形	山形	東北	左沢郵便局

◉**電気通信省告示第五十二号**

次の地方電気通信取扱局は、昭和二十七年一月三十一日限り廃止した。但し、その事務は、下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十七年二月二十一日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	承継局
八日市場電気通信施設区	千葉県匝瑳郡八日市場町	八日市場電報電話局
龍ケ崎電気通信施設区	茨城県稲敷郡龍ケ崎町	龍ケ崎電報電話局
蒲原電気通信施設区	静岡県庵原郡蒲原町	岩淵電報電話局
津幡電気通信施設区	石川県河北郡津幡町	津幡電報電話局
泊電気通信施設区	富山県下新川郡泊町	泊電報電話局
愛知川電気通信施設区	滋賀県愛知郡愛知川町	愛知川電報電話局
南部電気通信施設区	和歌山県日高郡南部町	南部電報電話局
甲山電気通信施設区	広島県世羅郡甲山町	甲山電報電話局
片上電気通信施設区	岡山県和気郡片上町	備前電報電話局
総社電気通信施設区	岡山県吉備郡総社町	総社電報電話局
大島久賀電気通信施設区	山口県大島郡久賀町	久賀電報電話局
正明市電気通信施設区	山口県大津郡正明市町	正明市電報電話局
久万電気通信施設区	愛媛県上浮穴郡久万町	久万電報電話局
宿毛電気通信施設区	高知県幡多郡宿毛町	宿毛電報電話局
伊集院電気通信施設区	鹿児島県日置郡伊集院町	伊集院電報電話局
大口電気通信施設区	鹿児島県伊佐郡大口町	大口電報電話局
大船渡電気通信施設区	岩手県気仙郡大船渡町	大船渡電報電話局

◉**建設省告示第百六十八号**

土地収用法第二十條の規定によつて事業の認定をしたので左記の通り告示する。

昭和二十七年二月二十一日　建設大臣　野田　卯一

一　起業者の名称　建設大臣

一　事業の種類　国道二十三号線の改築

一　起業地　香川県坂出市坂出町字中筋地内

訓　令

◉**大蔵省訓令第一号**

大蔵省所管歳入徴収官

昭和二十六年度大蔵省主管一般会計歳入科目表に次のとおり追加する。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

昭和二十六年度大蔵省主管一般会計歳入科目表

（末尾に△印を追加）

部	款	項	目
租税及印紙収入	租税	△日本銀行券発行税	△日本銀行券発行税

◉**大蔵省訓令第二号**

大蔵省所管歳入徴収官

昭和二十六年度大蔵省所管財産税等収入金特別会計歳入科目表に次のとおり追加する。

昭和二十七年二月二十一日　大蔵大臣　池田　勇人

昭和二十六年度大蔵省所管財産税等収入金特別会計歳入科目表

（末尾に△印を追加）

款	項	目
△調整勘定利益分配金	△調整勘定利益分配金	△調整勘定利益分配金

正　誤

昭和二十七年二月十三日公布農林省令第三号食糧管理法施行規則の一部を改正する省令中二五一頁二段二三行「第四号」は「第五号」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十六年十二月二十七日電気通信省告示第二百七十号中、名称「湯出（ゆのつる）郵便局」は「湯出（ゆで）郵便局」の誤り。

電気通信省官報報告主任

昭和二十七年二月十三日建設省告示第百十五号中第四表公益事業用建築物の市部工事費予定額「49,296」は「419,296」の誤り。

建設省官報報告主任

国会事項

○衆　議　院

◉**要求書受領**　二月十八日、内閣総理大臣から、参議院議員奥むめおを日本工業標準調査会委員に任命することについて国会法第三十九條但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

◉**政府委員承認**　二月十九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵省主税局税制課長　泉　美之松

大蔵省主税局調査課長　亀徳　正之

大蔵省主計局司計課長　平井　平治

◉**議案提出**　二月十九日議員から提出した議案は次の通りである。

東洋精神文化振興に関する決議案（若林義孝外三十三名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

○参　議　院

◉**議事日程**　二月二十日の議事日程は左の通り。

議事日程　第十四号

昭和二十七年二月二十日（水曜日）

午前十時開議

第一　台湾引揚者の接収財産返還等に関する請願　（委員長報告）

第二　台湾引揚者の接収財産返還に関する請願（二件）　（委員長報告）

第三　米国まぐろ関税問題に関する陳情　（委員長報告）

第四　奄美大島の日本復帰に関する陳情　（委員長報告）

第五　漁船の不法だ捕防止等に関する陳情　（委員長報告）

◉**議案受領（予備審査）**　二月十九日内閣から左の議案が送付された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

◉**議案付託（予備審査）**　二月十九日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

地方行政委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

郵政委員会に付託

叙任及び辞令

○内　閣

◉昭和二十七年一月十八日

勲八等に叙し瑞宝章を授ける　小川　初次

◉昭和二十七年一月十九日

勲二等　田原　淳

旭日重光章を授ける

警察予備隊本部装備局長　中村　卓

警察予備隊本部経理局長　窪谷　直光

（各通）

第十三回国会政府委員を命ずる（二月十九日）

○警察予備隊

警察予備隊本部局長　中村　卓

装備局通信課長事務取扱を命ずる

警察予備隊本部課長　中村日出男

装備局通信課長を免じ長官房勤務を命ずる（以上一月二十一日）

同　中村日出男

電気通信省へ出向を命ずる（二月九日）

○法　務　府

特別審査局監査第三課長検事　大野　正

特別審査局調査第二課長に充てる

特別審査局調査第二課長法務府事務官　岩浅　百千

特別審査局監査第三課長を命ずる（以上一月十五日）

文部事務官　麓　保孝

石田　幹之助

奥井　復太郎

川原　次吉郎

文部教官　緒方　富雄

同　玉虫　文一

外務事務官　東郷　文彦

文部教官　成田　成壽

大使館参事官　徳永　太郎

文部教官　手塚　富雄

同　前田　陽一

外務事務官　新関　欽哉

井桁　貞敏

（各通）

昭27.2.21. 第7535号

外務事務官 吉川 重蔵
奥野信太郎
法務府事務官 鶴岡 千仭
司法試験考査委員を命ずる（二月七日）

宇都宮区検察庁副検事 木野 政治
兼ねて真岡区検察庁副検事に補する（二月十五日）

栃木区検察庁副検事兼宇都宮区検察庁副検事 佐野 吾作
静岡区検察庁副検事に補する（二月十六日）

○文部省

文部教官 森 周六
兼ねて山口大学教授に補する（二十六年十一月一日）

同 久保 泰平
同 大谷 三良
同 山本 浩
同 稲岡 恵
（各通）
願により本官を免ずる（二十六年十二月三十一日）

同 八木 徹
願により本官を免ずる（一月十五日）

同 岡田 準次
国家公務員法第七十九條第一号により休職を命ずる（一月十六日）

同 笠 邦夫
同 金尾 音美
同 矢田 義勇
（各通）
願により本官を免ずる（一月三十一日）

同 真崎 健夫
北海道大学医学部長および北海道大学結核研究所長安田守雄海外出張不在中事務代理を命ずる

同 和泉 学
東北大学助教授に補する

同 笹井 明
千葉大学教授に補する

同 石井 光一
新潟大学新潟医科大学講師に補する

同 待鳥 又喜
九州工業大学教授に補する

同 田中 二男
佐賀大学助教授に補する（以上二月一日）

同 谷 一郎
アメリカ合衆国へ出張を命ずる（二月二日）

同 渡辺 宗重
北海道大学水産学部長および北海道大学函館水産専門学校長に補する

同 武田志麻之輔
北海道大学水産学部長および北海道大学函館水産専門学校長を免ずる

同 石黒 美種
徳島大学工学部長に補する

同 久保 進
徳島大学工学部長を免ずる

同 高森 時雄
徳島大学医学部長および徳島大学徳島医科大学長に補する

同 中田 篤郎
徳島大学医学部長および徳島大学徳島医科大学長を免ずる（以上二月七日）

西田 直二
京都大学名誉教授の称号を授ける（二月九日）

○農林省

農林技官 中村 直彦
願に依り本官を免ずる（二月十五日）

○電気通信省

大蔵事務次官 舟山 正吉
電気通信省運営審議会委員を命ずる

同 長沼 弘毅
電気通信省運営審議会委員を免ずる
（以上二十六年四月二十日）

会計検査院事務総長 池田 直
電気通信省運営審議会委員を命ずる

同 綿貫 譲一
電気通信省運営審議会委員を免ずる
（以上一月二十七日）

電気通信事務官 田上 信義
滝川電気通信管理所長事務代理を免ずる（二月一日）

同 増田 元一
関東電気通信局営業部長事務取扱を命ずる（二月十一日）

○経済安定本部

経済調査官 奥田 貞夫
福岡管区経済局監査部監査第三課長事務取扱を命ずる

同 黒田正七郎
願に依り本官を免ずる（以上二月七日）

経済安定事務官 藤生 武
総裁官房統計課勤務を命ずる

経済安定本部部員 和泉 伝蔵
願に依り本職を免ずる（以上二月十五日）

経済安定事務官 高山 博
経済安定技官 森 仁
（各通）
総裁官房統計課勤務を命ずる（二月十六日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第48号

日本国有鉄道線路名称（昭和24年6月日本国有鉄道公示第17号）の一部を次のように改正し、昭和27年3月1日から施行する。

昭和27年2月21日
日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

高徳線の部中「撫養線（池谷撫養間）」を「鳴門線（池谷鳴門間）」に改める。

◉日本国有鉄道公示第49号

連絡運輸規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のように改正し、昭和27年3月1日から施行する。

昭和27年2月21日
日本国有鉄道総裁 長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和27年2月21日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
直方区検察庁

○昭和二十三年支領第八八号（藤丸安利外一名詐欺等事件）
一、時計 一個

○昭和二十四年保第三一六号（江口マツエ食糧管理法違反事件）
一、換価金 九百十九円九十六銭
○昭和二十六年区領第一五八号（高瀬友雄傷害事件）
一、庖丁 一本
○同領第三〇号（藤田猛五名賭博事件）
一、毛布 一枚
○同領第一五六号（津波古重吉銃砲刀剣類等所持禁止令違反事件）
二、ペンチ 一個
三、白手袋 一双
四、ロップ 一枚
五、風呂敷 一枚
六、作業衣上下 一組
○同領第九四号（藤岡セツ子薬事法違反事件）
一、ネオパンプロン 六八本
○同領第二二四号（佐々木蟹喜遺失物横領事件）
一、西洋タオル 二枚
○同領第一六〇号（金時漢銃砲刀剣類等所持取締令違反事件）
一、日本刀 一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
尾道区検察庁

○昭和二十六年保第九七八号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金 一六、四二〇円
○同保第九八〇号（同）
一、同 四、七五五円
○同保第九七三号（大池ヨシ子酒税法違反被疑事件）
一、換価金 一五円
○同保第七六〇号（渡辺樋三郎瀬戸内海漁業取締規則違反被疑事件）
一、同 五一〇円
○同保第一一六一号（大池石松外一名酒類配給規則違反被疑事件）
一、同 三、四〇六円四〇銭
○昭和二十五年保第六五五号（磯谷岩松食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金 九、四五八円
○同保第七四一号（福一鶴一同）
一、同 九五三円
○同保第七七三号（渡壁実雄瀬戸内海漁業取締規則違反被疑事件）
一、換価金 四三七円五〇銭
○同保第七七四号（渡辺燮春同）
一、同 二七〇円
○同保第八一五号（同）
一、米換価金 一五、八五八円
○同保第五二八号（金村こと金容基酒税法違反被疑事件）
一、換価金 三五〇円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
大舘区検察庁

○昭和二十六年押第三〇号（石戸谷清食糧管理法違反事件）
一、米換価金 一万四千五十四円二十二銭
二、セメント袋 十六枚
○同押第四〇九号（菅原恵吉外七名賭博事件）
一、場紙 一枚
二、茶わん 一個
三、古雑誌 一冊
○同押第四一四号（張騰淑外一名同）
一、玉 三個
二、硝子盤 一枚
三、遊技券 十一枚
四、貼紙 一枚
○同押第四一七号（相沢安雄外一名傷害事件）
一、男下駄 一個
○同押第四三〇号（山田弟八外二名賭博事件）
一、トランプ札 四十枚
二、煙草 二十三本
○同押第四三二号（被疑者不明物価統制令違反事件）
一、水枕 四枚
二、風呂敷 一枚
三、米等換価金 七十七円四十五銭
○同押第四三三号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、米 同 四千九十二円八十銭
二、布袋 十五枚
三、風呂敷 三枚
四、リュックサック 一個
五、籠 二個
○同押第四五三号（同）
一、米換価金 一万三千八百四十三円二十二銭
二、古リュックサック 三個
三、手提籠 二個
四、竹籠 二個
五、籠 二個
○同押第四五四号（同）
一、米換価金 二千八百八十五円九銭
二、布袋 三枚
三、風呂敷 一枚
四、籠 一個
五、リュックサック 一個
○同押第四六五号（同）
一、米換価金 九百八十六円二十七銭
二、南京米袋 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
新宮区検察庁

○昭和二十六年領第一一五号（中村学窃盗事件）
一、荷台 一個
二、車輪 二本
三、車軸 二個
○同領第一〇号（綿瀬誠一郎同）
一、中古自転車 一台

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
秋田地方検察庁大舘支部

○昭和二十五年押第四三号（岩本相穆外一名酒税法違反事件）
一、桶 一個
二、焼酎壜 一本
三、同 一本
四、三斗甕 一個
五、一升壜 一本
○同二十六年押第五七号（鄒淵哲同）
一、桶 一個
二、濁酒 一三四合
三、桶 一個
四、濁酒 一四〇合
五、桶 一個
六、同 一個
七、濁酒 二四四合
八、同 二五七号
九、五升壜 一個
十、焼酎 三四合
十一、銅製一斗罐 二個
十二、一斗壜 一個
十三、焼酎 八九合
十四、四斗樽 一個
十五、合成清酒 五九合
十六、濾過器 一個
十七、罐 一個
十八、クエン酸 微量
十九、一升壜 十本
二十、同 十本
二十一、合成清酒 九九合
二十二、ゴム管 一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
本荘区検察庁

○昭和二十六年領第一一三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金 二千八円十六銭
二、ボール箱 一個
三、木綿袋 一枚
四、同 三枚
五、黒木綿風呂敷 一枚
○同領第一一四号（同）
一、米換価金 八百八十一円二十八銭
二、背負籠 二個
三、木綿袋 二枚
○同領第一一五号（同）
一、米換価金 四千三百六十三円五十銭
二、布袋 三枚
三、風呂敷 三枚
四、竹籠 一個
○同領第一一八号（同）
一、ボール箱 一個
二、木綿袋 一枚
三、同 一枚
四、米換価金 七百七円八十四銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
津山区検察庁

○昭和二十六年領第八二九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等換価金 五千五百四十四円
○同領第八三〇号（同）
一、同 九千六百二円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
帯広区検察庁

○昭和二十六年領第五七六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、紙袋 一枚
○同領第五七三号（同）
一、同 一枚
○同領第五七八号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中） 一包
○同領第五七五号（同）
一、同（布袋在中） 一包
○同領第五二八号（同）
一、風呂敷 一枚
○同領第五七七号（同）
一、麻袋 一枚
○同領第五二六号（同）
一、茶色風呂敷 一枚
二、ボール箱（紙袋入） 一個
○同領第五七二号（同）
一、紙袋 一枚
○同領第五七九号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中） 一包
○同領第五二九号（同）
一、手提籠 一個
○同領第五八〇号（同）
一、紙袋 一枚
○同領第六二二号（同）
一、同 一枚
○同領第六一〇号（同）
一、風呂敷包（白布袋在中） 一包
○同領第六〇二号（同）
一、御用籠（布袋在中） 一個
○同領第六〇五号（同）
一、白布袋 一枚
○昭和二十四年領第五七八号（井村某外三名同）
一、換価金 六千六百九十九円六十二銭
二、メモ 一枚
○昭和二十六年領第五七四号（氏名不詳同）
一、紙袋 一枚
○同領第五七一号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中） 一包
○同領第五八四号（同）
一、同（布袋在中） 一包
○同領第五四四号（同）
一、同（紙袋在中） 一包
○同領第五八二号（同）
一、リックサック 一個
○同領第六一四号（同）
一、手下籠（布袋在中） 一個
○同領第六一七号（同）
一、風呂敷包（白布袋在中） 一包
○同領第五九五号（同）
一、籠（布袋在中） 一個
○同領第五六七号（同）
一、リックサック 一個
○同保第二三六号（同）
一、換価金 千七百九十七円
○同保第二三三号（同）
一、同 八百九十二円
○同保第二三八号（同）
一、同 七百九十九円
○同保第二三五号（同）
一、同 六百四十七円
○同保第一八八号（同）
一、同 一千五百三十二円
○同保第二三七号（同）
一、同 千六百四十銭
○同保第一八六号（同）
一、同 千七百四十六円
○同保第二三二号（同）
一、同 九百五円
○同保第二三九号（同）
一、同 千六百八十八円
○同保第一八九号（同）
一、同 四百七十七円
○同保第二四〇号（同）
一、同 八百五円
○同保第二〇八号（同）
一、同 千六百七十円
○同保第二七〇号（同）
一、同 二千七百四十四円
○同保第二六二号（同）
一、同 二千五百六十五円
○同保第二六五号（同）
一、同 千七百九十一円
○同保第二三四号（同）
一、同 千七百八十四円
○同保第二三一号（同）
一、同 四百三十三円
○同保第二四四号（同）
一、同 七百六十四円
○同保第二〇四号（同）
一、同 八百五十三円
○同保第二四二号（同）
一、同 八百二十三円
○同保第二七四号（同）
一、同 七百七十五円
○同保第二七七号（同）
一、同 八百七十一円
○同保第二五五号（同）
一、同 千二百十八円
○同保第二二七号（同）
一、同 八百二十九円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
鉾田区検察庁

○昭和二十六年領第二〇号（平岡孝吉食糧管理法違反事件）
一、換価金 千二百十四円
○同領第八四号（飯名操同）
一、同 八百四十一円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
山形地方検察庁

○昭和二十六年地嘱第五号（朴京守酒税法違反事件）
一、薪（小束） 一束
二、薪（大束） 一束

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
因島区検察庁

○昭和二十六年第四三号（小林武夫窃盗被告事件）
一、屑鉄引揚道具 一式
二、半袖シャツ 一枚
三、ランニング（袖無シ） 一枚
四、毛布 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
横手区検察庁

○昭和十一年領第五三号（氏名不詳嬰児殺事件）
一、古ゴムシーツ（防水布） 一枚
○昭和二十一年領第八三号（佐藤鉄雄窃盗事件）
一、現金 六百八十円
二、紙袋 一枚
○昭和二十五年領第一八二号（鎌田賢治同）
一、現金 百二十円
○昭和二十六年領第一七四号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、背負籠 一個
二、風呂敷 一枚
三、布袋 二枚
四、背負縄 一本
○同提第八二号（同）
一、米換価金 九百二十八円
○同領第一八一号（同）
一、布袋 六枚
○同提第八五号
一、米換価金 千九百七十三円
○同領第一八五号（奥山丑松窃盗事件）
一、南京米袋 一枚
二、背負縄 一本
三、棒 一本
四、草履 一足
六、中古タオル 一本
○同領第一二一号（佐々木長之助遺失物横領事件）
一、作業服 一枚
二、現金 三百六十円
三、巻尺 一個
四、汽車切符 一枚
○同領第一九三号（被疑者不明食糧管理法違反事件）
一、紙袋 一枚
○同提第九二号（同）
一、米換価金 九百二十八円
○同領第一九四号（同）
一、紙袋 一枚
○同提第九三号（同）
一、米換価金 八百十二円
○同領第一九七号（木村六右ヱ門窃盗事件）
一、洋傘 一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀区検察庁

○昭和二十六年保第一五一八号（中村澄子酒税法違反事件）
一、換価金 三百八十四円三銭
○同保第一七六六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、同 千二百七十七円
○同保第一七六七号（同）
一、同 千四十六円
○同保第一七六八号（同）
一、同 五百八十一円
○同保第一七六九号（同）
一、同 千三百十九円
○同保第一七七〇号（同）
一、同 六千三十七円
○同保第一七七一号（同）
一、同 四千一百二十二円
○同保第一七七二号（同）
一、同 二千七百八十六円

昭27.2.21.　第7535号

○同領第一七〇三号（同）
一、同　二千四百三十八円
○同領第一七〇四号（同）
一、同　一万三千六百四十二円
○同領第一七〇五号（同）
一、同　一千七百四十一円
○同領第一七〇六号（同）
一、同　四百六十四円
○同領第一七〇七号（同）
一、同　一千二百十九円
○同領第一七〇八号（同）
一、同　二千七百二十八円
○同領第一七〇九号（同）
一、同　五百八十一円
○同領第一七一〇号（同）
一、同　二千三十二円
○同領第一七一一号（同）
一、同　二千四百九十六円
○同領第一七一二号（同）
一、同　一千八百円
○同領第一七一三号（同）
一、同　六百九十七円
○同領第一七一四号（同）
一、同　一千五百八円
○同領第一七一五号（同）
一、同　一千二百十九円
○同領第一七一六号（同）
一、同　三万四千五百四十二円
○同領第一七一七号（同）
一、同　五千三十円

右証拠物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　小城区検察庁

○昭和二十六年領第二九九号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千五百八十一円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三〇〇号（同）
一、換価金　八百七十二円
二、手提袋　一枚
○同領第三〇一号（同）
一、換価金　二千三十二円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　二枚
○同領第三〇二号（同）
一、換価金　一千六百十八円
二、風呂敷　二枚
○同領第三〇三号（同）
一、換価金　二千三十二円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　二枚
○同領第三〇四号（同）
一、換価金　一千六百二十五円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　二枚

○同領第三〇五号（同）
一、換価金　一千五百六十七円
二、布袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三〇六号（同）
一、換価金　八百七十一円
二、手提　一個
三、靴下　一足
四、布袋　二枚
五、毛糸　一巻
○同領第三〇七号（同）
一、換価金　一千六百十八円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇八号（同）
一、換価金　一千一百七十一円
二、風呂敷　一枚
○同領第三〇九号（同）
一、換価金　七百五十三円
二、紙袋　一枚
○同領第三一〇号（同）
一、換価金　八百十三円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一一号（同）
一、換価金　六百三十七円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三一二号（同）
一、換価金　一千四百三十一円
二、風呂敷　二枚
三、ナイロン袋　一枚
四、紙袋　一枚
○同領第三一三号（同）
一、換価金　一千二百六十七円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三一四号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三一五号（同）
一、換価金　一千八百四十八円
二、風呂敷　一枚
○同領第三一六号（同）
一、換価金　五百一円
二、布袋　二枚
○同領第三一七号（同）
一、換価金　一千六百二十五円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三一八号（同）
一、換価金　一千六百二十五円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三一九号（同）
一、換価金　二千三百九十九円
二、紙袋　三枚
三、風呂敷　二枚
四、麻縄　一本

○同領第三二〇号（同）
一、換価金　八百七十一円
二、風呂敷　一枚
三、手提　一個
四、布袋　一枚
○同領第三二一号（同）
一、換価金　一千六百二十三円
二、風呂敷　一枚
○同領第三二二号（同）
一、換価金　一千六百八十三円
二、布袋　三枚
三、風呂敷　二枚
○同領第三四八号（同）
一、換価金　五百五十円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第三四九号（同）
一、換価金　一千三百三十五円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三五〇号（同）
一、換価金　七百五十円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第三五一号（同）
一、換価金　七百十三円
二、紙袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三五二号（同）
一、換価金　六百二十五円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
○同領第三五三号（同）
一、換価金　五百五十円
二、毛糸シヤツ　二枚
三、布袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○同領第三五四号（同）
一、換価金　一千四百五十一円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同領第三五五号（同）
一、換価金　一千七百二円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
四、紙袋　一枚
○同領第三五六号（同）
一、換価金　一千九百七十四円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第三五七号（同）
一、換価金　八百七十五円
二、紙袋　二枚
○同領第三五八号（同）
一、換価金　六百七十五円
二、紙袋　二枚

○同領第三五九号（同）
一、換価金　一千一百二円
二、紙袋　一枚
三、布袋　一枚
○同領第三六〇号（同）
一、換価金　一千四百五十一円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　二枚
○同領第三六一号（同）
一、換価金　七百五十五円
二、風呂敷　一枚
三、手提　一個
○同領第三六二号（同）
一、換価金　九百八十七円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　二枚
○同領第三六三号（同）
一、換価金　一千二百六十一円
二、登山袋　一枚
三、布袋　一枚
○同領第三六四号（同）
一、換価金　一千四十七円
二、手提　一個
三、布袋　一枚
○同領第三六五号（同）
一、換価金　一千二百五十円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第三六六号（同）
一、換価金　一千九百七十四円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
○同領第三六七号（同）
一、換価金　一千四百五十一円
二、買物籠　一個
三、布袋　三枚
○同領第三六八号（同）
一、換価金　七百五十一円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　一枚
四、網籠　一個
○同領第三六九号（同）
一、換価金　一千二百十九円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　一枚
四、セメント袋　一枚
○同領第三七〇号（同）
一、換価金　九百八十七円
二、手提　一個
三、布袋　一個
○同領第三七一号（同）
一、換価金　一千一百七十五円
二、風呂敷　一枚
三、紙袋　二枚

右記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　鹿島区検察庁

○昭和二十六年押第二三六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百九十七円
二、[illegible]布袋　一枚
○同押第二三七号（同）
一、換価金　四百九十三円
二、手提袋　一枚
三、布袋　一枚
○同押第二三八号（同）
一、換価金　六百六十八円
二、風呂敷　二枚
三、帯　一本
四、袋　二枚
○同押第二三九号（同）
一、換価金　九百八十七円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第二四〇号（同）
一、換価金　千二十二円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二四一号（同）
一、換価金　千九十一円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二四二号（同）
一、換価金　千九十七円
二、リユックサック　一個
三、袋　二枚
○同押第二四三号（同）
一、換価金　九百五十二円
二、リユックサック　一個
三、袋　一枚
○同押第二四四号（同）
一、換価金　七百四十九円
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二四五号（同）
一、換価金　九百三十五円
二、リユックサック　一個
三、袋　一枚
○同押第二四六号（同）
一、換価金　千十六円
二、布袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二四七号（同）
一、換価金　九百四十六円
二、買物籠　一個
三、布袋　一枚
○同押第二四八号（同）
一、換価金　千八十円
二、リユックサック　一個
三、布袋　一枚

○同押第二四九号（同）
一、換価金　九百二十三円
二、買物籠　一個
三、布袋　一枚
○同押第二五〇号（同）
一、換価金　千三百四十一円
二、袋　二枚
○同押第二五一号（同）
一、換価金　千百九十六円
二、袋　二枚
○同押第二五二号（同）
一、換価金　千六百八十三円
二、リユックサック　一個
三、布袋　一枚
○同押第二五三号（同）
一、換価金　三百五十九円
二、紙袋　一枚
○同押第二五四号（同）
一、換価金　千九十七円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
○同押第二五五号（同）
一、換価金　九百九十八円
二、リユックサック　一個
三、袋　一枚
○同押第二五六号（同）
一、換価金　八百三十六円
二、リユックサック　一個
三、布袋　一枚
○同押第二五七号（同）
一、換価金　七百四十三円
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚
○同押第二七一号（同）
一、換価金　八百三十六円
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　松本区検察庁

○昭和二十六年領第四九〇号（大滝やよい食糧管理法違反事件）
一、粳精米換価金　五百三十二円九十銭
○同証第五一八号（田口正雄外一名同）
一、小口扱貨物申告書　一
二、大豆換価金　四千五百七十四円十銭
三、南京袋　五
四、リンゴ箱　五
五、大豆換価金　四千五百三十八円七十銭
六、南京袋　五
七、リンゴ箱　五
○同証第一七号（田中玩具店同）
一、精米換価金　八百四十四円二十六銭
二、麻縄　三
三、竹行李　三
四、麻袋　六
○同証第五〇八号（藤原小十郎同）
一、鉄道荷札　一
二、粳精米換価金　二百六十円八十銭
三、玄小麦換価金　六百五十円八十銭
四、木製箱　五
五、コモ莚　五
六、ズック袋　五
七、紙袋　一
○同証第五〇九号（加藤政夫同）
一、白米換価金　百二十六円五十九銭
二、切符　一
○同証第五一〇号（藤井米一同）
一、大豆小豆換価金　百七十一円六十四銭
○同証第五一一号（田中繁同）
一、精米換価金　八百四十四円二十銭
二、竹コリ　三
三、麻袋　一
四、布袋　二
五、縄　三
○同証第五一二号（井上憲一同）
一、精米換価金　五十三円六十銭
二、大豆換価金　四十八円七十八銭
○同証第五一三号（中田盛男同）
一、麻袋　一
二、精米換価金　二百三十三円十六銭
○同証第五一四号（田中三郎同）
一、同　三百六十一円八十銭
二、小豆換価金　百五十円九十銭
三、米袋（衣製）　一
四、米袋（紙製）　一
○同証第五一六号（橋本十郎同）
一、精米換価金　二百八十一円四十銭
二、麻縄　一
三、竹行李　一
四、麻袋　二
○同証第四二六号（斎藤誠同）
一、精米換価金　七百六十五円五十銭
○同証第四二五号（張成敏同）
一、小豆換価金　五百七十八円九十銭
二、布袋　一
三、木綿袋　四
四、鉄道乗車券　一
○同証第四二四号（加藤義雄同）
一、精米大豆換価金　百四十八円六十九銭
○同証第四二三号（佐藤一男同）
一、大豆換価金　百二十五円二十八銭

○同証第四三四号（金子貞治同）
一、同　二百三十八円三銭
○同証第五〇七号（谷川不二哉同）
一、荷札　一
二、小麦粉換価金　千四十一円九十銭
三、ソバ粉換価金　三百八十円八十八銭
四、木製箱　六
五、こも　六
六、ずつく袋　六
七、紙袋　六
○同証第四九四号（川上つね同）
一、丸麦換価金　二百八円五十銭
二、乗車券　一
○同証第四九三号（山田幸雄同）
一、精米換価金　百四十円六十五銭
二、乗車券　一
○同証第四九二号（井上清子同）
一、小麦換価金　百十円七十銭
二、丸麦換価金　九十二円七十銭
三、乗車券　一
○同証第四九一号（金鐘光同）
一、リユックサック　一
二、同　一
三、手提布鞄　一
四、木札　三
五、米糀換価金　五百二十一円二銭
○同証第四三一号（田中一郎同）
一、小麦粉換価金　二百二十七円五十銭
二、乗車券　一
○同証第四三〇号（川上照子同）
一、精米換価金　百三十七円四十四銭
○同証第四二九号（加藤正一郎同）
一、リユックサック　一
二、乗車券　一
三、精米換価金　二百二十七円八十銭
○同証第四二八号（金子武男同）
一、リユックサック　一
二、布製提鞄　一
三、小豆換価金　二百八十五円七十二銭
○同証第四二七号（小林武男同）
一、精米換価金　二百十一円二十銭
○同証第五〇六号（高橋よしみ同）
一、同　九百八十一円十五銭
○同証第五〇五号（田中清同）
一、木箱入中布袋入　二
二、精米換価金　四百二十円四銭
○同証第五〇四号（杉山秋子同）
一、リユックサック　一
二、木綿米入袋　二
三、竹籠　一
四、乗車券　一

○同証第五〇三号（百瀬利勝同）
一、青色リユックサック　一
二、風呂敷　一
三、粳精米換価金　三百五十五円十銭
○同証第四八八号（西原一郎同）
一、精米換価金　六百四十一円五十銭
○同証第四八七号（寺島新次郎同）
一、同　二百七十一円七十銭
○同証第四八六号（権炳太同）
一、粳精米換価金　二千九十八円二十銭
二、小豆換価金　三百七十五円九十銭
○同証第五〇〇号（吉田清同）
一、鉄道乗車券　一
二、精米換価金　二百四十六円四十銭
○同証第四九九号（米山良雄同）
一、木箱入中布袋入　二
二、精米換価金　四百十一円七十七銭
○同証第四九八号（村本貞子同）
一、竹籠　一
二、風呂敷　一
三、精米換価金　百八十七円六十一銭
○同証第四八三号（浅井うめ同）
一、同　四百四十二円
○同証第四四〇号（木村一郎同）
一、リユックサック　一
二、風呂敷　四
三、布袋　二
四、乗車切符　二
五、精米、大豆、小豆、押麦換価金　九百二十六円二十銭
○同証第四七九号（平野清登同）
一、精米換価金　五百九十六円八十四銭
二、鉄道乗車券　一
三、木綿袋　二
四、金属製ボストンバツク　一
五、布製トランク　一
○同証第四七八号（井上高司同）
一、大豆換価金　五百三十一円九十銭
二、風呂敷　一
三、リユックサック　一
○同証第四七七号（小林忠己同）
一、大豆、粟換価金　千百二十五円十八銭
○同証第四七六号（井上順一郎同）
一、大豆、精粟換価金　五百八十二円八銭
○同証第四七五号（岩原義雄外一名同）
一、小豆換価金　千七百六十九円六十銭
二、荷札　一
○同証第四七三号（辺尺高子同）
一、精米換価金　三百一円九十銭

○同証第四六九号（大石みつ同）
一、精米、大豆換価金　千二百十五円五十銭
二、乗車券　一
三、風呂敷　三
四、布袋　六
五、手提袋　一
六、紙袋　二
七、リユックサック　一
○同証第四三九号（山本達雄同）
一、小豆換価金　四百二十五円四十銭
○同証第四八四号（上原三郎同）
一、粳白米換価金　三百六十五円五十銭
二、ガーゼ製袋　三
○同証第四三九号（小松盤同）
一、買受証　一
二、大豆換価金　千六百二十七円十銭
三、麻袋　一
○同証第四八五号（加藤政一同）
一、大豆換価金　七百三十五円三十銭
二、リユックサック　一
三、綿製鞄　一
四、風呂敷　二
五、袋　二
○同証第四八一号（林兼弘同）
一、小豆換価金　千百八十六円
○同証第四四七号（広田吉次同）
一、精米、サヽゲ豆換価金　七百七十円
○同証第四四六号（井口三郎同）
一、小豆換価金　二千七百三十九円
○同証第四四五号（青木建吉同）
一、サヽゲ豆換価金　二千八百四十七円
○同証第四四二号（飯島某同）
一、大豆換価金　千七百五十五円十銭
二、荷札　四
○同証第四五一号（小川由一同）
一、精米換価金　三百二十一円三十銭
二、小豆換価金　四十五円七十五銭
三、大豆換価金　百六十七円八十銭
○同証第四五〇号（大野まさ子同）
○同証第四四九号（秋村富治同）
一、小豆換価金　二千三百七十三円
○同証第四四八号（斎藤謙治同）
一、大豆換価金　五百六十三円二十銭
二、乗車券　一
○同証第四五四号（伊戸木みすの同）
一、大豆換価金　二百八十一円六十銭
二、小豆換価金　四百六十六円八十銭

○同証第四五三号（加藤忠雄同）
一、硬精米　換価金　二百三十二円七銭

○同証第四五九号（福田明男同）
一、空箱　三
二、小豆　換価金　六百四十六円三十銭

○同証第四六一号（田中吉弘同）
一、精米　換価金　四百五十二円八十銭

○同保管票第三三二五号（中玉宋同）
一、同　三千四百七十円

○同証第三七二号（芦沢正男同）
一、白米　換価金　四百十七円七十九銭

○同証第三六七号（金二祚同）
一、リュックサック　一
二、ボール箱　一
三、米糀　換価金　二百八十七円六十銭
四、手帳　一
五、冬オーバー　一
六、ライター　二

○同証第三七一号（伊藤三郎同）
一、精米、小麦粉　換価金　四百七十円四十銭

○同証第一九九号（朴魯述同）
一、精米　換価金　千七百三十四円

○同証第三六六号（小池鴻吉同）
一、同　千五百九十二円四十八銭

○同証第三六五号（滝沢実同）
一、大豆　換価金　千四百十八円三十銭

○同保管票第一三三三号（小川良一同）
一、精米　換価金　四千四百九十四円

○同証第二八三号（同）
一、石油箱　一
二、ボール箱　二
三、麻袋　一
四、布袋　一

○同保管票第一三三三号（斉藤房太郎同）
一、精米、糯米　換価金　八千五百五十五円

○同証第二八六号（同）
一、麻袋　四
二、莚包　四
三、荷札　二

○同保管票第一三三二号（服部徳二郎同）
一、精米、糯米　換価金　千百九十四円

○同証第二八五号（同）
一、石油箱　二
二、荷札　一

○同保管票第二一八号（金権斗同）
一、糯米　換価金　一万二十四円

○同証第一九五号（同）
一、石油箱　六
二、石油罐　十二
三、荷札　二

○同保管票第三六三号（大野玉子同）
一、精米　換価金　千三百十三円

○同証第三〇三号（竹内勇詐欺事件）
一、麻裏草履　一

○同証第五六六号（中島道夫窃盗事件）
一、兎　一
二、竹籠　一

○同保管票第二七六号（工藤一豊食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　二千六百七十四円

○同証第五一五号（五味清物価統制令違反事件）
一、衣料品中子セーター　換価金　九百四十八円

○昭和二十六年証第四九五号（山田君子食糧管理法違反事件）
一、丸麦　換価金　百五十六円三十二銭

○同証第四六七号（小島義雄同）
一、精米　換価金　八百三十四円三十銭
二、風呂敷　四
三、袋　三
四、布鞄　二

○同証第四六三号（金井道伊同）
一、精米　換価金　八百七十五円三十銭

○同証第四六二号（中村勇治同）
一、大豆　換価金　六百三円九十銭
二、紙袋　二
三、風呂敷　一

○同証第四八一号（梶原正次同）
一、日通渋谷支店配達先不明貨物照会状　一
二、日通明科営業所梶原正次宛照会手紙　一
三、大豆　換価金　六百二十五円八十銭

○同保管票第三二六号（山中一孝同）
一、精米　換価金　千百五十七円

○同保管票第三三四号（中川某同）
一、同　二千百四十円

○同保管票第三二七号（石井喜三同）
一、同　二千三百十三円

○同証第四八二号（原四郎同）
一、日通渋谷支店配達先不明貨物照会状　一
二、日通明科営業所原四郎宛照会手紙　一
三、大豆　換価金　六百二十五円八十銭

○同証第三七五号（吉川勝同）
一、前掛（木綿）袋　一
二、リュックサック　一
三、布袋　二
四、乗列切符　二
五、米入チョッキ　一
六、精米　換価金　八百三十七円六十銭

○同証第二六五号（権東述酒税法違反事件）
一、蒸餾器　一
二、冷却器　一
三、馬首　一
四、濾過器　一

○同証第三九七号（岡本三郎窃盗事件）
一、現金　四百二十円
二、同　千五百円
三、同　千百四十円

○昭和二十五年証第二二七号（多田渥美昭和二十一年勅令第三一一号違反事件）
一、違反文書宣伝ビラ　一

○昭和二十六年保管票第一五九号（久保勝子食糧管理法違反事件）
一、精米　換価金　千二十七円

○同保管票第一五五号（山本正雄同）
一、同　二千六百七十四円

○同証第三〇四号（同）
一、竹籠　一
二、布袋　大一・小二八
三、紙袋　五
四、風呂敷　一

○昭和二十五年証第三二五号（浅川君夫詐欺事件）
一、質札　一

○長野地方裁判所松本支部昭和二十五年証第二四号（矢島清一郎強盗殺人事件）
一、手拭　一
二、布切　一
三、布切　一
四、丸型菓子罐　一
五、小丼（直径四寸二分のもの）　一
六、硝子盥　一
七、小丼（直径五寸二分のもの）　一
八、硝子盥（高さ一尺のもの）　一
九、硝子盥蓋　一
一〇、障子紙舐穴　二
一一、煙草吸殻　一
一二、入歯　一
一三、木綿製白布米袋　一
一四、化粧石鹸　一
一五、女物毛手袋　一
一六、絹藤色風呂敷　一
一七、女物黒木綿モンペ　一
一八、地下足袋　一
一九、綿サージ布切　一
二〇、葉書　一

○長野地方裁判所松本支部昭和二十六年証第七号（西沢とし子詐欺横領事件）
一、借用証　一

広島区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年保三六五七（中台浦吉食糧管理法違反事件）
一、換価金　二一五円八四銭

○同二十二年保第二一九六号（山田義男同）
一、同　五八円五〇銭

○同二十四年保第三〇五八号（森岡タマ同）
一、同　三二五円二四銭

○同二十六年保第一四九五号（不詳同）
一、同　五九六円

○同保第一五三四号（増岡マスノ同）
一、同　六九五円

○同保第九〇六号（本地ハルミ同）
一、同　四一五円

○同保第一、五一一号（不詳同）
一、同　一四九〇円

○同保第一、五一二号（同）
一、同　一二三九円

○同保第一、五一〇号（同）
一、同　一四二九円

○同保第一五〇九号（同）
一、同　八二五円

○同保第一、五〇八号（同）
一、同　一一二九円

○同保第一五〇七号（同）
一、同　八七四円

○同保第一五〇六号（同）
一、同　六七四円

○同保第一五〇五号（同）
一、同　五三八円

○同保第一五〇四号（同）
一、同　一〇七〇円

○同保第一五〇三号（同）
一、同　五八六円

○同保第一五〇二号（同）
一、同　八七〇円

○同保第一五〇一号（同）
一、同　九一六円

○同保第一五〇〇号（同）
一、同　八七五円

○同保第一四九九号（同）
一、同　七六四円

○同保第一四九八号（同）
一、同　八九六円

○同保第一、四九七号（同）
一、同　一〇四円

○同保第一四九六号（同）
一、同　六六一円

○同保第一四九四号（同）
一、同　四一五円

○同保第一五二四号（同）
一、同　九二二円

○同保第一、五四三号（同）
一、同　一、二四〇円

○同保第一五四六号（同）
一、同　五四六円

○同保第一五四五号（同）
一、同　七四三円

○同保第一五四七号（同）
一、同　八八九円

○同保第一五四九号（同）
一、同　四一五円

○同保第一六〇九号（同）
一、同　五二六円

○同保第一、五四八号（同）
一、同　一、一五七円

○同保第一五五〇号（同）
一、同　六七六円

○同保第一五五一号（同）
一、同　五五四円

○同保第一五五三号（同）
一、同　二八七円三五銭

○同保第一五五二号（同）
一、同　一、二六五円

○同保第一五五四号（同）
一、同　九七七円

○同保第一五五五号（同）
一、同　五七四円七〇銭

○同保第一五五六号（同）
一、同　四九二円六〇銭

○同保第一五五七号（同）
一、同　二四六円三〇銭

○同保第一五五八号（同）
一、同　七〇二円

○同保第一五五九号（同）
一、同　一〇五〇円

○同保第一五六〇号（同）
一、同　九四四円

○同保第一五六一号（同）
一、同　三五三円

○同保第一五六二号（同）
一、同　四二三円

○同保第一五六五号（同）
一、同　六一二円

○同保第一五六六号（同）
一、同　五六七円

○同保第一五六八号（同）
一、同　九五二円

○同保第一六〇一号（同）
一、同　三八二円

○同保第一六〇二号（同）
一、同　四三九円

○同保第一六〇四号（同）
一、同　五三四円

○同保第一六〇五号（同）
一、同　三七〇円

○同保第一、五八九号（同）
一、同　二〇九七円

○同保第一六〇六号（同）
一、同　四五二円

○同保第一六〇七号（同）
一、同　四〇六円

○同保第一六〇八号（同）
一、同　八四二円

○同保第一五八八号（同）
一、同　五五八円

○同保第一六〇三号（同）
一、同　五〇五円

○同保第一五九二号（同）
一、同　四一九円

○同保第一五六三号（同）
一、同　七二二円

○同保第一五六四号（同）
一、同　六八六円

○同保第一五六七号（同）
一、同　五七五円

○同保第一五七三号（同）
一、同　五七五円

○同保第一五七一号（同）
一、同　八七四円

○同保第一五七四号（同）
一、同　二九九円

○同保第一五七六号（同）
一、同　四三九円

○同保第一五九四号（同）
一、同　二五〇円

○同保第一五九三号（同）
一、同　五七一円

○同保第一六一〇号（同）
一、同　二三四円

○同保第一五九五号（同）
一、同　三二〇円

○同保第一五九六号（同）
一、同　八四二円

○同保第一五九七号（同）
一、同　五八七円

○同保第一五九八号（同）
一、同　六三二円

○同保第一五九九号（同）
一、同　八〇一円

○同保第一六〇〇号（同）
一、同　九七三円

○同保第一五九〇号（同）
一、同　一、〇三一円

○同保第一五九一号（同）
一、同　七二七円

○同保第一、五八七号（同）
一、同　一二七七円

○同保第一五八六号（同）
一、同　四三九円

○同保第一五八五号（同）
一、同　一〇四三円

○同保第一五八四号（同）
一、同　四一九円

○同保第一五八三号（同）
一、同　四二八円

○同保第一五八二号（同）
一、同　六九九円

○同保第一五八一号（同）
一、同　八二一円

○同保第一五八〇号（同）
一、同　五七五円

○同保第一五七八号（同）
一、同　七六八円

○同保第一五七七号（同）
一、同　一〇六六円

○同保第一五七九号（同）
一、同　七一四円

○同保第一五七八号（同）
一、同　七三八円

○同保第一五七二号（同）
一、同　七四〇円

○同保第一五七〇号（同）
一、同　六九七円

○同保第一五六九号（同）
一、同　五九五円

○同保第[illegible]号（同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（藤村大助同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（久保田正美同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（山本安子同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（沖野仁一同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（田中ちよ子同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（山田義旭同）
一、同　[illegible]

○同保第[illegible]号（森田せつ同）
一、同　[illegible]

○同保第一一九三号（金田はるえ同）
一、同　五五八円三〇銭

○同保第一二〇一号（森谷よし子同）
一、同　八八八円二五銭

○同保第一二〇九号（藤本かよ同）
一、同　六九三円二〇銭

○同保第一一八五号（瀬尾とし代同）
一、同　一二〇円七八銭

○同保第一一八四号（大年フミ同）
一、同　一六六円二〇銭

○同保第一一〇九号（山本とみえ同）
一、同　一〇円七八銭

○同保第一一六六号（玉置恒同）
一、同　四六二円

○同保第一四五七号（林千恵子同）
一、同　五四八円

○同保第一四六三号（大下とき同）
一、同　一四八円

○同保第九一六号（小城はなこ同）
一、同　四八円

○昭和二十五年保第一〇七四号（山本盛夫同）
一、同　二八一円

○昭和二十六年保第一一九七号（中村花枝同）
一、同　七四一円二七銭

○昭和二十五年保第八二六号（森本ミヤ子同）
一、同　四三〇円

○昭和二十四年保第三三六二号（斉藤君子同）
一、同　五五八円九〇銭

○昭和二十二年保第一二三三号（沖野ユキワ同）
一、同　二七六円六五銭

○昭和二十四年保第三〇七三号（三戸スズ子同）
一、同　六二三円八三銭

○同保第二九六号（木村マリ子同）
一、同　四二八円一七銭

○同保第二九二号（吉田ナツ子同）
一、同　六八六円八七銭

○同保第二三八号（山本三郎同）
一、同　七一五円六〇銭

○同保第三三六七号（東ツネ同）
一、同　二四六円六〇銭

○昭和二十三年保第二一九一号（葛原昭二同）
一、同　四五円七五銭

○同保第三九七号（上原弘同）

○同保第四〇一三号（楠本ハツエ同）
一、同　六〇八円五〇銭

○昭和二十四年保第二九三九号（中本フサ同）
一、同　四六二円

○昭和二十二年保第五一二号（鈴木宗太郎同）
一、同　一九円一三銭

○昭和二十六年領第二五五一号（不詳同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚

○同領第二五三四号（同）
二、袋　六枚
三、竹籠　一個

○同領第二五三三号（同）
二、袋　三枚

○同領第二五三五号（同）
二、袋　一枚

○同領第二五三六号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第二五四五号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、風呂敷　[illegible]

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、手提籠　一枚

○同領第[illegible]号（同）
二、袋　[illegible]
三、背負籠　一個

○同領第二六四三号（同）
三、袋　[illegible]
四、竹籠　一個

○同領第二六四五号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚

○同領第二六四四号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚

○同領第二六四六号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚

○同領第二六四七号（同）
二、袋　一枚

○同領第二六四八号（同）
一、紙袋　二枚

○同領第二六四九号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六五〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚

○同領第二六五一号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六五二号（同）
二、袋　二枚

○同領第二六五三号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六五四号（同）
二、袋　三枚
三、リュックサック　一個

○同領第二六五五号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六五六号（同）
二、袋　一枚
三、手提籠　一枚

○同領第二六五七号（同）
二、袋　一枚
三、手提籠　一枚

○同領第二六五八号（同）
二、袋　一枚
三、背負籠　一個

○同領第二六五九号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚

○同領第二六六〇号（同）
三、風呂敷　三枚
四、袋　三枚

○同領第二六六一号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六六二号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第二六六三号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　一枚

〇同領第二六六四号（同）
二、袋　四枚
三、風呂敷　四枚
〇同領第二六六五号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六六六号（同）
二、風呂敷　一枚
三、袋　一枚
〇同領第二六六七号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二六六八号（同）
二、袋　二枚
〇同領第二六六九号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二六七〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　三枚
〇同領第二六七一号（同）
二、紙袋　二枚
〇同領第二六七二号（同）
二、袋　二枚
三、リュックサック　一個
〇同領第二六七三号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六七四号（同）
二、風呂敷　三枚
三、袋　三枚
〇同領第二六七五号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　三枚
〇同領第二六七六号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六七七号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六七八号（同）
二、袋　三枚
三、手提袋　一個
〇同領第二六七九号（同）
二、袋　一枚
三、手提袋　一個
〇同領第二六八〇号（同）
二、リュックサック　一個
三、袋　一枚
四、手提籠　一個
〇同領第二六八一号（同）
二、袋　三枚
三、背負籠　一個
〇同領第二六八四号（同）
二、袋　一枚

〇同領第二六八五号（同）
二、袋　四枚
三、竹籠　一個
〇同領第二七一一号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚
〇同領第二七一〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二七〇九号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二七〇八号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二七〇七号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二七〇六号（同）
二、袋　一枚
〇同領第二七〇五号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二七〇四号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二七〇三号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二七〇二号（同）
二、袋　一枚
〇同領第二七〇一号（同）
二、紙袋　二枚
〇同領第二七〇〇号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二六九九号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚
〇同領第二六九八号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二六九七号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚
〇同領第二六九六号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六九五号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六九四号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
〇同領第二六九三号（同）
二、袋　三枚
三、風呂敷　三枚

〇同領第二六九二号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六九一号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六九〇号（同）
三、リュックサック　一個
四、大袋　一枚
〇同領第二六八九号（同）
二、袋　二枚
三、手提袋　一枚
〇同領第二六八八号（同）
二、袋　二枚
三、リュックサック　一枚
〇同領第二六八七号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二六八六号（同）
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第二一八二号（高田一雄窃盗事件）
一、自転車ノート　一冊
〇同領第二五二〇号（大久保正雄物々交換等取締規則違反事件）
一、濠州製冬外套　一着
〇昭和二十四年領第二八四八号（島谷輝雄外一名窃盗事件）
一、カッターシャツ　一枚
二、洋傘　一本
四、和傘　一本
〇同領第五三号（田中清治外一名同）
一、短靴　一足
四、懐中電燈　一本
五、風呂敷　一枚
〇同領第二〇四号（兪村泰鎮同）
二、ゴム底ズック靴　一足
〇同領第一八〇八号（森兼和子酒税法違反事件）
一、焼酎　一升
二、一升瓶　一本
〇同領第八二四号（中森和子窃盗事件）
一、敷布　一枚
〇同領第一四八号（松田敏夫こと李開生窃盗、傷害事件）
二、ワイシャツ　一枚
三、ネクタイ　一本
〇同領第六六五号（海地哲郎窃盗事件）
二、風呂敷　一枚
〇昭和二十四年領第一五五六号（中近島三郎物価統制令違反事件）
一、金銭出納簿　一冊
二、販売帳　一冊
〇同領第五二号（福万公男窃盗事件）
七、名刺　一枚
八、風呂敷　一枚

〇同領第八九一号（吉岡幸彦外一名同）
二、斧　一丁
三、スッパナー　一丁
四、ペンチ　一本
五、防火栓盗破片　三個
〇同領第五五〇号（森行義同）
一、短靴　一足
二、短靴　一足
三、短靴　一足
〇同領第二八六号（金文植同）
三、一升びん　五本
四、ビールびん　一本
〇同領第一三九九号（吉田四郎同）
二、軍隊用雨外套　二枚
〇同領第二〇九七号（上田昇外一名同）
五、のみ　一本
六、懐中電燈　一本
〇同領第一五四七号（李権小同）
四、小型懐中電燈　一本
五、ドライバー　一本
六、風呂敷　一枚
七、下駄　一足
八、襦袢　一枚
〇同領第一一六一号（不詳食糧管理法違反事件）
三の一、天幕　一枚
三の二、紙袋　二枚
〇同領第二六八号（同）
二、袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、手提袋　一個
〇同領第五六四号（山本三郎同）
二、リュックサック　一個
〇同領第一九三七号（不詳同）
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
〇同領第一八七六号（李正宇軽犯罪法違反事件）
二、ドライバー　一本
〇昭和二十五年領第二〇〇五号（沖隆夫窃盗事件）
二、手提袋　一枚
四、紙片　一枚
〇同領第一五七三号（吉岡賢雄同）
一、ペンチ　一本
〇同領第一二四四号（朴寿業同）
一、紙片　一枚
〇昭和二十四年領第一五〇八号（海地哲郎同）
二、敷布　一枚
三、洋傘　一本
〇昭和二十五年領第一四一三号（朴順鳳軽犯罪法違反事件）
一、ドライバー　一本

〇同領第二三二五号（不詳食糧管理法違反事件）
三、袋　二枚
四、袋　一枚
五、風呂敷　一枚
六、手提袋　一個
七、細帯　一本
〇同領第一四一号（木村マサ子同）
五、風呂敷　一枚
六、袋　四枚
〇同領第八〇号（山口ユキエ同）
三、袋　一枚
四、袋　一枚
〇昭和二十六年領第二六三七号（下元裕窃盗事件）
一、婦人用ズボン
〇同領第七六六号（青砥竹典同）
一、ジャンパー　一着
二、ズボン　一本
〇昭和二十一年領第六八一号（田羽正博外三名同）
四、自動車譲書　一枚
五、領収書　一枚
六、領収書　一枚
〇同領第三〇七号（豊川辰雄同）
一、万年筆　一本
〇同領第二七四号（日浦五司同）
一、ペンチ　一本
〇昭和二十二年領第二三七号（植竹直一詐欺事件）
四、権利譲渡書　一枚
〇昭和二十三年領第一四二二号（広野昭彦外一名物価統制令違反事件）
一、木綿縞反　五反
〇昭和二十三年領第三二六号（小池高一食糧管理法違反事件）
二、布袋　一枚
〇昭和二十五年領第七三八号（金応植同）
一、竹籠　二個
二、セメント袋　四枚
領外一　風呂敷　一枚
〇昭和二十二年保第一一七三号（平田一夫同）
一、換価金　五五円五六銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
城辺区検察庁

〇昭和二十三年保第四号（山下実食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　七〇一円三三銭
〇昭和二十四年保第八号（土広正足臨時物資需給調整法違反被疑事件）
一、同　一、一七五円七六銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
三本木区検察庁

〇昭和二十五年領第四四七号（神田源市外四名賭博事件）
一、現金　六千八百円
二、花札　四十枚
〇同領第五四八号（魚谷正義外一名同）
一、現金　四百円
二、花札　四十枚
〇同領第六八〇号（佐々木喜代吉外一名同）
一、現金　八千百円
〇昭和二十六年領第二九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千七百五十五円
〇同領第三五号（同）
一、同　六百十五円
〇同領第三六号（同）
一、同　五百七十四円
〇同領第三七号（同）
一、同　九百二円
〇同領第三八号（同）
一、同　一千百八十九円
〇同領第三九号（同）
一、同　一千百四十八円
〇同領第四〇号（同）
一、同　二千六百四十五円三十五銭
〇同領第四二号（高橋マサ同）
一、同　四百三十円三十二銭
〇同領第七五号（三浦政栄同）
一、同　一千百十三円
〇同領第七九号（金藤きみ同）
一、同　五百三十三円
〇同領第九四号（花松オヒヨ同）
一、同　五百三十三円
〇同領第一二五号（被疑者不詳同）
一、同　八百五十八円
〇同領第一二六号（同）
一、同　二千百十一円
〇同領第一四五号（木村三郎同）
一、同　七百二十九円
〇同領第一五〇号（山本さわ同）
一、同　三百二十八円
〇同領第一五一号（被疑者不詳同）
一、同　九百二円
〇同領第一五二号（同）
一、同　三百二十八円
〇同領第一五三号（同）
一、同　八百八十円
〇同領第一五四号（同）
一、同　五百七十四円
〇同領第一五五号（同）
一、同　八百二十円

〇同領第一五六号（同）
一、同　一千百八十九円
〇同領第一五七号（同）
一、同　三百八円
〇同領第一五八号（同）
一、同　一千二十五円
〇同領第一五九号（同）
一、同　五百七十四円
〇同領第一六〇号（同）
一、同　五百二十八円
〇同領第一六一号（同）
一、同　一千四百七円
〇同領第一六二号（同）
一、同　五百五円
〇同領第一八〇号（同）
一、同　三百二十四円
〇同領第一八一号（同）
一、同　九百三十七円
〇同領第一八二号（同）
一、同　四百七十三円
〇同領第一八三号（同）
一、同　一千九十九円
〇同領第一八四号（同）
一、同　一千三百二十五円
〇同領第一八五号（同）
一、同　六百六十二円
〇同領第一八九号（同）
一、同　二千三百三円
〇同領第一九一号（佐々木勝美同）
一、同　一千三百八十一円七十銭
〇同領第一九六号（木村勝己同）
一、同　七百十七円
〇同領第一九九号（山崎ハル同）
一、同　三百六十九円
〇同領第二〇〇号（林みよ同）
一、同　百四十三円
〇同領第二〇二号（柏崎トシ同）
一、同　百五十四円
〇同領第二〇四号（坂井田ナツ同）
一、同　九百二十円
〇同領第二〇五号（上久保ソメ同）
一、同　五百十二円
〇同領第二〇九号（被疑者不詳同）
一、同　一千百二十七円
〇同領第二一〇号（同）
一、同　一千九百八十七円
〇同領第二一一号（同）
一、同　三〇九円
〇同領第二一二号（同）
一、同　七百十円
〇同領第二一三号（同）
一、同　一千六十六円
〇同領第二一四号（同）
一、同　三百二十八円

〇同領第二一五号（同）
一、同　一千七百三円
〇同領第二一六号（同）
一、同　四百五十一円
〇同領第二一七号（同）
一、同　九百九十五円
〇同領第二一九号（蛯名キワ同）
一、同　七百五十七円
〇同領第二二五号（佐々木タカ同）
一、同　七百六十四円
〇同領第二二六号（山本ミネ同）
一、同　五百六十八円
〇同領第二二七号（久保田イト同）
一、同　三百六十一円
〇同領第二四二号（被疑者不詳同）
一、同　七百六十二円
〇同領第二四三号（同）
一、同　八百四十九円
〇同領第二七八号（馬場ハツ同）
一、同　三百二十八円
〇同領第二八〇号（被疑者不詳臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　三百九十四円
〇同領第二九四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同　百七十五円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
〇同領第二九七号（工藤ひさ同）
一、換価金　一千九十五円
〇同領第三〇一号（松浦濫水物価統制令違反事件）
一、同　五百円
〇同領第三〇四号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同　五百二十七円
〇同領第三〇五号（同）
一、同　三百五十二円
〇同領第三二三号（佐々木正義窃盗事件）
一、懐中電燈　二
二、錠鍵　五
三、ペンチ　一
〇同領第三二七号（田中ナツ食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百三十一円
〇同領第三六二号（被疑者不詳同）
一、同　二百十円
〇同領第三七〇号（同）
一、同　一千五百六十三円六十銭
〇同領第三八一号（清水セン同）
一、同　二千八百四十四円
〇同領第三八二号（林キミ同）
一、同　一千二百五十三円六銭
〇同領第三八六号（被疑者不詳同）
一、同　二千八百十九円

〇同領第三九六号（山田愛之助同）
一、物品受払簿　一
〇同領第四〇三号（佐々木信吉窃盗事件）
一、現金　三百円
〇同領第四一七号（山本光子酒税法違反事件）
一、換価金　四十九円
〇同領第四一八号（李相基同）
一、同　百一円
〇同領第四五五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同　六百九十二円四十銭
〇同領第四六三号（同）
一、同　一千三百二十七円十銭
〇同領第四六五号（本望角蔵酒税法違反事件）
一、四斗甕　一
二、四斗桶　一
三、二斗桶　一
四、三斗五升桶　一
五、一斗八升桶　一
六、一升甕　一
七、一升壜　一
八、一升壜　一
九、七升手桶　一
十、一斗桶　一
十一、八升ツバ釜　一
十二、笊　一
十三、一斗桶　一
十四、布袋　一枚
十五、一斗五升半切　一枚
十六、七升半切　一枚
十七、金属製洗桶　一
十八、一斗桶　一
十九、漏斗　一
二十、スリ鉢　一
二十一、ドンブリ　一
二十二、三升ツバ釜　一
二十三、笊　一
二十四、ヘラ　一
二十五、重曹　四〇〇瓦

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
長岡区検察庁

〇昭和二十六年第一〇八〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千五百六円
〇同第一〇八一号（同）
一、同　千四百四十八円
〇同第一〇七八号（同）
一、同　千九百六十九円
〇同第一〇七九号（同）
一、同　三百七十八円
〇同第一〇三五号（同）
一、同　七百五十三円

〇同第一〇一八号（同）
一、同　九百八十五円
〇同第一〇一九号（同）
一、同　七百二十四円
〇同第一〇二〇号（同）
一、同　五百五十円
〇同第一〇二一号（同）
一、同　四百五円
〇同第一〇二二号（同）
一、同　三百四十八円
〇同第一〇二三号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇二四号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇二五号（同）
一、同　八百十一円
〇同第一〇二六号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇二七号（同）
一、同　八百二十一円
〇同第一〇四二号（同）
一、同　九百八十五円
〇同第一〇四三号（同）
一、同　四百五円
〇同第一〇四四号（同）
一、同　四百五円
〇同第一〇四五号（同）
一、同　千三百三十二円
〇同第一〇四六号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇四七号（同）
一、同　三百七十六円
〇同第一〇四八号（同）
一、同　三百四十八円
〇同第一〇四九号（同）
一、同　百十六円
〇同第一〇五〇号（同）
一、同　三百七十六円
〇同第一〇五一号（同）
一、同　四百六十三円
〇同第一〇五二号（同）
一、同　二百三十二円
〇同第一〇五三号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇五四号（同）
一、同　百四十五円
〇同第一〇五五号（同）
一、同　四百五円
〇同第一〇五六号（同）
一、同　三百十九円
〇同第一〇五七号（同）
一、同　五百五十円
〇同第一〇五八号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇五九号（同）
一、同　三百七十六円

昭27.2.21.　第7535号

〇同第一〇六〇号（同）
一、同　三百七十六円
〇同第一〇六一号（同）
一、同　八百十一円
〇同第一〇六二号（同）
一、同　八百十一円
〇同第一〇六三号（同）
一、同　六百八円
〇同第一〇六四号（同）
一、同　七百五十三円
〇同第一〇〇八号（同）
一、同　三百十九円
〇同第一〇〇九号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇一〇号（同）
一、同　四百六十三円
〇同第一〇一一号（同）
一、同　五百二十一円
〇同第一〇一二号（同）
一、同　七百五十三円
〇同第一〇一三号（同）
一、同　千三百三十二円
〇同第一〇一四号（同）
一、同　八百六十九円
〇同第一〇一五号（同）
一、同　二百三十二円
〇同第一〇一六号（同）
一、同　二百九十円
〇同第一〇一七号（同）
一、同　七百八十二円
〇同第一〇七六号（同）
一、同　千二百十六円
一、馬鞍一個
〇同第二三二号（近藤槇一窃盗事件）
一、中古自転車一台

新庄区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
〇昭和二十六年押第五一五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金五百二十二円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五一六号（同）
一、米換価金八百十二円
二、紙袋一枚
〇同押第五一七号（同）
一、米換価金六百九十六円
二、手提籠一個
三、風呂敷一枚
四、布袋一枚
〇同押第五一八号（同）
一、米換価金七百五十四円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚
〇同押第五一九号（同）
一、米換価金七百五十四円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二〇号（同）
一、米換価金千五百八円
二、風呂敷一枚
三、紙袋二枚
〇同押第五二一号（同）
一、米換価金七百五十四円
二、紙袋一枚
三、風呂敷一枚
〇同押第五二二号（同）
一、米換価金千二百七十六円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二三号（同）
一、米換価金八百十二円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二四号（同）
一、米換価金八百四十一円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二五号（同）
一、米換価金九百四十五円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二六号（同）
一、米換価金四百六円
二、布袋一枚
〇同押第五二七号（同）
一、米換価金四百二十六円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二八号（同）
一、米換価金六百六十二円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五二九号（同）
一、米換価金五百二十円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三〇号（同）
一、米換価金九百四十六円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三一号（同）
一、米換価金三百七十八円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三二号（同）
一、米換価金三百七十八円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚
〇同押第五三三号（同）
一、米換価金六百六十二円
二、布袋一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三四号（同）
一、米換価金三百三十一円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三五号（同）
一、米換価金四百七十三円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三六号（同）
一、米換価金九百二十八円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三七号（同）
一、米換価金八百十二円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同押第五三八号（同）
一、米換価金七百四十円
二、リュックサック一個
三、風呂敷一枚
四、布袋一枚
〇同押第五三九号（同）
一、米換価金千三百二十五円
二、背負籠一個
三、風呂敷二枚
〇同押第五四〇号（同）
一、米換価金九百九十三円
二、背負籠一個
三、風呂敷三枚
〇同押第五四一号（同）
一、米換価金四百七十三円
二、風呂敷一枚
〇同押第五四二号（同）
一、米換価金四百七十三円
二、風呂敷一枚
〇同押第五四三号（同）
一、米換価金百八十九円
二、風呂敷一枚
〇同押第五四四号（同）
一、米換価金二百八十四円
二、手提袋一枚
三、風呂敷一枚
四、布袋一枚
〇同押第五四五号（同）
一、米換価金三百七十八円
二、背負籠一個
三、布袋一枚
四、風呂敷一枚
〇同押第五四六号（同）
一、米換価金百八十九円
二、手提籠一個
三、布袋一枚
〇同押第五四七号（同）
一、米換価金二百三十七円
二、手提籠一個
三、布袋一枚
〇同押第七一三号（同）
一、米換価金八百十二円
二、紙袋一枚
〇同押第七一四号（同）
一、米換価金千七百六十九円
二、紙袋二枚
三、風呂敷一枚
四、竹籠一個
〇同押第七一五号（同）
一、米換価金千七百四十円
二、布袋一枚
三、紙袋一枚
四、風呂敷一枚
五、竹籠一個
〇同押第七二八号（同）
一、米換価金千百六十円
二、ボール箱一個
三、布袋一枚
〇同押第七二九号（同）
一、米換価金八百十九円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚
〇同押第七三〇号（同）
一、米換価金千百三十一円
二、リュックサック一個
〇同押第七三一号（同）
一、米換価金四百九十三円
二、風呂敷一枚
三、布袋一枚

三瀬谷区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
〇昭和二十六年押第一〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金三百四十六円
二、木綿布袋、買物籠　各一
〇同押第一一号（同）
一、米換価金三百七十九円
二、木綿布袋一枚
〇同押第一二号（同）
一、米換価金百七十三円
二、木綿布袋一枚
〇同押第一三号（同）
一、米換価金四百八十円
二、木綿布袋、セメント袋　各一枚
〇同押第一四号（同）
一、米換価金六百二十四円
二、木綿布袋、木綿風呂敷　各一枚
〇同押第一五号（同）
一、米換価金三百七十四円
二、木綿布袋、木綿風呂敷　各一枚
〇同押第一六号（同）
一、米換価金二百四十円
二、木綿布袋、木綿風呂敷　各一枚
〇同押第一七号（同）
一、米換価金二百八十円
二、木綿布袋、木綿風呂敷　各一枚
〇同押第一八号（同）
一、米換価金二百九十三円
二、木綿布袋一枚
〇同押第一九号（同）
一、米換価金二百三十円
二、木綿布袋一枚
〇同押第二〇号（同）
一、米換価金二百六十円
二、風呂敷、竹籠、布袋　各一
〇同押第二一号（同）
一、米換価金三百十二円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第二二号（同）
一、米換価金百八十七円
二、布袋一枚
〇同押第二三号（同）
一、米換価金二百四十五円
二、布袋一枚
〇同押第二四号（同）
一、米換価金二百四十円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第二五号（同）
一、米換価金三百九十八円
二、布袋一枚
〇同押第二六号（同）
一、米換価金二百七十三円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第二七号（同）
一、換価金五百七十八円
二、風呂敷、セメント袋　各一枚
〇同押第二八号（同）
一、換価金五百八十円
二、風呂敷、セメント袋　各一枚
〇同押第二九号（同）
一、換価金三百八十七円
二、布袋一枚
〇同押第三〇号（同）
一、換価金三百二十八円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第三一号（同）
一、換価金百六十八円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第三二号（同）
一、換価金三百十円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第三三号（同）
一、換価金三百二十五円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第三四号（同）
一、換価金二百二十一円
二、風呂敷、布袋　各一枚

〇同押第三五号（同）
一、換価金二百四十五円
二、布袋二枚
〇同押第三六号（同）
一、換価金百二十三円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第三七号（同）
一、換価金三百九十八円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第三八号（同）
一、換価金三百五十六円
二、布袋一枚
〇同押第三九号（同）
一、換価金百六十四円
二、布袋一枚
〇同押第四〇号（同）
一、換価金百十五円
二、布袋一枚
〇同押第四一号（同）
一、換価金六百円五十銭
二、布袋一枚
〇同押第四二号（同）
一、換価金三百二十五円五十銭
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第四三号（同）
一、換価金五百十八円五十銭
二、布袋一枚
〇同押第四四号（同）
一、換価金三百四十円
二、布袋一枚
〇同押第四五号（同）
一、換価金二百二円五十銭
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第四六号（同）
一、換価金六百二十九円
二、風呂敷、布袋　各一枚
〇同押第四七号（同）
一、換価金百九十五円
二、布袋一枚
〇同押第四八号（同）
一、換価金三百四十円五十銭
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第四九号（同）
一、換価金二百五十五円
二、布袋一枚
〇同押第五〇号（同）
一、換価金二百五十四円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五一号（同）
一、換価金二百十三円
二、布袋一枚
〇同押第五二号（同）
一、換価金二百七十六円五十銭
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五三号（同）
一、換価金百九十八円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五四号（同）
一、換価金四百三十八円五十銭
二、布袋一枚
〇同押第五五号（同）
一、換価金二百二十九円五十銭
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五六号（同）
一、換価金三百八十一円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五七号（同）
一、換価金百九十八円
二、布袋一枚
〇同押第五八号（同）
一、換価金二百七円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第五九号（同）
一、換価金三百五十六円五十銭
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第六〇号（同）
一、換価金三百七十七円
二、布袋一枚
〇同押第六一号（同）
一、換価金百九十五円
二、布袋一枚
〇同押第六二号（同）
一、換価金百五十六円
二、布袋一枚
〇同押第六三号（同）
一、換価金二百七十九円
二、布袋一枚
〇同押第六四号（同）
一、換価金六百二十円
二、風呂敷一枚
〇同押第六五号（同）
一、換価金四百六十三円
二、布袋一枚
〇同押第六六号（同）
一、換価金四百七十一円
二、布袋一枚
〇同押第六七号（同）
一、換価金三百十五円五十銭
二、布袋一枚
〇同押第六八号（同）
一、換価金三百十一円五十銭
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第六九号（同）
一、換価金百八十八円五十銭
二、布袋一枚
〇同押第七〇号（同）
一、換価金百二十三円
二、風呂敷一枚
〇同押第七一号（同）
一、換価金五百七十四円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七二号（同）
一、換価金三百八十四円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七三号（同）
一、換価金三百七十四円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七四号（同）
一、換価金五百七十二円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七五号（同）
一、換価金三百三十一円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七六号（同）
一、換価金二百八十六円
二、布袋一枚
〇同押第七七号（同）
一、換価金五百六十四円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七八号（同）
一、換価金四百八十三円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第七九号（同）
一、換価金三百八円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八〇号（同）
一、換価金三百六十九円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八一号（同）
一、換価金三百七十円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八二号（同）
一、換価金三百八円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八三号（同）
一、換価金二百八十六円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八四号（同）
一、換価金五百六円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八五号（同）
一、換価金二百八十六円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第八六号（同）
一、換価金二百六十四円
二、布袋一枚
〇同押第八七号（同）
一、換価金三百八円
二、布袋一枚
〇同押第八八号（同）
一、換価金五百七十四円
二、布袋一枚
〇同押第八九号（同）
一、換価金六百七十二円
二、紙袋一枚
〇同押第九〇号（同）
一、換価金百五十九円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第九一号（同）
一、換価金九十五円
二、布袋、風呂敷　各一枚
〇同押第九二号（同）
一、換価金二百四円
二、布袋、風呂敷　各一枚

山形区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
〇昭和二十六年区領第二五二号（被疑者長沼富治窃盗事件）
三、黒茶色手編シャツ一枚
四、茶色縞風呂敷一枚
六、ももひき一着
〇同区領第七六九号（田中キク食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金三百七十六円
〇同区領第七七一号（小林のぶ同）
一、同　千五十一円
〇同区領第七五六号（野口トモ同）
一、同　二千四百七十九円
〇同区領第七七二号（松井ハル子同）
一、同　千百二十八円
〇同区領第五七三号（被告人佐藤三男窃盗事件）
一、靴の敷皮一組
八、煙草ケース一箇
〇同区領第七五七号（斉藤イト食糧管理法違反被疑事件）
一、米換価金六七〇円
〇同区領第七七〇号（山口とし子同）
一、同　七百二十一円
〇同区領第七四五号（被疑者不明同）
一、同　九百四十円
二、空罐二箇
〇同区領第七四四号（同）
一、米換価金四千六百四十六円
二、竹籠二箇
三、風呂敷六枚
四、紙袋二枚
〇同区領第七八二号（小林寅松同）
一、米換価金三千六百九十七円
〇同区領第七八一号（高橋とよ子同）
一、同　三千三百六十二円
二、同　千九百六十四円
〇同区領第七七九号（鈴木喜三郎同）
一、麦粉換価金千九百六十七円
〇同区領第七二八号（被疑者不明同）
一、同　五百八十六円
二、風呂敷二枚
三、紙袋一枚
〇同区領第七四六号（同）
一、米換価金千二百四十七円
二、風呂敷一枚
三、紙袋一枚
〇同区領第五六一号（同）
一、米換価金千九百二十円
二、リュックサック一個
三、風呂敷一枚
四、白木綿風呂敷一枚
〇同区領第五[illegible]号（鈴木や江同）
一、米換価金[illegible]
〇同区領第六[illegible]号（鈴木義夫同）
一、大豆換価金[illegible]
〇同区領第七[illegible]号（高橋清子同）
一、同　[illegible]
〇同区領第七[illegible]号（被疑者不明同）
一、米換価金[illegible]
二、リュックサック一個
三、布袋一枚
〇同区領第七[illegible]号（同）
一、米換価金[illegible]
二、竹籠[illegible]
三、紙袋[illegible]
四、風呂敷[illegible]
〇同区領第七[illegible]号（同）
一、米換価金一万九千四百四十二円
二、竹籠六箇
三、竹籠手提[illegible]
四、手提[illegible]
五、トランク[illegible]
六、空罐[illegible]
七、紙袋[illegible]
八、風呂敷[illegible]
九、布袋[illegible]
〇同区領第七[illegible]号（同）
一、米換価金[illegible]
二、中古リュックサック[illegible]
三、紙袋一枚
〇同区領第七[illegible]号（同）
一、乾めん換価金[illegible]十銭

田町区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
〇昭和二十六年領第一〇三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、手提籠[illegible]
二、布袋[illegible]
三、タオル[illegible]
四、布製財布　在中金七十一円
内訳
十円紙幣七枚
一円紙幣[illegible]
五、風呂敷一枚
〇同領第一[illegible]号（同）
一、白木綿袋[illegible]
二、白風呂敷[illegible]
三、赤花模様風呂敷[illegible]
〇同保第一五号（同）
一、換価金[illegible]
〇同保第一六号（同）
一、同　五百[illegible]

昭27.2.21.　第7535号

○同保第一七二号（同）
一、同　六百三十七円
○同保第一五九号（北林ちよ同）
一、同　六百五十五円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
十日町区検察庁
○昭和二十六年押第六八号（滝沢某食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　千六百七十四円
○同押第一〇一号（樋口三郎同）
一、同　千二百七十八円
○同押第一〇二号（村山仲夫同）
一、同　九百八十七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
八屋区検察庁
○昭和二十六年保第二七六号（花岡キク食糧管理法違反事件）
一、換価金　千六十三円
○同保第三一五号（氏名不詳同）
一、同　六百三十四円
○同保第三一六号（同）
一、同　九百八十円
○同保第三一七号（同）
一、同　七百四十九円
○同保第三一八号（同）
一、同　六百三十四円
○同保第三一九号（同）
一、同　二千二百四十八円
○同保第三二〇号（同）
一、同　五百七十七円
○同保第三〇八号（同）
一、同　四百四円
○同保第三〇九号（同）
一、同　五百七十七円
○同保第三一〇号（同）
一、同　二百五十九円
○同保第三一一号（同）
一、同　五百七十七円
○同保第三一二号（同）
一、同　七百四十九円
○同保第三一三号（同）
一、同　五百七十七円
○同保第三一四号（同）
一、同　二百九十二円
○同領第一八一号（同）
一、風呂敷　一枚
一、手提袋　一個
○同領第一八二号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第一八三号（同）
一、風呂敷　二枚
一、袋　一枚
○同領第一八四号（同）
一、木綿袋　一枚
○同領第一八五号（同）
一、リュックサック　一個
一、木綿袋　一枚
○同領第一七四号（同）
一、ブリキ罐　一個
一、風呂敷　一枚
○同領第一八六号（同）
一、手提袋　一枚
一、木綿袋　一枚
一、女物小帯　一枚
○同領第一七五号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第一七六号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第一七七号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第一七八号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第一七九号（同）
一、風呂敷　一枚
一、袋　一枚
○同領第一八〇号（同）
一、風呂敷　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
島田区検察庁
○昭和二十五年押第二六号（小原春平窃盗事件）
一、古自転車　一台
○同押第二九号（沢井叔同）
一、リヤカー用リム　二個
○同押第八二号（川本清外一名同）
一、ポマード入空ビン　四個
二、眼鏡　一個
三、ライター　三個
四、指輪　二個
五、パイプ　二個
六、ボールペン　一個
七、タバコケース　一個
八、ゴムノリ　一罐
九、ワイシャツ　二枚
一〇、綿手袋　十七対
一一、風呂敷　四枚
一二、ハンカチーフ　一枚
一三、ネクタイ　一枚
一四、ペンチ　一個
一五、風呂敷　一枚
一六、靴ベラ　一個
○同押第九〇号（鈴木諭吉同）
一、一銭貨幣　二十一個
二、五銭紙幣　十九枚
三、十銭紙幣　五十一枚
四、五十銭紙幣　五十九枚
五、一円紙幣　九枚
六、五円紙幣　一枚
○同押第一〇一号（尾上実男同）
一、古自転車　一台
○同押第一〇八号（小川三郎同）
一、白ズック靴　一個
二、靴下　四足
三、ゴムバンド　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
徳島地方検察庁
○昭和二十四年領第三五一号（宮川徳三郎詐欺事件）
二、三和銀行富岡支店不払小切手額面三千八百円　一枚
三、電報紙　一枚
四、富国生命保険相互会社徳島支店証明書　一枚
○同領第四七二号（西野卯兵衞食糧管理法並煙草専売法違反事件）
一、換価金　七万一千八百九十六円四十四銭
二、叺　二十五枚
三、同　二十五枚
四、唐米袋　四十二枚
五、風呂敷　三枚
六、布袋　三枚
○昭和二十五年領第二〇〇号（守任官平外一名詐欺事件）
六、積荷保険契約申込書　一通
七、保金領収書　一通
八、発送目録福神丸　一通
九、右同富士武丸　一通
○同領第二二二号（前田義定外六名同）
三、平和日本建設同志会々員証明書綴深来義光）　一冊
○昭和二十六年領第二八号（美馬国一業務上横領事件）
六二、出納簿　一冊
六三、貸付元帳　四冊
六四、金銭出納簿　二冊
六五、家計簿　一冊
六六、新生無尽契約証書　四通
○同領第二九三号（中西知同）
九、四国セールズより野田喜平宛株式証明　一通
一〇、登記謄本　一通

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
徳島池田区検察庁
○昭和二十六年領第八号（大西貞市食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千二百六十六円
二、麻袋　三枚
○同領第二七号（宗海春光窃盗事件）
一、白木綿パンツ　一枚
○同領第五九号（須賀本ツネ食糧管理法違反事件）
一、布袋　二枚
二、手提籠　一個
三、換価金　八百八十円
○同非領第九一号（久保稔煙草専売法違反事件）
一、裁刻機　一台
○同領第一〇五号（矢川覚市同）
一、砥石　一個
二、カンナ　一個
○同領第一〇六号（西岡治平同）
一、鉱力罐　二個
二、印度米袋　一枚
○昭和二十五年非領第二四六号（平尾任次郎漂流物横領事件）
一、杉材二間末口三寸　一本
二、同二間末口五寸　一本
三、同割木　五十九貫
○同領第二四七号（平尾林市外一名同）
一、同二間末口四寸　一本
二、松材一間半末口六寸　一本
三、杉材一間半末口四寸五分　一本
四、松材二間末口四寸　一本
五、杉材一間末口七寸五分　一本
六、松材七尺末口八寸　一本
七、杉材一間末口五寸五分　一本
八、杉材一間末口六寸　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
徳島地方検察庁脇町支部
○昭和二十五年領第八六号（阿佐知度公文書偽造行使等事件）
一、復興造林資金支払状況　一枚
○昭和二十六年領第四一号（西岡貞一窃盗詐欺事件）
一、まんぢゆう笠　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
脇町区検察庁
○昭和二十三年領第三七号（上田敏夫物価統制令違反事件）
一、手編糸捺染色　四封度
二、手編糸霜降色　二封度
三、風呂敷　一枚
○昭和二十六年領第九号（浜部貞一傷害事件）
一、女物松焼下駄　片足
○同領第二五号（吉田操窃盗事件）
一、新品靴下　二足
二、新品綿靴下　一足
○昭和二十三年領第六三号（佐藤享物価統制令違反事件）
一、換価金　百二十円
○昭和二十四年非領第三五号（三野宮良同）
一、同　五百四十一円三十銭
○同領第一七〇号（荒川忠雄食糧管理法違反事件）
一、同　八百六十一円四十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
徳島区検察庁
○昭和二十五年領第七四号（境健一食糧管理法違反事件）
一、換価金　六千四百五十三円五十四銭
二、紙袋　八枚
三、風呂敷　三枚
○同領第五二五号（大浜健一窃盗事件）
二、糸引鋸　一本
三、引廻し鋸　一本
四、ハンドル式キリ及歯二本　一個
五、小刀　一本
六、ドライバー　一本
七、ノミ　一本
八、テープ　一巻
九、バール　一本
十、円型電池　一個
十一、電球二〇W　一個
十二、籠　一個
十三、古麻袋　一枚
十四、ペンチ　一本
○昭和二十六年領第九九号（山本三郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千九百十円
二、唐米袋　五枚
○同領第一二一号（中村豊窃盗事件）
一、赤皮表手提鞄　一個
○同領第一六二号（長尾清次食糧管理法違反事件）
一、換価金　一万四百六十三円
二、二輪自転車中古　一台
三、叺俵　五枚
四、南京袋　一枚
五、空カマス　二十四枚
六、叺　二枚
○同領第三九七号（氏名不詳同）
一、換価金　一千八百六十二円
三、麻袋　二枚
四、手提袋　二枚
五、風呂敷　四枚
○同領第三九八号（同）
一、換価金　四千百五円
二、同　千四百四十六円
三、袋物　十五枚
四、風呂敷　十五枚
○同領第三五六号（新居武子同）
一、換価金　六百三十七円
二、白布袋　一枚
三、風呂敷　一枚

○同領第三九九号（氏名不詳同）
一、換価金　一千九百六十八円
二、袋物　三枚
三、風呂敷　三枚
○同領第四二三号（被疑者不詳同）
一、換価金　二万三千二百八十八円
二、木綿袋　四十二枚
二ノ二、風呂敷　二十八枚
二ノ三、セメント袋　一枚
二ノ四、手提袋　一枚
三、黒木綿袋財布　一枚
三ノ二、立会封金一百七円　一封
○同領第四三〇号（同）
一、換価金　一千六百四十四円
二、同　五百五十一円
三、紙袋　二枚
四、白黒風呂敷　二枚
○同領第四五三号（同）
一、換価金　二万三千三百四十四円
二、唐米袋　九枚
三、換価金　三十円
○同領第四五四号（同）
一、同　十二万一千四百円
二、唐米袋　二十七枚
三、布袋　二十六枚
四、換価金　三百円
○同領第四五五号（同）
一、同　一万三百五十三円
二、唐米袋　四枚
○同領第五四四号（木村鶴子同）
一、換価金　三百十円
二、同　八百七円
○同領第三四六号（松下富美子同）
一、同　一千二百三十八円
○同領第二二四号（玉谷勇窃盗事件）
六、クランクブラス小　一個
十、パイプ　二本
○同領第二七〇号（新野鉄蔵外五名同）
七、立会封金十円也　一封
○同領第三八八号（稲光咲子同）
二、婦人用中ヒールチョコレート短靴中古品　一足
○昭和二十三年領第六一八号（金光寿甲酒税法違反事件）
一、ゴム管付ブリキ表丸罐　一個
二、斗瓶入焼酎　一斗
三、機械　一組
四、セイロ　一個
五、桶　六個
六、樽　二個
七、馬穴　一個
八、柄杓　一個
九、ジョーゴ　二個
十、米酒　四斗
○昭和二十五年領第六六二号（高木ツナ同）
一、焼酎一升（一升瓶容在）　一本
二、焼酎醪一斗木桶容在六ケ　六斗
三、冷却器　一個
四、釜　一個
五、蒸溜器　一個
六、一升瓶　一本
七、漏斗　三個
○同領第二一〇号（井上コツル食糧管理法違反事件）
一、換価金　九百十円二十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
岐阜地方検察庁
○昭和二十六年押第一六二四号（被疑者不明食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　一万七千十七円二銭
二、同　一千一百十六円六十九銭
三、同　三千七百三十円三十五銭
四、同　三千三百四十六円九十七銭
五、袋　八枚
○同押第一六二五号（同）
一、換価金　三百十二円六十三銭
二、風呂敷　一枚
○同押第一六二六号（同）
一、換価金　二千五百五十九円
二、風呂敷　五枚
○同押第一六二七号（同）
一、換価金　四千九百九十六円
○同押第一六二八号（同）
一、同　八十六円五十銭
二、同　五百六十七円五十銭
三、風呂敷　一枚
○同押第一六四二号（同）
一、換価金　一千六百九円九十銭
二、同　一千五百二十九円九十銭
三、風呂敷　三枚
○同押第一五六八号（同）
一、換価金　三千四百三十一円
二、袋　四枚
○同押第一六〇一号（同）
一、換価金　三千二百九十一円
二、風呂敷　五枚
○同押第一六〇二号（同）
一、換価金　一千五百二十九円
二、風呂敷　一枚
○同押第一六〇三号（同）
一、換価金　三千二十五円
二、風呂敷　二枚
○同押第一六〇四号（同）
一、換価金　一万九千五百五十二円九十八銭
二、同　九百三十八円十二銭
三、袋　一〇枚
○同押第一六〇五号（同）
一、換価金　四千六百二十六円九十八銭
二、同　二千四百六十三円四銭
三、同　六百三十八円八十銭
四、風呂敷　三枚
○同押第一六〇六号（同）
一、換価金　三千四百一円五十八銭
二、同　一千一百八十七円九十四銭
三、同　四百六十一円九十一銭
四、同　二百七十三円七十九銭
五、同　二千六百七十四円七十八銭
○同押第一六〇七号（同）
一、同　一千七百十八円
二、同　五百七十円
三、袋　三枚
○同押第一六〇八号（同）
一、換価金　一千六百九円九十銭
二、同　一千五百二十九円九十銭
三、風呂敷　二枚
○同押第一六〇九号（同）
一、換価金　一千六百七円
二、袋　一枚
○同押第一六一〇号（同）
一、換価金　一千五百五十七円
二、袋　一枚
○同押第一六一一号（同）
一、換価金　一万一千三百九十円
二、風呂敷　三枚
三、袋　三枚
○同押第一六一二号（同）
一、換価金　一千六十八円四十四銭
二、同　一千六百九十七円六十一銭
三、風呂敷　四枚
○同押第一六一三号（同）
一、換価金　三千一百六十円
二、同　三百九十六円
三、同　七百二十九円
四、風呂敷　二枚
○同押第一六一四号（同）
一、換価金　一万五千一百六十四円
二、同　五百六十七円
三、同　五百六十五円
四、風呂敷　一〇枚
○同押第一六一五号（同）
一、換価金　三千三百二十四円
二、同　七百八十五円
三、袋　一枚
○同押第一六一六号（同）
一、換価金　八千三百六十一円
二、袋　二枚
○同押第一六一七号（同）
一、換価金　三千三百九十七円四十九銭
二、袋　三枚
○同押第一六一八号（同）
一、換価金　九千七百二十八円
二、同　七百七十四円
三、風呂敷　五枚
○同押第一六一九号（同）
一、換価金　六千六十一円三十八銭
二、同　一千二百三十五円九十二銭
三、袋　四枚
○同押第一六二〇号（同）
一、換価金　五千六百三十八円
二、袋　四枚
○同押第一六二一号（同）
一、換価金　三千九百六十円
二、袋　四枚
○同押第一六二二号（同）
一、換価金　八千三百五十二円
二、同　七百三十一円
三、風呂敷　一枚
○同押第一六二三号（同）
一、換価金　六千四百四十九円
二、袋　五枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島地方検察庁庄原支部
○昭和二十五年領第五号（金判柱たばこ専売法違反事件）
一、ファイバー製トランク（緑色）　一個
一、同（黒色）　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
庄原区検察庁
○昭和二十六年押第二五二号（加藤博三窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
一、縞ワイシャツ　一枚
一、ズボン　一枚
一、ズック手提鞄　一個
一、白ズボン　一枚
○同押第三二二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　千三百二十七円
○同押第三二三号（同）
一、同　千七百九十円
○同押第三二四号（同）
一、同　千百三十七円
○同押第三二九号（同）
一、同　千三百二十四円
○同押第三三〇号（同）
一、同　二千七百二十六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
伊達区検察庁
○昭和二十四年領第一五号（日下サチ生鮮水産物配給規則違反事件）
一、赤かれい換価金　八百七十六円
○同領第四八一号（鎌田久雄窃盗事件）
一、ペンチ　一
○同領第六七号（東宗司生鮮水産物配給規則違反事件）
一、赤かれい換価金　二百八十六円
○昭和二十五年領第二一号（高橋アキ食糧管理法違反事件）
一、米　同　六百四十一円六十銭
○昭和二十六年領第四二号（青木浜吉同）
一、小豆　同　四千五百九十九円
二、花豆　同　一千九百三十五円
○同領第七七号（富塚正男傷害事件）
一、短刀　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
札幌区検察庁
○昭和二十四年領第一〇三二号（中川季雄外一名物価統制令違反事件）
一、仮受台帳抄　一
二、仮払台帳抄　一
三、原簿抄　一
四、小切手帳　一
五、未決算伝票　一五
六、出荷申告書　四
七、信書　三
八、領収書　三綴
九、伝票　一七
十、その他　一八
○同領第一〇七八号（千葉平蔵外十六名賭博事件）
一、畳　四
○同領第一三六七号（伊井田アキ食糧管理法違反事件）
一、換価金　九百八十三円十銭
○昭和二十五年領第一五八号（言水幸吉同）
一、同　百八十五円三十銭
○同領第一〇二六号（宝製麺株式会社外二名同）
一、仕切書　七
○昭和二十六年領第四一〇号（東トメ古物営業法違反事件）
一、買入台帳　一
○同領第四五七号（山口孝二質屋営業法違反事件）
一、質物手形　三
○同領第五一八号（高橋君子食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千二百九十三円
○同領第五二四号（内山君子同）
一、同　一千二百六十九円
○同領第五三八号（七尾かず子同）
一、同　四百九十五円
○同領第五四三号（不詳同）
一、同　一千三百十六円
○同領第五五〇号（小林八重同）
一、同　一千四百十円
○同領第五五一号（松井チヨ同）
一、同　一千四百十円

昭27.2.21.　第7535号

○同領第五五二号（中村トシ同）
一、同　一千四百十円
○同領第五六一号（高橋きみ同）
一、同　一千一百五十五円二十銭
○同領第五八二号（岩中清同）
一、同　一千三百十六円
○同領第六〇九号（加藤セツ同）
一、同　一千四百五十七円
○同領第六一一号（田中春雄同）
一、同　一千一百九十九円
○同領第六三一号（木村ヨシ同）
一、同　一千二百六十九円
○同領第六五〇号（沖田しず同）
一、同　一千一百八十九円
○同領第六六三号（不詳同）
一、同　一千三百四十四円
○同領第六六四号（同）
一、同　五百四十一円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第六六六号（同）
一、換価金　一千四百八十一円
二、リックサック　一
三、布袋　一
○同領第六六九号（同）
一、換価金　六百六十七円
二、風呂敷　一
三、リックサック　一
○同領第六七〇号（同）
一、換価金　六百三十五円
二、布袋　一
○同領第六七一号（同）
一、換価金　六百八十二円
二、布袋　一
○同領第六七三号（同）
一、換価金　五百四十一円
二、布袋　一
○同領第六七五号（同）
一、換価金　五百八円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第六八七号（同）
一、換価金　一千三百二十円
二、布袋　一
三、風呂敷　一
○同領第六八八号（同）
一、換価金　六百六十七円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第六八九号（同）
一、換価金　二百八十二円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七〇一号（池田幸次郎同）
一、換価金　一千三百二円
○同領第七〇二号（村上トヨ同）
一、同　一千三百八十七円
○同領第七〇五号（長瀬光江同）
一、同　一千三百八十八円
○同領第七一二号（佐々木さだえ同）
一、同　一千九十五円
○同領第七一三号（大村由雄同）
一、同　七百十四円
○同領第七二二号（今井はる子食糧管理法違反事件）
一、同　六百三十五円
○同押第七三〇号（不詳軽犯罪法違反事件）
一、ビラ　四五
二、バケツ　一
○同領第七六九号（不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百九十九円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七七〇号（同）
一、換価金　一千四十三円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七七二号（同）
一、換価金　六百六十二円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七七三号（同）
一、換価金　一千一百八十八円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七七四号（同）
一、換価金　一千六百七十三円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七七七号（同）
一、換価金　一千十六円
二、風呂敷　一
三、粉袋　一
○同領第七七九号（同）
一、換価金　八百三十九円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七八〇号（同）
一、換価金　一千五円
二、リックサック　一
三、粉袋　一
○同領第七八一号（同）
一、換価金　四百十七円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七八三号（同）
一、換価金　四百十七円
二、風呂敷　一
三、布袋　一
○同領第七八四号（同）
一、換価金　九百三十六円
二、風呂敷　一
三、粉袋　一
○同領第七八五号（同）
一、換価金　八百五円
二、風呂敷　一
三、粉袋　一
○同領第七八六号（同）
一、換価金　九百七十一円
二、風呂敷　一
三、粉袋　一
○同領第七九五号（同）
一、換価金　七千六百六十八円
二、風呂敷　五
三、粉袋　四
四、リックサック　二

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
札幌地方検察庁

○昭和二十四年領第一三七号（北川正勝窃盗詐欺事件）
一、布製ボストンバック　一
○同領第三三九号（熊谷利美窃盗事件）
一、軍手　一
二、風呂敷　一
三、オーバー　一
四、服上下　一
五、ズボン　一
六、ズボン下　三
七、パンツ　一
八、靴下　一
九、鏡　一
一〇、ワイシャツ　一
○同領第三五六号（中山蔵人同）
一、帽子　一
二、オーバー　一
○同領第四八一号（石黒繁外一名詐欺事件）
一、電報　三
二、信書　二
三、領収書　二
○同領第五三三号（熊谷利美窃盗事件）
一、国防色ジャンバー　一
二、綿冬物軍服　一
三、黒色チョッキ　一
四、巻脚絆　一
五、ペンチ　一
○同領第七二八号（五島健三外三名有価証券偽造行使等事件）
一、約束手形　一
○同領第七三九号（鈴木豊窃盗事件）
一、印鑑　一
二、通常為替証書　一
○同領第七七四号（井口耕一贈収賄事件）
一、葉書　一
二、置時計　一
三、同白板　一
○同領第八〇八号（高品武窃盗事件）
一、弁当箱　二
二、風呂敷　一
三、オカズ入　一
四、衣料切符　一
五、ハンカチーフ　一
○同領第九一二号（北間敏子同）
一、毛糸等　三点
二、ハンカチーフ等　二点
三、銘仙布切等　二点
四、銘仙黒布袋　一
五、足袋等　三点
六、財布　一
○昭和二十五年領第七三号（林珍男子詐欺等事件）
一、印鑑　一
二、約束手形　一
○同領第二八三号（片岡道同）
一、領収書　一
二、収入印紙　一
三、印鑑　一
四、支払明細書　二
○同領第三一二号（長崎文男外二名窃盗事件）
一、ボストンバック　一
○同領第三三九号（坂本勝同）
一、名刺　一
○同領第三八一号（広瀬長五郎外二名傷害事件）
一、領収書　一
二、請求書　一
三、申告書等　一
○同領第三八五号（申鉉彩銃砲等所持禁止令事件）
一、赤皮トランク　一
二、拳銃譲受許可証　一
三、小刀　一
○同領第四六〇号（五十嵐喜美子贓物寄蔵事件）
一、自転車用荷台　二
二、半ケース　一
三、袍錠　二
四、ペンチ　一
○同領第六〇二号（徐錫用外一名窃盗等事件）
一、外国人登録書　一
○同領第九六一号（工藤敏勝外一名同）
一、ラヂオ　一
○同領第一〇四四号（朴弘錫外国人登録令事件）
一、外国人登録証明書　一
○同領第一〇六一号（石谷博詐欺等事件）
一、請求書　一
二、証書　一
三、小切手写　一
○同領第一一三六号（木村幸男業務上横領事件）
一、受領書　一
○同領第一一五八号（敦賀明外一名窃盗事件）
一、小刀　一
二、クリップ廻シ　一
三、ロック廻シ　一式
四、携帯用小刀　一
五、上衣　一
○同領第一一五九号（瀬川菊一同）
一、ブラウス　一
○昭和二十六年領第四五号（山田義一同）
一、叺　一
二、板　一
○同領第七一号（井口晴夫詐欺事件）
一、手紙　一
○同領第七五号（金鐘植窃盗事件）
一、茶色オーバー　一
○同領第一一七号（金在民殺人未遂事件）
一、短刀　一
○同領第一六七号（三野官春雄業務上横領事件）
一、請求書　一
○同領第一七四号（柴田春光窃盗事件）
一、風呂敷　二
二、髪ゴテ　一
○同領第二四五号（本山直利傷害事件）
一、出刃庖丁　一
○同領第二五一号（多賀敏英住居侵入等事件）
一、白毛糸手袋　一
○同領第二六八号（小野民夫詐欺事件）
一、丹前生地　一
二、夜具地　一
三、女物着物地　一
○同領第三〇五号（伊藤正一傷害事件）
一、ナイフ　一
○同領第三一一号（辻栄作住居侵入等事件）
一、案内図　一
○同領第三九二号（増淵澄夫窃盗事件）
一、風呂敷　一
二、コットンシャツ　二
三、ハンカチーフ　一

四、半襟　一
五、ワイシャツ　一
六、腕時計　一
○同領第四〇〇号（村野房雄同）
一、風呂敷　一
二、ワイシャツ　一
三、短剣　一
四、空袋　一
○同領第五二〇号（藤井徳乃助同）
一、赤革短靴　一
○同領第五四二号（木村邦一業務上横領事件）
一、帳簿写　一
○同領第六四七号（野田高義窃盗事件）
一、電線　二〇米
○同領第七〇〇号（富田正詐欺事件）
一、受渡計算書　一六枚
○同領第七五六号（諏佐一二窃盗事件）
一、風呂敷　一
○同領第七五八号（上野長福同）
一、地下足袋　一
○同領第七六三号（佐藤源治銃砲刀剣類等事件）
一、刀剣　一
○同領第八八二号（寺田富彦窃盗事件）
一、短靴　一
○同領第九三〇号（佐藤義明同）
一、プライヤ　一
二、金切鋸刃　一
○同領第九三四号（山田昭傷害事件）
一、庖丁　一
二、白ワイシャツ　一
○同領第九五二号（池田盛男同）
一、白ワイシャツ　一
○同領第九六四号（碓井フミ外一名贈賄事件）
一、商品券　一
○同領第一〇七二号（小田定男遺失物横領事件）
一、中古自転車　一
○同領第一二二一号（中村孝次窃盗事件）
一、中古自転車　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
備前区検察庁

○昭和二十六年押第二四一号（寺尾正志窃盗事件）
一、薄黄手袋右　一
二、鼠色手袋左　一
○同押第三号（裵鹿栄外十四名賭博事件）
一、換価金　百十円
二、同　七十円
三、同　百二十円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
帯広区検察庁

○昭和二十六年領第五二二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、風呂敷（赤花模様）　一枚
二、紙袋　一枚
○同領第五五一号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五五四号（同）
一、同（布袋在中）　一包
○同領第五五三号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第五五二号（同）
一、同　一枚
○同領第五五五号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五五六号（同）
一、同（布袋在中）　一包
○同領第五五七号（同）
一、同（同）　一包
○同領第五五八号（同）
一、同　一包
○同領第五五〇号（同）
一、同（紙袋在中）　一包
○同領第五五九号（同）
一、同　一包
○同領第五三六号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第五三七号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五三八号（同）
一、布袋　一枚
○同領第五八一号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五四〇号（同）
一、同（紙袋在中）　一包
○同領第五八三号（同）
一、同　一包
○同領第五八六号（同）
一、同　一包
○同領第五八五号（同）
一、同　一包
○同領第五八七号（同）
一、同（手カゴ在中）　一包
○同領第五三〇号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第五九〇号（同）
一、同　一枚
○同領第五八九号（同）
一、同　一枚
○同領第五八八号（同）
一、風呂敷包（麻袋在中）　一包
○同領第一二八号（山田政夫同）
一、換価金　七千二百二十七円
○同領第六〇六号（氏名不詳同）
一、籠（風呂敷在中）　一個
○同領第六〇〇号（同）
二、鉄板製御用カゴ（布袋風呂敷在中）　一個
○同領第六〇四号（同）
一、リュックサック　一個
○同領第六〇一号（同）
一、御用カゴ（風呂敷布袋在中）　一個
○同領第六〇三号（同）
一、布袋　一枚
○同領第五二一号（同）
一、南京袋　一枚
○同領第五六五号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五六八号（同）
一、同　一包
○同領第五六九号（同）
一、同　一包
○同領第五七〇号（同）
一、同　一包
○同領第六一三号（同）
一、リュックサック　一個
○同領第六一二号（同）
一、カゴ（風呂敷、布袋在中）　一個
○同領第六一一号（同）
一、風呂敷包（布袋在中）　一包
○同領第六一二号（同）
一、同　一包
○同領第六一五号（同）
一、同　一包
○同領第六一八号（同）
一、青風呂敷　一枚
○同領第六一九号（同）
一、手カゴ（紙袋在中）　一個
○同領第五四一号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五四六号（同）
一、布袋　一枚
○同領第五四七号（同）
一、風呂敷（紙袋在中）　一包
○同領第五四九号（同）
一、紙袋　一枚
○同領第五四八号（同）
一、風呂敷包（布袋在中）　一包
○同領第五九二号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第五九一号（同）
一、風呂敷包（麻袋在中）　一包
○同領第五九三号（同）
一、同（紙袋在中）　一包
○同領第五九四号（同）
一、同　一包
○同領第五六三号（同）
一、同　一包
○同領第五六二号（同）
一、布袋　一枚
○同領第五六一号（同）
一、同　一枚
○同領第五六〇号（同）
一、風呂敷包（布袋在中）　一包
○同領第五二七号（同）
一、空色風呂敷　一枚
二、紙袋　一枚
○同領第五二六号（同）
一、同　一枚
二、同　一枚
○同領第五二四号（同）
一、布袋　一枚
二、風呂敷　一枚
○同領第五一九号（同）
一、同　一枚
二、紙袋　一枚
○同領第五一八号（同）
一、茶色風呂敷　一枚
○同領第五二〇号（同）
一、リュックサック　一袋
二、紙袋　一枚
○同領第五六四号（同）
一、風呂敷包（紙袋在中）　一包
○同領第四八一号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、刺網　一枚
○同領第四七七号（同食糧管理法違反事件）
一、リュックサック　一個
二、手提布製袋　一個
三、布袋　四枚
四、風呂敷　三枚
○同領第五二一号（同）
一、南京袋　一枚
○同保第一九〇号（同）
一、換価金　一千七百九十円
○同保第二四七号（同）
一、同　六百五十六円
○同保第二四五号（同）
一、同　六百四十四円
○同保第二四六号（同）
一、同　百七十七円
○同保第二四四号（同）
一、同　七百六十四円
○同保第二三三号（同）
一、同　八百三十五円
○同保第二〇〇号（同）
一、同　八百三十五円
○同保第二四二号（同）
一、同　八百二十三円
○同保第二四一号（同）
一、同　千八十六円
○同保第一九九号（同）
一、同　七百四十円
○同保第一九八号（同）
一、同　千六百七十円
○同保第一九六号（同）
一、同　八百十七円
○同保第一九九号（同）
一、同　七百四十円
○同保第二七八号（同）
一、同　八百二十五円
○同保第二七六号（同）
一、同　千七百八十四円
○同保第二七一号（同）
一、同　八百八十七円
○同保第二七二号（同）
一、同　千六百十一円
○同保第二七三号（同）
一、同　千六百七十円
○同保第二三〇号（同）
一、同　千六百五十八円
○同保第二二九号（同）
一、同　四百四十七円
○同保第二二八号（同）
一、同　八百三十五円
○同保第二二六号（同）
一、同　八百十一円
○同保第二五六号（同）
一、同　二百九十八円
○同保第二五四号（同）
一、同　千七百十八円
○同保第二五三号（同）
一、同　千七百円
○同保第二五二号（同）
一、同　八百九十五円
○同保第二五一号（同）
一、同　千六百六十四円
○同保第二一〇号（同）
一、同　八百七十一円
○同保第二〇九号（同）
一、同　八百四十一円
○同保第二〇七号（同）
一、同　七百九十九円
○同保第二〇六号（同）
一、同　一千百三十三円
○同保第二〇一号（同）
一、同　八百五十三円
○同保第二〇三号（同）
一、同　八百四十一円
○同保第二七九号（同）
一、同　五百九十七円
○同保第二五六号（同）
一、同　二百九十八円
○同保第二五四号（同）
一、同　千七百十八円
○同保第二五三号（同）
一、同　千七百円
○同保第二五一号（同）
一、同　千六百六十四円
○同保第二五二号（同）
一、同　八百九十五円
○同保第二二五号（同）
一、同　五百八十五円

昭27.2.21.　第7535号

〇同保第一八〇三号（同）
一、同　千七百十円
〇同保第一七八号（同）
一、同　七百九十九円
〇同保第一七九号（同）
一、同　千四百二円
〇同保第一八四号（同）
一、同　千五百五十一円
〇同保第一八五号（同）
一、同　八百四十七円
〇同保第一八七号（同）
一、同　八百五円
〇同保第二二一号（同）
一、同　七百七十五円
〇同保第二二二号（同）
一、同　九百六十六円
〇同保第二二三号（同）
一、同　六百五十円
〇同保第二二四号（同）
一、同　八百四十一円
〇同保第一七一号（畑山セツ同）
一、同　三千五百九円
〇同保第二二〇号（氏名不詳同）
一、同　七百九十九円
〇同保第二一一号（同）
一、同　八百六十五円
〇同保第二一九号（同）
一、同　六百九十八円
〇同保第二一八号（同）
一、同　千六百三十四円
〇同保第二一七号（同）
一、同　千四十四円
〇同保第二一六号（同）
一、同　五百九十七円
〇同保第二一三号（同）
一、同　七百二十二円
〇同保第二一四号（同）
一、同　七百二十八円
〇同保第二一五号（同）
一、同　四百五十九円
〇同保第二一二号（同）
一、同　八百二十九円
〇同保第一八二号（同）
一、同　四百七十七円
〇同保第一五〇号（川村ハツヱ同）
一、同　二千九百五十三円
〇同保第一四九号（氏名不詳同）
一、同　三千百九十八円
〇同保第一五一号（野中菜同）
一、同　六千百三十三円十八銭
〇同保第九三号（清水キク同）
一、同　千八百八十九円
〇同保第一四三号（吉田福蔵同）
一、同　四千八百八十円
〇同保第一五四号（北村敏夫同）
一、同　二千五百六十五円

〇同保第一四四号（氏名不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、同　百円
〇同保第一八三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、同　七百七十五円
〇同保第一八一号（同）
一、同　千六百十六円
〇同保第二六三号（同）
一、同　八百九十五円
〇同保第二六一号（同）
一、同　千七百三十円
〇同保第二六二号（同）
一、同　二千五百六十五円
〇同保第二六五号（同）
一、同　一千七百九十一円
〇同保第二六四号（同）
一、同　三千六百九十八円
〇同保第二六〇号（同）
一、同　八百三十五円
〇同保第三六六号（同）
一、同　千六百十一円
〇同保第一五五号（渡辺せつ同）
一、同　八百二円
〇同保第二四八号（氏名不詳同）
一、同　千六百五十二円
〇同保第二四九号（同）
一、同　七百四十六円
〇同保第二五〇号（同）
一、同　八百二十三円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
三条区検察庁

〇昭和二十六年保第三四八号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米　換価金　千六百二十六円四十二銭
〇同保第三四九号（同）
一、同　千百三円五十八銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
山形地方検察庁酒田支部

〇昭和二十五年押第二号（山下陽子外一名遺失物横領事件）
一、雑嚢　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
松江地方検察庁

〇昭和二十年領置第二五六号（吉野茂光窃盗被疑事件）
一、自転車　一台

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
熱海区検察庁

〇昭和二十六年領第七三号（石井勇他三名傷害事件）
一、男物丸型桐下駄　片方

〇同領第八二号（小林清重遺失物横領事件）
一、八型丸腕時計　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
東金区検察庁

〇昭和二十五年領第六九四号（小川操窃盗被告事件）
一、黒表紙手帳　一冊
二、万年筆、万年筆サック　七本一個
三、雑のう　一個
四、現金
　一円貨　七枚
　五十銭貨　一枚
五、黄色女物毛糸チョッキ　一枚
六、現金
　五円札　一枚
　十銭貨　四枚
　五十銭貨　一枚
七、人絹布切　二枚
八、革製蟇口　一個
九、合鍵　二個
十、紙袋　一枚
十一、櫛セット　一個
十二、マッチ小箱　一個
十三、山羊飼用鉄製クサリ　一本
〇同領第五六八号（土屋長三郎同）
一、旧軍下士官用羅紗外套　一枚
二、軍手袋　一枚
三、空俵　五俵
〇同領第一〇一四号（作田竹良同）
一、立会封金　千円札　六枚
　百円札　三十二枚
〇昭和二十六年領第六六七号（小野常吉賭博被告事件）
一、立会封金　千円札　五枚
〇同領第七八五号（豊田国夫こと文森吉彦こと文永国食糧管理法違反被告事件）
一、換価金　四千九十九円
〇同領第二七五号（滝口新一郎賭博被告事件）
一、荷札　二枚
二、花札　四十八枚
三、立会封金　十円札　十二枚
〇同領第四二九号（荒井茂窃盗被告事件）
一、風呂敷　一枚
〇同領第五五〇号（田口照明同）
一、自転車部分品　一個
二、荷掛　一個
三、ギヤー　一個
四、自転車錠　一個
五、その他部品　一個
〇同領第五九〇号（花沢茂賭博被告事件）
一、立会封金　百円札　二枚
　十円札　十五枚

〇同領第六一八号（中村信司窃盗被告事件）
一、戦闘帽　一個
〇同領第七三二号（平野武雄同）
一、黒木綿風呂敷　一枚
〇食糧管理法違反被告事件

領番号 昭和二十六年	換価金	氏名
九五九	四六六	不明
九六〇	五、八七六	〃
九五八	六、一〇三	〃
九三六	一〇七、五四七	〃
〃	五〇〇	〃
九三五	六、四六一	〃
九四〇	一、一八一	〃
九三九	四、二三五	〃
九〇九	五、三六九	〃
九一〇	四、七二〇	〃
九一一	四、一〇一	〃
九六七	一、六七七	〃

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
加古川区検察庁

〇昭和二十六年押第五六一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　九千八十九円
〇同押第五六二号（同）
一、同　一千二百円
〇同押第五六三号（同）
一、同　六千六百八十四円
〇同押第五七一号（同）
一、同　二万四千四百五十一円
〇同押第五七二号（同）
一、同　五千一百二十九円
〇同押第五七三号（同）
一、同　一万一千八百一円
〇同押第五八三号（同）
一、同　一千六百三十三円
〇同押第五八四号（同）
一、同　一千五百八十七円
〇同押第五八五号（同）
一、同　一千五百九十三円
〇同押第五八六号（同）
一、同　一千五百十二円
〇同押第五八七号（同）
一、同　一千六百二十七円
〇同押第五八八号（同）
一、同　一千三百六十二円
〇同押第五八九号（同）
一、同　一千六百二十七円
〇同押第五九〇号（同）
一、同　一千五十円
〇同押第五九一号（同）
一、同　一千八百二十三円

〇同押第五九二号（同）
一、同　一千四百十四円
〇同押第五九三号（同）
一、同　一千八百八十一円
〇同押第五九四号（同）
一、同　一千三百九十六円
〇同押第五九五号（同）
一、同　一千二百十二円
〇同押第五九六号（同）
一、同　一千五百十二円
〇同押第五九七号（同）
一、同　一千三百五十六円
〇同押第五九八号（同）
一、同　八百十九円
〇同押第五九九号（同）
一、同　一千六百四十四円
〇同押第六〇〇号（同）
一、同　一千六百二十七円
〇同押第六〇一号（同）
一、同　一千五百八十七円
〇同押第六〇二号（同）
一、同　一千二百四十六円
〇同押第六〇三号（同）
一、同　一千四百六十六円
〇同押第六〇四号（同）
一、同　一千三百三十三円
〇同押第六〇五号（同）
一、同　一千二百八十一円
〇同押第六〇六号（同）
一、同　一千二百七十五円
〇同押第六一三号（同）
一、同　一万八百四十円
〇同押第六一四号（同）
一、同　一万三千九百十九円
〇同押第六一五号（同）
一、同　一万二千三百七十九円
〇同押第六一六号（同）
一、同　一万二千五百五十三円
〇同押第六一七号（同）
一、同　一万七百二十円
〇同押第六一八号（同）
一、同　一万一千二百八十円
〇同押第六一九号（同）
一、同　一万三百十円
〇同押第六二〇号（同）
一、同　一万一千一百九十六円
〇同押第六二一号（同）
一、同　九千四百一円
〇同押第六二二号（同）
一、同　五千六百五十五円
〇昭和二十二年押第二二九号（中見義明外一人賭博事件）
一、立会封金　二百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
浜坂区検察庁

〇昭和二十六年押第九二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　百五十六円
二、中古風呂敷　一枚
〇同押第九三号（同）
一、換価金　五百二円
二、木箱　一個
〇同押第九四号（同）
一、換価金　三百九十八円
〇同押第九五号（同）
一、同　二百三十一円
二、中古袋（赤色）　一枚
三、同　一枚
〇同押第九六号（同）
一、換価金　三百二十三円
二、中古風呂敷（紐付）　一枚
〇同押第九七号（同）
一、換価金　三百三十五円
二、中古風呂敷（青色）　一枚
〇同押第九八号（同）
一、換価金　三百九十八円
二、中古手提袋　一枚
三、中古風呂敷　一枚
〇同押第九九号（同）
一、換価金　四百六十七円
二、木箱　一個
〇同押第一〇〇号（同）
一、換価金　千九百六十九円
二、鉱力罐（魚入用）　一個
三、中古袋（木綿白）　二枚
四、中古袋（木綿黒）　一枚
〇同押第一〇一号（同）
一、換価金　二百四十二円
二、手提籠　一個
三、中古風呂敷（赤色）　二枚
四、中古袋（木綿白）　一枚
五、書籍　一冊
〇同押第一〇二号（同）
一、換価金　二百三十七円
二、手提袋　一枚
三、中古綿風呂敷　一枚
〇同押第一〇三号（同）
一、換価金　八百七十七円
二、綿布袋　一枚
三、木箱（みかん箱）　一個
〇同押第一〇四号（同）
一、換価金　四百七十九円
二、中古綿風呂敷　一枚
三、中古綿袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
志津川区検察庁

〇昭和二十六年押第一〇九号（不明四、食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
二、麻袋　一枚
三、米　換価金　千七百円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
二本松区検察庁

〇昭和二十六年保第一号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百九十四円
〇同保第六〇号（同）
一、同　五百七十円
〇同保第六二号（同）
一、同　五百八十二円
〇同保第六四号（同）
一、同　五百七十八円
〇同保第六五号（同）
一、同　五百五十三円
〇同保第七三号（西条フミ同）
一、同　二百八十四円
〇同保第七五号（山口きみ同）
一、同　三百五円
〇同保第一三三号（被疑者不詳同）
一、同　三百三十五円
〇同保第一三五号（同）
一、同　一千二百十五円
〇同保第一三六号（同）
一、同　三百七十六円
〇同保第一三七号（同）
一、同　一千二百三十八円
〇同保第一三八号（同）
一、同　八百六十二円
〇同保第一三九号（同）
一、同　八百六十二円
〇同保第一四〇号（同）
一、同　一千七百二円
〇同保第一四一号（同）
一、同　八百八十円
〇同保第一四二号（同）
一、同　四百五十七円
〇同保第一四三号（同）
一、同　一千九百十二円
〇同保第一四四号（同）
一、同　一千九百十二円
〇同保第一四五号（同）
一、同　九百五十六円
〇同保第一六三号（同）
一、同　一千五百九十一円
〇同保第一六五号（同）
一、同　一千二百四十四円
〇同保第一七四号（同）
一、同　二百六十七円

〇同保第一八〇号（同）
一、同　一千二百十五円
〇同保第一八一号（同）
一、同　一千六百二十円
〇同保第一八二号（同）
一、同　一千四百四十七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
丸亀区検察庁

〇昭和二十四年押第一六九号（高木勝利窃盗事件）
一、庖丁　一ヶ
一、黒木綿風呂敷　一枚
〇同押第一八四号（多田羅武夫同）
一、替ズボン　一枚
一、銘仙生地　二枚
〇昭和二十六年押第一四五号（岡田美三夫同）
一、自転車（チャンピオン号）　一台
一、同（富士号）　一台
一、同（ダイヤモンド号）　一台
〇同押第一五八号（氏名不詳二名食糧管理法違反事件）
一、布袋　一枚
一、紙袋　二枚
〇同押第一五九号（氏名不詳同）
一、紙袋　三枚
〇同押第一七五号（同二十六名同）
一、風呂敷　二十二枚
一、紙袋　十枚
一、布袋　十六枚
一、手提袋　四ヶ
一、着物地　一枚
〇同押第一三三号（藤田栄一窃盗事件）
一、立会封金　五十円（但し十円札五枚）
〇同保管票第二一二号（山根ハナ食糧管理法違反事件）
一、換価金　千二百七十六円
〇同保管票第二二四号（岡田和吉同）
一、同　千三百四十八円
〇同保管票第二六二号（氏名不詳二名同）
一、同　三千二百五十四円
〇同保管票第二七二号（同）
一、同　五千六百八十五円
〇同保管票第二七三号（氏名不詳同）
一、同　五千三十六円
〇同保管票第二七六号（宇田シズ同）
一、同　千五十一円
〇同保管票第二八三号（松川ハナヱ同）
一、同　七百六十五円
〇同保管票第二八五号（氏名不詳同）
一、同　六千九百八十九円
〇同保管票第二八六号（同）
一、同　二千九百五十円

〇同保管票第三〇四号（同二十六名同）
一、同　二万二百十一円
〇同保管票第三〇六号（同三名同）
一、同　一万千四百九十円
〇同保管票第三〇七号（同）
一、同　六千四十三円
〇同保管票第三〇八号（同七名同）
一、同　二万三千五十八円
〇同保管票第三〇九号（同）
一、同　二万千九百二十一円
〇同保管票第三一〇号（同三名同）
一、同　一万千四百九十二円
〇同保管票第三一一号（同五名同）
一、同　二万七千八百円
〇同保管票第三一二号（同七名同）
一、同　九千二十九円
〇同保管票第三一三号（同五名同）
一、同　二万六千六百七十八円
〇同保管票第三一四号（同）
一、同　二万七千九百五十七円
〇同保管票第三一五号（氏名不詳同）
一、同　一万九千二百三十五円
〇同保管票第三一六号（同四名同）
一、同　一万六千五百四円八銭
〇同保管票第三一七号（同）
一、同　一万百七十六円
〇同保管票第三一八号（同）
一、同　一万四千百三十七円
〇同保管票第三一九号（氏名不詳五名同）
一、同　二万六千八百二十一円八十六銭
〇同保管票第三二〇号（同七名同）
一、同　三万千二百十二円
〇同保管票第三二一号（同四名同）
一、同　一万四千九百十九円三十銭
〇同保管票第三二二号（氏名不詳五名同）
一、同　二万七千二百二十六円
〇同保管票第三二三号（同三名同）
一、同　九千八百八十二円
〇同保管票第三二四号（同八名同）
一、同　六万八千九百八十円
〇同保管票第三二五号（同四名同）
一、同　一万八千三百五十円
〇同保管票第三二六号（同五名同）
一、同　三万千六百三十六円
〇同保管票第三二七号（同八名同）
一、同　二万八千二百九十一円
〇同保管票第三二八号（同四名同）
一、同　二万九百七十七円
〇同保管票第三〇五号（同五名同）
一、同　三千四百四十三円
〇同保管票第三三四号（同三名同）
一、同　六千二百九十四円
〇同保管票第三三三号（同二名同）
一、同　五千七百六十一円

〇同保管票第三四七号（同三名同）
一、同　四千百四十五円
〇同保管票第三四八号（氏名不詳同）
一、同　四千三十三円
〇同保管票第三五一号（同十三名同）
一、同　二万三百三十六円十銭
〇同保管票第三五二号（氏名不詳同）
一、同　二千八百五十円
〇同保管票第三五三号（同十五名同）
一、同　二万九千百六十九円七十八銭
〇同保管票第三五四号（同二十名同）
一、同　二万千九十円
〇同保管票第三五五号（同三名同）
一、同　一万千四百十八円二十銭
〇同保管票第三五六号（同二名同）
一、同　五千三百九十二円
〇同保管票第三五七号（同三十名同）
一、同　三万七百十五円五十二銭
〇同保管票第三五八号（氏名不詳同）
一、同　八千八百六十四円
〇同保管票第三五九号（同三名同）
一、同　六万五千三百七十一円
〇同保管票第三六〇号（同）
一、同　二千四百十七円
〇同保管票第三六一号（同四名同）
一、同　四千六百五十五円三十銭
〇同保管票第三六二号（同二名同）
一、同　千七百六十七円三十銭
〇同保管票第三六三号（同）
一、同　四千六百八十円
〇同保管票第三六四号（氏名不詳同）
一、同　四千三百円
〇同保管票第三六五号（同）
一、同　二千六百九十六円
〇同保管票第三六六号（同二名同）
一、同　三千二百六十円
〇同保管票第三六七号（同十名同）
一、同　一万三千二百八十五円
〇同保管票第三六八号（同八名同）
一、同　一万四千三十九円
〇同保管票第三六九号（同六名同）
一、同　一万六千八百九十円
〇同保管票第三七〇号（同十名同）
一、同　一万五千五百七十二円七銭
〇同保管票第三七一号（同）
一、同　二万二千三百五十二円
〇同保管票第三七二号（同八名同）
一、同　九千七百五十七円
〇同保管票第三七三号（同三名同）
一、同　二万千七百七十一円
〇同保管票第三七四号（同七名同）
一、同　一万五百二十三円
〇同保管票第三七五号（同三名同）
一、同　五千三百四十八円
〇同保管票第三七六号（同八名同）
一、同　一万五千九百八十七円

○同保管票第三七七号（同七名同）
一、同　二万八千七百六十四円
○同押第一七三号（氏名不詳同）
一、中古自転車　一台
一、南京袋　二枚
一、木綿袋　三枚
○同押第一七四号（同三名同）
一、白木綿袋　三枚
一、白布製リュックサック　一個
一、黒革製手提袋　一個
一、白布製手提鞄　一個
一、風呂敷　二枚

京都地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一六一号（岡本清臣居侵入傷害事件）
一、懐中電燈　一個
二、鉄棒　一本
○同第二二六号（三輪明窃盗暴行事件）
一、カミソリ刃　八枚
二、本　一冊
○同第三一〇号（饗庭忠彦麻薬取締法違反事件）
一、麻薬販売一覧表　一枚
○同第二五二号（池田逸春臨時物資需給調整法違反事件）
一、生糸　一括
○同二十五年押第二三号（森田弘外二名強盗事件）
一、ネズミ色マフラー　一
二、人絹白色マフラー　一
○同第一三二号（権寿得窃盗贓物故売事件）
一、下駄　一
○同第二二六号（中川治一郎食糧管理法並鉄道営業法違反事件）
一、乗車券　一枚
○同第二九五号（田代竹治郎詐欺事件）
一、仮預り証　一枚
二、家屋賃貸借契約書　一枚
○同第五三五号（西田政雄横領事件）
一、小切手　一枚
○同二十六年押第二六号（山本一郎と申丁浪食糧管理法違反事件）
一、国鉄定期乗車券　一枚
二、南京袋　一枚
三、風呂敷　二枚
四、紙袋　一枚
五、国鉄定期乗車券　一枚
六、風呂敷　一枚
七、袋　二枚
○同第一二六号（安孝七外一名詐欺事件）
一、消費者台帳　一二三五枚
○同第一六四号（末永直理同）
一、領収書　一三枚
二、ハトロン紙製紙袋　六枚
三、荷造紐　一本
四、手帳　一冊
五、名刺　六一枚
六、印鑑　一個
七、営業状態調査表　五枚
一〇、営業違反通報書　二枚
一一、営業状況報告書　一枚
一二、仮処分報告書　三枚
一三、物価統制令違反事件現場仮処分報告書　四枚
一四、売渡品証言書　五枚
○同第一八一号（坂井宗一郎同）
一、日本農水産竹内秀夫名義身分証明書　二枚
二、定期入　一枚
三、名刺　一九枚
四、日本農水産の身分証明書　五枚
五、日本農水産名義の偽造印鑑　一個
六、京都大丸の買上品明細書　四枚
七、同手付金領収書　一枚
八、特殊郵便物受領書　一枚
九、竹内名義印鑑　一個
○同第二七八号（李応奎恐喝等事件）
一、木綿レース腰巻　一枚

松山地方検察庁今治支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第一三四号（檜垣絹一窃盗事件）
一、ゴム草履　一足
二、野球用ボール　一箇
三、ゴムマリ　一箇
四、ゴム草履　一足
五、ゴムマリ　一箇
六、タオル　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
九、袋　二枚
一〇、子供着物　三枚

今治区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年保第二九九号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百二十一円
○同保第二四六号（同）
一、同　二千三百九十五円
○同保第二四八号（同）
一、同　八千六百四十九円
○同保第二四七号（同）
一、同　四千六百八十六円
○同保第二四五号（同）
一、同　三千百三十四円
○同保第一七七号（張永春酒税法違反事件）
一、同　四千二百九十円
○同領第一六七号（高木信窃盗事件）
一、洋傘　一本
○同領第九〇号（窪田常一同）
一、釘　一袋
二、子供用スケート　一箇
三、鉄力板　三枚
○同領第一一二号（門田本郎同）
一、白色手提袋　一枚
二、洋傘　一本
三、紫風呂敷　二枚
○同領第一二〇号（佐藤勇同）
一、籐製手提袋　一枚
二、赤色女子用海水帽　一箇
三、海水浴用タオル肩掛　一枚

龍野区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第八九六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　一、二二三円
○同領第八九七号（同）
一、同　一、六三三円
○同領第八九八号（同）
一、同　一二、五九七円
○同領第八九九号（同）
一、同　四、四七五円
○同領第九〇〇号（同）
一、同　一九、〇八二円
○同領第九〇一号（同）
一、同　二、二八二円
○同領第九〇八号（同）
一、同　一、五九九円
○同領第九〇九号（同）
一、同　一〇、一一一円
○同領第九一〇号（同）
一、同　一、四九七円
○同領第九一一号（同）
一、同　七、三四二円
○同領第九一二号（同）
一、同　四、七〇三円

益田区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二四三号（氏名不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　四百四十一円
二、米袋　一枚
○同押第二四二号（同）
一、換価金　五百二十一円
二、風呂敷　一枚
三、米袋　二枚
○同押第二四一号（同）
一、換価金　千八十二円
二、風呂敷　二枚
三、めりけん袋　一枚
四、米袋　一枚
○同押第二四〇号（同）
一、換価金　八百六十一円
二、手提袋　一枚
三、米袋　三枚
○同押第二三九号（同）
一、換価金　三百十五円
二、風呂敷　一枚
三、米袋　一枚
○同押第二三六号（同）
一、換価金　千三百五十二円七十一銭
二、ボール箱　三個
三、風呂敷　三枚
○同押第二三五号（同）
一、換価金　千二百六十二円七十八銭
二、ボール箱　三個
三、風呂敷　三枚
○同押第二三七号（同）
一、換価金　二千二十七円八銭
二、風呂敷　三枚
三、紙袋　一枚
四、布袋　一枚
○同押第二三三号（同）
一、換価金　千六百二十二円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　一枚
○同押第二二七号（同）
一、換価金　千六百三十三円
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　一枚
○同押第二三四号（同）
一、換価金　千四百八十三円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、同　一枚
○同押第二二四号（同）
一、換価金　千六百五十一円
二、紙袋　二枚
○同押第二二五号（同）
一、換価金　千六百四十五円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二二六号（同）
一、換価金　千六百五十一円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二二八号（同）
一、換価金　七百三十六円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二二九号（同）
一、換価金　千四百九十四円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二三〇号（同）
一、換価金　千六百十円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二三一号（同）
一、換価金　千六百五十一円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第二三三号（同）
一、換価金　千三百七十八円
二、紙袋　二枚
三、風呂敷　二枚
四、布製袋　一枚

大町区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一三九号（田島友一酒税法違反事件）
一、五升入れ銅製罐　一
二、一升壜　二
三、サイダー壜　一
○同押第七七号（宮島久子外二名臨時物資需給調整法違反事件）
一、白木綿糸　一貫匁
二、黒木綿糸　九百匁
三、紺木綿糸　百五十匁
○昭和二十六年押第一〇七号（金任得酒税法違反事件）
一、焼酎　一升六合
二、一升壜　二
○昭和二十五年保管票第一一二号（金道徳食糧管理法違反事件）
一、換価金　三百八十一円

松江地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領置第五四〇号（加藤兼太郎窃盗等被告事件）
一、黒米子丸帯　一本
二、黒皮短靴　一足

木次区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年押第二四五号（金成煥賭博罪）
一、立会封金　金二十円

佐賀地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十六年領第六六三号（太田武次外一名業務上横領事件）
一、帳簿　一冊
○同領第一四三七号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千四百九十六円
○同領第一五一〇号（同）
一、同　九百八十七円

○同領第一五一一号（同）
一、同　四百六円
○同領第一五一二号（同）
一、同　一千一百六十円
○同領第一五一三号（同）
一、同　一千六百二十五円

○漁業財団

東京都台東区南稲荷町百十四番地日本水産株式会社より船籍港東京都の内区の存する区域の汽船和美丸、汽船天山丸、汽船目斗丸、汽船洋蘭丸、汽船霧社丸、汽船野柳丸、汽船九龍丸、汽船玉田丸、汽船瓊山丸、汽船新港丸、汽船北斗丸並びに之に属する船具、漁具及び附属設備に対し漁業財団組成の為め所有権保存登記の申請があつたから右の財団に属する動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月二十一日　東京法務局

○港湾運送事業財団

東京都港区芝海岸通三丁目一番地東京栗林運輸株式会社より東京都港区芝海岸通三丁目一番地二十七の同会社京浜（東京）港沿岸に属する土地建物並に艀船曳船に対し港湾運送事業財団組成の為め所有権保存登記の申請があつたので右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但、港湾運送事業財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月二十一日　東京法務局芝出張所

裁判所公告（●印は新料金）

○準禁治産宣告並びに保佐人選任

●昭和二十六年（家）第九四九号

本籍並びに住所茨城県稲敷郡安中村大字本橋五百十四番地
申立人　本橋　なか
本籍並びに住所右に同じ
被申立人　本橋　直司
大正四年十一月十五日生

右申立に係る準禁治産宣告申立事件につき当裁判所は被申立人を浪費者と認め保佐人となるべき神保英男の意見を聴き次の通り審判する。

被申立人本橋直司の準禁治産を宣告する。

本籍並びに住所稲敷郡木原村大字信太千三百三十番地神保英男を被申立人の保佐人に選任する。

昭和二十七年一月二十八日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

○準禁治産宣告取消

●昭和二十六年（家）第八九三号

本籍及び住所南設楽郡作手村大字田原字鴻の巣四十二番地
被申立人　中川　武憲
大正十三年九月二十六日生

右の者に対し、前同所保佐人中川忠三郎からの申立により準禁治産の宣告はこれを取消す。

昭和二十七年一月七日
名古屋家庭裁判所新城支部

○公示催告

●昭和二十六年（ヘ）第八号

金沢市彦三三番丁十三番地
申立人　小堀　保行

右申立人が別紙目録表示の株券について公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十七年九月十日午前十時までに当裁判所に権利を届出たる上その株券を提出されたい。もし右期間までに届出で、および提出を為さない場合にはその無効を宣言せられることがある。

昭和二十七年一月十一日
金沢簡易裁判所
裁判官　塚本　一夫

（別紙）　目　録

一種類　日本硬質陶器株式会社株式
数量　百株券二十枚
一枚の株券額面　金五千円
一株の払込金額　金五十円
記号番号　ハ自〇四一九号至〇四三八号
発行者　日本硬質陶器株式会社社長　園西四郎
発行日　昭和二十三年七月二十日
最終株主　小堀保行

●昭和二十七年（ヘ）第一号

高松市藤塚町三十番地
申立人　富永商事有限会社
右清算人　富永　清

別紙目録記載の約束手形について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月十一日午前十時迄に当裁判所にその権利を届出でられたい。若し右期日までに右の届出をなさないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十二日
高松簡易裁判所
裁判官　藤沢　見邑

（別紙）　目　録

一、約束手形　一通
但し
額面　金七万円也
振出人　高松市花宮町日本電気株式会社取締役社長国東照太
振出期日　昭和二十六年六月二十日
支払期日　昭和二十六年七月三十日
振出地支払地共　高松市
支払場所　高松市花宮町日本電気株式会社
名宛人　富永商事有限会社

●昭和二十七年（ヘ）第一号

横浜市港北区篠原町一八四二番地
申立人　中村　武生

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年十月二十八日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十七日
横浜西簡易裁判所
裁判官　山本　茂

目　録

相模鉄道株式会社株式七十一株

内　訳

株式の種類	株券の内容	記号番号	額面金額	一株の払込金額	枚数	発行年月日	備考
普通株式	10株券	ウ　六六七号	五〇〇円	五〇円	一枚	昭和二三年八月一日	全額払込済
〃	〃	〃　六六八号	〃	〃	〃	〃	〃
〃	50株券	イ三五九五号	二、五〇〇円	〃	〃	昭和二三年八月一日	〃
〃	一株券	エ四三三号	五〇円	〃	〃	〃	〃

最初の名義人　中村武生
最終の名義人　中村武生
最終の所持人　中村武生
発行者　相模鉄道株式会社取締役社長川又貞次郎

●昭和二十七年（ヘ）第一号

横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目一一二
申立人　村松　清
右代理人　川越　広市

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其所持人は昭和二十七年九月十七日午前十時迄に権利の届出と其株券を当裁判所に提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其株券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十六日
尼崎簡易裁判所

（別紙）　目　録

大日本紡績株式会社株式一百株券一枚
記号番号　C戊第一〇一二〇五号
一株の金額　金五十円
額面金額　金五千円
払込金額一株に付　金五十円
発行年月日　昭和二十六年八月十六日
最終名義人　中村隆
最終所持人　村松清

●昭和二十七年（ヘ）第一号

愛媛県温泉郡正岡村大字八反地甲九一の二
申立人　粟林嘉一郎
堺市浜寺石津町東二丁一三六番地
同　富井　永次
大阪市東住吉区田辺本町二丁目一七
同　山本忠三郎
大阪府泉北郡高石町羽衣三三
同　桝野　竜雄
右代理人　鴨井　幸男

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十六日
倉敷簡易裁判所

（別紙）　目　録

粟林嘉一郎の分
倉敷紡績株式会社株式五十株（五十株券一枚）
記号及番号　可戊第二一一二五号
最終株主　粟林嘉一郎
富井永次の分
倉敷紡績株式会社株式二十株（二十株券一枚）
記号及番号　ぬ甲第五〇号
最終株主　富井永次
山本忠三郎の分
倉敷紡績株式会社株式一百株（一百株券一枚）
記号及番号　よ已第四七八五二号
最終株主　米津好次郎
最終所持人　山本忠三郎
桝野竜雄の分
倉敷紡績株式会社株式二百株（百株券二枚）
記号及番号　よ已第一八二一号、よ已第二一〇五号
最終株主　高木清太良
最終所持人　桝野龍雄
以上各株式の払込金額　全額払込済
額面金額　已号金五千円也、戊号金二千五百円也、甲号金一千円也
発行者　倉敷紡績株式会社
発行日　ぬ号昭和十六年八月五日、可号昭和二十四年一月二十日、よ号昭和二十四年十一月二十一日

●昭和二十七年（ヘ）第一号

東京都目黒区緑ケ丘二四三三番地
申立人　富岡　健吉

別紙目録表示の株券について右申立人から公示催告の申立があつたから、その所持人は昭和二十七年九月十七日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出せられたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十六日
高崎簡易裁判所
裁判官　植松　次作

昭27.2.21.　第7535号

（別紙）　目録
高崎製紙株式会社百株券五枚
記号番号　ＳＥ自四二四八号至四二五二号
一株の金額　金五十円也
株券の額面　金五千円也
株券発行者　高崎製紙株式会社
発行年月日　昭和二十六年十二月一日
最終株主　富田鍵吉

●昭和二十七年（ヘ）第一号

清水市入江町二丁目二〇一番地
松山孝次郎
右代理人　山梨　重蔵

別紙目録記載の証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十二月十二日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし右期日迄に右の届出又は提出がなかつたときは右証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十九日
清水簡易裁判所
裁判官　江国隆晴

（別紙）　遺失倉荷証券目録
一証券の種類　倉荷証券
証券発行人　清水市入船町三丁目十二番地、鈴與倉庫株式会社取締役社長鈴木與平
寄託者　清水市入江二丁目二〇一番地、杉山孝次郎
最終所持人　清水市入江二丁目二〇一番地、杉山孝次郎
証券発行日　昭和二十六年十二月七日
遺失数量　一通也
証券番号　第一七八一号
品名　蚕豆（九州産）
数量　百四十八叺也
金額　金五十二万円也

●昭和二十七年（ヘ）第一号

兵庫県豊岡市塩津百八十六番地
申立人　畑中　市松

別紙目録表示の約束手形について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月二十三日迄に当裁判所に権利を届出で又右約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出で及び提出を為さないときはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十三日
豊岡簡易裁判所
裁判官　梨岡時之助

（別紙）　目録
一約束手形　一通
額面　金三十万円也
支払期日　昭和二十六年十月二十九日
支払地　豊岡市
支払場所　豊岡市塩津一八七番地の六
振出地　豊岡市
振出日　昭和二十六年八月三十日
振出人　豊岡市塩津一八七番地の六
栄木豊
受取人　畑中市松

●昭和二十七年（ヘ）第二号

兵庫県豊岡市小尾崎八番地
申立人　瀬尾　篤

別紙目録表示の約束手形について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月二十三日迄に当裁判所に権利を届出で又右約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出で及び提出を為さないときはその無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十三日
豊岡簡易裁判所
裁判官　梨岡時之助

（別紙）　目録
一約束手形　二通
(1)額面　金五万円也
支払期日　昭和二十七年一月十九日
支払地　豊岡市
支払場所　株式会社神戸銀行豊岡支店
振出地　豊岡市
振出日　昭和二十六年十一月十五日
振出人　豊岡市大開通一七〇番地、但馬貨物株式会社取締役社長森弘
受取人　瀬尾篤
(2)額面　金九万円也
支払期日　昭和二十七年二月二十二日
支払地　豊岡市
支払場所　株式会社神戸銀行豊岡支店
振出地　豊岡市
振出日　昭和二十六年十二月十七日
振出人　豊岡市大開通一七〇番地、但馬貨物株式会社取締役社長森弘
受取人　瀬尾篤

●昭和二十七年（ヘ）第一号

愛知県中島郡起町大字三條字道東八十四番地
申立人　犬飼　栄

右申立人より別紙目録に記載の証券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十七年九月十六日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の証券を提出されたい。若期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十八日
一宮簡易裁判所
裁判官　小松正名

（別紙）　目録
一倉荷証券番号　宮Ａ第六百四十一号
品名　大日本紡績貝塚工場製二十番手単糸綿糸
箇数　二百封度入二箇
入庫日附　昭和二十六年九月十六日
金額　金十二万円
寄託者　森林株式会社
発行年月日　昭和二十六年十一月二十六日
発行者　一宮市明治通一丁目九番地、東陽倉庫株式会社一宮支店支店長榊原秀吉

●昭和二十七年（ヘ）第一号

高知県安芸郡田野町二六五八番地
申立人　高知県中芸製材協同組合
同県同郡室戸岬町五九一一番地
右代表者理事　大籔　禰吉

右申立人より別紙記載の証書について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月二十五日午前十時までに、当裁判所に、その権利を届出でられたい。若し右期日迄に右の届出を為されないときは、その無効を宣言する事がある。

昭和二十七年一月二十二日
安芸簡易裁判所
裁判官　宮崎正巳

（別紙）　証書の重要なる旨趣
一証書の種類　約束手形
額面金額　金三十万円也
番号　第二三〇号
振出日附　なし
支払期日　昭和二十七年三月三十一日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三和銀行大阪駅前支店
振出地　大阪市
宛名　高知県中芸製材協同組合
裏書人　高知県中芸製材協同組合組合長大籔禰吉

●昭和二十七年（ヘ）第一号

山口市佐山由良前
申立人　折田　勲

右申立人より別紙目録記載の証券につき、公示催告の申立があつたので、その証券の所持人は昭和二十七年十二月十八日午前九時までに、当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若し右期日迄に提出並びに届出のないときは、その証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十六日
宇部簡易裁判所

（別紙）　目録
宇部興産株式会社百株券一枚
記号番号　に号戊第二六二九八号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　杉永ミチ子

●昭和二十七年（ヘ）第二号

高知市本町九十九番地、鏡証券株式会社内
申立人　畠中　昌喜

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届け出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十八日
倉敷簡易裁判所

（別紙）　目録
倉敷レイヨン株式会社株式一枚一百株
株券額面　金五千円也
払込金額　一株の金額金五十円全額払込済
記号番号　ほ戊第一五二二五号
発行者　倉敷レイヨン株式会社
発行年月日　昭和二十四年四月十五日
最終名義人　畠中昌喜
最終所持人　畠中昌喜

●昭和二十六年（ヘ）第八号

京都郡行橋町行事五二一番地の一
申立人　有限会社中野セメント瓦工場
右代表取締役　中野　雄蔵

別紙目録に記載した約束手形について右の者から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし約束手形を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出がないときはその無効を宣言することがある。

昭和二十六年十一月五日
小倉簡易裁判所

（別紙）　目録
約束手形
金額　金五万円也
支払期日　昭和二十六年十二月七日
支払地　八幡市
支払場所　協和銀行八幡支店
振出地　八幡市
振出日　昭和二十六年十月三十日
振出人　八幡市黒崎筒井通り二丁目、有限会社九州建材取締役社長中村清
宛名人　有限会社中野セメント瓦工場
金額　五万円也
支払期日　昭和二十六年十二月十六日
支払地　八幡市
支払場所　協和銀行八幡支店
振出地　八幡市
振出日　昭和二十六年十月三十日
振出人　八幡市黒崎筒井通り二丁目、有限会社九州建材取締役社長中村清
宛名人　有限会社中野セメント瓦工場

●昭和二十六年（ヘ）第九号

東京都千代田区丸の内二丁目二番地
申立人　株式会社小松製作所
右代表取締役　河合　良成
右代理人弁護士　杉原弁太郎

別紙目録に記載した約束手形について右の者から公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年九月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし約束手形を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出がないときはその無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月八日
小倉簡易裁判所

（別紙）　目録
一約束手形　一通
番号　一一六
金額　三百四十万円也
支払日　昭和二十七年一月三十一日
支払場所　富士銀行八幡支店

振出日　昭和二十六年十一月十九日
振出人　日本機械貿易株式会社八幡支店
宛名人　株式会社小松製作所

●昭和二十六年（ヘ）第一〇号

戸畑市竹下町二二番地
申立人　戸畑熱機工業株式会社
右代表取締役　中山　国俊

右申立人より別紙目録表示の約束手形について公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出ると共に約束手形を提出されたい。もし右期日迄に届出又は提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月十九日
小倉簡易裁判所

（別紙）　目録
約束手形
番号　Ａ二二九号
金額　金五十万円也
支払期日　昭和二十七年二月二十九日
支払地　小倉市
支払場所　株式会社第一銀行小倉支店
振出地　小倉市
振出日　昭和二十六年十一月二十四日
振出人　小倉市許斐町、小倉製鋼株式会社中村為嗣
宛名人　豊田特殊炉材工業所
裏書人　戸畑市昭和通二丁目、豊田特殊炉材工業所豊田淑
裏書人　戸畑市殿町五丁目五〇九八、株式会社入川鉄工所入川勇

●昭和二十七年（ヘ）第一号

佐世保市戸尾町一〇八番地
申立人　朝長　重徳

別紙目録記載の小切手につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年九月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日までに届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月十七日
佐世保簡易裁判所

（別紙）　目録
一小切手　一通（持参人払）
記号番号　No.一〇七〇三四号
額面　金二万一千八百三円也
振出地　佐世保市天満町二〇番地
振出人　楠本知加欧
振出日　昭和二十六年十二月二十七日
支払人　佐世保市松浦町株式会社十八銀行佐世保支店

●昭和二十六年（ヘ）第二号

鹿児島県伊佐郡山野町小木原二千十七番地
申立人　向原　辰夫

別紙目録表示の貨物引換証に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし該貨物引換証を提出されたい。もし右期日迄に届出及提出がない場合には其無効を宣言することがある。

昭和二十六年十二月二十七日
大口簡易裁判所
裁判官　芝　忠徳

（別紙）　目録
一証書　貨物引換証梅田第一九〇三号
運送品の種類　王冠箱入一個品名は荷造人の申告による。
重量及運送方法　四十一瓩鉄道便混載扱
運送品価格　金七千円也
運賃料金及諸料金　金二百二十円也
引換証発行手数料　金七十円也
本証券作成年月日　昭和二十六年五月二日
作成地　大阪市北区梅田町九二番地梅田駅
到着地及取扱人　山野線山野駅日本通運株式会社山野営業所
発行者　東海道線梅田駅前日本通運株式会社梅田支店支店長山川寅雄
接続取扱店　鹿児島本線水俣駅日本通運株式会社水俣支店
記事　興亜海上火災運送保険契約済五月八日ワム七一六五
荷送人　大阪市西区江戸堀北三の九株式会社今野商店
荷受人　鹿児島県伊佐郡山野町小木原富士焼酎醸造本店向原辰夫

●昭和二十六年（ヘ）第一号

埼玉県熊谷市大字熊谷一一五番地
申立人　山崎　茂

右申立人より別紙目録記載の日本銀行小切手につき公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年十月一日迄に当裁判所に権利の届出をなし且右小切手を提出しなければならない。若し右期日迄に届出及提出がない時は申立によりその無効であることを宣言することがある。

昭和二十七年一月十日
熊谷簡易裁判所
裁判官　八木龍一

（別紙）　目録
一種目　日本銀行小切手（預託金）
小切手額面　金二万七百六十六円也
小切手番号　ＤＢ〇〇二七四九
振出人　埼玉県熊谷市大字熊谷三九二番地の一、熊谷労働基準監督署
振出日　昭和二十六年四月二十日
支払場所　日本銀行熊谷代理店

●昭和二十七年（ヘ）第二三号

鳴門市撫養町南浜蛭子前西五二
申立人　黒田　藤蔵

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年九月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
旭化成工業株式会社旧株券一百株券一枚
株券額面　五千円
一株の払込金　五十円
記号番号　いＴ〇四〇四一号
最終株主　谷井友之
最終所有人　黒田藤蔵

●昭和二十七年（ヘ）第二四号

和歌山県海草郡北野上村七山四百五十二番地
申立人　久保田亀丸

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年九月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）　物件目録
鐘淵化学工業株式会社株式三百四十株
百株券三枚、十株券四枚
但し一株の金額　金五十円也全額払込済
株券の記号番号　丙自第六一六二号至第六一六四号、甲自第一〇八五一号至第一〇八五四号
発行者　鐘淵化学工業株式会社
最終株主兼所持人　久保田亀丸

●昭和二十七年（ヘ）第二五号

岡山市天瀬四十八番地日本石炭株式会社岡山出張所内
申立人　滝本佐一郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年九月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
帝国化工株式会社株式五十株券二枚
一株払込額　金五十円也払込済
記号番号　新甲一〇八九、一七八六
最終株主　滝本佐一郎

●昭和二十七年（ヘ）第二六号

京都市伏見区深草東寺内町八六一
申立人　首藤　武

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年九月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
千土地興行株式会社株式百株券二枚
払込金額　一株金五十円也（全額払込済）
記号番号　四新戊一一五三号、一一五四号
発行日　昭和二十三年十二月二十五日
最終名義人　寝父きく

●昭和二十七年（ヘ）第二七号

金沢市森町一番丁十六番地
申立人　広岡　茂久

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年九月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十四日
大阪簡易裁判所

（別紙）　目録
大阪商船株式会社株券六百株
額面　金三万円合計七枚
内訳
額面　金五千円百株券一枚
株券記号番号　２Ｃ三七五一
額面　金二千五百円五十株券一枚
株券記号番号　２Ｂ一〇七九
最終株主名　今村証券株式会社取締役今村直治
額面　金五千円百株券四枚
株券記号番号　２Ｃ自八五七四六至八五七四九
額面　金二千五百円五十株券一枚
株券記号番号　２Ｂ二一九八五
最終株主名　広岡茂久
一株の金額　金五十円
株券発行者　大阪商船株式会社

●昭和二十七年（ヘ）第一号

大阪市東区今橋三丁目二十五番地の一
申立人　兼松株式会社大阪支店
右代表取締役　三島三五士
大阪市西区江戸堀北通一丁目十七番地
右申立代理人弁護士　丸山　郁三

別紙目録記載の株券につき最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十七年九月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその株券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月三十日
舞鶴簡易裁判所
裁判官　原田久太郎

（別紙）　目録
株式会社舞鶴港運営公社株式一百株券五枚
各額面　金五千円也
一株払込　金五十円也
総額面　金二万五千円也
記号番号　自第一四四四号乃至第一四八号
発行者　舞鶴倉庫株式会社（元株式会社舞鶴港運営公社）
最終名義人　亀井辰之助
最終所持人　兼松株式会社大阪支店右代表取締役三島三五士

昭27.2.21.　第7535号

●昭和二十七年(ヘ)第一号
三重県三重郡八郷村大字山村一三四番地
申立人　水谷信太郎
右代理人　神谷　勇一

別紙表示の株券につき前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年九月三十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出され度い。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十八日
安城簡易裁判所
裁判官　西川鎮吉

(別紙)　目　録
株式会社豊田自動織機製作所株式二百株
株券の種類　記名式百株券一枚、五十株券二枚
株券記号番号　甲第一四九号、は乙第五九四号、は乙第五九五号
株券額面　金五千円(百株に付)金二千五百円(五十株に付)
発行者　刈谷市大字熊字油木二番地
一、株式会社豊田自動織機製作所
取締役社長石田退三
最終の株式名義人　水谷信太郎

●昭和二十七年(ヘ)第二号
大阪府池田市畑町一四〇四番地
申立人　天理教攝豊分教会
代表者　荒木　信治
山口県宇部市大字小串一五七六番地の一
右代理人　菅原　巻太

右申立人より別紙目録記載の証券につき公示催告の申立があつたのでその証券の所持人は昭和二十七年十二月十八日午前九時までに当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若し右期日迄に提出並に届出のないときはその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十六日
宇部簡易裁判所

(別紙)　目　録
宇部興産株式会社百株券六枚
記号番号　に戊自第八三三三八三号至第八三三三八八号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　天理教攝豊分教会代表者荒木信治

●昭和二十七年(ヘ)第三号
宇部市西区本町五丁目
申立人　栗屋　勇

右申立人より別紙目録記載の証券につき公示催告の申立があつたのでその証券の所持人は昭和二十七年十二月十八日午前九時までに当裁判所に証券を提出して権利の届出をして貰いたい。若し右期日迄に提出並に届出のないときはその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十九日
宇部簡易裁判所

(別紙)　目　録
宇部興産株式会社百株券三枚
記号番号　に号戊第三六三三三号、第三六三三六号、第三六三三七号
額面　金五千円也全額払込済
発行年月日　昭和二十四年八月十日
発行者　宇部興産株式会社取締役社長俵田明
最終名義人　尾原茂一

●昭和二十七年(ヘ)第一号
呉市海岸通二丁目五十番地の六
申立人　呉乾物株式会社
呉市岩神町五十六番地
代表取締役　厚井初太郎

別紙表示の貨物引換証に付いて前記申立人から公示催告の申立があつたのでその所持人は昭和二十七年十月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出で、又右貨物引換証を提出されたい。若し右期日迄に届出で及び提出を為さないときは其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十五日
呉簡易裁判所
裁判官　福原　麓

(別紙)　目　録
貨物引換証
証書番号　函館(直)四八四五
作成年月日　昭和二十六年十二月十一日
着駅及着扱店　呉駅(通)店
荷送人住所氏名又は商号　函館市豊川町二番地の十四、(HK)函館海産物株式会社
荷受人住所氏名又は商号　呉市海岸通二丁目地先、呉市中央卸市場内(乾)呉乾物株式会社
品名荷造個数記号　莚包二十貫、乾鯣秋一等青切付◎(HK)天印三十箇
秋一等◎(HK)天印九十箇后一等
◎(HK)天A印三十箇計一百五十箇
重量又は容積　十五瓲
運送方法　鉄道便車扱
運送品価格　金一百五万円也
運賃料金及諸掛金　金六万二千四百三円
引換証発行手数料　金七十円也
支払方法　運賃料金諸掛金引換証発行手数料現払
本証券作成年月日　昭和二十六年十二月十一日
到着地及着扱店名　呉線呉駅日本通運株式会社呉支店
本証券作成地　函館市若松町百十七番地
発送取扱駅所名　函館駅
記事　十二月十一日発送ワム五〇五九号、駅通第一二三号
右函館本線函館駅前函館市若松町一一七番地日本通運株式会社函館支店支店長森武雄

●昭和二十七年(ヘ)第一号
東京都新宿区戸塚町一丁目五〇八番地
申立人　矢崎　政房

左記表示の株券につき、右申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十七年十月三十一日午前九時迄に当裁判所に権利を届出で、且つ株券を提出されたい。もし右期日迄に届出で及び提出がない場合には前記株券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十八日
福島簡易裁判所
裁判官　黒江　清

記
日東紡績株式会社株式、旧株二百株(一百株券二枚)
記号番号　ぬ天第二四六一一号、る天第五一三三九号
一株の金額　金五十円也
一株の払込金額　金五十円也
発行日　ぬ天昭和二十四年七月十日、る天昭和二十四年十二月二十五日
発行者　福島市大字郷野目字東一番地日東紡績株式会社取締役社長内藤円治
最終株主　矢崎政房
最終所持人　矢崎政房

○破産宣告

●名古屋市中川区横堀町二丁目十五番地
債権者　合資会社桶材木工製作所
右代表者代表社員　近藤　留吉
名古屋市昭和区戸田町二丁目六番地
債権者　白木　茂好
名古屋市中川区横堀町二丁目十五番地
債権者　近藤　いと
右三名代理人弁護士　亀井　正男
半田市大字亀崎字細口二十二番地
債務者　日新食品工業株式会社
右代表者代表取締役　山田朝之助
右代理人弁護士　石谷　茂

右当事者間の昭和二十六年(フ)第七号破産宣告申立事件について当裁判所は左の通り決定する。

主　文

債務者日新食品工業株式会社を破産者とする。

理　由

債権者等より債務者に対し、破産宣告の申立があつたから、審査すると債務者は、債権者合資会社桶材木工製作所に対し、樽代立替金等合計金七十二万八千六百二十五円の債務を、債権者白木に対し金二万五千円の約束手形債務を、債権者近藤に対し金五万円の貸借金債務をいづれも負担する外、他に債権者競合し、其の負担債務は債務者の資産を超過して、其の財産を以て債務を完済する事が出来ない状態であるのみならず、進んで支払不能の財産状態にある事は甲第一乃至第四号証、証人脇田勝重、同成田敏夫の各証言、申立本人白木茂好の尋問の結果に徴し認められるから本件破産申立は理由があるものとして、破産法第百二十六條第一項、第百二十七條第一項により主文のように決定する。

尚本件について、破産法第百四十二條により次のように定める。

一、破産管財人　名古屋市東区東外堀町二丁目六番地、弁護士永井正恒
一、債権届出期間　昭和二十七年三月三日迄
一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十七年三月十一日午前十時
一、債権調査の期日　昭和二十七年三月十一日午前十時

昭和二十七年二月十二日午前十時宣告
名古屋地方裁判所
裁判官　中瀬古信由

○債権者集会招集

破産者　中村敬次郎

右の者に対する昭和二十三年(フ)第一〇七号破産事件に付当裁判所は終局計算報告のため昭和二十七年三月六日午後一時債権者集会を当裁判所第三号法廷に招集する。

昭和二十七年二月六日
大阪地方裁判所

○協定案認可

●福岡市大字大乘寺前町五番地
川端産業株式会社
福岡市土手町一三番地
申請人右清算人　田中　実

右会社に対する昭和二十五年(ヒ)第一一七号特別清算開始事件につき右清算人は昭和二十六年十二月十五日会社の債権者集会を招集し同集会に於て協定案の議決を得て当裁判所に其の協定案の認可を申請したので審理の結果当裁判所は次の通り決定する。

主　文

川端産業株式会社の特別清算に関し昭和二十六年十二月十五日債権者集会において決議した別紙記載の協定案はこれを認可する。

理　由

清算人田中実の申請によれば川端産業株式会社は昭和二十五年十一月十一日福岡地方裁判所の特別清算開始決定以来申請人が清算人として清算事務に当つてゐたところ資産の整理を終了し昭和二十六年十二月十五日債権者集会を招集したその結果
債権者総数二十八名
総債権額金三百四万七千一百一円九十銭也
当日出席債権者数十九名
その債権額金二百四十八万七千九百七十五円五十銭也
議長に債権者株式会社三星商会代表取締役川添謙氏を選出の上別紙記載の協定條件の通り議決を得たものであり協定の理由として

一、会社の有する債権の回収額は固定資産の換価処分等をあわせ清算開始時に於ける資産総額金一百二十八万一千九百四十四円六十六銭也の七十二パーセントの金九十二万五千六百七十六円八十三銭也であり資産の再評価の結果の差額及貸倒等により残額は全部終了し

一、会社負債は税金関係の優先弁済債務等合計金七十四万四千九十四円五十銭也と一般債権者に対する負債合計金三百四万七千一百一円九十銭也であつて一般債権者に対する弁済額は合計額金十八万二千五百八十二円三十三銭也で債権者に対する負債総計額の五・四パーセントとなり別紙記載の協定條件の通りの弁済となるというのである。

按ずるに右事由は清算人の説明及び協定案の認可申請書添付の債権者集会議事録及び
(一)昭和二十五年九月十六日附第一回清算事務報告書
(二)昭和二十五年十二月二十六日附第二回清算事務報告書
(三)昭和二十六年七月二十四日附第三回清算事務報告書
等によつて検討するに同事由は正当なもので商法第四百五十條の要件を具備したものと思料する。よつて主文の通り決定する。

昭和二十六年十二月十七日
福岡地方裁判所
裁判官　入江啓七郎

(別紙)　協定條件
債権者に支払計画(全総債権額の五・四%の弁済)

一、借入金	
復興金融金庫	五五、九〇一・三三
一、買掛金	
三星商会	二九、一六〇・〇〇
大建木材工業株式会社	一三、九〇五・〇〇
栗原商事	六、五一四・〇〇
(大建木材より一部債権譲渡)	
名古屋ベニヤ製作所	一、九二一・〇〇
清水多年商店	九九九・〇〇
山田商店	一、一〇八・〇〇
一、支払手形	
広島合板	二三、九五〇・〇〇
宝満産業株式会社	一、七〇一・〇〇
(東邦物産九州支店より債権譲渡)	
日建工業九州出張所	一、三一三・〇〇
新田ベニヤ福岡出張所	三、二九三・〇〇
日本化工木材株式会社	一、七三四・〇〇
(元浅田化粧ベニヤ)	
斎藤海運	九〇七・〇〇
一、未払金	
日本通運博多支店	四、八一三・〇〇
〃土井組	三八〇・〇〇
朝日広告社	四七五・〇〇
毎日広告社	一八九・〇〇
西日本広告社	五一三・〇〇
博多運輸合名会社	五〇・〇〇
日通博多港支店	二七〇・〇〇
博多運輸築港出張所	一八五・〇〇
熊本工業建材社	五二・〇〇
西部硬煉瓦株式会社	三、二四〇・〇〇
一、仮受金	
博多運輸吉塚出張所	九・〇〇
合計	一八一、五八二・三三

会社その他の公告

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十七年二月八日株主総会の決議により同日解散した。当社に対して債権ある者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられ度い。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十七年二月十四日
神戸市灘区記田町三丁目十八番屋敷
大扇運輸株式会社
代表清算人　三木　文雄

資本減少公告

当社は昭和二十七年二月十一日の株主総会で資本金を金二百万円に減少する決議をした、異議ある債権者は本公告の翌日から二箇月以内に申出で下さい。

昭和二十七年二月二十一日
東京都千代田区丸の内二の一
荏原産業株式会社

組織変更公告

当会社は昭和二十七年二月十一日開催の社員総会の決議により株式会社に組織を変更する事に致しましたから之について異議ある債権者は本告示掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に異議申出のないときは組織変更を承認されたものと見做します。右有限会社法第六十八條及商法第百條の規定により公告致します。

昭和二十七年二月十二日
広島市横川町三丁目八百六十六番地
有限会社建鉄工業

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月十七日の臨時株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月十五日
延岡市中町二九番地
旭織物株式会社
清算人　有野　桂輔

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年二月五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月二十一日
東京都中央区日本橋呉服橋三丁目一番地三
日野通商株式会社
代表清算人　藤本　正一

有限会社組織変更公告

昭和二十七年二月一日当会社の臨時社員総会に於て総社員の一致をもつて有限会社の組織を変更して東京都港区芝松本町五番地港紙工株式会社となることを決議致しましたので組織変更につき異議のある債権者は昭和二十七年三月三十一日迄に当会社まで其の旨御申出下さい。

昭和二十七年二月一日
東京都港区芝松本町六番地
有限会社港紙工場
代表取締役　松田　元吉

組織変更公告

当会社は昭和二十七年二月十五日の定時社員総会において株式会社に組織を変更することに決議を致しましたから異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月十八日
東京都台東区浅草猿若町一丁目十九
有限会社ヒサゴヤ商店
取締役社長　田畑　実

資本減少公告

当会社は昭和二十七年二月一日の株主総会の決議で資本金三百万円を金九十五万五千円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月一日
和歌山市東布経丁六丁目一番地
協和製綱株式会社
代表取締役　宮本　種晴

資本減少公告

当会社は昭和二十七年二月一日の株主総会に於て資本金八百万円を五百万円に減少することを決議しましたから異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月十日
大阪市東淀川区東塚本町六丁目四五番地
株式会社塚本製煉場
代表取締役　若林　茂三

解散公告

当社は昭和二十六年十一月三十日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対し債権を有せられる方は公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

右期間内に申出がない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年一月二十五日
京都市右京区西院花田町三六番地
株式会社丸藤
清算人　伊藤　太一

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月三十一日の臨時社員総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。もし右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十七年二月二十一日
名古屋市中区裁町六丁目七番地の三
会社名　丹慶有限会社
清算人　丹慶源一郎

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月三十一日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥します。

昭和二十七年一月十日
広島市上柳町十二番地
富士輪業株式会社
清算人　松永　博玉

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十二月二十日株主総会に於て資本金一百万円の処金五十万円を減少し資本総額を金五十万円とし其方法として金五十円払込済の一百円株一株につき金五十円を免除し金五十円払込済の金五十円株一株となすことに決議しましたから右に付き異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に当会社に申出で下さい。右期間内に異議の申述なきときは資本減少を承認したものと看做します。

昭和二十七年二月二十一日
東京都中央区日本橋浜町二丁目五十七番地
株式会社斎藤商店

合併公告

昭和二十七年一月十五日開催の臨時株主総会に於て下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月二十一日
住所　名古屋市西区塩町四丁目十一番地
甲　株式会社マルス商店
住所　名古屋市西区塩町四丁目十一番地
乙　合名会社杉野商店

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十二月二十四日株主総会の決議により解散致しました。当会社に債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なきときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十日
横須賀市日の出町一丁目二番地
株式会社日本興信所
代表清算人　鴨田　理平

債権申出公告(第三回)

当会社は昭和二十七年一月二十八日株主総会の決議に因り解散しましたに付ては当会社に債権を有せらるる方は昭和二十七年四月二十日までに其債権の御申出相成度右期間内に御申出が無いときは清算から除外致します。

昭和二十七年二月十六日
東京都中央区日本橋兜町二丁目四二
朝日紙業株式会社
清算人　二宮　善市

第7535号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年二月十二日社員総会の決議で解散しましたので当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此の期間内に御申出のないときは清算から除斥せられます。

昭和二十七年二月十六日

長野県上伊那郡中箕輪町

有限会社丸五呉服店

清算人　平出　正司

合併公告

次の甲乙両会社は昭和二十七年二月九日の株主総会で甲会社は乙会社を合併して其の権利義務を承継し乙会社は解散する決議を致しましたから此の合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出で下さい。

昭和二十七年二月十六日

東京都大田区新井宿五丁目五七〇番地

（甲）**田淵電機工業株式会社**

東京都大田区糀谷町二丁目七二七番地

（乙）**電研工業合資会社**

臨時株主総会招集通知

来る三月六日（木曜日）十三時より門司市清滝町一丁目九十一番地本社に於て臨時株主総会を開催し左記事項を附議致しますから御出席下さいます様御通知申上げます。

記

会議の目的たる事項

一、役員補充選任の件

昭和二十七年二月二十一日

門司市清滝町一丁目九十一番地

九州鉄道工業株式会社

取締役社長　有馬　宏

小切手無効公告

左の小切手紛失に付以後無効とす。

記号番号　五二の一七五号

金額　金一百万円也

振出人　株式会社肥後銀行子飼橋支店

支払人　株式会社肥後銀行子飼橋支店

支払場所　肥後銀行子飼橋支店

第三十七回決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

資産の部	
流動資産	
現金、預金	一〇、〇三一、六九二・五七
受取勘定	一七、九一六、一三五・一四
棚卸資産	一八、九一二、七六二・〇〇
諸勘定	一、三八四、二一二・二九
前払費用	一五四、三七三・四三
（流動資産計）	四八、三九九、一七五・四三
固定資産	六、〇八五、五九一・〇〇
投資	五〇、九九七・五〇
合計	五四、五三五、七六三・九三

負債の部	
流動負債	
支払勘定	一五、二二四、九一五・一九
短期借入金	一四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未払費用	三、二二三、三七二・〇〇
諸勘定	二、六四三、七八一・八一
（流動負債計）	三五、〇九二、〇六九・〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	一〇、一三七、四五五・〇〇
前期繰越利益金	三九二、〇一一・二五
当期純益金	七、九一四、二二八・六八
合計	五四、五三五、七六三・九三

昭和二十七年二月十一日

豊川市古宿町北浦一の五

株式会社共栄社

入江俊郎・古井喜実・鈴木俊一・長野士郎
小林與三次・藤井貞夫・金丸三郎　共著

逐條**地方自治法提義**(4)　A5上製 438頁　¥450 送50

4巻は議会の全体が完全に纏まつた。
全国有名書店にあるが、品切の節は直接

東京大学教授　田中二郎著

新稿**略説行政法**　A5上製 438頁　¥430 送50

実務家向の理想の深さ微かさ量を基礎理論に実体法直結で説き方親切・斬新既に実益利便の定評＝有名書店又は直接

東北大学教授　柳瀬良幹著

最新**行政法講義**　A5上製 280頁　¥280 送40

全体を短時間で修める新方式・特に親切手頃で理想・学生に研修に・多数は割引

人事院前職階課長
岡山大学教授　三宅太郎著

地方公務員法概論　A5上製 200頁　¥250 送35

特に法の運営と能率化の関連を明釈

月刊自治研究　28巻2号　¥70 送4

地方自治制度（鵜飼教授外8氏）ポツダム命令私録（佐藤達夫）地方公務員職階制（三宅太郎）英国地方団体（佐久間彊）地方議会（田口弼一）通牒通達・行政実例

月刊警察研究　23巻2号　¥65 送4

少年年齢の考察（神谷尚男）戦争・再軍備・警察（杉本守義）ルーラルポリス（土屋正三）刑訴規則の改正（佐藤千速）刑事判例研究（中野・出射・植松）通牒通達

文京区大和町13
振替東京6449番　**良書普及会**

第六十六期決算報告書

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

資産の部	
現金	二〇、〇〇〇・〇〇
預金	八八一、八六四・四二
未収運賃	一、一九八、三三六・〇〇
未収収入	二、〇六七、八四〇・六一
貯蔵物品	一三、二六〇、二八二・五三
前払費用	三七二、四五九・九七
前渡貯蔵物品	二一、五七七・〇〇
流動資産	五、一八五、七七九・三七
鉄道業固定資産	四四、四五〇、九五五・三六
一般乗合旅客自動車運送事業固定資産	一七、八四六、四〇九・一〇
一般貸切旅客自動車運送事業固定資産	二、〇五九、八一六・〇〇
雑固定資産	三〇、二九二・〇〇
建設仮勘定	六二九、七七五・〇〇
関係会社有価証券	二〇二、〇〇〇・〇〇
投資有価証券	七〇、五五〇・〇〇
雑投資	一五、〇〇〇・〇〇
繰延資産	二三〇、二六〇・〇〇
合計	八七、五四三、〇九七・三六

負債及資本の部	
支払手形	五、一八七、八〇九・二〇
短期借入金	一四、二〇〇、〇〇〇・〇〇
未払金	一、一三〇、七二九・七六
未払費用	三〇三、六四三・〇八
預り金	一二二、四七〇・〇〇
預り連絡運賃	六〇二、九〇八・〇〇
前受金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
前受収益	三三八、五〇一・〇〇
雑短期負債	二九三、三四九・九四
納税引当金	一、一一四・〇〇
減価償却引当金	四、八四一、三四四・六六
鉄道財団抵当借入金	一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
長期借入金	一八、九五〇、〇〇〇・〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本剰余金	三五、二四八、八七六・一〇
利益剰余金	一、八二六、三五一・六二
合計	八七、五四三、〇九七・三六

尾道市栗原町三三三六

尾道鉄道株式会社

第三十八期貸借対照表

昭和二十六年十月三十一日現在

資産の部（借方）	
固定資産	六、四五四、九七三・四五
建設仮勘定	七九八、六〇五・〇〇
有価証券	四五〇、〇〇〇・〇〇
保証金	七、一二七、四六八・九五
預金及現金	二三、一三三、六二六・四二
中北商店勘定	三、六九五、八九二・〇七
売掛金	七五、三五四、九五二・七六
受取手形	二七、七〇三、七六七・六六
棚卸勘定	六三、〇四八、八三三・一七
仮払金	二八九、七〇三・九三
貸付金	二八〇、〇〇〇・〇〇
未収金	六、〇四五、三六〇・五〇
未経過勘定	八四四、四一一・五〇
合計	二二三、四六六、五九五・四一

負債の部（貸方）	
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	九六四、〇〇〇・〇〇
納税引当金	六三一、一二九・〇〇
配当引当金	二三三、三二〇・〇〇
再評価積立金	四、八四五、六三〇・〇〇
貸倒準備金	一一二、五〇〇・〇〇
借入金	九、七五〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	六四、〇二三、三一〇・五四
支払手形	一〇〇、三五九、二〇四・二五
割引手形	一九、三五一、〇七八・三三
預り金	一一〇、〇〇〇・〇〇
未払金	二八九、六〇六・四三
前期繰越利益金	三、〇三四、五七七・三〇
当期利益金	三、三五五、六三九・六七
合計	二二三、四六六、五九五・四一

昭和二十六年十二月

中北薬品株式会社

第六十七期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）	
（流動資産）	
現金	二四〇、六七一・〇二
銀行預金	六、三六六、三七七・二〇
退職手当積立預金	五、一五九・〇〇
納税準備預金	三三三・六二
未収入金	二八、五七六、一二一・一九
仮払金	九五四、八五〇・一六
仮出金	二、七〇〇・〇〇
受取手形	五、二四四、〇〇六・五〇
有価証券	二、八一一、一一三・〇〇
東京勘定	一一、四六三・三六
原材料	六、二〇一、三三三・四三
仕掛品	一五、三六五、六三一・七三
製作品	八六、八九七・〇〇
預け金	一五〇、〇〇〇・〇〇
（固定資産）	
土地	一、一三三、五五〇・〇〇
建物	八、三六七、四〇七・〇〇
船渠	二、六一一、九七二・八八
機械器具	三、三三八、八四五・〇〇
工具備品	一、一五三、〇一五・〇〇
船舶	五、四〇〇・〇〇
什器	四一二、二〇五・〇〇
（其他資産）	
貸付金	一五〇、〇〇〇・〇〇
保証金	一四二、〇〇〇・〇〇
合計	一〇二、三一〇、四三一・〇九

貸方（負債の部）	
（流動負債）	
支払手形	二〇、七六四、二二二・七八
短期借入金	九、三五一、九九五・五四
仮払金	五、九九一、〇七七・八四
未払金	三、〇六九、八七六・七五
退職手当積立金	五、一五九・〇〇
従業員預り金	九四・八〇
（固定負債）	
長期借入金	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
（引当金）	
税金引当金	三二八、八〇三・〇〇
（資本）	
資本金	一三、五〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	二〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	二五、九八四・四一
前期繰越利益金	一〇、九七七、一三三・四八
当期利益金	一、〇九六、〇八四・四九
合計	一〇二、三一〇、四三一・〇九

昭和二十七年一月三十一日

神戸市兵庫区西出町三二九番地

神戸船渠工業株式会社

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁
電話九段(33)三三一一～三三九
振替東京一九〇〇〇　官報課

昭27.2.21.

官報

号外（第九号）

官庁事項

○人事院

◉人事院公示第45号

人事院は、人事院規則6—0（職種及び職級の決定及び公表）に基き、職種及び職級に関し、次の通り決定した。

昭和27年2月21日

人事院総裁　浅井　清

目　次

職種の記号	職種の名称	頁
0215	保育	1
1103	一般作業	2
1105	営繕	4
1137	土木作業	5
1147	郵便外務	5
1211	紙加工機操作	5
1235	写真作業	7
1237	手工芸(一般)	8
1508	事務用機器操作	9
3143	鉱山	11
3157	製紙	12
3167	地図製図	12
3219	地理	12
4113	農芸化学	12
6108	税務管理	14
6109	税務(一般)	19
6111	税務(調査)	21
6113	税務(徴収)	26
6223	税関鑑査	31
7106	教護	32
7203	司書	33
7314	化学研究	33
7336	史料研究	35
7370	農芸化学研究	36
8215	守衛	37
8315	労働基準監督	37
9119	速記記録	38
9137	翻訳	38
1114	水門監守	39
5106	検察審査事務	39
5111	裁判所書記	39
5113	裁判調査	39
5115	執行吏	39
5117	司法事務	39
5119	訟廷書記	39
5121	少年調査	39
5129	立法考査	40
8207	議院警察	40
8219	廷吏	40
9402	会議運営	40

保育職種ならびに1級保育員職級、2級保育員職級および3級保育員職級を変更し、職種の定義および職級明細書【保育】（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔保　育〕

職種の名称および記号		職群名
保育	0215	家政
職級の名称および記号		
1級　保育員		0215—1
2級　保育員		0215—2
3級　保育員		0215—3

職種の定義

この職種は、保育所・教護院等の児童福祉施設において、児童の保育・生活指導等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

幼稚園において、幼稚園教諭の各種免許状を持たずに児童の保育に従事することを職務とする官職はすべてこの職種に含まれる。ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかっこ内の職種に含まれる。

(1)　幼稚園において、園務全般を管理・運営することを職務とする官職〔幼稚園管理職種〕

(2)　教育職員免許法に基く幼稚園普通免許状、幼稚園教諭仮免許状を有し、幼稚園において教諭として幼児を保育し、その心身の発達を助長する等の業務を実施することを職務とする官職〔幼稚園教育職種〕

職級明細書

1級　保　育　員　　0215—1

職級の特質

この職級は、一般管理的指示のもとに、保育所において、保育所の運営方針を企画し、保育業務および給食・人事・予算・施設の管理等の業務について、下級保育員等を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級保育員は、保育所全般の運営方針を企画し、保育課程・組割・時間割の編成等の保育計画について下級保育員に大綱を示して立案させ、その結果を検閲して決定する。各組の担当者を決定し、児童に対する保育が適切に行われているか否かについて職員会議その他の機会を利用して指導し、監督する。入所規則その他所内諸規定の改正、年間の保育課程の編成、行事の実施細目の決定等の保育に関する重要事項は、自ら職員会議を召集して会議を主宰し、その意見を参考にして決定する。また、入所式・修了式その他記念日等に行う式典・行事等を主宰する。給食・人事・予算・施設の運営、物品の管理等保育園管理に関する諸業務について担当者を監督する。保育所の管理・運営等に関して母の会、地方公共団体その他の関係機関と連絡・折衝する。

この職級に含まれる1級保育員は、保育計画案、給食報告その他の業務報告書により児童福祉に関する監督官庁等から検閲を受け、また管理事務については所属機関からの基本的通達に基いて業務を行うが、日常の業務は通常自らの責任において処理し、実施する。

毎日文庫

号外

昭27．2．21．

2級　保　育　員　0215—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、保育に関する専門的知識に基いて、児童の保育について具体的計画案を作成し、また実施することを職務とするすべての官職を含む。

　2級保育員は、一群の児童を受け持ち、前もつて指示された保育要領に基き、対象児童の年齢・性格・環境、行事等を勘案して保育資料を調査・収集し、保育予定案を作成する。保育日課により児童の知識および情操のかん養ならびに体位の向上を図るため自然観察・社会見学・集団遊戯・自由遊戯ならびに絵画・音楽等について指導し、児童の食事の世話および作法の指導を行う。体育面の保育としては児童の顔色・体温の異常の有無、清潔状態等に絶えず留意し必要な場合には適当な手当または保健婦および医師等への連絡等の処置をとる。児童の保護者の理解と協力を得るため随時連絡をとり、または家庭を訪問して保育内容もしくは児童の状態について相談する。また、保育日誌の作成、出勤の整理、物資の配給計算等を行う。ときには先任者として保育予定案の作成および保育日課の実施について数名の保育員に必要な指示を与えるとともに、給食、物品の管理等に当る職員を監督することもある。

　2級保育員は、教護院の家庭舎において、一群の不良性を有する児童を受け持ち、対象児童の年齢・性情・不良性等と教護員が作成した教育計画とを勘案し、保育面を中心としたきよう正指導の方法の細案を作成する。児童と起居をともにしながら日常生活たとえば居室内外の清掃・整頓、衣服の修理・洗たく、食事、入浴、寝具の始末等を通じて規則的な生活指導と生活経験を与えるしつけ教育を行うとともに、常に児童の態度に注意し、すべての生活を通じ、児童の個性・性情・年齢等に応じた生活の内容と方法を指導し、不良性を改善し、除去し、社会生活に適応できるようにつとめる。また、児童の身体の異常の有無、清潔状態等に絶えず留意し、必要な場合には家庭的な看護に当り、学習の予習・復習についてはその指導を行う。

　この職級に含まれる2級保育員は、保育方針および実施方法について1級保育員等から指示を与えられるが、通常日常の保育業務については自らの責任において実施に当る。

　この職級に含まれる2級保育員には、次の資格が要求される。

　児童福祉法施行令第13条に規定する保母の資格もしくは児童福祉施設最低基準第100条に規程する教母の資格、またはこれと同等程度の知識または経験を有すること。

3級　保　育　員　0215—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、比較的簡単な保育業務を実施することを職務とするすべての官職を含む。

　3級保育員は、保育所・教護院等において、上級保育員の勤務割当および指示に基いて保育資料の収集、手工用器具・画用紙の準備・配布および作品の整理を行い、また遊戯・音楽・絵画・運動会・遠足等の際の見守り、指導を行う。また、給食の世話、作法の指導について2級保育員を補助する。ときには特定の項目たとえば自由遊戯・体格検査等を委任され、自らの責任で実施することもある。附随的に室外の清掃、通信文等の印刷・発送、教材の購入、出席簿の記帳・計算、出席簿の整理等を行う。

　この職級に含まれる3級保育員は、保育の理論および実施の方法について随時上級保育員等から指導を受け、また自ら実施した仕事について文書または口頭で報告し、検閲を受ける。

　この職級に含まれる3級保育員には、次の資格が要求される。

　高等学校卒業もしくはこれと同等程度の知識または経験を有すること。

　洗たく職種、小使職種、昇降機運転職種およびモデル職種を廃止し、一般作業職種を変更し、1級洗たく員職級および1級小使職級を廃止し、1級一般作業員職級を変更し、2級一般作業員職級に2級洗たく員職級、2級小使職級、1級昇降機運転手職級および1級モデル職級を併合し、3級一般作業員職級に3級小使職級および2級昇降機運転手職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔洗たく〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)、職種の定義および職級明細書〔小使〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)、職種の定義および職級明細書〔昇降機運転〕(昭和25年12月1日人事院公示第8号)および職種の定義および職級明細書〔モデル〕(昭和25年11月1日人事院公示第11号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔一般作業〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書〔一般作業〕

職種の名称および記号		職群名
一般作業	1103	一般作業
職級の名称および記号		
1級	一般作業員	1103—1
2級	一般作業員	1103—2
3級	一般作業員	1103—3

職種の定義

この職種は、特に他の職種に分類されない一般的な労務的作業、または簡単な諸機械の操作等に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 洗たく機械を操作して衣料品等の洗たくを行うことを職務とする官職
(2) 建物内外の清掃、文書の送達等の雑務を行うことを職務とする官職
(3) 乗客用または貨物用の昇降機の運転を行うことを職務とする官職
(4) 特に他の職種に分類されない一般的な労務的作業を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1) 河川・道路等の土木工事現場において土地の掘さく、トロ押し、岩石の爆破、鉄筋の組立等の土木作業に従事することを職務とする官職〔土木作業職種〕
(2) 農場・牧場等において作物の栽培・牧畜等に従事することを職務とする官職〔農場作業職種〕
(3) 電動式閘門(こうもん)・水門の操作・保守を行うことを職務とする官職〔電工職種〕
(4) ガス・上水・下水・蒸気等の各種金属製輸送管の新設・維持・修理等を行うことを職務とする官職〔営繕職種〕

職級明細書

1級　一　般　作　業　員　1103—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)一般的な重作業に従事する一群の下級一般作業員を監督し、(2)一般的な軽作業に従事する数群の下級一般作業員を監督し、または(3)手動式閘門(こうもん)・水門の操作・保守を行うことを職務とするすべての官職を含む。

　1級一般作業員は、製紙用パルプ・みつまた皮、石炭等の運搬および原料くず紙の選別に従事するおよそ15名以上の下級一般作業員に仕事を割り当て、運搬する量および順序等を決定して指示し、作業の円滑な進ちよくをはかるため作業状況の監督を行う。

　1級一般作業員は、物品の荷造り作業を行うおよそ7名以上の下級一般作業員に対し作業を割り当て、物品の形状に適応した荷造りの方法および順序について指示し、こん包状態を検査する。また、トラック等への積込みを指揮し、また送り状の準備等の発送手続を行う。

　1級一般作業員は、貨幣または地金の洗じよう・脱水を行うおよそ5名以上の下級一般作業員に対し作業を割り当て、洗じよう液の調合について指示を与え、仕上げ状態を検査する。

　1級一般作業員は、洗たく作業を行うおよそ4名以上の下級一般作業員に作業を割り当て、品質・品種等に応ずる洗たく物の分類、洗たく機・脱水機・消毒機等の操作、石けん溶液の作成、アイロン掛け・しみ抜きなどの方法、乾燥時間、消毒時間などについて指導を行う。また、自ら作業に従事し、洗たく物・使用物品等の保管および受払事務、作業報告書の作成、設備の管理等を行う。

　1級一般作業員は、建物内外の清掃等の軽作業に従事するおよそ20名以上の下級一般作業員に対し作業の順序・方法、作業区域等について指示し、現場を巡視して検査する。印刷物・調度品等の運搬・整理その他各部局から要求される臨時的な作業に対して必要な人員を割り当て、会議などの会場準備のためのテーブル・いす等の準備および配列方法を指示し、大掃除の指揮に当る。ときに建物・諸設備等の故障箇所を調査して報告し、修理後の検査を行う。また、作業日誌の記入および使用器具・消耗品等の請求・保管等を行う。

　1級一般作業員は、閘門(こうもん)・水門において流量・水位を観測し、量水計に基き、またその河川に対する多年の経験によつて門扉(もんぴ)を開閉し、河川の流量の調節を行う。また、舟艇の通過のため潮の干満、風の方向・強さによつて起る閘門(こうもん)前後の水位の差に注意し、適当なときに機を失せず門扉(もんぴ)を開閉し、舟艇の安全な通過をはかる。また、作業に関する報告書を作成する。高水時、特に洪水(こうずい)等の場合は上流からの情報に基き、門扉(もんぴ)の開閉を行う時期・程度に関して上申を行うなど適切な処置に当る。

　この職級に含まれる1級一般作業員は、建物・施設の管理者等から毎日の繰返し的作業については詳細な監督を受けず、作業日誌等により一般的な検閲を受ける。作業中の事故に際しては軽易な場合は自らの判断で処理し、その結果について報告を行う。

2級　一　般　作　業　員　1103—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)一般的な軽作業に従事する一群の下級一般作業員を監督するとともに自ら作業に従事し、または(2)一般的な重作業に従事することを職務とするすべての官職を含む。

　2級一般作業員は、製紙用原料くず紙の選別を行うおよそ6名以上の下級一般作業員に対し作業を割り当て、原料くず紙の選別・分類の程度について指導するとともに自ら業務の繁閑に応じて作業に当る。

　2級一般作業員は、日常給食を行う食堂・配ぜん室等において主食・副食物のもりつけ・分配等の作業を行うおよそ8名以上の下級一般作業員に対し作業を割り当て、限られた時間内に支障なく作業が行われるよう、また規定量が守られているか衛生に留意しているか等について監督し、料理品の不良、数量の不足その他の異常を発見した場合の処置を行うまた、自ら業務の繁閑に応じて作業に当る。

　2級一般作業員は、建物内外の清掃等の軽作業を行う通常5名以上の下級一般作業員に対し作業を割り当て、作業の順序・方法について指示し、自ら実施するとともに作業状態を監督し、結果について検査を行う。また、各部局から指示を受け、事務用品・調度品等の運搬または湯茶の用意、文書の送達その他の使い走り等雑務を割り当てるとともに自ら随時これらの作業を行う。

　2級一般作業員は、数台の昇降機を運転するおよそ5名以上の下級一般作業員に対し受持箇所、交代順位等を指示し、特に安全運転について注意を与え運転を行わせるとともに自ら運転に従事する。故障の報告を受けた場合は、直ちに故障箇所を点検し、簡単に手工具等で修理できる程度ならば自ら修理を行う。

　2級一般作業員は、解剖用死体の引取り、死体タンクから解剖台までの運搬、解剖後の死体の処理、解剖用器具の整理等を行う。

　2級一般作業員は、病院において患者用衣料品等の消毒を行うため消毒機を操作し、また汚物の運搬・処理作業等を行う。

　2級一般作業員は、各種重量物を保管する倉庫等において保管物品を人力で搬入し、または積み出し、あるいは戸棚・郵袋等の重量物を手車・電動車等に積み、運搬を行い、またはトラック等の上乗りとして輸送物品の積卸し等に従事する。

　2級一般作業員は、輸送のため物品をむしろ・なわ・袋等を使用して包装し、物品の形状に応じて木わく・箱等を組み立て、必要な荷造りを行う。

　2級一般作業員は、洗じよう機・脱水機を使用して貨幣または各種地金を洗じよう・脱水し、仕上げ状態を調べ、布によつて水分をふきとる作業を行う。

　2級一般作業員は、馬車・牛車または馬によつて荷物の運搬を行い、あわせて雑役牛馬の飼育・管理を行う。

　2級一般作業員は、潜水夫に対し潜水服の着脱、潜水の補助を行い、潜水作業中は、送気用手動ポンプの操作および信号連絡等に当る。

　2級一般作業員は、飲料または工場用の給水施設において、揚水ポンプの運転および保守作業に従事する。施設を巡視して送水量、ポンプの運転状態等を点検し、簡単な水漏れの修理、パッキングの取換え、浄水用砂の洗じよう等の保守作業を行う。

　2級一般作業員は、洗たく機を操作しまたは手洗によつて衣料品・寝具・ほう帯等の繊維製品の洗たくを行い、脱水・乾燥およびアイロン掛け・型付け・つや出し等の仕上げ作業を行う。ときにはほう帯・ガーゼ等の消毒・再生作業を行う。

　この職級に含まれる2級一般作業員は、上級作業員等から仕事の分担・順序・方法等についてあらかじめ指示を与えられ、また作業の結果について検査を受ける。

3級　一　般　作　業　員　1103—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、一般的な軽作業に従事することを職務とするすべての官職を含む。

　3級一般作業員は、試験管・フラスコ・ビペット・シャーレ等の試験器具その他のガラス器具を水・石けん・か性ソーダ等で洗じようし、また調剤器具の準備・薬包等の作業を行う。

　3級一般作業員は、機関車等の車両の廻転部・しゆう動部等への注油、軸受ばこの中の油糸くずの取換え作業等を行う。

　3級一般作業員は、製紙工場等において、定められた規準に従い、原料くず中から異種の紙くずを取り除いてそれぞれにまとめ、また各種原料・製品類を整理し、数量を確かめ、圧搾して束ねるような繰返し作業に従事する。

　3級一般作業員は、弾薬工場において拳銃(けんじゆう)弾丸の形状を検査して選別する作業、または弾丸・薬きよう・雷管等をチューブに詰め込む作業を行う。

林田文庫

号外

昭27．2．21．

3級一般作業員は、日常給食を行う食堂・配ぜん室等において主食・副食物のもりつけ、配ぜん、または米穀・野菜・魚肉類の水洗い・切刻み等の調理の補助的作業および食器の洗じよう・消毒、食堂の清掃等を行う。

3級一般作業員は、建物内外の清掃のため掃き掃除、はたき掛け、水洗い、ぞうきんがけ、ガラスふき、水まき、除草等を行い、また紙くず・じんかい等を集めて焼却する。暖房用の火種を配り、湯茶を沸かし、時刻報知のために振鈴をならし、文書を送達し、簡単な使い走り、郵便物の分配等に当り、また外来者のためにはき物・かさ等の携帯品の保管等を行う。

3級一般作業員は、昇降機の試運転を行い、異常のないことを確かめ、規定以外の超過乗車をさせないように注意して乗客用または貨物用昇降機の運転に従事する。運転中、事故が発生した場合は、直ちに運転を中止し、上級一般作業員に報告してその指示に従う。

この職級に含まれる3級一般作業員は、毎日の繰返し的作業を行うときは通常詳細な指示を受けないが、初めて仕事を割り当てられるとき、または作業方法が変更されたときは、作業の順序・方法について詳細に指示を与えられる。また、作業状態および結果について随時現場において検査を受ける。

—4—

営繕職種に配管職種を併合し、1級営繕工職級に1級配管工職級を、2級営繕工職級に2級配管工職級を、3級営繕工職級に3級配管工職級を、4級営繕工職級に4級配管工職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**配管**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**営繕**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)の一部を次の通り改正する。

職種の定義

この職種は、建造物およびその附属設備を維持するために行う屋根・壁・窓・建造物本部および各種調度品等の製作・改造・修理、またはガス・上水・下水・蒸気等の金属製輸送管の新設・維持・修理に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項第1項中(4)、(8)および(9)を削り、「(5)」、「(6)」、「(7)」および「(10)」をそれぞれ「(4)」、「(8)」、「(9)」および「(13)」に改め、次の(5)、(6)、(7)、(10)、(11)および(12)を加える。

(5)　もっぱら旋盤等を操作して、管のねじ切り等の工作を行うことを職務とする官職〔機械工作職種〕

(6)　もっぱら溶接装置を用いて管の溶接を行うことを職務とする官職〔溶接職種〕

(7)　もっぱら陸上汽かんを操作し、附随的に蒸気管の保守を行うことを職務とする官職〔汽かん操作職種〕

(10)　揚水・給水施設において、主として水そうの清掃、浄化用砂の取換え、給水・揚水ポンプの運転・監視等の仕事を行うことを職務とする官職〔一般作業職種〕

(11)　建築工学に関する専門的技術的知識に基き、建造物の新築工事の現場監督を行うことを職務とする官職〔建築職種〕

(12)　機械工学に関する専門的技術的知識に基き、配管工事の設計書または仕様書を作成し、工事現場の監督を行うことを職務とする官職〔機械職種〕

1級営繕工職級の職級明細書の特質第1項中「各種営繕作業の責任者として十数名以上の」を「建造物およびその附属設備の維持のため各種営繕作業を行う一群の」に改め、同職級の特質第2項中「各種庁舎・病院等における営繕作業の全般的責任者として、」を「庁舎・病院等において、各種営繕作業を行う一群（通常三組程度、一組は通常四、五名程度）の下級営繕工の監督者として、」に改め、「配管もしくは」を削り、「人数」を「人工」に改め、「配管工」を削り、「作業完了後検閲」を

—1—

「作業完了後検査」に改め、「下級営繕工等の人事、火気の取締および備品・工具類等の保管について責任を有し、営繕関係の予算・工事計画等について意見を具申し、関係主務者と合議して予算額・方針等を決定する。」を削り、「配管・電気設備敷設・改築工事等においては自ら作成した設計図または仕様書により民間業者に仕事を依頼し、」を「電気工事・改築工事等の請負工事においては、自ら設計図または仕様書を作成し、」に改め、「手抜きがあるか否か、」を削り、「完了後検査を行う。」の次に「また、営繕関係の予算・工事計画等について意見を具申し、関係主務者と合議し、下級営繕工等の人事、火気の取締および備品・工具類等の保管について責任を有する。」を加え、同職級の特質第2項の次に次の一項を加える。

1級営繕工は、庁舎・病院等において配管・給水・製氷作業等を行う一群（通常三組程度、一組は通常四、五名程度）の下級営繕工等の監督者として、ガス・上水・下水・蒸気等の金属製輸送管の新設・改造・修理その他の各種営繕工事を監督する。工事の申請に対し現場の実状を調査し、巻尺・折尺等を用いて必要な金属管および継ぎ手類を算出し、予算・人工・材料等を見積り、配管設計図および工事仕様書を作成する。通常の補修工事においては下級営繕工等に対し図面または口頭により人員・材料・方法等を指示して工事を行わせ、工事完了後最終的検査を行う。建物全般にわたる大規模な配管系統の新設工事等の請負工事の際は、工事中現場において常に作業工程の適否・材料の受払状態等を監督する。また、揚水および給水設備の運転を行う一般作業員等に対しろ過装置・揚水ポンプ等の検査および故障の際の修理方法等の指導を行う。ときには製氷機の大修理に際して下級営繕工の技術指導を行うこともある。

2級営繕工職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、建造物およびその附属設備の維持のため各種営繕作業を行う数名の下級営繕工を監督するとともに自ら実施することを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項中「2級営繕工は、」の次に「通常五、六名程度の下級営繕工の監督者として、」を加え、「民間業者に工事を依頼する際には、」を「請負工事の際は、」に改め、同職級の特質第2項の次に次の一項を加える。

2級営繕工は、通常五、六名程度の下級営繕工の監督者として、ガス・上水・下水・蒸気等の各種金属製輸送管、衛生設備等の新設・改造・修理等の作業を行うため故障箇所を調査し、与えられた図面・仕様書を点検して作業の具体的計画・手順等を決定し、下級営繕工に作業を割り当て、技術指導を行い、必要資材・工具類の受払を行う。また、自ら作業を実施し、作業完了後検査を行う。請負工事の際には、図面・仕様書に基いて工事現場において作業を監督し、完全な工事の施行をはかる。ときには各種ポンプその他の附属機械・部品・器具類の製作・修理の指導、工事用材料の見積り等を行うこともある。

3級営繕工職級の職級明細書の特質第1項中「器具類の」を「器具類または各種金属製輸送管・衛生設備等の」に改め、同職級の特質第2項に次の(6)および(7)を加える。

(6)　オスター・パイプレンチ・モンキー・スパナー等を用いてガス・上水・下水・蒸気等の輸送用金属管のねじ切り・取付・取りはずし・溶接・ろう付の作業を行つて、輸送管の新設・改造・修理等の作業を行う。

(7)　衛生設備の故障修理のため水圧を利用し、または各種工具を使用して汚物を排除し、金属管の腐しよく部分・破損部分の取換え作業等を行う。

同職級の特質第3項中「上記(1)ないし(5)」を「上記(1)ないし(7)」に改め、同項に次の(5)を加える。

(5)　給湯用ガス調節器・蒸気消毒器その他附属器具の修理、暖房用ラジエーターの取付等の作業を行う。

同職級の特質第4項中「時に大規模な改造工事、大きな障害の生じたときは」を「ときに大規模な改造工事、困難な作業の際は」に改める。

—2—

4級営繕工職級の職級明細書の特質第1項中「建物および設備等の補修について、」を「建物およびその附属設備または各種金属製輸送管等の維持・修理について、」に改め、同職級の特質第2項中「窓その他の建具修理」を「窓その他の建具の小修理」に改め、同職級の特質第2項の次に次の一項を加える。

4級営繕工は、ガス・上水・下水等の金属製輸送管、衛生設備の修理において、簡単な弁の取換え、管の取りはずし・ねじ切り・取付および使用工具・材料の運搬等を行うとともに、ときには埋設管の掘りおこし・埋め込み等を行う。

同職級の特質第3項を次の通り改める。

この職級に含まれる4級営繕工は、次のような監督を受ける。

(1)　建物および備品の簡単な破損修理等に従事する官職は、上級営繕工、建物の管理者等から伝票または口頭により作業の内容・順序等の指示を受け、結果についてはその都度検査を受けるが技術指導を受けることは少い。

(2)　ガス・上水・下水等の金属製輸送管、衛生設備の修理等に従事する官職は、上級営繕工から金属管の腐しよくに対する処置方法、弁のすり合せ方法、困難な取付作業等について技術指導を受け、作業結果を検査される。

—3—

土木作業職種に試すい作業職種を併合し、2級土木作業員職級に1級試すい作業員職級を、3級土木作業員職級に2級試すい作業員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**試すい作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**土木作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の一部を次の通り改正する。

職種の定義

この職種は、道路・えん堤・橋りよう・ずい道・港湾施設等の建設・補修または試すい作業に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項第2項(7)中「土木工学に関する一般的知識」を「土木工学に関する専門的技術的知識」に改め、同項(8)中「測量に関する一般的知識」を「測量に関する専門的技術的知識」に改め、同項(9)中「〔会計管理職種〕」を「〔調達職種または一般事務職種〕」に改め、同項に次の(10)を加える。

(10)　試すい工事の具体的実施計画を立案し、作業全般を監督するとともに作業方法、使用機械・工具の改良、その他試すい方法に関する専門的技術的業務を行うことを職務とする官職〔鉱山職種〕

1級土木作業員職級の職級明細書の職級の特質第3項中「この職級に含まれる1級土木作業員は、」の次に「土木関係の技術者等から」を加える。

2級土木作業員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または」を削り、「通常約40名以上の下級土木作業員等を監督する」を「通常約40名以上の下級土木作業員等を監督し、または(3)困難な試すい作業について数名の下級土木作業員等を監督する」に改め、同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

2級土木作業員は、深度が大で地層の複雑な場合のような困難な試すい作業を含む各種試すい作業の監督者として、工事に必要な資料、試すい用の機械・器具を整備し、作業期間、経費の概要等具体的作業日程をたて、通常数名の下級土木作業員および労務者を指揮して機器のこん包および運搬、工事用のやぐら・土台および小屋の設定、試すい機械のすえ付け等を監督する。掘さく作業においては、自ら試すいレバーを操作してロッドの昇降を行い、岩質・崩壊箇所・コアーチューブ内部の岩しん等を判断して、崩壊箇所のセメント注入またはケーシングパイプのそう

—1—

入、コアーの採取等適当な処置を下級土木作業員に指示する。また、試すい機械の故障程度を判断し、修理可能の場合は自ら修理し、大修理の場合は、修理依頼用図面等を作成する。附随的業務として、採取した試料の整理、作業日報および柱状図等の作成を行い、また現地において関係官庁・鉱山・地元等の関係者と工事手続について折衝する。

3級土木作業員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または(2)単独でもしくは数名の下級土木作業員を指導して困難な土木作業を行う」を「(2)単独でもしくは数名の下級土木作業員を指導して困難な土木作業を行い、または(3)試すい作業を行う」に改め、同職級の特質第6項の次に次の一項を加える。

3級土木作業員は、地下資源・地下構造の調査または土木基礎工事等のための試すい作業を行うため、運搬すべき機器の整備・こん包等の準備作業を行い、現地においてはやぐら・小屋・土台を設定し、機械のすえ付け・運転・保守、メタルの植付、パイプの接続、ロッドの昇降、セメント注入、ケーシングパイプのそう入、コアーの採取・整理等の作業を行う。また、2級土木作業員不在のときは対外折衝等の職務を代行し、ときには深度が小で地質の正常な比較的容易な試すい作業の監督者として、数名の労務者を指揮して試すい作業を行うこともある。

用語の定義中「床工」、「土羽付け」、「床掘り」および「締切り」の項を削り、「丁張り」の項の次に次の「セメント注入作業」および「コアーの採取」の項を加える。

セメント注入作業	掘さく作業中試すい孔壁が崩壊した場合崩壊箇所にセメント乳を注入して孔壁を固める作業および地下に存在する空げき部の閉そく、軟弱地盤を強固にするために試すい機械によつて掘さくした孔中にセメント乳を注入する作業をいう。
コアーの採取	地質を調査するために試すい機械を操作してパイプを地中にそう入し、岩石および土砂を採取すること。

—2—

郵便集配職種ならびに1級郵便集配員職級、2級郵便集配員職級および3級郵便集配員職級の名称をそれぞれ、郵便外務ならびに1級郵便外務員、2級郵便外務員および3級郵便外務員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**郵便集配**〕（昭和26年2月15日人事院公示第17号）の一部を次の通り改正する。

題名中「〔郵便集配〕」を「〔郵便外務〕」に改める。

職種の名称および記号の欄中「郵便集配」を「郵便外務」に改める。

この職種の定義および職級明細書中「1級郵便集配員」、「2級郵便集配員」、「3級郵便集配員」および「郵便集配員」をそれぞれ「1級郵便外務員」、「2級郵便外務員」、「3級郵便外務員」および「郵便外務員」に改める。

—1—

紙加工機操作職種に紙断裁職種を併合し、1級紙加工機操作員職級に2級紙断裁工職級を、2級紙加工機操作員職級に3級紙断裁工職級を、3級紙加工機操作員職級に4級紙断裁工職級を併合し、1級紙断裁工職級、1級紙加工機操作員職級、2級紙加工機操作員職級および3級紙加工機操作員職級の名称をそれぞれ1級紙加工機操作員、2級紙加工機操作員、3級紙加工機操作員および4級紙加工機操作員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**紙断裁**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**紙加工機操作**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）の一部を次の通り改正する。

—1—

号外

昭27．2．21．

職級の名称および記号の欄中左欄「3級紙加工機操作員」の次に「4級紙加工機操作員」を、右欄「1211—3」の次に「1211—4」を加える。

職種の定義中「光沢機・のり引き機」を「紙断裁機・光沢機、のり引き機」に改める。

説明事項中(4)を削り、「(5)」および「(6)」をそれぞれ「(4)」および「(5)」に改める。

1級紙加工機操作員職級の職級明細書の前に次の1級紙加工機操作員職級の職級明細書を加える。

1級　紙加工機操作員　　1211—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種の紙幣・証券類およびその印刷用紙の精裁または上製本の精裁等のような高度の技術を要する断裁作業を行う一、二群の下級紙加工機操作員等を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級紙加工機操作員は、通常四、五台以上の紙断裁機を操作して行う各種の紙幣・証券類およびその印刷用紙の精裁または上製本の精裁等のような困難な作業を含む断裁作業ならびにその附随作業を行う一、二群（1群は通常6ないし10名程度）の下級紙加工機操作員の監督者として、人員の配置、作業の割当を行い、断裁すべき紙の種類・量・寸法・角度、仕事の順序および製品の取扱等について指示し、機械の点検・調整および操作、断裁庖丁の取扱・研ま等に関する技術指導を行い、作業中は絶えず製品の受渡し状況および作業状況を監督し、損紙の減少、事故の防止に努め、また損品について下級紙加工機操作員が良否の判定困難なときは、自ら判定する。このほか附随的につや付け作業、のり引き作業または印刷物検査作業を監督することもある。

この職級に含まれる1級紙加工機操作員は、印刷員から作業計画、人員配置等について概略の指示を受けるほか、物品受入原票・作業量・納入期限および作業遅延の場合の処置等を指示され、また機械・ジグの改良を行つた場合、その結果について実用価値の批判を受ける。

1級紙加工機操作員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)各種の紙幣・証券・上製本またはその印刷用紙等の精裁のような高度の技術を要する断裁作業において、(イ)1組の下級紙加工機操作員を監督し、もしくは(ロ)紙断裁機の担当者として自ら作業を行い、(2)長巻紙の荒断裁、官報類の三方断裁、普通印刷物の断裁等のような簡単な断裁作業を行う一、二群の下級紙加工機操作員を監督し、または(3)(イ)印刷用紙のつや付け作業、もしくは(ロ)のり引き作業を行う一、二組の下級紙加工機操作員を監督することを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第1項の次に次の四項を加える。

2級紙加工機操作員は、通常2台程度の紙断裁機を操作して行う各種の紙幣・証券またはその印刷用紙の精裁等のような高度の技術を要する断裁作業を行う通常四、五名程度の下級紙加工機操作員の監督者として、断裁寸法・角度等を指示し、作業中は紙の突きそろえ・位置合わせの状態、切口および寸法の良否等を点検して不良箇所を調整させ、また機械の調整、刃の研ま・取付等について技術指導を行い、新規の作業を行う際または不良紙の生じた際は作業方法・処置等を指示する。また、常に製品の取扱、機械の整備状況、作業量等を監視して事故の防止に努め、また関係各掛と資材・製品の受払について打合せを行う。

2級紙加工機操作員は、各種の紙幣・証券類の精裁作業、既に枚葉紙に粗裁された各種証券類の印刷用紙等を精裁する作業または上製本を仕上げるための精裁等の困難な作業において、通常平断裁機1台を担当し、保守・整備についての責任を負い、また自ら機械を操作して断裁を行い、時として補助者または未熟練者に対し断裁機の操作および分解・組立の要領、断裁すべき寸法

および角度、製品の取扱、断裁不良の場合の処置ならびに断裁庖丁の研ま・取付け・調整等に関する技術指導を行う。

2級紙加工機操作員は、通常四、五台程度の巻取断裁機・長巻紙断裁機または三方断裁機を操作して行う各種長巻紙の荒断裁、官報類の三方断裁または普通印刷物およびその印刷用紙の断裁等を行う作業のいずれかにおいて、通常一、二群（1群は通常6ないし10名程度）の下級紙加工機操作員の監督者として、作業の順序を示し、機械の取扱・調整および故障の際にとるべき処置、刃物の研ま・取付け・調整等に関する技術指導を行い、かつ新規の作業を行う場合は紙の種類・用途・断裁寸法、製品の取扱等について詳細に説明する。作業中は機械の運転状態に注意し、紙の取扱を監視し、また製品の良否について検査し、員数を調査する等作業全般にわたつて監督し、損紙を生じさせないように努めるとともに、時として自ら機械および刃物を調整して断裁する。

2級紙加工機操作員は、紙幣・証券類の損紙の断裁を行う通常四、五名程度の下級紙加工機操作員等の監督者として、作業計画を立て、仕事を割り当て、完成期日ならびに損紙の取扱等について指示し、断裁機または時としてせん孔機の操作要領等に関する技術指導を行うとともに、損紙の受払い状況および取扱等を監視し、処理済み損紙の検査を行い、作業全般についての責任を負う。

同職級の特質第2項中「長巻紙につやをつける作業において、」の次に「通常3ないし8名程度の下級紙加工機操作員の監督者として、」を加え、同職級の特質第3項中「郵券用長巻紙にのり引きする作業において、」の次に「通常5名程度の下級紙加工機操作員の監督者として、」を加え、同職級の特質第4項を次の通り改める。

この職級に含まれる2級紙加工機操作員は、1級紙加工機操作員等から人員の配置、作業量、完成期日、製品の受払等について概略の指示を受け、製品および作業日誌等を点検される。紙断裁作業については、仕上寸法、断裁上の許容誤差、新規製品の断裁寸法、角度、製品の取扱等についても指示を受ける。

2級紙加工機操作員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)(イ)各種の紙幣・証券類、(ロ)その印刷用紙の精裁等の高度の技術を要する断裁作業を行い、(2)(イ)(a)印刷用紙の荒断裁、(b)官報その他の刊行物の断裁等の普通程度の断裁作業における紙断裁機の担当者、(ロ)(a)光沢機、(b)のり引機の担当者として自ら作業を行うとともに、数名の下級紙加工機操作員を指導し、(3)(イ)プレートカレンダーによるつや付け作業、(ロ)不良紙幣のせん孔作業について数名の下級紙加工機操作員を監督し、または(4)湿紙機の操作を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第1項の次に次の八項を加える。

3級紙加工機操作員は、自ら平断裁機を操作して、既に二方断裁され突きそろえられた紙幣の多面版等を通常500枚ずつ定寸外の余白を落し、断裁面におけるけい線の曲りを直して正しくそろえた後、中割り、化粧断ちおよび小切断ちを行つて規定の寸法に仕上げるとともに断裁庖丁の研ま・取付け・調整を行う。

3級紙加工機操作員は、紙幣その他の印刷用紙を印刷機械にかけるために、平断裁機を操作して規定の寸法・角度に精裁し、印刷のための直角基準面を作る。

3級紙加工機操作員は、通常平断裁機の担当者として担当機械を保守するとともに自ら平断裁機を操作し、通常100枚ずつ目通しされた紙幣の多面版等を二方断裁して、仕上小切断裁あるいは番号印刷のための直角基準面を作る。また時として下級紙加工機操作員に対し断裁要領、断裁庖丁の研ま・受付け・調整等についての技術指導を行う。

3級紙加工機操作員は、通常平断裁機または三方断裁機の担当者として担当機械を保守し、自ら機械を操作してページもの（官報類・単行本その他の各種出版物）、はもの等あらゆる種類の印刷物を規定の寸法に断裁し、時として通常四、五名程度の下級紙加工機操作員に対し技術指導を行い、かつ自ら断裁庖丁の研ま・取付け・調整等を行う。

3級紙加工機操作員は、通常平断裁機の担当者として担当機械を保守し、自ら機械を操作して試刷用紙・校正紙・印刷用間紙・雑用紙等を規定の寸法に断裁する。また、印刷されたままの公報等の多面版および各種印刷用紙の裁取りに際しては、経験と判断に基いて規定の大きさに寸法割りを行い、自ら断裁し、附随的に断裁庖丁の研ま・取付け・調整等を行う。

3級紙加工機操作員は、紙幣・証券類の損紙を断裁する作業において、損紙の受渡しに立ち会い、数量を確かめ、作業中は断裁要領、断裁物の取扱等を監視し、下級紙加工機操作員に対し所要の技術指導を行うとともに、自ら平断裁機を操作して断裁する。または、断裁庖丁の研ま・取付け・調整等を行う。

3級紙加工機操作員は、各種長巻紙の断裁作業において、通常機械の担当者として担当機械を保守し、通常四、五名程度の下級紙加工機操作員に対し断裁寸法の変化による刃の位置の調整、刃の取換えならびに機械の操作等について技術指導を行い、かつ自ら長巻紙断裁機の円筒に刃物を取り付け、機械各部を調整して試裁を行つた後、機械を運転して枚葉紙に粗裁する。

3級紙加工機操作員は、抜型機の担当者として機械を保守し、自ら機械を操作して郵券類の封包紙、航空書簡等を通常30枚ずつ規格通りに抜型して仕上げる。また、油と石を用いて抜型用刃物を研まし、かつ取付け・調整を行う。

同職級の特質第3項中「プレートカレンダーの操作を行う下級紙加工機操作員に対し、」を「プレートカレンダーの操作を行う通常六、七名程度の下級紙加工機操作員の監督者として、」に改め、同職級の特質第7項を次の通り改める。

この職級に含まれる3級紙加工機操作員は、上級紙加工機操作員等から作業量、仕事の順序・方法および原紙の取扱等について指示を受け、製品を検査される。新規の断裁作業、または高度の技術を要する断裁作業等を行う際は、作業方法・断裁寸法等について詳細な指示を受ける。

3級紙加工機操作員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、(1)細部的監督のもとに、困難な断裁作業における断裁物の抜取り、突きそろえ等の補助作業を行い、または(2)一般的監督のもとに、(イ)簡単な断裁作業、(ロ)つや付け作業、(ハ)のり引き作業、(ニ)せん孔作業もしくは(ホ)税印押なつ作業等を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第1項の次に次の二項を加える。

4級紙加工機操作員は、平断裁機による各種紙断裁作業において、機械の点検・注油、断裁用紙の運搬・突きそろえ・積重ね等の断裁作業の準備を行い、作業中は主として断裁された紙を機械から抜き取り、整理して所定の場所に運搬する。また、指示に基いて断裁庖丁の交換を行い、自ら断裁機を操作して損紙・試刷用紙・雑用紙または簡単なページもの等に関する断裁作業を行う。

4級紙加工機操作員は、印刷用各種巻取紙の粗裁作業において、機械の手入れ・注油等の作業の準備を行い、巻取紙を運搬し、チェーンブロックでつり上げ断裁機に取り付ける。作業中は損紙をまとめて運搬し、また自ら紙取りを行い、あわせて数量および汚損の有無等を検査する。

同職級の特質第7項を次の通り改める。

この職級に含まれる4級紙加工機操作員は、上級紙加工機操作員等から作業量、仕事の順序・方法、製品の仕上程度等について指示を受ける。困難な断裁作業については、機械の操作、刃の研ま方法・取付け・取はずし・調整等について細部的な指導を受ける。

3級紙加工機操作員職級の職級明細書の次に次の用語の定義を加える。

用語の定義

二方断裁	B千円券の八面版等を小切仕上断裁するためまたは番号を印刷するためにその基準となる二辺を直角に断裁すること
三方断裁	書籍・官報類を仕上げるために小口・天・地の三辺を断裁すること
枚葉紙	長巻紙に対して言う言葉で、ある大きさに断裁された紙で1枚2枚と数えられるもの
長巻紙断裁機	長巻紙を規定の長さに断裁し枚葉紙とする機械で、回転する円筒に1枚の刃物（シートカッター）が取り付けられており、円筒が回転して、自動的に流れてくる長巻紙をその円周と同じ長さに断裁する。
巻取断裁機	長巻紙を規定の幅に長手方向に断裁し巻き取る機械で、断裁は円型のスリッターナイフで行われる。
裁取り	印刷物または印刷用紙の大判を規定の大きさに寸法割りすること

この職種の職級明細書中「1級紙加工機操作員」、「2級紙加工機操作員」および「3級紙加工機操作員」ならびに「1211—1」、「1211—2」および「1211—3」をそれぞれ「2級紙加工機操作員」、「3級紙加工機操作員」および「4級紙加工機操作員」ならびに「1211—2」、「1211—3」および「1211—4」に改める。

写真作業職種に青写真作業職種を併合し、2級写真作業員職級、3級写真作業員職級および4級写真作業員職級にそれぞれ1級青写真工職級、2級青写真工職級および3級青写真工職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**青写真作業**〕（昭和25年11月1日人事院公示第8号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**写真作業**〕（昭和26年11月24日人事院公示第99号）の1部を次の通り改正する。

職種の定義中「普通写真・特殊写真の現像・焼付・仕上等」を「普通写真・特殊写真・青写真の作成等」に改める。

説明事項中(1)を削り、「(2)」を「(1)」に、「(3)」を「(2)」に改める。

2級写真作業員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「もしくは(ロ)それらの検査作業に関する困難な仕事」を「(ロ)それらの検査もしくは(ハ)青写真の作成作業に関し、下級写真作業員を指導するとともに自ら困難な仕事」に改め、同職級の特質第2項に次の(7)を加える。

(7)　青写真の作成作業において、通常1名程度の下級青写真工に仕事を割り当て、仕上期日・枚数・作業方法等の指示を与え、原図の紙質、線画の濃度、所要精度等に応じた感光紙の選定方法、各種焼付機械の運転方法、光源の光度の調節方法等の技術指導を行う。また、自ら機械・建築関係の複雑な設計図等の原図の焼付・現像・仕上作業のうち、特に仕上の鮮明度および精度を要するような困難な作業を行い、使用機械の調整、簡単な故障の修理等を行うとともに、作業場の設備機械・器具の管理および原図・製品・資材等の保管に当る。

同職級の特質第3項中「作成目的」の次に「・精度」を加える。

3級写真作業員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「もしくは(ロ)それらの検査作業」を「(ロ)それらの検査もしくは(ハ)青写真の作成作業」に改め、同職級の特質第2項に次の(8)を加える。

(8)　機械・建築関係の設計図、組織図または統計図等の青写真を作成するため、機械焼または日光焼作業において、原図の仕上り程度、感光紙の感度等に応じて、焼付機械の運転速度、アーク燈・水銀燈等の光源の光度等の調整を行い、または日光焼の場合には、天候・時刻等を考慮して適当な露出時間を自ら決定して焼付作業を行い、重クロム酸カリ・アンモニヤ等による現像および仕上作業を行う。

号外

昭27.2.21.

同職級の特質第3項を次の通り改める。

この職級に含まれる3級写真作業員は、通常上級写真作業員等から製品の作成目的・数量・完成期限等の指示を受け、作業結果を検査され、特に困難な仕事については、細部にわたる技術指導を受ける。

4級写真作業員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「(2)普通写真」を「(2)(イ)普通写真もしくは(ロ)青写真等」に改め、同職級の特質第2項に次の(6)を加える。

(6)　比較的仕上の精度を要求されない各種図面・図表等の青写真を作成するため、機械焼または日光焼作業において、原図と感光紙とを密着させ、しわを生じないように注意して機械または焼わくにそう入し、光源の点燈、機械の運転を行いまたは太陽光線にさらして焼付作業を行い、重クロム酸カリ・アンモニア等で現像し、乾燥後規定の寸法に断裁し、枚数を数えて整理する。また、設備機械・器具の手入、原図・材料等の整理・運搬等を行う。

手工芸(一般)職種に手工芸(塑型)職種を併合し、1級一般工芸工職級に1級塑型工芸工職級を、2級一般工芸工職級に2級塑型工芸工職級を、3級一般工芸工職級に3級塑型工芸工職級を、4級一般工芸工職級に4級塑型工芸工職級を、5級一般工芸工職級に5級塑型工芸工職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**手工芸(塑型)**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**手工芸(一般)**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)の一部を次の通り改正する。

職種の定義を次の通り改める。

職種の定義

この職種は、竹加工品、動物のはく製、活字用種字、木版、レリーフ印刷版製作用粘土原型、各種ろう模型、貨幣・美術置物類の石こう原型の製作等の特に他の職種に分類されない一般的な手工芸関係の仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

職種の定義の次に次の説明事項を加える。

説明事項

漆器を製作するため、漆塗装を行うとともに、合成樹脂・パルプ・紙等を使用して漆器用素地を製作することを職務とする官職は、この職種から除かれ塗装職種に含まれる。

1級一般工芸工職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または(2)」を「(2)」に、「標本製作に関する」を「標本製作、または(3)紙幣・有価証券等のレリーフ印刷版製作用粘土原型の彫塑に関する」に改め、同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

1級一般工芸工は、紙幣・有価証券等のレリーフ印刷版面に使用する肖像または各種模様の原型を製作するため、肖像画・図案等に基き、芸術的表現に工夫をこらし、またがん造防止、版式による印刷効果等を考慮し、油粘土を用いて肖像・地紋等を彫塑し、石こう取りを行つて電胎用石こう原型を製作する。また、彫塑技術研究のため、高度の芸術性をそなえた人物・動物等の立体像のレリーフの試作を行うとともに、地模様・わく模様等に使用する各種レリーフ図案の創作を行う。

同職級の特質第4項中「工芸関係の技術者等から」を「工芸員等から」に改める。

2級一般工芸工職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または(2)鳥類の仮はく製製作作業を行う」を「(2)鳥類の仮はく製の製作、または(3)医学研究用ろう製標本の製作に関する困難な仕事を行う」に改め、同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

2級一般工芸工は、らい病・梅毒・結核等の医学研究用のろう製標本製作の場合、その感染防止に留意しつつ患部に塗油し、これを原型として石こう型作成作業を行う。特に複雑な形状のも

のについては分割して型をとりこれを組み立てて石こう型を作る。天候・季節・温度等に留意してろうを溶触し、石こう型に流し、冷却後製品の気ほうその他不完全な点を彫刻刀等により補修し、きわめて微妙な色あいの表現方法を考慮し、またあらかじめ作つた写生図をもととして油彩絵具で着色し、実物と同様な作品を作る。

同職級の特質第4項中「印刷員または動物学員から」を「印刷員・動物学員または各科医員等から」に改める。

3級一般工芸工職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または(3)」を「(3)」に、「工芸工作教育の実技指導を行う」を「工芸工作教育の実技指導を行い、または(4)(イ)医学研究用の石こう模型、もしくはろう模型、(ロ)実験用ろう模型船、または(ハ)美術工芸品等の石こう型等の製作に関する比較的困難な仕事を行う」に改め、同職級の特質第4項の次に次の五項を加える。

3級一般工芸工は、歯科医学生実習用標本・実習材料の作成において石こう・粘土・ゴム・セメント等の可塑素材により歯・あご等の口こう模型の型を作る。標本の色彩等を考慮して各種塗料を適当に混合してろうまたは石こうにより標本の量産製作を行い、また学生実習用の歯科医学模型製作材料の準備を行う。

3級一般工芸工は、疾病部位のろう模型製作において、疾患部のスケッチを行い、石こうおよび溶剤を配合して比較的簡単な手・足等の患部の石こう取りを行い、ろうを溶解して石こう型に流し、冷却後、製品の気ほうその他不完全な点を彫刻刀等により補修し、またあらかじめ作つた写生図をもととして油採絵具で着色し、実物と同様な作品を作る。

3級一般工芸工は、模型船製作について製作日程表・製作方法・製作資材検査方法等を決定し、原図をもととして削りしろ、ろうの収縮率等を考慮して外型図・内型図を画き、下級一般工芸工を指導しつつ、木型・粘土型の製作、溶ろう・鋳造・金具取付け等の作業を行う。また、模型船の仕上げ作業において自ら削裁機の操作を行い、完成品に対して図面と対照して精密な検査を行う。

3級一般工芸工は、模型船鋳造用木型の製作作業において、興えられた製作図面により所要資材を算出し、良質の材料を選択して外型図・内型図によつて綿密な墨付け・木取りを行い、水漏りのない完全な内型を作りこれに薄く粘土を塗る。粘土外型の製作作業において模型船の前後の断面型(十等分)を曲面で結び、ろうの収縮率・冷却温度、気温、船首尾の形等に留意して鋳造用の外形を作る。模型船の鋳造作業においては外型粘土に内型を入れて固定し、鋳込速度、ろうの溶解温度、気温を考慮してろうを流し込み、巣を生じるような欠点のない均一な組織のパラフインを得るために必要な部分に押湯をし、内型に水を入れ、次第に冷却する。鋳造模型の引上げに際し均一な浮力をうるため外型と内型の間に水を一様に入れる。仕上げ作業において各断面型の正確な型紙を作成し、船底・船首・船尾に輪郭線を画き、中央わん曲部・船首・船尾等の仕上げ困難な部分の最終仕上げを行つた後、かじ等の木部の取り付けを行い、巣・欠損部分の鋳掛けを行う。

3級一般工芸工は、石こう細工品の製作において胸像・動物類その他の美術置物等の油粘土原型をもとにして石こう取り作業を行う。立体像等の石こう取りにおいては、作成を容易にするよう工夫して原型を数部分に分割し、数個の石こうおう型を作成し組み合わせた後石こうを流し込んで石こう型を完成する。また、下級一般工芸工が行う石こう液の濃度、塗布液の調製具合等について指導を行う。

同職級の特質第5項中「1級一般工芸工等から」を「上級一般工芸工等から」に、「製作上の技術的指導はほとんど受けない。」を「定型的な作業については技術指導はほとんど受けない。」に、「彫刻方法について技術指導を受ける。」を「彫刻方法について技術指導を受け、また医学用ろう製標本の製作については疾病部位のスケッチ法、色彩の表現法、ろうに対する着色剤の混合割合、製品の修正法等について指導を受ける。」に改める。

4級一般工芸工職級の職級明細書の職級の特質第1項中「この職級は、」の次に「(1)」を加え、「種字の木版彫刻を行う」を「種字の木版彫刻を行い、または(2)一般的監督のもとに、(イ)実験用ろう模型船、(ロ)平型電胎用石こう型、(ハ)ゴム製印形の製作に関する普通程度の仕事を行う」に改める。

同職級の特質第2項の次に次の三項を加える。

4級一般工芸工は、ろう製模型船の外型・内型を作成し、外型を標準にして鋳造ばこに粘土型を作る。水による間接加熱によつてパラフインを溶解し、内型・外型の間に溶ろうを流しこむ。冷却し終れば上面削成機により上面を削り、削裁機に取り付ける。3級一般工芸工または船舶員が削裁機を使用する前後において表面の荒仕上げを行い、手ざわり・輪郭線等をもとにして船首・船尾・中央湾曲部以外の部分の最終仕上げを行う。

4級一般工芸工は、貨幣・賞はい等の極印縮彫用平型石こう型を製作するため、彫塑された粘土原型の周囲を帯金で囲い、間げきや気ほうの生じないように注意しながら石こう液を徐々に流し込む。硬結後は、石こう型を取り出し、乾燥機で乾燥し、輪郭・模様等の不良箇所を修正して完全な成型品に仕上げる。

4級一般工芸工は、示された原稿に従つて、活字のおうとつを調整しながら植字を行い、雲母(うんも)粉をふりかけて、あらかじめ調合した石こう液を徐々に流し込み、印型原型を作る。石こう製印形原型上に雲母(うんも)粉をふりかけ、生ゴムをおき、製印機を適宜調節して加圧し、成型を行う。この成型品を仕上げ、印台に接着し、所要のゴム製印形を作る。

同職級の特質第3項中「上級一般工芸工から」の次に「木版彫刻については、」を、「細部的な指導を受け、」の次に「ろう製模型船の製作においては、外型・内型の綿密な木取り、墨付け、木部の取付け、船首・船尾の仕上げ等について技術指導を受け、また石こう原型の作成においては、技術的に困難な石こう液・塗布液の調合割合・方法、または原型の細部面への流し込み等につき指導されるが、その他の作業たとえば模型船石こう原型の製作等については自己の判断により行い、」を加える。

5級一般工芸工職級の職級明細書の職級の特質第1項中「細部的監督のもとに、」の次に「(1)」を加え、「木版彫刻を行う」を「木版彫刻を行い、または(2)ゴム製印形の製作に関する補助的な仕事を行う」に改め、同職級の特質第2項の次に次の一項を加える。

5級一般工芸工は、ゴム印形製作の準備として雲母(うんも)粉・石こう等をふるい分けし雑物を除去し、生ゴムを活字盤の大きさにあわせて一定寸法に切る。使用した活字の整理、製印機の操作等を行い、成型されたゴム印の水冷・洗浄・切断を行つて印台ににかわ・アラビヤゴムのり等ではり付け、印台を規格通りに仕上げ、要求と相違ないかを検査し、また使用器具の手入・整理を行う。

同職級の特質第3項中「上級一般工芸工から」を「上級一般工芸工等から」に改め、「彫刻刀の研ま方法」の次に「、活字の整理方法、ゴム製印形と印台との接着方法」を加える。

カードせん孔職種、機械製表職種、計算器操作職種および事務用器具操作職種を併合して事務用機器操作職種を新設し、1級カードせん孔員職級および1級機械製表員職級を併合して1級事務用機器操作員職級を新設し、2級カードせん孔員職級、2級機械製表員職級および1級計算器操作員職級を併合して2級事務用機器操作員職級を新設し、3級カードせん孔員職級、3級機械製表員職級、2級計算器操作員職級および1級事務用器具操作員職級を併合して3級事務用機器操作員職級を新設し、4級カードせん孔員職級、4級機械製表員職級、3級計算器操作員職級および2級事務用器具操作員職級を併合して4級事務用機器操作員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔**カー**

ドせん孔〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)、職種の定義および職級明細書〔**機械製表**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)、職種の定義および職級明細書〔**計算器操作**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)ならびに職種の定義および職級明細書〔**事務用器具操作**〕(昭和25年11月1日人事院公示第8号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**事務用機器操作**〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書　〔事務用機器操作〕

職種の名称および記号		職群名
事務用機器操作	**1508**	**事務用器具操作**
職級の名称および記号		
1級　事務用機器操作員		1508—1
2級　事務用機器操作員		1508—2
3級　事務用機器操作員		1508—3
4級　事務用機器操作員		1508—4

職種の定義

この職種は、各種統計機械または事務用機器等の操作に関する仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)　せん孔機・製表機・番号器等の修理を行うことを職務とする官職〔仕上組立職種〕

(2)　統計の目的に従つて数式を選定し変形を行い、数値を入れて計算器により計算を行うことを職務とする官職〔統計職種〕

(3)　理学・工学等の研究担当者の補助として対数表・かん数表等を利用して得た数値について計算器を操作し、必要な数値を計算し、グラフを作成し、また文献の整理等を行うことを職務とする官職〔研究補助(物理)職種〕

(4)(イ)　文書の受授・浄書・整理等の書記的業務を行い、附随的に計算器による計算または謄写印刷を行うことを職務とする官職

　(ロ)　各種調査票に記入されている数字をそろばんを用いて集計することを職務とする官職〔一般事務職種〕

(5)　手刷用補刷器によつて印刷される紙幣・証券等の記号・番号の検査を行うことを職務とする官職〔印刷物検査職種〕

職級明細書

1級　事務用機器操作員　1508—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種統計機械を操作して(1)カードのせん孔および検孔作業を行う二十数組の下級事務用機器操作員を監督し、または(2)せん孔カードの分類、製表作業を行う10組程度以上の下級事務用機器操作員を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級事務用機器操作員は、通常二十二、三組程度(1組は通常10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、機械製表・集計等の作業の監督者と協議し、全体の仕事の流れを考慮して、作業

号外

昭27.2.21.

計画を立案する。カード形式・せん孔方式を決定し、仕事を割り当て、作業遂行状況を検討する。仕事の進度に応じてせん孔作業、または検孔作業に従事する人員の増減等を行い、能率的な作業の運営をはかる。また、使用カードの請求、不要カードの返納、カード消費状況の監視、せん孔機のピッチ誤差の生じないための検査等カード・機械の管理を行うとともに下級事務用機器操作員に対する研修計画を立案し、指導を行う。

1級事務用機器操作員は、通常10組程度以上(1組は通常5ないし10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、カードのせん孔・集計等の作業の監督者と協議し、作業計画を立案し、仕事を割り当て、作業手順・注意事項等について指示を與え、せん孔カードの分類・製表作業を行わせる。下級事務用機器操作員から提出される事務概況表・能率一覧表により、または作業現場を巡視して作業進行状況を検討し、仕事の難易・進度等に応じて人員の配置換え等を行う。また、下級事務用機器操作員に対し、プラグボードの特殊配線方法等について実地指導を行う。

この職級に含まれる1級事務用機器操作員は、統計関係業務に従事する監督者等から業務の完了期日、せん孔項目等について概括的な指示を受け、作業結果を報告して検査されるが技術的監督は受けない。

2級　事務用機器操作員　1508—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種統計機械または事務用機器を操作して(1)(イ)カードのせん孔・検孔、(ロ)せん孔カードの分類、製表、(ハ)計算等の作業を行う数組の下級事務用機器操作員を監督し、または(2)カードのせん孔および製表作業を行う1群の下級事務用機器操作員を監督することを職務とするすべての官職を含む。

2級事務用機器操作員は、せん孔機・検孔機の操作を行う通常五、六組程度(1組は通常10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、他係と緊密な連絡をとりカードせん孔の作業計画をたて、作業内容を説明して仕事を割り当て、3級事務用機器操作員から提出される事務概況表・能率一覧表により作業進行状況を検討する。また、調査票の内容について疑問がある場合は、解決の基準を定めて下級事務用機器操作員に指示する。随時、職員の能率、機械の保守状況等について調査し、作業施設・作業方法の改善および誤せん孔の防止等に努める。

2級事務用機器操作員は、分類機・製表機の操作を行う通常四、五組程度（1組は通常5ないし10名程度）の下級事務用機器操作員の監督者として、せん孔カードの分類、製表に関する項目・順序・方法等を指示し、仕事を割り当て、作業の進行状況の報告を検討して作業の円滑な進行を図り、下級事務用機器操作員の作成した集計表について検査する。また、月々の作業計画をたて、製表作業の能率向上について研究し、新規の統計調査を始める場合には、機械製表に適した調査票・製表用紙・せん孔カードの設計について技術的立場から意見を具申する。ときには製表機のプラグボードの配線図の作成を行うこともある。

2級事務用機器操作員は、計算器の操作を行う通常五、六組程度(1組は通常10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、計算の順序・方法を計画し、各組の人員・計算能力・計算の難易等を考慮して仕事の割当を行う。3級事務用機器操作員から提出される勤務日報を調べ、または随時巡視して作業の進行状況を確かめ、人員の配置および作業分担を適宜変更して作業の円滑な進行を図る。また、計算の結果を最終的に検査し、不審の点については再計算を行わせ、原因を確認して訂正させる。日常起る機械の故障についてはその処置を指示し、また下級事務用機器操作員に対しては計算器の構造の概要を説明し、操作技術を指導する。

2級事務用機器操作員は、せん孔機・検孔機・分類機・製表機等の操作を行う1群(通常20名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、統計調査担当者等と協議し、作業の種類・量等を考慮して作業計画をたて、カードの型式・せん孔方式、プラグボードの配線方法等の作業基準を定

めて仕事を割り当てる。随時現場を巡視し、作業の進行状況に応じて人員の配置換えを行い、作業方法・注意事項等について指示を與えてカードのせん孔・検孔作業およびせん孔カードの分類・製表作業を行わせ、結果を検査する。また、機械の増設・改良計画および調査票・製表用紙・せん孔カードの設計等を行うとともに機械・カード等を管理する。ときには下級事務用機器操作員に対し機械の操作方法等について指導することもある。

この職級に含まれる2級事務用機器操作員は、統計関係業務に従事する監督者等から業務の完了期日等について指示を受けるが、作業は製表手続要項・進行計画表等に基いて実施し、結果を報告して検査される。

3級　事務用機器操作員　1508—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種統計機械または事務用機器を操作して(1)(イ)カードのせん孔・検孔、(ロ)せん孔カードの分類、製表、(ハ)計算、(ニ)押なつ、(ホ)補刷等の作業を行う1組の下級事務用機器操作員を監督し、または(2)自ら困難な製表作業を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級事務用機器操作員は、せん孔機・検孔機の操作を行う1組(通常10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、調査票の内容・せん孔項目その他作業上の注意事項を詳細に説明し、作業量および各職員の技能等を考えて仕事を割り当て、カードのせん孔・検孔作業を行わせる。機械の操作・手入およびせん孔ピッチの調整方法等について技術指導を行うとともに下級事務用機器操作員がせん孔または検孔したカードを検査し、誤せん孔カードの摘出を行つた後カードを取りまとめて整理する。また、下級事務用機器操作員の提出する日報により事務概況表・能率一覧表等を作成し、ときには自らカードのせん孔または検孔を行うこともある。

3級事務用機器操作員は、分類機・製表機の操作を行う1組(通常5ないし10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、分類・製表の順序等を指示して仕事を割り当て、せん孔カードの分類および製表作業を行わせる。随時作業現場を巡視して機械の運転状態等を点検し、能率の増進に努め、作業中に疑問を生じたせん孔カードの処理について指示を與える。集計表の関係数字が異常なときは原因を検討し、機械が故障の場合は修理担当員に修理を依頼する。また、與えられた配線図により製表機の複雑なプラグボードの配線を行い、ときには自ら分類機・製表機を操作することもある。

3級事務用機器操作員は、計算器の操作を行う1組(通常10名程度)の下級事務用機器操作員の監督者として、下級事務用機器操作員の技能に応じて計算の方法・順序・完了期日および計算上注意すべき点を指示して仕事を割り当て、平均値・比率等の算出・検算を行わせる。作業進行状況に注意するとともに下級事務用機器操作員が行つた計算結果を目算で検査し、記入・位取り等に誤りがあつた場合は訂正させて整理する。また、自ら統計上重要な影響をおよぼす計算を最終的に行い、計算器の簡単な故障を修理する。

3級事務用機器操作員は、指押番号器または手刷用補刷器の操作を行う1組（通常10名程度）の下級事務用機器操作員の監督者として、業務状況表を検討し、作業が円滑に運ぶように計画を立てて仕事を割り当て、随時作業現場を巡視して職場規律を維持し能率の向上を図る。印刷または押なつされた紙幣・証券等について印刷の鮮明度および誤刷の有無を検査する。また、紙幣・証券等の補刷を行う場合は、自ら印刷箇所と合うように補刷器内の番号器の位置を調整する。

3級事務用機器操作員は、集計する項目について指示を受け、製表機のプラグボードの配線図を作成して配線し、製表機を操作して製表を行う。作成した集計表の数値が妥当であるかどうかを調べ、誤りを発見した場合にはその原因を確かめ適切な処置をとる。機械が故障の際は、上級事務用機器操作員等に報告する。

この職級に含まれる3級事務用機器操作員は、上級事務用機器操作員等から作業の完了期日、調査票の疑問事項に対する処置の基準、せん孔項目、印刷枚数および概略の作業方法等について指示を受け、作業結果を検査される。

4級　事務用機器操作員　1508—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、各種統計機械または事務用機器を操作して(1)カードのせん孔・検孔、(2)せん孔カードの分類、製表、(3)計算、(4)押なつ、(5)補刷、(6)あて名印刷、または(7)謄写等の作業を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級事務用機器操作員は、保険・労働・工業・人口等に関する各種統計資料、たとえば保険の申込書または人口調査票等の記入事項を必要に応じて符号化し、各種のせん孔機または検孔機(審査機)を操作してカードのせん孔またはその検孔作業を行う。また、ときには調査票・せん孔カードの分類・整理を行うこともある。定型的な機械の手入れは行うが機械の故障またはせん孔ピッチのくるい等については上級事務用機器操作員に報告し、指示を受ける。

4級事務用機器操作員は、分類すべき項目に合わせて機械を調整し、分類機を操作してせん孔カードを分類し、カウンター指示数を統計表に記入する。無せ孔もしくはせん孔不十分のカードがあつた場合、またはカードが破損した場合は再せん孔して分類する。

4級事務用機器操作員は、定型的なプラグボードの配線を行い、製表機を操作してテストカードにより配線の間違いや機械故障の有無を確めた後、分類されたせん孔カードを項目別に機械に入れて集計・製表を行う。運転中は機械の音に注意し、異常を認めた場合は停止して故障箇所の発見に努め、上級事務用機器操作員に報告する。また、必要に応じて製表結果を統計表に転写し、合算し、せん孔カードを項目別に整理する。

4級事務用機器操作員は、計算器を操作して乗算・除算を行い、各種統計表において要求されている平均値・比率等を算出し、またはその検算を行う。ときには先任者として仕事の配分を行うこともある。

4級事務用機器操作員は、指押番号器・足踏番号機・記号番号印刷機を使用して割り当てられた貯金・保険に関する各種通帳・証書・原簿・申込書等に記号・番号を押なつし、印刷終了後は汚損や誤刷がないかどうかを調べる。また、機械の点検・手入れを行い、ときには簡単な修理を行うこともある。

4級事務用機器操作員は、紙幣・証券等の損紙の数と予備券の数とが正確に合つているか、番号器の位置は正確か否かを確かめ、手刷用補刷器を操作して位置・鮮明度等に注意しながら損紙と同一の記号・番号を校正紙に刷り、間違いがなければ予備券に印刷する。ときには新採用職員に対して指導を行うこともある。

4級事務用機器操作員は、あて名印刷機を操作して、官報発送のための郵送帯紙に印刷を行い、刷上り品について検査する。

4級事務用機器操作員は、手刷用謄写器・輪転式謄写機（手動または電動）を使用して月報・日報・発信文書等の印刷を行う。手刷用謄写器を用いる場合には2色・3色等の色刷を行うこともある。また、輪転式謄写機の鋼製バンドが切れた場合の継ぎ合わせ、または取り換え等の簡単な修理を行う。

この職級に含まれる4級事務用機器操作員は、上級事務用機器操作員等から作業の内容・方法・順序等について指示され、特にせん孔項目、せん孔カードの符号または計算器の位取り等について説明を受けるが、定型的作業については指導を受けない。作業結果は随時検査される。

4級鉱山員職級および5級鉱山員職級を変更し、6級鉱山員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔鉱山〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の一部を次の通り改正する。

説明事項第2項(1)中「〔労働基準監督(安全)職種〕」を「〔労働基準監督職種〕」に改める。

4級鉱山員職級の職級明細書の特質第1項中(2)の次に「(3)金属・非金属鉱山あるいは炭鉱の密集した重要地区の現地保安監督業務を独立して行い、」を加え、「(3)」および「(4)」をそれぞれ「(4)」および「(5)」に改め、同職級の特質第4項の次に次の一項を加える。

4級鉱山員は、金属・非金属鉱山あるいは炭鉱の密集した重要地区に常時駐在し、管内鉱山の保安監督員会議等を主催し、法規の周知、保安状況、保安委員会の活動状況のは握等を図り、また下級鉱山員に命じ、あるいは自ら管内各鉱山を適時巡回し鉱山の保安技術指導等を行い、法規の違反等により鉱山災害のおそれがあるような場合は、自己の判断に基き施設変更等を命ずる。坑内火災・落ばん等鉱山に災害がおこつた場合は、災害の原因・状況等を調査し、証拠文書・物件、検査箇所見取図等を収集作成し、急を要する場合には独自の判断に基き応急措置をとり、上級鉱山員に報告する。

同職級の特質第5項中「それぞれの技術的な業務を下級鉱山員等を監督し」を「それぞれの技術的な業務に関し、下級鉱山員等（通常3名以上の5級鉱山員を含む）を監督し、」に改め、同職級の特質第6項中「鉱山の試掘・採掘の出願の審査に関し、下級鉱山員等を監督し」を「鉱山の試掘・採掘の出願の審査に関し、下級鉱山員等（通常3名以上の5級鉱山員を含む）を監督し」に改める。

5級鉱山員職級の職級明細書の特質第2項中「その他処置すべき事項を附記して災害報告書を作成し、上級鉱山員に提出し、検査済災害報告書を整理保管し、災害原簿に概要を記入する。鉱山保安規則による甲種炭坑の指定について申請書を審査し、指定を必要とするものについてはその説明書を附し4級鉱山員に提出する。」を「その他処置すべき事項を附記して災害報告書を作成する。鉱山保安規則による甲種炭坑の指定について申請書を審査し、指定を必要とするものについては説明書を作成し4級鉱山員に提出する。」に改める。5級鉱山員職級の職級明細書の次に次の6級鉱山員職級の職級明細書を加える。

6級　鉱　山　員　3143—6

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、鉱山の災害統計表の作成、鉱山災害の定型的調査等鉱山の保安監督業務に関する初歩的な技術的業務を実施することを職務とするすべての官職を含む。

6級鉱山員は、鉱山会社から提出される災害詳報告を金属・非金属鉱山別、炭鉱別、災害の種類別、死亡・重軽傷別等に集計し、グラフを作り、災害率の算出を行い、鉱山の災害状況をは握するための資料を作成する。また、鉱山を巡回し、災害の種類・発生時間等の実態を調査し、災害詳報告の真偽を確かめ、また災害原因の明らかな事故の場合、上級鉱山員に従い現地におもむき簡単な災害防止の指導等を行うこともある。

この職級に含まれる6級鉱山員は、定められた統計方式・算出法等に従つて業務を実施し、疑問を生じたときは上級鉱山員の指導を求め、結果については通常詳細な検閲を受ける。

号外

P. 10

昭27．2．21．

製紙工学職種を変更し、製紙工学職種の名称を製紙に変更し、職種の定義および職級明細書〔製紙工学〕（昭和26年1月16日人事院公示第14号）の一部を次の通り改正する。

題名中「〔製紙工学〕」を「〔製紙〕」に改める。

職種の名称および記号の欄中「製紙工学」を「製紙」に改める。

職種の定義中「専門的科学的業務」を「専門的技術的業務」に改める。

説明事項第2項(2)中「〔理学補助（化学）職種または化学職種〕」を「〔研究補助（化学）職種または化学研究職種〕」に改め、同項(4)中「〔一般書記職種〕」を「〔一般事務職種〕」に改める。

—1—

3級地図製図員職級を変更し、職種の定義および職級明細書〔地図製図〕（昭和26年1月16日人事院公示第14号）の一部を次の通り改正する。

説明事項中「地理学職種」を「地理職種」に、「地質学職種」を「地質職種」に、「航海学職種」を「航海職種」に、「一般書記職種」を「一般事務職種」に改め、(6)を削る。

3級地図製図員職級の職級明細書の特質第1項および第7項中「・営林関係図」を削る。

—1—

地理学職種を変更し、かつその名称を地理に変更し、1級地理学員職級の名称を1級地理員に変更し、2級地理学員職級を分割して2級地理員職級および3級地理員職級を新設し、3級地理学員職級、4級地理学員職級および5級地理学員職級を変更し、かつその名称をそれぞれ4級地理員、5級地理員および6級地理員に変更し、職種の定義および職級明細書〔地理学〕（昭和25年12月15日人事院公示第12号）の一部を次の通り改正する。

題名中「〔地理学〕」を「〔地理〕」に改める。

職種の名称および記号の欄中「地理学」を「地理」に改める。

職級の名称および記号の欄中左欄「5級地理学員」の次に「6級地理員」を、右欄「3219—5」の次に「3219—6」を加え、「1級地理学員」、「2級地理学員」、「3級地理学員」、「4級地理学員」および「5級地理学員」をそれぞれ「1級地理員」、「2級地理員」、「3級地理員」、「4級地理員」および「5級地理員」に改める。

職種の定義中「地勢図・地誌」を「地誌」に、「専門的科学的業務」を「専門的技術的業務」に改める。

説明事項第1項(2)中「原図を編さんする」を「編さん資料図および調査報告書を作成する」に改める。

2級地理学員職級の職級明細書の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)国土の自然地理学的および人文地理学的調査研究、または(2)地図作成業務の企画・調整および地図資料の収集・調査研究のような地理学に関する一分野の業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項中「または資源委員会・統計委員会・登呂遺跡調査会等関係機関の会議または調査の委員として技術上の連絡に当る。」を「また、地理学に関する各種の委員会・審議会・学会等に出席し意見を交換する。」に改め、同職級の特質第3項中「地図作成のための資料の収集・整理、現地調査、地勢図の編さん・清絵のすべてにわたる年度計画の立案、および作業方法を詳細に説明する作業手引の作成、地勢図の編さん・清絵のための資料の収集・資料模範図の作成等を行う一分野の業務を監督する。」を「地図作成および現地調査等地理学の全分野にわたる業務の企画・調整、作業方法を詳細に説明する作業手引の作成、および地図資料の収集・調査研究等を行う一分野の業務を監督する。」に改め、同職級の特質第4項および第5項を削る。

—1—

2級地理学員職級の職級明細書の次に次の3級地理員職級の職級明細書を加える。

3級　地　理　員　　3219—3

職級の特質

この職級は、国土の自然地理学的および人文地理学的調査研究のような地理学の一分野の業務全般の監督者を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

3級地理員は、国土の自然地理学的および人文地理学的調査研究を行う地理学の一分野の業務全般の監督者を補佐して、土地利用調査、地形図の応急修正、面積測定および基礎的調査研究等の業務を調整し、具体的計画を立案する。計画の実施に当つては、不備の点を検討して改良し、下級地理員の行つた業務結果を検査し、業務全般の調整をはかるとともに、県庁・大学・土木出張所等の関係機関と調査業務について折衝する。また、自ら「日本海岸の地形の研究」のような基礎的研究を行い、論文を発表し、文献紹介・研究指導を行う。

この職級に含まれる3級地理員は、業務計画の作成方針について上級地理員と協議し、その決定または承認を受け、業務の結果についてはすべて報告して検閲を受ける。

3級地理学員職級の職級明細書の特質第1項中「(イ)地勢図の編さん、または(ニ)」を「もしくは(ニ)」に改め、同職級の特質第2項中「(3)」を「または(3)」に、「立地要件についての調査研究または(4)農業地理に関する研究等」を「立地要件についての調査研究等」に、「（通常2～6名程度）」を「（通常5～6名程度）」に改め、同職級の特質第4項を削る。

4級地理学員職級の職級明細書の職級の特質第1項(3)中「(ハ)地勢図の編さん、もしくは(ニ)」を削り、「(4)」を「(3)」に改め、次の(4)および(5)を加える。

(4)　各種行政区画の決定に関し、こう水その他の現象により基準を設定し難い箇所については、自ら空中写真その他の資料により分水界、河川の流路等を調査して境界を判定する。

(5)　地名・地物・交通・聚落（しゆうらく）・地形・土地利用等に関する各種の資料・文献等を調査して、地図に表現する採用基準を作成し、これに基いて下級地理員の行う資料模範図の作成を指導する。

5級地理学員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)こう水曲線図・土地利用図もしくは都市機能図等の作成のための調査および調査結果の整理、または(2)地図資料の収集・整理のような簡易な業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項中(4)、(5)および(7)を削り、「(6)」を「(4)」に改める。

—2—

この職種の職級明細書中「1級地理学員」、「2級地理学員」、「3級地理学員」、「4級地理学員」、「5級地理学員」および「地理学員」ならびに「3219—3」、「3219—4」および「3219—5」をそれぞれ「1級地理員」、「2級地理員」、「4級地理員」、「5級地理員」、「6級地理員」および「地理員」ならびに「3219—4」、「3219—5」および「3219—6」に改める。

—1—

農芸化学職種にアルコール発酵職種を併合し、1級アルコール発酵員職級および2級アルコール発酵員職級を廃止し、1級農芸化学員職級および2級農芸化学員職級を変更し、3級農芸化学員職級に3級アルコール発酵員職級を、4級農芸化学員職級に4級アルコール発酵員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔アルコール発酵〕（昭和25年12月28日人事院公示第13号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔農芸化学〕（昭和26年2月15日人事院公示第17号）の一部を次の通り改正する。

職種の定義中「農産加工に関する技術指導等の農芸化学に関する専門的技術的業務」を「農産加工に関する技術指導、酒類の審査・鑑定および醸造技術の指導または発酵によるアルコールの製造等の専門的技術的業務」に改める。

説明事項第2項(2)を次の通り改める。

(2)(イ)　農畜産物・農薬・土壌（どじよう）および肥料の化学的成分・性質・利用等に関する試験・研究またはそれらの企画・調整を行うことを職務とする官職

(ロ)　発酵によるアルコールまたは酒類の製造について、基礎的研究または製造技術の試験・研究を行うことを職務とする官職　〔農芸化学研究職種〕

説明事項第2項に次の(3)・(4)および(5)を加える。

(3)　合成によるアルコール製造、または酸によるでん粉糖化等の化学およびその応用についての試験・研究を行うことを職務とする官職〔化学研究職種〕

(4)　発酵によるアルコール製造工程のうち、仕込・発酵・蒸りゆう等の作業について、技能的な繰返し作業を行うことを職務とする官職〔アルコール製造職種〕

(5)　あらかじめ定められ、または詳細に指示された具体的な処理方法に基いて、検査報告書等の整理・保管または文書の単なる浄書・転書のような書記的な仕事だけを行うことを職務とする官職〔一般事務職種〕

1級農芸学員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「一般的指示のもとに、」の次に「(1)数県にわたる管轄区域内の酒類の審査・鑑定、および民間酒造工場の醸造技術の指導等の業務全般、(2)無水および含水アルコールの生産量が特に多く、規模の大きなアルコール製造工場の業務全般」を加え、「(1)」および「(2)」をそれぞれ「(3)」および「(4)」に改め、同職級の特質第1項の次に次の二項を加える。

1級農芸化学員は、数県にわたる管轄区域内の民間酒造工場で生産される酒類について、品質低下の防止および課税率の決定のために行う審査鑑定・分析検定等の業務全般を監督するとともに、特級清酒・1級合成酒等の級別決定審査会に審査員として出席し、自ら嗅酒（ききざけ）による審査鑑定を行う。また、下級農芸化学員の行う民間工場の醸造技術の実地指導、醸造技術についての講習・仕込醪（もろみ）の変敗の対策等の業務を監督し、必要があれば民間工場で酒類の試験的醸造を行わせる。また、数区域ごとに行われる各種の民間酒造技術者の会合に官側の代表として出席して意見を交換し、技術的な指示を行うこともある。

1級農芸化学員は、無水および含水アルコールの生産量が特に多く、規模の大きなアルコール製造工場の業務全般を統括し、工場の運営方針を決定し、生産計画・予算案等を検閲して決定する。工場作業員の採用・昇給・配置・労働時間等について監督官庁と交渉して決定し、原料・資材・燃料等の収集および工場設備の改善を指示する。操業中は常に進行状況に注意し、原料の粉砕、発酵微生物の培養、醪（もろみ）の発酵経過等の状況を視察して、必要があれば技術的指示を行う。

同職級の特質第2項を次の通り改める。

1級農芸学員は、登録受付件数および管轄する区域内の肥料工場数が多く、検査設備の充実している肥料検査機関の業務全般を統括し、年間業務計画を最終的に決定し、肥料の検査および鑑定に関する成績の報告等を検討して決裁する。肥料取締法の運営について、通商産業省等の関係官庁と折衝し、また、都府県で実施する肥料検査業務の技術的指導を行う。肥料業者等の陳情に対しては検査方法、検査結果に基く行政処分等について説明しまたは回答する。

同職級の特質第4項中「1級農芸化学員は、」の次に「業務の運営方針、長期の業務計画等の指示

—2—

を受け、」を加え、「日常業務」を「通常業務」に改める。

2級農芸化学員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)(イ)肥料の取締、もしくは(ロ)農薬の生産指導および取締に関する行政的業務を総括し、(2)数県にわたる管轄区域内の酒類の審査・鑑定および民間酒造工場に対する醸造技術の指導等の業務の一部を監督するとともに自らも実施し、(3)普通規模のアルコール製造工場の業務全般について監督し、または責任者を補佐して調整し、(4)(イ)輸出食料品の化学的検査業務を総括し、もしくは(ロ)輸出食料品の化学的検査を行う出先機関の業務全般を統括し、または(5)(イ)農薬の化学的検査、(ロ)肥料の検査もしくは鑑定等のそれぞれの部門の業務を監督することを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第3項の次に次の二項を加える。

2級農芸化学員は、民間酒造工場で生産される酒類の品質の劣化を防止し、または製品に対する課税率を決めるために嗅酒（ききざけ）による品質の鑑定、および分析検定による等級の決定について、下級農芸化学員に対し技術的な指導をするとともに、自らも地方酒類審議会の委員として1級清酒等の級別決定審査に当り、嗅酒（ききざけ）による品質の鑑定を行う。また、民間の各酒造工場に対する醸造技術の実地指導などを計画し、下級農芸化学員に割り当てるとともに、自らも工場において収率の向上をはかり、変敗醪（もろみ）の再成などを指導する。ときには下級農芸化学員などに手段・方法等を指示して国税および間税課税物件等の分析試験を行わせ、結果を検閲し、分析鑑定の責任者として鑑定書を作成する。

2級農芸化学員は、普通規模のアルコール製造工場において、工場の運営方針を決定し、生産計画・予算案等を検閲し、調整して決定し、作業計画を承認する。工場作業員の採用・昇給・配置・労働時間等について監督官庁と交渉して決定し、原料・資材・燃料等の収集および工場設備の改善を指示する。操業中は常に進行状況に注意し、原料の粉砕、発酵微生物の培養、醪（もろみ）の発酵経過等の状況を視察して、必要があれば技術的な指示を行う。または、工場の責任者を補佐して、業務全般の総合・調整をはかる。

同職級の特質第4項中「かん詰・調味料等のような加工食品の検査業務を技術的に指導し、監督し」を「かん詰および調味料等の加工食品の検査業務について、技術的に指導するとともに全国的な調整をはかる。」に改める。

同職級の特質第5項中「関係会議の委員として登録許可・行政処分等の審議に参画し」を「関係会議の専門委員として出席し」に改め、同職級の特質第6項中「肥料検査機関」を「大規模な肥料検査機関」に、「違反事項が司法処分を要する場合には自らの責任において違反した肥料業者を告発する。」を「違反行為を発見した場合には、行政処分または司法処分のいずれに該当するかを検討し、1級農芸化学員の決裁を受ける。また、都府県で行う肥料検査業務の技術的指導に当る。」に改め、同職級の特質第7項を次の通り改める。

この職級に含まれる2級農芸化学員は、工場運営に関する大綱方針を指示され、業務の計画および結果はすべて検閲されるが、通常の業務についてはほとんど指示を受けない。

3級農芸化学員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)肥料もしくは農薬の取締に関する個個の業務を指導し、(2)酒類の審査・鑑定、民間酒造工場に対する醸造技術の指導等を行い、(3)普通規模のアルコール製造工場における製造部門を監督し、(4)数名の4級農芸化学員を指導して(イ)輸出食料品、(ロ)農薬、もしくは(ハ)肥料等の化学的検査業務を行い、または(5)3名程度の4級農芸化学員を監督して、農産加工に関する技術指導業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項の次に次の二項を加える。

—3—

号外

昭27.2.21.

3級農芸化学員は、民間工場で生産された酒類の品質審査会において、書記などの行う審査の準備、審査酒の封印切り、成績表の作成等を監督するとともに、2級酒類の審査会等には審査員として唎酒（ききざけ）による品質の鑑定、および化学分析による検定で実施して等級を決定する。また、民間の酒造工場に対する技術指導等について指示された方針に従つて諸計画実施の具体案を作成し、自らも醸造技術の理論と実際について指導を行う。ときには課税率をきめるため、間税課税物件または酒類醸造原料等の分析試験を行い、試験成績書等を作成する。

3級農芸化学員は、普通規模のアルコール製造工場において、アルコール製造作業の全般を監督し、原料・燃料・資材の入荷・在庫状況、品質および施設の状況、および生産割当を考慮して生産計画を調整し、具体的な作業計画表を検閲する。作業に当つては、各部門担当者などと協議して、勤務割・分業配置の変更などを行い、常に全般的な作業の進行状況に注意して生産費の低下および作業実績の能率化を研究する。不良原料の処理方法、酵母の選択および添加量、発酵経過による仕込方法の変更、および蒸りゆうの蒸気使用量等の作業の重要な部分または障害になる点、その他施設の修理・改善等について仕込・培養・発酵・蒸りゆう・動力等の各作業部門に対して技術的指示または指導を行い、各作業部門から提出される製造作業日報・作業経過表等を取りまとめて検閲する。また、2級農芸化学員と原料・資材の獲得、予算の編成・配分、作業員の任用等について協議する。

同職級の特質第3項中「加工食品の検査業務を担当し、下級農芸化学員」を「加工食品の検査業務を担当し、数名の4級農芸化学員を含む下級農芸化学員」に改め、同職級の特質第4項中「下級農芸化学員に業務を割り当てて」を「数名の4級農芸化学員を含む下級農芸化学員に業務を割り当てて」に改め、同職級の特質第5項中「下級農芸化学員に業務を割り当てて」を「数名の4級農芸化学員を含む下級農芸化学員に業務を割り当てて」に改め、「業務内容の適否を検査する。」の次に「また、都道府県で行う肥料検査業務の技術的指導に当る。」を加え、同職級の特質第6項中「技術指導業務のうちで、醸造に関する技術指導のような比較的困難な業務を分担し」を「技術指導業務を担当し」に、「下級農芸化学員」を「3名程度の4級農芸化学員」に改める。

4級農芸化学員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、細部的監督のもとに、(1)肥料、農薬もしくは家畜飼料の取締に関する個個の業務を行い、(2)酒類の審査・鑑定の実務を見習うとともに、民間酒造工場の醸造技術を指導し、(3)発酵によるアルコール製造工程のうち、仕込・発酵または蒸りゆう等の一作業部門を技術的に指導し、(4)アルコール製造、アルコール変性およびアルコール工場廃液等についての資料の収集・検討・紹介等を行い、(5)(イ)輸出食料品、(ロ)農薬、もしくは(ハ)肥料等の化学的検査を行い、または(6)農産加工に関する技術指導を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項中「または検査機関の分析成績、」を「附随的に検査機関の分析成績、」に改め、同職級の特質第2項の次に次の三項を加える。

4級農芸化学員は、民間工場で生産された酒類の品質審査会において、化学分析による検定、審査酒の番号はり等を実施するとともに唎酒（ききざけ）による品質の鑑定の実務を見習う。また、上級農芸化学員と同行して民間の酒造工場に出張して、醸造技術を指導し、従業員に対して醸造の基礎的知識を與えるために講義をすることもある。

4級農芸化学員は、発酵によるアルコール製造工程のうち、(イ)原料・副原料の受入・検査・解包、原料の粉砕・裁断、原料・副原料の配合・蒸し煮等の仕込作業、(ロ)醪（もろみ）の糖化・発酵、発酵そうの管理、発酵拔きの処理等の発酵作業、(ハ)熟成醪（じゆくせいもろみ）の蒸りゆう・精製・脱水、製品の査定・変性、フーゼル油・蒸りゆう拔きの処理等の蒸りゆう作業、(ニ)原料・半製品・製品の分析・試験、アミロ菌・酵母の培養等の試験・培養作業のような一作業部門について、アルコール製造工などを技術的に指導するとともに、常に作業の状況に注意し、関係のある他の作業部門と連絡して作業の円滑な進行をはかる。また、作業編成表の作成、作業経過の記録等を行い、作業の進度を調節し、次期作業の具体的計画を立てる。

4級農芸化学員は、アルコールの製造、アルコールの変性、アルコール工場の廃液処理等について、内外の資料を収集し、これらを検討して常に新らしい技術をアルコール工場に紹介する。資料のみでは不充分なときは各工場および試験研究機関に実験を依頼して確実な資料を集め、これに基いてアルコール工場における製造作業の欠点の対策を研究する。

5級農芸化学員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「(1)食料品の化学的検査、または(2)(イ)農薬、もしくは(ロ)肥料の検査」を「輸出食料品、農薬、または肥料等の化学的検査」に改める。

5級農芸化学員職級の職級明細書の次に次の用語の定義を加える。

用語の定義

唎酒（ききざけ）	酒類を口の中に含み、味覚その他の感覚によつて品質を検査する方法
醪（もろみ）	アルコール製造において、原料を蒸し煮し、発酵微生物を加えて発酵させたもの
変敗	醪（もろみ）が希望通りに発酵しないで酸類を多量に含むこと
糖化	繊維素・でんぷん等をぶどう糖や麦芽糖にすること

税務管理職種ならびに1級税務管理員職級、2級税務管理員職級、3級税務管理員職級、4級税務管理員職級、5級税務管理員職級および6級税務管理員職級を新設し、職種の定義および職級明細書〔税務管理〕を次の通り定める。

職種の定義および職級明細書　〔税務管理〕

職種の名称および記号	税務管理　6108	職群名　税務
職級の名称および記号		
1級	税務管理員	6108－1
2級	税務管理員	6108－2
3級	税務管理員	6108－3
4級	税務管理員	6108－4
5級	税務管理員	6108－5
6級	税務管理員	6108－6

職種の定義

この職種は、租税制度の企画・調査、税務行政の運営に関する基本方針の策定、関係法令の制定、改廃に伴う解釈、取扱手続の統一を図るための地方機関に対する命令・通達の立案、賦課徴収事務に関する職員の教育・訓練、もしくは税制・税務行政の現状のは握、検討を目的とする資料の収集・調査またはこれらに基く税務行政の刷新改善に関する事務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

＊次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 内外の租税制度の調査・研究を行つて現行制度を検討することを職務とする官職

(2) 地方税関係の法令の企画、地方税制の運営の企画・指導または法定外独立税の設定の認可を行うことを職務とする官職

(3) 主として税法の解釈・運用の知識に基いて、税務行政に関する計数的な報告書またはその様式を作成し、その内容について審査することを職務とする官職

(4) 税務行政に関する諸種の資料を収集し、実地調査に基いて賦課徴収事務の能率向上を図ることを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)(イ) 内国税の課税標準の調査、犯則の取締などの事務を行うことを職務とする官職

(ロ) 内国税および税外諸収入について、収納を整理し、督促・財産差押・公売などの滞納処分を行うことを職務とする官職

(ハ) 内国税の賦課徴収を行う官署において、事務運営計画の決定または賦課徴収事務全般の調整を行うことを職務とする官職

(ニ) 内国税の賦課徴収事務に関する総合的な実地監査、公衆からの苦情の処理、または部内職員に対する身分監察、非行事件の捜査を行うことを職務とする官職

(ホ) 内国税の賦課徴収の処分に対する納税者の審査の請求について、当事者の意見を徴し、事実を調査し、検討を加えて協議・裁定を行うことを職務とする官職

(ヘ) 下級機関に対して賦課または徴収事務に関する取扱手続の細目および実施計画を立案するとともに、業務処理について実地指導・監査を行うことを職務とする官職

〔税務（一般）職種、税務（調査）職種、または税務（徴収）職種〕

(2) 納税者に対して税務行政の普及・徹底を図り、納税のための宣伝・広報活動を行うことを職務とする官職〔広報職種〕

(3) 関税・とん税に関する法令の制定・改廃の企画に従事することを職務とする官職〔税関業務職種〕

職級明細書

1級　税務管理員　6108－1

職級の特質

この職級は、一般管理的指示のもとに、全国にわたる内国税の賦課徴収事務の全般を監督し、税務行政の運営に関する基本計画を策定することを職務とするすべての官職を含む。

1級税務管理員は、下級税務管理員の意見を参照し、社会・経済情勢を考慮して、内国税の賦課徴収に関する制度・組織・取扱手続・人員配置・課税標準などについての基本的方策を決定し、下級税務管理員に具体案を企画させる。内国税の賦課徴収事務の全般に影響を及ぼすような重要な事項については適時指示を與えるが、定例的な事務の運営については下級税務管理員に任せ、随時報告を求めるにとどめる。国税庁内の部課長や、国税局長などの幹部を召集して会議を主宰し、基本的な計画の主旨に関して注意を與える。省議に出席して内国税の賦課徴収事務に関する報告を行い、意見を述べ、財政全般の施策の企画に参與する。また、国会開会中は政府委員として、内国税の徴収方針に関し質疑に応答する。事務の運営について、大蔵省・地方自治庁などの関係官公署の首脳部と折衝し、ときには新聞記者との会見などにより、随時運営状況・徴税方針などを発表する。

この職級に含まれる1級税務管理員は、閣議決定事項などの政策に関連を有する重要な事項については指示を受けるが、その他の事項については特に指示を受けることはない。

2級　税務管理員　6108－2

職級の特質

この職級は、一般管理的指示のもとに、(1)内外租税制度の調査・研究および企画の事務全般を監督して、内国税および関税に関する制度運営の基本計画を策定し、(2)地方税制度運営の事務の全般を監督して、その基本計画を策定し、(3)全国にわたる内国税の賦課徴収の事務の全般の総合調整を行つて、1級税務管理員を補佐し、(4)全国にわたる(イ)直接税もしくは間接税に関する課税標準の調査技術の指導、(ロ)重大な課税標準の調査および重大な犯則の取締、もしくは(ハ)内国税の徴収事務の全般を監督して、業務の運営方針の企画などを行い、または(5)数県にわたる内国税の賦課徴収およびこれに附随する事務の全般を監督して事務運営の諸計画を決定することを職務とするすべての官職を含む。

2級税務管理員は、内外租税制度の調査・研究・内国税制・関税関係法令の立案、国税と地方税との調整などの事務の全般を監督する。たとえば税を軽減する場合、代りの財源をどこに求めるかなどのような問題についての基本方針を示し、それらの調査・研究および必要な法令の立案を指揮する。これらの結果を検討し、担当事務局としての最終的な決定を行い、省議にはかる。省議に出席し税制の運営について報告し、財務全般の企画に参與する。所掌事務に関して国税庁・地方自治庁などの関係官公署の首脳者と協議する。国会開会中は、政府委員として租税制度に関し質疑に応答する。

2級税務管理員は、地方税に関する制度の調査・研究・運営の指導などの事務の全般を監督する。たとえば国税と地方税との調整方法のような基本方針を示して、地方税制運営の具体的な基準の企画を指導し、結果について基本方針に適合しているかどうか検討し、地方財政委員会の議決を求める。また、同会議に出席して地方税制の運営について報告し、地方財政全般に関する根本方針の決定に参画する。所掌事務に関して、大蔵省・国税庁などの首脳部と協議する。

2級税務管理員は、国税庁において、1級税務管理員の諮問を受けて内国税の賦課徴収事務に関する制度・取扱手続・組織・人員配置・課税標準率などの企画の基本的な方策について意見を述べ、また国税庁の最高運営会議に参画し各部門の意見を調整し、その統一を図る。各部門で立案した成案文書の内容を審査し、たとえば賦課事務と徴収事務の関連について優先の順序をきめるなどの調整を行う。職員の身分監察、納税の周知宣伝、賦課徴収の実地監査などの事務を監督して円滑な運営を図るとともに、会計・人事・組織などの管理事務を監督する。1級税務管理員不在の場合には、その職務を代行し、徴税に関する機構・組織などの重要な問題について、大蔵省その他の関係官庁の首脳者と折衝する。

2級税務管理員は、国の歳入予算に計上されている租税収入の見込額、経済界の動向、納税義務者の実情などを考慮して、年間を通じての業務の時期的な配分、正確な実額調査の徹底、各課の業務の調整等に関する業務運営の方針を企画する。下級税務管理員が立案した業務処理計画の大綱や、通達・命令・事務規程などを検閲し、重要で困難な課税標準の調査結果に基く税額の決定、犯則事件の検察庁への送致を決済する。全国にわたる下級機関の業務処理の実績・進ちよく状況を検討して、処理の促進・指導を要するものを判断し、下級税務管理員などに応援・指導を行わせる。また、これらの状況の判断に基いて、各下級機関の関係部門の幹部を招集し、会議を主宰して、既定の運営方針に基く業務処理の促進を直接指示し、運営方針の変更を行う場合、新たに企画しようとする仕事の趣旨を説明して徹底させる。課税標準の決定および犯則事件の処分などについての陳情または脱税などの犯則の情報の提供などのための来訪者に応接する。通商産業省その他の官庁・民間団体などから具体的な事例についての課税割合などのような内国税関係法令の解釈・適用についての照会を受けた場合には回答に当る。犯則事件の告発について検察庁・

号外

昭27.2.21.

法務府の関係者と協議し、また下級機関が取り扱った事件で地方的に問題となったものについて、法務府の関係者などに連絡し、打合せを行う。所掌部門の業務に関する法令・制度の改廃などについて、運用面からの意見を法令企画機関に具申する。

2級税務管理員は、全国にわたる内国税および租税外諸収入に関する徴収事務について徴収法規を執行するための命令の立案・解釈・運用の統一、事務手続の立案、滞納整理の各期・年度ごとの計画の樹立、収入額の見積、決算などを監督する。内国税の徴収に関する執行法規の立案に当ってはその必要度、滞納整理計画の立案に当っては予算上の措置との関係、渉外関係を伴うものなどについてはその旨、また収入の見積についてはその作成順序などのように、事務運営の根本方針や重要問題の方策を定め、下級税務管理員に示して具体案を立案させ、その結果を検討し、報告を聞いて、常に計画の進ちよく状況をは握し、業務実施の促進・緩和などの調整を図る。所掌部門の業務に関する法令・制度の改廃などについて、運用面からの意見を法令企画機関に具申する。随時、内国税の徴収に関する諸会議を招集して自ら主宰し、国税局の徴収責任者などに対し徴収計画および方針を示して説明を行う。

2級税務管理員は、数県にわたる内国税の賦課徴収事務を実施する国税局の長として、中央で決定した基本方針に基き、下級税務管理員の意見を考慮して、地域的條件その他の特殊事情に即した基本的な実施計画を決定する。異例事項については随時指示を与えるが、定例的な事務の運行は下級税務管理員に任せ、随時報告を求めるにとどめる。取扱手続が変更された場合や成績が不振な場合などには方針を示してその対策を立案させる。随時、部課長会議・税務署長会議を主宰して、実施計画に関する注意を與え、事務の円満な運行を図る。国税庁長官が招集する国税局長会議に出席し、賦課徴収の状況を報告する。徴収に関する諸問題について財務局などの関係官庁の首脳者と折衝し、一般民間の外来者に応待する。

この職級に含まれる2級税務管理員は、中央事務に関しては税制改正のような政策的な事項や、賦課徴収の実施の全般に影響をおよぼすような事項については指示を受け、所管業務の運営方針の樹立にあたつては、あらかじめ要旨を説明して承認を受ける。地方事務に関しては運営の基本方針について指示を受けるにすぎない。

3級　税務管理員　　6108―3

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、(1)内国税制度の企画もしくは内外の租税制度の調査・研究の事務を監督して具体案の概要や研究の重点を企画し、結果の調整を行い、(2)府県税もしくは市町村税に関する運営事務の全般を監督して具体的な基準の企画、国税との調整などを行い、(3)全国にわたる(イ)内国税に関する課税標準の調査技術の指導、重大な課税標準の調査および重大な犯則の取締の業務について、税目別もしくは機能別による一分野を監督して実施計画の大綱を企画し、関係法令の解釈、執行命令の立案を行いもしくは(ロ)内国税の徴収関係内部事務・収入見積事務の指導、もしくは滞納処分の指導についての事務を監督して実施計画の大綱を企画し、関係法令の解釈、執行命令の立案を行い、(4)数県にわたる内国税の賦課徴収事務の全般の総合調整を行つて上級税務管理員を補佐し、または(5)数県にわたる(イ)直接税もしくは間接税に関する課税標準の調査技術の指導、(ロ)重大な課税標準の調査および重大な犯則の取締、もしくは(ハ)内国税の徴収の事務の全般をそれぞれ監督して、事務運営の基本方針を企画することを職務とするすべての官職を含む。

3級税務管理員は、内国税関係法令の立案、内国税と地方税との調整などの事務の全般を監督する。下級税務管理員の意見を考慮して、目的・重点・方針などを含む具体的な立案事項の概要を企画する。これらを示して法令の立案、地方税の賦課状況の調査などを指導し、結果を検討して内国税・地方税を通ずる国民の租税負担の調整を図り、法令の原案をまとめる。随時会議を主宰して、下級税務管理員、経済団体・国税庁・地方自治庁などの意見を聞き、計画の趣旨を説明する。政府説明員として、国会の委員会において関係法令の説明に当る。

3級税務管理員は、内外租税制度の調査・研究の事務を監督する。調査・研究の中心とする事項、その時期などを企画し、これらを示して税務の実体、国民の担税能力などの調査・研究を指導し、結果を検討する。租税制度改善の具体的意見をまとめて立案事務担当者と協議する。政府説明員として国会の委員会において内外税制の説明を行う。

3級税務管理員は、府県税もしくは市町村税のそれぞれの制度についての調査・研究・運営の指導などの事務の全般を監督する。具体的な基準を示して、地方税制運営の規則の立案、税務の実態の調査・研究、非課税の範囲や法定外独立税の設定の検討・審査を指導する。結果を検討して国税との調整や制度運営の円滑化を図る。制度改善の具体的意見をまとめて立案事務担当者と協議する。所掌事務に関して大蔵省・地方自治庁などの関係者と協議し、また業者の陳情に応待する。

3級税務管理員は、数群の下級税務管理員および国税調査員を監督して、全国にわたる課税標準の調査技術の指導業務を、所得税・法人税・資産税・酒税・消費税などの税目別にわかれて担当する。下級税務管理員の意見を考慮して、所掌事務運営の大綱を企画する。内国税関係法令の執行、業務の処理に必要な命令・通達・事務規定、業務処理計画の細部、下級機関別の課税見込額などの具体案の作成を指導し、結果を検閲する。また、自ら個個の事例について法規上の解釈を行い、下級機関に対する通達を企画する。納税者の実態の調査を国税調査員に行わせ、その結果に基いて、全国にわたる業務の現況を検討し、上級税務管理員に報告するとともに、国税調査員に下級機関の業務処理の指導・応援を行わせる。下級機関の業務処理の実情や関係法令の運用の当否などに関する大蔵省の関係者や民間団体の代表者などの意見を聞き、説明を行う。

3級税務管理員は、数群の下級国税調査員を監督して、全国にわたる比較的重要で困難な課税標準の調査の業務、または内国税関係法令の犯則事件の取締の業務を統括する。部内・部外からの情報を検討し、犯則の動向を判断して、重点的な調査地域および業種についての調査等の業務処理計画の大綱をたて、下級国税調査員および下級機関に指示する。下級国税調査員および下級機関から報告される調査結果について、業務処理の現況を検討し、その後の方針・計画の策定に資する。調査結果に基いて立案された決定税額や犯則に対する処分を検討する。法規の解釈・取扱に疑義のある事項などについて自ら研究し、またそれらの問題について関係部局と協議する。特に重要な場合には、自ら調査・摘発の指揮をとり、また告発のための検察庁との協議会の司令者となる。

3級税務管理員は、国税庁において数群の下級税務管理員および国税徴収員を監督し、徴収関係内部事務と外部事務を分担して、所管の内国税関係法令の執行のための命令・通達の立案、下級機関における徴収事務の指導・監督ならびにこれに附随する事務の全般を統括する。下級税務管理員の意見を考慮して、法令解釈の基準、業務運営計画などの構想を企画し、これらの構想に基き、下級税務管理員を監督して、命令・事務取扱方法の立案、通知文書や照会に対する回答の起案、その他各国税局から提出される収入実績、収入概算見積などの諸報告の審査、下級機関の業務の指導、および他の部門の事務と関連を有する事項についての連絡・折衝・調整などの事務を行わせ、結果を検閲し、既定の方針に反するもの、不明りようなものについては変更・訂正・再調査を命ずる。また、随時下級機関におもむいて徴収事務の処理状況、職員の執務態勢、事務実績等について視閲し、改善を要すると思われる点があれば、所管の長に所要の措置を指示しまたは勧告する。地方機関の業務処理の実情や、関係法令の運用の当否などにする大蔵省の関係者や民間団体の代表者などの意見を聞き、説明を行う。庁議、徴収関係の諸会議に出席して税務行政運営に関する根本方針の決定に参画し、諮問事項に対する答申、協議事項に対する提案の説明を行い、所管の事項について意見を述べる。

3級税務管理員は、数県を管轄する国税局において、上級税務管理員の諮問を受けて基本的な実施計画について意見を述べ、事務運営会議に参与して意見を調整し、統一を図る。また、各部局で立案した成案文書の内容を審査して調整を図る。随時開かれる各部課長・税務署長などの会議において全般的な執務態勢・態度などについて注意を與える。以上の事務を行うとともに文書・人事・会計・組織・監察などの管理事務の全般を監督する。上級税務管理員不在の場合には、その職務を代行する。賦課徴収事務の運営につき財務局などの関係官庁との連絡に当る。

3級税務管理員は、数県にわたる(1)直接税もしくは間接税の課税標準の調査の技術の指導業務(2)比較的重要で困難な課税標準の調査および犯則の取締の業務を監督し、業務の円滑な運営を図る。上級機関から指示される運営の方針やその他の通達・命令などに基き、所掌業務運営の方針を企画する。国税調査員が立案した業務処理計画、課税見込額査報告書などを検討し、調査の結果に基く課税額や処分を決裁する。また、各分野の業務の処理状況を管内の下級機関ごとに検討し、処理の促進・指導を要するものを判断して、下級税務管理員等にその応援・指導を指示する。随時、下級機関を巡回し、また下級機関の関係の幹部を召集して会議を主宰し、業務の実施状況について報告を受けるとともに、業務処理の方針や、事務促進の方途などを示す。内国税関係法令の違反事件の調査および告発の決定にあたつては、地方検察庁の関係官と連絡し、協議を行う。

3級税務管理員は、内国税および租税外諸収入の数県にわたる徴収事務全般を運営するため、関係法令の制定改廃に伴い上級機関から指示される運営の方針やその他の命令・通達などに基き、管内の特殊事情を考慮しつつ歳入の予定額や徴税方針などのような業務運営の根本方針を立案してその実施を監督し、適用する法規の決定が困難であるような特に複雑な事項については、その時の状況を判断して臨機の処置を指示する。徴税政策に関連があり、または国民経済全般に影響をおよぼすような重要事項については上級税務管理員に報告し、また上級機関に上申して解決をはかる。滞納整理に重点をおくときは、その地方の実情に即して、たとえば中央から指示された金額をどの程度上回らすか、時期をどうするか、人員の臨時動員を行うかなどのような、その国税局として予定された歳入額の徴収を確保するための方策を、独自の立場から決定する。処理の結果を検閲し、報告を聞いて常に計画の進ちよく状況をは握し、業務の実施の促進・緩和などを図る。国税庁で開催される内国税の徴収に関する会議に出席して、徴収事務の統一と能率的運営、徴収成績の向上などに関して意見を陳述する。また、日本銀行およびその歳入代理店、郵便局などの収納機関の幹部と懇談・打合せを行い、手続・法令の改廃について説明し、収納事務の円滑な運営のため協力を要請する。

この職級に含まれる3級税務管理員は、調査・研究・立案の基本方針や実施事務の運営の基本計画を示されるほか、定例的な事務について特別の指示を受けることはない。

4級　税務管理員　　6108―4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)上級国税管理員を補佐して、内国税関係法令を立案し、(2)内外の租税制度に関する高度の調査・研究を行い、(3)上級国税管理員を補佐して、地方税関係法令の立案、または地方税制の運営方法に関する調査・研究を行い、(4)内国税の賦課徴収事務運営の改善向上のための調査・研究の具体的な題目と方法を選定・企画し、結果の判定を行い、(5)税務行政に関する統計調査事務を監督して資料の収集、および実地調査についての方策を立案し、(6)全国にわたつて適用される内国税関係法令の執行に必要な命令の企画や重要問題の研究などを行つて上級税務管理員を補佐し、または(7)内国税の賦課または徴収に関する高等専門教育を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級税務管理員は、上級税務管理員の協議を受けて、内国税関係法令の改廃の方針や重点について意見を述べ、その企画を助ける。下級税務管理員を指導して参考資料を収集させ、内国税関係法令の原案または地方税と内国税との賦課の関連の調整案を作成する。法令の改正案、法制上の疑義について法務府などの関係官庁の担当者と連絡し、協議する。

4級税務管理員は、国民の担税能力の実態、内外の租税制度運営の実情、現行租税の賦課徴収状況などに関する具体的な研究題目・調査方法を考え、下級税務管理員に資料を収集させ、改廃の要否、改善の方向などを中心として調査・研究を行う。また、課税調定額・滞納額・不納欠損処分額などにわたる総合的な見通しに基く租税の歳入予算の算出を指導し、算出の方法や基礎資料の選択が正しいか、経済状勢の判断が妥当であるか検討し、予算案や国会提出資料を作成する。

4級税務管理員は、地方税制の立案または運営に関して、次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1)　地方税関係法令の制定・改廃に関する方針・重点について、上級税務管理員に意見を述べ、その企画を助ける。地方税関係法令の原案を作成し、法制上の疑義について法務府・大蔵省などの関係各省の担当者と連絡し、協議する。

(2)　地方税制の運営方法の調査・研究を行い、規則を立案し、非課税の範囲、法定外独立税の設定の検討・審査を行う。地方税法の解釈・運用に関する地方公共団体からの照会のうち、全般的に統一を要するもの、前例のないものなどについて回答を立案する。来訪者に対して法令の疑義を説明する。

4級税務管理員は、現行税制の賦課徴収事務の運営について、能率の向上刷新を図り、新税法の制定などに伴う取扱手続の改廃に適合するために、調査・研究の具体的な題目とその方法を企画する。これを下級税務管理員に示して、具体案の研究・立案を指導し、結果について賦課と徴収との事務の関連に矛盾・抵触はないか、実施上不合理はないかなどを検討し、実務担当者と協議のうえ採択し、基準税務署を実地に指導して試験的に実施させ、その結果を検討のうえ良否を判定して、一般税務署に対する採択について意見を上申し、実施に当つてはその指導を行う。

4級税務管理員は、現行税制・税務行政の現状のは握・検討を目的とし、または内国税の賦課徴収の基礎を與える各種の実態調査および財政経済資料の収集の事務を監督する。全国または数県にわたる経済情勢の変動、産業分布の状態、税務行政の難関などを考慮して、資料の収集方針、実地調査の計画についての構想を企画し、さらに具体的な要点を下級税務管理員に示して実施の具体案を作成させる。結果を検閲し、既定の方針に反するもの、不明りようなものについては変更・訂正・再調査を指示する。調査結果および資料に基き、法令における取扱上の便宜または業務上の要請などを判断して分類の基準、編成の方法について企画し、下級税務管理員を指導して税務行政の改善・合理的運営に役立つような諸資料・諸統計を作成させる。関係法令が改正されたときは、必要項目を変更して分類を調整し、ときには新たな計表について案を立てる。調査対象の選定または基礎資料の利用につき大蔵省・経済安定本部その他の関係官署と連絡し、折衝する。全国国税局統計課長会議に出席し、統一的運営について意見を陳述する。また、管下下級機関の調査統計事務の全般を指導し、定期または随時調査結果を報告させ、それらの総合調整を行う。

4級税務管理員は、全国にわたる直接税または間接税の課税標準の調査業務もしくは重大な犯則事件の取締業務の一分野を監督する上級税務管理員を補佐し、国税調査員を指揮して、全国にわたる納税者の実態、犯則事件の実態、下級機関の業務処理の実際などを調査させ、下級機関の報告をとりまとめさせる。これらの結果に基いて、全国的な業務処理計画、課税見込額、法令の解釈の統一を要する点、業務実施上改善を要する点、課税標準率のより科学的な算定方法、その適用の限界

号外

昭27.2.21.

などについて研究し、上級税務管理員に意見を述べて、諮問に応ずる。また、全国的な統一を図るために、自ら関係法令の運用、業務処理に必要な命令・通達・事務規定などの具体案を立案する。

4級税務管理員は、全国にわたる内国税の徴収関係の内部事務もしくは滞納処分の指導・監督などの事務を統括する3級税務管理員を補佐し、法令解釈の統一・命令・手続の改廃、業務運営計画などの構想の企画について、3級税務管理員と協議し、意見を述べて決定を助ける。これらの構想や、さらに具体的な要点を下級国税徴収員などに示し、随時指導して事務処理手続の立案、地方機関に対する通知文書や照会に対する回答の起案、もしくは内国税収入の概算の見積方法の企画、全国にわたる徴収額の決算事務、または滞納処分に関する指導計画の立案などの事務を行わせ、結果を検閲し、既定の方針に反するもの、不明りようなものについては変更・訂正・再調査を指示する。このような指導事務を行うかたわら・関係法規の細部的解釈、執行上の問題点、実施方法などをたえず研究し、滞納整理計画の大綱の企画、重要な通知文書や回答の起案、他の部門の事務と関連を有する事項についての連絡・折衝・調整など比較的重要な事務について自ら実施にあたる。また、たとえば徴収状況が不振な国税局・税務署の徴収事務の促進対策を練り、必要に応じて自らおもむいて実地に督励・指導を行う。庁内部課長会議や内国税の徴収に関する会議が開催されるときは、諮問事項に対する答申、協議事項に対する提案などを立案し、その他の必要な書類を作成する。それらの会議に出席して所要の説明を行い、意見を陳述する。

4級税務管理員は、税制および税務行政に関する高等専門教育を行う中央研修担当者として、租税の賦課または徴収について、所定の実務経験を有する受講者に対し、各種税法・簿記・会計などの実務に関する高級な講義を行い、実地に事務を行わせて指導に当る。また、通信教育による学習指導の要領・教材・問題を作成する。

この職級に含まれる4級税務管理員は、企画・立案・調査・研究の大綱・重点・具体的な基準、業務運営の基本計画、またはその概要などを示される。また、研修に当つては、その方針・計画について指示を受けるが、教授方法や教材の内容について指示を受けることはない。いずれの場合にも、結果はすべて概括的に検閲される。

5級　税務管理員　6108—5

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)内国税関係法令の立案のための諸資料の収集・作成・審査および簡単な法令・通達の立案、租税歳入額の算出、もしくは内外の租税制度・租税負担などの調査・研究の事務を監督するとともに自らも行い、(2)地方税関係法令に関する比較的簡易な部分の立案もしくは法定外普通税の新設・変更の申請に対する審査・処分の立案を行い、(3)内国税の賦課徴収事務運営の改善向上のための調査・研究・指導に従事する一群の下級税務管理員を監督し、(4)税務行政に関する各種の実態調査、資料の収集およびそれらについての計数的な報告書の作成を行う一群の下級税務管理員等を監督し、または(5)内国税の賦課もしくは徴収に関する初等専門教育を行うことを職務とするすべての官職を含む。

5級税務管理員は、次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1) 内国税関係法令立案のための資料の収集・作成を下級税務管理員に行わせ、その内容について、立案上有用であるかどうかを検討し、自ら収集・作成した資料とともにとりまとめて上級税務管理員に提出する。具体的な内容を示されて法令の細部的な事項の立案に当る。また、下級税務管理員が立案した関係法令・照会文に対する回答などを審査するとともに、法令起案の様式・要領などについて随時指導する。

(2) 租税歳入額の見積について、見積算出の根拠となる各種資料の収集・作成を目的・方針・方法などを下級税務管理員に示して行わせ、処理結果を検閲し、それらの資料に基き、前年度の実績、国民所得・物価賃銀、生産雇用のすう勢などを考慮しつつ、課税調定額・滞納額・不納欠損額などについて見通しを立て、租税歳入額を算出する。

(3) 内外の租税制度について、調査すべき事項を自ら計画し、国税調査員に調査すべき項目の要点・方法、完成の時期などを指示して仕事の割当を行い、処理の結果を検閲し、自らもまた租税制度ならびに各国の実体法について比較検討する等法令改廃の資料となる各種の調査・研究を行う。

(4) 地方公共団体からの地方税法・地方財政法の解釈・運用に関する通例の照会に対し、前例・通達などに基いて回答を起案する。課税権の帰属、課税標準の分割などに関する関係府県または市町村間の異議・訴願または法定外普通税の新設・変更の申請を受理したときは、書面について審査・検討を行い、また必要あるときは自ら現地におもむいて調査し、調査結果をとりまとめ、意見を付して報告する。また、地方税法運用に関する細部的・技術的な事項について、主題・要点・方法などを示して下級税務管理員に調査・研究を行わせ結果を検閲する。

5級税務管理員は、国税本庁において、次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。ただし、国税局に勤務する5級税務管理員は、これらの仕事のすべてを行う。

(1) 下級税務管理員を監督して内国税の賦課徴収事務の実態、外国の実例などの調査・研究、改善方法の考察を行い、改善・整備の具体案を作成する。

(2) 下級税務管理員を監督して、決定された賦課徴集事務の刷新改善の施策を基準税務署において試験的に実施し、または一般税務署において実施する場合の指導に当る。

(3) 下級税務管理員を監督して、賦課徴収事務の実態、基準税務署における試験的な事務運営の実施経過などを調査する。

5級税務管理員は、国民の租税負担、階級・業種別所得の推計などに関する調査、直接国税の税務統計に関する調査、または間接国税および徴収状況の税務統計に関する調査を行ういずれか一つの部門を監督し、業務計画の大綱を示されて具体案の細目を立案し、下級税務管理員に実施の時期・方法・対象などを細部にわたつて指示して実地調査を行わせ、必要があるときは、自らおもむいて指揮し、または実施に当る。調査結果について、分析・研究を行い、下級税務管理員が収集し、作成した資料について、税務行政に関する基礎資料として有用であるかどうかを検討し、自ら収集し作成した資料とともにとりまとめて提出する。下級機関から提出された諸報告書について、法規または通達通りに実施されているかどうか審査し、誤りと思われるもの、不明りようなものについては訂正・再調査を指示する。また、資料の利用方法などについて関係各官署と折衝する。

5級税務管理員は、税務行政に関する初等専門教育を行う地方研修機関の研修担当者として、税目別または機能別に講座を担当し、内国税の賦課徴収事務の教育指導を行う。実地の経験を持たない受講者に対して、税法・簿記・会計などの実務の基礎的な講義を行い、実地に業務を行わせて指導する。また、通信教育のテキストについて受講者の質疑に答え、受講者が提出するレポートの添削・指導を行い、適時巡回して実地に指導する。短期講習会のための教材を作処し講義を行う。

この職級に含まれる5級税務管理員は、調査・研究の具体的な題目と方法、資料収集の目的と時期、実施事務の計画の概要を示されるが、収集する資料の選択については自ら判断する。また、研修に当つては、学習・研修の方針・計画について指示を受けるが、教授方法・教材の内容について指示を受けることはない。結果はすべて概括的に検閲される。

6級　税務管理員　6108—6

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)(イ)内国税関係法令の立案のための資料の収集・作成ならびに関係事項の調査、(ロ)租税歳入額見積のための資料の収集・作成、もしくは(ハ)その都度題目を指示さ

れて内外租税制度の調査・研究を行い、(2)地方税法の運用に関する細部的な事項の調査・研究を行い、(3)内国税の賦課徴収事務の刷新改善に関して調査・研究を行い、改善方法の実施について指導に当り、または(4)税務行政に関する各種の実態調査、資料の収集を行い、得られた結果を分析して計数的な報告書を作成することを職務とするすべての官職を含む。

6級税務管理員は、次にかかげる仕事のうちいずれか1項目の仕事を行う。

(1) 内国税関係法令立案のために、実施機関である国税庁・国税局または税務署におもむいて必要な資料を収集し、関係事項を調査し、とりまとめて上級税務管理員に提出する。ときには法令に規定される簡易な手続様式案を作成し、また一般納税者および各種団体から内国税に関する照会文書に対して回答を起案する。

(2) 1税目または数税目を分担して、国民の現税能力、前年度の実績などに関する資料の収集、調査を行うとともに課税調定額・滞納額・不納欠損額の見通しについて、検討するための基礎資料を作成する。

(3) その都度重点的に題目を指定されて、国内または外国における税率・課税標準・控除制度、申告納付の形式、評価の方法、徴税方法、租税負担の実態、軽減の要否、程度などについて調査・研究し、内外租税制度の比較・検討を行う。

6級税務管理員は、地方税運用に関する取扱手続の簡易な細部的事項を立案し、項目・重点などを示されて、固定資産税の課税標準とすべき農地の価格の倍数などの技術的な事項について調査、研究を行う。

6級税務管理員は、税務行政に関する財政経済調査または税務統計事務について、実施上の細部にわたる立案を補助し、命ぜられた項目について研究を行い、必要な資料を作成する。下級機関から提出された報告書の内容を審査し、税法適用の誤り、課税もれ、調定超過(不足)などを、計数上の誤りから推定するとともに、必要あるときは自らおもむいて実地に各帳簿・帳票について調査し、変更・訂正を命じ、また統計事務が円滑に行われるよう随時指導する。実態調査に当つては、示された方法・項目に従つて、個個の納税者に面接し、所得額・租税負担について調査することもある。

6級税務管理員は、現行の賦課徴収事務の運営について能率の向上刷新を図り、新税法の制定などに伴う取扱手続の改廃に適合するために、現行の事務運営の実態・外国における税務の実態などを調査し、分析・研究を行つて改善方法を考案する。新しい方法の採用が決定され、基準税務署において試験的な実施が行われる場合にはその指導に当る。また、一般税務署における改善方法の実施を指導する。

この職級に含まれる6級税務管理員は、調査・研究の目的や方法の概要などを示され、結果について全般的に目的に合致しているか、用いた方法が適切であるか、判断は妥当であるかなどと比較的詳細に検閲される。

税務(一般)職種を変更し、1級一般税務員職級および2級一般税務員職級を廃止し、3級一般税務員職級および4級一般税務員職級を変更し、かつその名称をそれぞれ1級一般税務員および2級一般税務員に変更し、3級一般税務員職級および4級一般税務員職級を新設し、5級一般税務員職級および6級一般税務員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔税務(一般)〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔税務(一般)〕

職種の名称および記号		職群名
税　務　(一　般)	6109	財　政
職級の名称および記号		
1級　一般税務員	6109—1	
2級　一般税務員	6109—2	
3級　一般税務員	6109—3	
4級　一般税務員	6109—4	

職種の定義

この職種は、内国税の賦課徴収を行う官署における事務運営計画の決定、もしくは賦課徴収事務全般の調整、または賦課徴収事務の機動的な総合監査、職員の身分監察、非行事件の捜査、あるいは賦課徴収の処分に関する納税者の審査の請求に対する協議・判定などの事務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 税務署または国税局の所掌事務の運営について随時機動的に総合的な監督を行い、部内職員の態度・取扱についての納税者の苦情を処理することを職務とする官職

(2) 部内職員についてその職務上必要な身分監察を行い、職務上生じた非行事件の捜査を行い、必要な処分を立案することを職務とする官職

(3) 内国税の賦課徴収の処分に対する納税者の審査の請求について、当事者の意見を徴し、事案を実地に調査し、検討を加えて協議・裁定を行うことを職務とする官職

(4) 上級機関から指示される基本的な方策に基き、税務署において内国税の賦課徴収に関する事務運営計画を決定し、または各部門の事務の運行を考慮しつつ機動的に調整を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)(イ) 租税制度の調査・研究または立案を行うことを職務とする官職

(ロ) 内国税の賦課徴収事務の運営に関する基本方針の決定に参画し、政策に関連を有する重要問題の方策を定め、租税法規を執行するための下級機関に対する命令・通達の立案を行うことを職務とする官職

(ハ) 内国税の賦課または徴収に関する専門的な研修を行うことを職務とする官職

(ニ) 主として税法の解釈・運用の知識に基いて、税務行政に関する計数的な報告書またはその様式を作成し、その内容について審査することを職務とする官職

号外

昭27.2.21.

(ホ)　税務行政に関する諸種の資料を収集し、実地調査に基いて賦課徴収事務の能率向上を図ることを職務とする官職

〔税務管理職種〕

(2)(イ)　内国税の課税標準の調査、犯則の取締などの事務を行うことを職務とする官職

(ロ)　内国税の徴収事務について、収納を整理し、督促・財産差押・公売などの滞納処分を行うことを職務とする官職

(ハ)　下級機関に対する賦課または徴収事務に関する取扱手続の細目および実施計画を立案するとともに、業務処理について実地の指導・監査・調査を行うことを職務とする官職

〔税務(調査)職種または税務(徴収)職種〕

この職種の職級明細書の中で「大きな税務署」、「小さな税務署」とはそれぞれ次の基準による。

大きな税務署　(1)　都・府・県（ただし北海道において税務行政上設けられている4行政ブロックは県とみなす）内の税務署を代表する都・府・県庁所在地の税務署

(2)　その他の税務署で昭和26年7月31日国税庁通達官総1—230に基いて再配置した定員がおおむね150名を越えるもの

小さな税務署　大きな税務署に属さない税務署

職級明細書

1級　一般税務員　　6109—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、(1)内国税の賦課徴収事務の総合的な実地監査もしくは高級職員の身分監察および非行事件の捜査などの事務のいずれか一つを監督し、(2)全国または数県にわたる内国税の賦課徴収の処分に対する納税者の審査の請求についての協議・裁定の業務を監督して業務方針を企画し、または(3)大きな税務署の内国税の賦課徴収事務の全般を監督することを職務とするすべての官職を含む。

1級一般税務員は、国税本庁に勤務し、または派遣されて国税局に駐在し、全国または数県にわたる内国税の賦課徴収事務に関する総合的な実地監査の事務または監督者級の部内職員に対する身分監察および非行事件の捜査の事務のうち、いずれか一つを監督する。所掌事務の運営計画を立案し、事務の指導に当るとともに、実施の結果についての復命書などを検討し、とられた措置または処分の統一・調整を図る。国税本庁で開かれる事務運営会議に出席し、事務処理に関する報告を行い、協議事項について意見を述べる。監督または監察の事務について中央または地方の検察庁・警察署などの関係官公署との連絡・協議に当り、ときには自ら事務の実施に当ることもある。

1級一般税務員は、全国または数県にわたる内国税の賦課徴収の処分に対する納税者の審査の請求について協議・裁定を行う業務を監督する。審査請求の提出状況・処分庁の処理方針などを考慮して業務運営計画を立案し、下級一般税務員に示して争点の調査・協議・裁定の業務を行わせ、早急な解決を要するもの、重大な社会的影響をおよぼすおそれのあるものについてはその都度指示して解決に当らせる。それらに関する報告書を検討し、不備な点があれば訂正・再調査を行わせ、調査結果に基く課税額や処分を最終的に決裁する。また、協議・裁定について下級一般税務員の間に意見が一致しないとき、または重要な事案を処理するときは、自ら合議体の協議を主宰する。審査事案の処理の促進、統一的な運営を図るため、下部機関に対する通達を企画する。随時下部機関を巡回し、またその幹部を召集して会議を主宰し、業務の実施状況について報告を受けるとともに、業務処理の方針や事務促進の方途などを示す。

1級一般税務員は、若干の市・区・郡を管轄する大きな税務署の長として、下級一般税務員等の意見を考慮して事務運営計画を決定する。定例的な事務の運営については特別に指示することなく

運営計画や法規・慣例などに基いて行わせ、随時報告を受け、また各種の帳簿・文書などを検閲して状況をは握し、事務全般に影響をおよぼすような事項や異例に属する事項などの措置を示して円滑な運営をはかる。国税局における税務署長会議に出席して、業務運行状況について報告し、また運営の方針などについて指示を受ける。金融機関・警察署・地方公共団体などの幹部と折衝して協力を要請し、また納税者などの陳情・苦情に応待して説明する。

この職級に含まれる1級一般税務員は、実施事務の運営に関する基本計画を示されるほか、定例的な事項について特別の指示を受けることはない。

2級　一般税務員　　6109—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)税務署または国税局における内国税の賦課徴収事務の総合的な実地監査を行い、(2)高級職員に対する身分監察および非行事件の捜査を行い、(3)納税者の苦情を処理し、(4)国税庁または国税局所管の課税標準の決定もしくは滞納処分に対する納税者の審査の請求に関して合議体の協議を主宰し、(5)税務署所管の課税標準の決定もしくは滞納処分に対する納税者の審査の請求について協議・裁定を行う若干の合議体を指揮してその協議・裁定の業務を監督し、(6)部内下級職員に対する身分監察、(8)非行事件の捜査の事務を監督し、(7)小さな税務署の内国税の賦課徴収事務の全般を監督し、または大きな税務所の内国税の賦課徴収事務の全般を調整して、上級一般税務員を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

2級一般税務員は、次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1)　税務署または国税局におもむいて、内国税の賦課徴収事務の全般を監査し、事務が法令または中央の方針通り行われているか、事務運営計画が適当か、機構や人員配置を改善する必要があるか、服務態度や納税者への応対態度がよいかなどを検討して指導するとともに、不備な点、改善を要する点などに関する意見を附して監査結果の報告書を提出する。

(2)　内部・外部からの情報に基いて、主として監督者級の職員について職務上必要な身分監察ならびにその職務に関して行つた非行事件の捜査を行う。当該本人はもちろん、周囲の関係者についても聞込みなどの調査を行うとともに、相手方および本人の担当する関係帳簿・書類などを検査し、または調査して具体的証拠の発見・収集に努め、本人を尋問して調書を作成し、処分に関する意見を附して事件のてん末の報告書を提出する。

(3)　賦課徴収の処分に対する納税者の審査の請求を受けて、書面の形式的要件について裁決機関に回付する必要があるかどうかを審査し、必要なものについては回付の手続をとり、滞納処分、所得の調査方法、職員の勤務上の態度などについての公衆の相談・苦情・陳情に応対して回答に当り、必要な手続をとる。

2級一般税務員は、課税標準の決定もしくは滞納処分に対し当該処分を違法または不当とする納税者の審査の請求について次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1)　国税庁または国税局所管の事案について協議を行う合議体の長として、その合議体を構成する下級一般税務員を指揮して争点の調査を行う。下級一般税務員が調査した結果を検討し、不備の点を指摘して訂正・再調査を行わせ、また自ら実地に調査する。調査検討の結果に基き審査請求の棄却・却下または処分の取消・変更の裁決について協議を行い、意見が一致した場合には意見書を作成して上級一般税務員に報告する。意見が一致しない場合には、その旨を上級一般税務員に報告して上級一般税務員を交えた合議の開催を求める。また、審査請求要件の取扱手続、租税関係法令の解釈の基準などを立案し、下部機関の協議・裁定業務の指導・連絡に当る。

(2)　税務署所管の事案について協議を行う若干の合議体を指揮する。その協議・裁定の業務の処理の大綱を企画し、各事案について担当者を指定する。協議の結果について報告を受け、意見を附

して上級一般税務員に提出する。合議者の間に意見が一致しない場合には、当該合議体の長として協議を主宰する。また、自らも合議体の長となり、事案についての実地調査・協議を行う。所掌事務に関し、関係部課との連絡・打合せを行う。

2級一般税務員は、国税局において、非監督者級の部内職員に対する身分監察および非行事件の捜査の事務を監督する。所掌事務の運営計画を立案し、事務の指導に当るとともに、実施の結果についての復命書などを検討し、とられた措置または処分の統一・調整を図る。また、監督者級の職員については自ら監察の実施に当る。国税局で開かれる事務運営会議に出席し事務処理に関する報告を行い、協議事項について意見を述べる。監察事務につき地方検察庁・警察署などの関係官公署との連絡・協議に当る。

2級一般税務員は、若干の市・区・郡を管轄する小さな税務署の長として、下級一般税務員等の意見を考慮して事務運営計画を決定する。定例的な事務の運営については特別に指示することなく運営計画や法規・慣例などに基いて行わせ、随時報告を受け、また各種の帳簿・文書などを検閲して状況をは握し、事務全般に影響をおよぼすような事項や異例に属する事項などの措置を示して円滑な運営をはかる。国税局における税務署長会議に出席して、業務運行状況について報告し、また運営の方針などについて指示を受ける。金融機関・警察署・地方公共団体などの幹部と折衝して協力を要請し、また納税者などの陳情・苦情に応対して説明する。

2級一般税務員は、若干の市・区・郡を管轄する大きな税務署において事務運営会議に参画し、業種団体の代表者と折衝して協力を求め、また内国税の賦課徴収に関する不服・異議の申立に応対して納得させ、処理の手続をとる。以上の事務を行うとともに、内国税の徴収事務および人事・会計・庶務などの管理事務を監督し、上級一般税務員不在の場合にはその代理を行う。

この職級に含まれる2級一般税務員は、事務実施計画の概要、処理の方針を示されるが監査・調査もしくは事務運営計画の決定または事務運行の調整などについてはすべて自己の判断で処理し、結果は概括的に検閲される。

3級　一般税務員　　6109—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)内国税の賦課徴収事務の総合的な実施監査を補助し、(2)課税標準の決定もしくは滞納処分に対する納税者の審査の請求に関して協議・裁定を行い、(3)税務署所管のそれに関して合議体の協議を主宰し、(4)部内下級職員に対する身分監察・非行事件の捜査を行い、または(5)小さな税務署の内国税の賦課徴収事務の全般の運行を調整して上級一般税務員を補佐することを職務とするすべての官職を含む。

3級一般税務員は、下級機関や納税者宅におもむいて内国税の賦課徴収事務が法令・通達または中央の方針に従つて行われているか、事務運営計画は適当であるかなどを細部にわたつて補助的な監査を行い、意見を付して結果を上級一般税務員に報告する。

3級一般税務員は、課税標準の決定もしくは滞納処分に対し当該処分を違法または不当とする納税者の審査の請求に関し、法的條件との関係、紛争の中心点などについて書面上の審査・検討を行い、当該事案に関係した処分庁の職員と当該審査請求者の双方から意見を徴し、また自らその争点について資料を収集し、実地調査を行う。調査・検討の結果を総合整理して審査請求の棄却・却下または処分の取消・変更の裁決につき上級一般税務員と協議する。

3級一般税務員は、常時税務署を巡視して監督者に係員などの非監督者級の職員の動静を尋ねる。非行の疑いがある場合や、非行事件が発生した場合には被疑者の勤務状態・成績・素行などを調べ、また被疑者・関係者・参考人などについて事情を聴取し、ときには検察庁・警察署と連絡し

て捜査の協力を依頼する。被疑者の担当する関係帳簿・書類などを検査するとともに、関係業者の帳簿、附近からの聞込みなどにより証拠の発見・収集に努める。監察の結果、事件の調査てん末を上級一般税務員に報告し、とるべき措置・処分などについて意見を述べる。

3級一般税務員は、若干の市・区・郡を管轄する小さな税務署において事務運営会議に参与し、業種団体の代表者と折衝して協力を求め、また内国税の賦課徴収に関する不服・異議の申立に応対して説明に当り、処理の手続をとる。以上の事務を行うとともに内国税の徴収事務および人事・会計・庶務などの管理事務を監督し、上級一般税務員不在の場合にはその代理を行う。

この職級に含まれる3級一般税務員は、監査・調査の大綱・重点、具体的な基準、事務運営計画の概要を示されるが、技術的な事項について特に指示を受けることはない。結果はすべて概括的に検閲される。

4級　一般税務員　　6109—4

職級の特質

この職種は、内国税の賦課徴収事務の基礎知識に関する教育を受けることを職務とするすべての官職を含む。

4級一般税務員は、現行租税制度の概要、各種税法の基礎的な事項、簿記、珠算および課税標準の調査・検査、滞納処分の実務について教育を受ける。

この職級に含まれる4級一般税務員は、研修計画の細目ならびに実施上の注意事項等を示され、教材の配布を受け、研修の成果について各科目ごとに判定される。

税務(調査)職種を変更し、1級租税調査員職級および2級租税調査員職級を廃止し、3級租税調査員職級の名称を1級国税調査員に変更し、4級租税調査員職級を変更し、且つその名称を2級国税調査員に変更し、3級国税調査員職級を新設し、5級租税調査員職級を変更し、且つその名称を4級国税調査員に変更し、6級租税調査員職級および7級租税調査員職級の名称をそれぞれ5級国税調査員および6級国税調査員に変更し、職種の定義および職級明細書〔税務(調査)〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔税務(調査)〕

職種の名称および記号		職　群　名
税　務(調　査)	6111	財　政
職級の名称および記号		
1級　国税調査員	6111—1	
2級　国税調査員	6111—2	
3級　国税調査員	6111—3	
4級　国税調査員	6111—4	
5級　国税調査員	6111—5	
6級　国税調査員	6111—6	

号外

P. 20

昭27．2．21．

職種の定義

この職種は、内国税の課税標準についての調査・検査、その決定額の立案、内国税関係法令違反事件の調査、それらについての処分の立案などの仕事を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 直接税または間接税の納税義務者が提出する課税標準申告書を検討し、その実態を調査し、納税義務者相互の課税上の均衡を考慮して、課税標準の決定額を立案することを職務とする官職

(2) 内国税関係法令違反事件を調査し、証拠を収集するため内偵・臨検・捜索・押収・差押を行い、質問調書を作成し、また罪質・証拠などを審査して、処分を立案することを職務とする官職

(3) 下級機関に対する内国税の課税標準の調査および犯則の取締に関する実施計画および取扱手続の細目を立案するとともに、事務処理について実地に指導監査・調査を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかっこ内の職種に含まれる。

(1)(イ) 租税制度の調査・研究または立案を行うことを職務とする官職

(ロ) 課税標準の調査事務の運営について、その基本方針の決定に参画し、政策に関連がある重要問題の方策を定め、租税法規を執行するための下級機関に対する命令・通達の立案を行うことを職務とする官職

(ハ) 課税標準の調査、犯則の取締に関する専門的な研修を行うことを職務とする官職
〔税務管理職種〕

(2)(イ) 内国税の賦課徴収を行う官署において、事務運営計画の決定または賦課徴収事務全般の調整を行うことを職務とする官職

(ロ) 賦課徴収事務の機動的な総合監査、職員の身分監察および非行事件の捜査または賦課徴収の処分に関する納税者の審査の請求に対する協議・判定を行うことを職務とする官職
〔税務（一般）職種〕

(3) 内国税および税外諸収入について、収納を整理し、督促・財産差押・公売などの滞納処分を行うことを職務とする官職〔税務（徴収）職種〕

(4) 租税関係法令違反の刑事事件について、公訴の提起・維持、不起訴処分その他の処分を行うことを職務とする官職〔検察事務職種〕

(5) 経済統制の違反行為の調査および予防などのために、統制物資の流れを調査し、取り締ることを職務とする官職〔経済調査職種〕

(6) 酒税の確保を目的として酒類の製造について、生産計画をたて、原料資材の割当を行い、業者を指導して生産の調整を行うことを職務とする官職〔工業管理（化学）職種〕

(7) 内国税の課税標準の調査、犯則の取締などに附随する台帳・報告書・統計書などの書類の記入・作成・整理および集計ならびに課税資料の収受分配などを行うことを主な職務とする官職〔一般事務職種〕

職級明細書

1級　国税調査員　6111—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)(イ)内国税の課税標準の調査技術の指導もしくは重大な犯則の取締についての数県にわたる業務、または(ロ)重大な課税標準の調査業務を税目別もしくは機能別に分けた一分野の業務を監督して業務処理の大綱を企画し、実施上の重点の指示などを行い、(2)数県にわたる間接税の犯則取締業務の全般を監督して業務処理の大綱を企画し、実施上の重点の指示などを行い、または(3)特に重大な課税標準の調査、もしくは特に重大な内国税関係法令違反事件の調査・摘発の技術的指導を行うとともに自らも実施に当ることを職務とするすべての官職を含む。

1級国税調査員は、直接税または間接税の課税標準の調査技術に関する数県にわたる指導業務を所得税・法人税・資産税・酒税・消費税などの税目別に担当し、それらの業務について数群の下級国税調査員を監督する。管内の課税の均衡を図り、下級機関の調査業務を指導するために行う課税標準等の算出、実施の調査指導などに関する実施計画の目的・時期・対象などを含む大綱を企画し、下級国税調査員に示して細目の立案・実施を指導する。下級国税調査員が算出した課税見込額について、納税者の実態調査の結果、経済界の状況などを考慮し、前年度の課税実績に比較してその増減を検討し、税務管理員の決裁を受ける。下級機関から定期に報告される業務処理の実績について、職員の成績、既済または未済の件数、実施計画の進ちよく状況などを検討し、下級国税調査員に命じて下級機関の実地の指導・視察を行わせるとともに、自らも視察に当り、その結果に基いて改善策を研究する。下級国税調査員の業務処理の技術の向上に資するために、随時研究会を開き、業務取扱の方針、下級機関の指導上の注意などを示す。

1級国税調査員は、数群の下級国税調査員を監督して、数県にわたる間接税の犯則取締に関する業務の技術的な指導、実施および必要な資料・情報の収集に関する事務の全般を統括する。国税庁から示される基本方針に基いて、実施計画の大綱を企画し、重点を示して細部にわたる具体案の立案、犯則けん疑事実の調査・摘発、犯則取締に関する税務署の指導、犯則の動向・実態に関する情報の収集および内偵、税務署員の動員、検察庁・警察署の応援・協力のための連絡などの業務を行わせ、結果を検閲する。企業規模が大きく取引関係の複雑な大製造者または密造集団部落のような悪質で抵抗の多い箇所には自らおもむき下級国税調査員を指揮して製造場・取引先の臨検・捜索を行わせ、営業に関する諸帳簿により原材料の仕入、製造物品の受払い、在庫高の一致の有無などを検査し、違反の事実を発見したときは証拠物件を差し押え、被疑者、その使用人および参考人に質問し、質問てん末書を作成させ、事後の措置を指示する。結果を検討して脱税額の算定、処分の立案を行わせ、告発処分については、告発の要否を判定する検察庁との協議会に出席して、事件の内容・程度などを説明し、処分についての意見を述べる。随時管内の税務署におもむき間接税関係の監視・取締の業務の処理状況を視閲し、必要な指示を与えるとともに税務署の間接税の責任者からなる会議に出席して間接税の犯則取締についての報告を聞き、対策を協議する。

1級国税調査員は、資本金額または事業年度の所得額が1億円以上の法人、500万円以上の個人などのような企業規模が大きく、事業内容が多角的で取引関係も複雑であり、支店・出張所・工場などが数多く全国に散在し、経理が複雑多岐にわたる納税義務者について一群の下級国税調査員に課税標準の調査、税額の決定・立案などを行わせ、これを技術的に監督する。会社の実情に応じて調査の着眼点、精密調査を行わなければならない点、調査しなければならない支店・工場、その他調査の方法について指示・助言を与える。これらの指導事務を行うとともに、自らも納税義務者の店舗・工場などに臨み、最も中心となる箇所の調査を行い、また随時各地の調査場所に臨んで、下級国税調査員の報告を聞いて迅速正確に調査を進め、逐次生ずる重要問題を解決するための処置を示し、重要と認めた箇所に調査員を移行させるなどの措置を行う。調査の結果を報告させ、意見を徴し、各種の経営の分析、収支計算の明細の分析などに基いて、指示した点が十分実行されているか、調査が十分で適切か、経費の是認・非認などの判断が妥当かなどを詳細に検討し、不合理な点、不審な点を発見すれば再調査を行わせる。

1級国税調査員は、資本金額1億円以上もしくは見込脱税額5,000万円以上の法人などのような特に金額が大きいもの、企業規模が大きくて全国にわたるもの、事業内容が多角的で取引関係も複雑であり、経理が複雑多岐にわたるもの、またその手口がきわめて悪質なものなどのような事件内容が特に重大で困難な内国税犯則事件の査察の責任者となり、一群の下級国税調査員を技術的に監督して調査・摘発の業務を実施する。下級国税調査員を指揮して犯則けん疑の店舗・工場・倉庫、役職員の住宅などの臨検・捜索を行い、犯則事実の証拠となる帳簿・書類などを差し押えた証拠物件に基いて脱税の内容を究明する。調査に当つては、下級国税調査員に調査の分担・重点・方法などを指示し、相手方の責任者と交渉して最も中心となる箇所の調査を行い、また各地の調査報告を聞いて迅速確実に査察を進め、逐次生ずる重要問題を解決する措置を指示する。被疑者、その使用人および参考人などについて質問し、質問てん末書を作成する。調査の結果を検討し、脱税額の算定、処分の立案を行う。告発処分については、告発の要否を判定する検察庁との協議会に出席して、事件の内容・程度などを説明し、処分についての意見を述べる。告発する場合には、検察庁に対する告発の手続を行い、公判廷において証人となる。

この職級に含まれる1級国税調査員は、重大な課税標準の調査の対象、重大な犯則の取締の対象、日時、告発の要否を示されるが、技術的な指導を受けることはなく、結果については概括的な検閲を受ける。

2級　国税調査員　6111—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)内国税の課税標準の調査技術の全国もしくは数県にわたる指導事務について、税目別・業種別・産業大分類別に分れた一部分の業務を担当して、実施計画の細部の立案・実施結果のとりまとめなどを行い、(2)重大な課税標準の調査もしくは内国税関係法令違反事件の調査・摘発の技術的指導を行うとともに、自らも数名の下級国税調査員を指揮して実施に当り、(3)間接税の犯則に対する監視・取締の技術に関する数県にわたる指導業務を酒税および消費税の税目別に分担し、それらの業務について監督するとともにその実施を指揮し、または(4)直接税もしくは間接税の軽易な課税標準の調査ならびに犯則の取締について、若干の市・区・郡にわたる業務全般を担当して、業務処理の大要の企画などを行うことを職務とするすべての官職を含む。

2級国税調査員は、国税庁または国税局において、税目別・業種別に分れて課税標準の調査技術に関する下級機関の指導業務を行う数名の下級国税調査員を監督し、日時・地域・対象などにわたる実地計画の細部を立案する。管内の課税の均衡を図り、下級機関の指導に資するために、課税の標準等の算出を下級国税調査員を指導して行う。課税の標準等の調査や内国税関係法令に基く検査・取締などを下級機関に行わせる場合には、その業種目・期間、被調査者の選定方法などを下級国税調査員に示して通達書を立案させ、結果を検閲する。下級機関の職員を指導するために、代表的な納税者を選定し、下級国税調査員および下級機関の職員を参加させて帳簿・書類などの課税資料についての合同調査を実施し、自ら算出した課税標準額と各調査参加員の算出額とを対比してその欠陥を指摘し是正して、統一を図る。前年度の実績、経済界の状況などの資料に基いて、管内の課税標準見込額を算出する。業務処理の状況を視察し、通達・指示に従つて正確に処理されているか、遅延したものはないか、調査・検査などが予定通りの実績をあげているかなどを検討し、是正・促進を図る。以上の諸調査・視察の結果などに基き、上級国税調査員に業務の進ちよく状況を報告するとともに、法令の解釈を統一しなければならない事項、業務実施上改善しなければならない事項などについて意見を述べる。

2級国税調査員は、たとえば資本金または所得金額が200万円以上の法人や80万円以上の個人などのような、比較的重要で困難な課税標準の調査業務に従事する一群の下級国税調査員を監督し、調査結果を報告させて調査は十分で適切か、判断は妥当かなどを、経営分析、収支計算の明細の分析などに基いて検討し、調査不十分と認めたときには再調査を行わせ、またその指導を行う。資本金または1事業年度の所得税額が1億円以上の法人や500万円以上の個人などのような企業規模が大きく事業内容が多角的で取引関係も複雑であり、多数の支店・出張所・工場が全国に散在し、また経理が複雑多岐にわたる納税義務者については、自ら課税標準の調査、税額の決定の立案などを行う。会社の事業概要を調査し、貸借対照表・損益計算書などの財務諸表について経営分析を行い、調査の着眼点、調査を要する支店・工場などについて研究し、上級国税調査員に意見を述べる。また、納税義務者の営業所・工場などに臨み、各種の帳簿・証拠書類などを厳密に調査し、収入金の計上漏れがないか、損金の架空計上がないかなどをあらゆる見地から検討し、確実な証拠に基いて精密に課税標準をは握する。調査内容とそれに伴う意見を上級国税調査員に提出し、決定税額を立案する。

2級国税調査員は、二つ以上の税務署の管轄区域にまたがりまたは大口・悪質であるような比較的重要で困難な内国税犯則事件の調査・摘発の業務を行う一群の下級国税調査員を監督する。捜索技術、証拠物件の収集要領、営業諸帳簿などに基く脱税所得の調査方法などについて実地指導を行い、調査・摘発の報告書について、調査は十分か、合法的か、誤りはないかなどを検討し、必要な指示を与える。資本金額1億円以上、もしくは見込脱税額5,000万円以上の法人などのように、金額が大きいもの、企業規模が大きくて全国にわたるもの、事業内容が多角的で取引関係が複雑であり、また経理が複雑多岐にわたるもの、手口がきわめて悪質なものなどのような事件内容が特に重大で困難な内国税犯則事件については、自ら内偵・臨検・捜索・差押などを行い、脱税内容を調査して究明し、被疑者などに質問して質問てん末書を作成する。徴収を要する税額の算定、処分の立案を行い、告発の要否を判定する協議会に出席して事件の内容を説明し、処分について意見を述べ、告発の手続をとる。

2級国税調査員は、数名の下級国税調査員を監督し、酒税と消費税を分担して、数県にわたる酒類の無免許製造者ならびに販売業者または消費税の無申告製造者ならびに販売業者の監視・取締、管内の税務署におけるこれらの業務の指導に関する具体案の細目を立案し、これらの計画に基き、管内の実情に即して税務署に対する包括的な実施要領についての通達を立案する。二つ以上の税務署の管轄区域にまたがり、または企業規模が大きく取引関係の複雑な大製造者の違反けん疑、悪質な集団密造けん疑事件については、下級国税調査員を指揮して製造場・取引先などの臨検・捜索を行わせ、営業に関する諸帳簿により原材料の仕入、製造品の受入・払出、生産原価、経理状況、在庫高の一致の有無などを検査して提出された課税標準申告額と対査し、不正の事実を発見したときは証拠物件を差し押え、被疑者、その使用人および参考人に質問し、質問てん末書を作成する。結果を検討して脱税額の算定、処分の立案を行い、上級国税調査員に経過を報告するとともに、重要な犯則以外は処分方を管轄税務署に指示する。管内税務署から監視・取締についての実績を報告させ、違反事件について量刑の範囲、適用法条等について照会を受けたときは、比較的重要なものについて自ら回答を起案する。随時、管内の税務署を視閲して犯則処分の処理、監視・取締の着眼点などについて指導し、必要な事項を指示する。

2級国税調査員は、数群の下級国税調査員を監督して、若干の市・区・郡にわたる直接税または間接税の課税標準の調査業務を担当する。業務処理の方針、国税局からの通知文書などの趣旨を下級国税調査員に示して徹底を図る。また、これらに基いて、調査・検査などの実施の目的・対象・期日などを含む大綱を企画し、下級国税調査員に示して細目を立案させる。下級国税調査員が納税者の課税標準額申告書または実際の調査に基いて算出した税額などの決定案、内国税関係法令違反事件の処分案などについて、法令・取扱通達などに照して正当か、業種間、納税者間の均衡がとれているかなどを検討し、不備の点を修正させたうえ、税務署長の決裁を受ける。随時下級国税調査員から仕事の中間報告を受け、計画通りに仕事が進行しているかどうかに注意する。犯則事件の調査の

号外

昭27．2．21．

結果については調査担当者の意見を聞き、罪質・情状などを考慮して、いかなる処分が正当かを判断し、指示する。地域的範囲が大きいもの、税額・罰金額が大きいもの、反税・滅税運動で調査が困難なもの、税額算定について納税者との間に見解の相違があつて円満に解決しないもの、納税者が受けた決定を不服として訴願したものなどについて、税務署長の決裁を受けて国税局に対する処理の申請を行う。管内の納税成績の向上を図るために納税者との集会などに出席して、内国税関係法令について説明し、申告の指導を行い、納税思想の普及を図る。また、下級国税調査員に対して説明し、強調しなければならない点を具体的に指示して、これらの会合に出席させる。陳情・異議の申立のために来訪する納税者に対し、内国税関係法令、社会の現状などを説明し、了解を求める。国課税上の均衡を図るため、その他課税の参考に資するために、常に隣接税務署との連絡を行う。税局長が主宰する会議に出席して実施状況を報告する。

この職級に含まれる2級国税調査員は、税務署の調査業務の処理方針、国税局の指導業務の運営方針、重大な課税標準の調査の対象、重大な犯則の取締の対象・日時、告発の要否などを示されるが、重大な課税標準の調査や犯則の取締について技術的な指導を受けることはない。結果についてはすべて概括的な検閲を受ける。

3級　国税調査員　　6111—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)全国もしくは数県にわたる管内全般の課税の均衡を図るために調査を行い、税務署の行う課税標準の調査を技術的に指導し、(2)重大な課税標準の調査を行い、(3)重大な内国税関係法令違反事件の調査・摘発を行い、(4)数県にわたる間接税の犯則に対する監視・取締の技術の指導を行うとともに、その実施に当り、または(5)内国税の軽易な課税標準に関する若干の市・区・郡にわたる調査業務について、税目別による一部分を担当して処理計画の細目の立案、実施、結果のとりまとめなどを行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級国税調査員は、全国または数県にわたる管内全般の課税の均衡を図り、下級機関の指導に資するために、直接に納税者の営業所・事務所などに出張して帳簿・書類を検査し、不審の点を質問し、計算の誤を訂正し、課税標準額を算出する。この結果を集計し、下級機関の調査実績をあわせて検討し、課税の標準を算出する。また、下級機関に課税の標準率の調査や内国税関係法令に基く検査・取締などを行わせるために、調査の心得・注意事項などを附記した通達を立案する。下級機関の職員を指導するために、上級国税調査員が選定した地域・業種・納税者について、上級国税調査員とともに、または単独で下級機関の職員を指揮して調査を実施する。

3級国税調査員は、資本金または1事業年度の所得額が200万円以上の法人や80万円以上の個人などのような比較的重要で困難な課税標準の調査および税額の決定の立案を行う。会社の事業概況を調査し、貸借対照表・損益計算書などの財務諸表により経営分析を行い、調査の着眼点、調査を要する支店・工場などについて研究する。また、納税義務者の営業所・工場等に臨み、各種の帳簿・証拠書類などを厳密に調査し、収入金の計上もれがないか、損金の架空計上がないかなどをあらゆる見地から検討し、確実な証拠に基いて精密に課税標準をは握し、決定税額を立案する。

3級国税調査員は、二つ以上の税務署の管轄区域にまたがりまたは大口・悪質であるような比較的重要で困難な内国税の犯則事件に関し、第三者の通報、他官庁からの情報、新聞記事、経済調査によつて得られた情報などに基いて、事実はどうか、脱税はないか、事件の範囲はどうであるかなどの内偵を行い、内偵の結果を逐次上級国税調査員に報告する。上級国税調査員の指揮を受け、または単独で犯則けん疑の営業所・工場等を臨検し、証拠となる帳簿・書類等を捜索して差し押える。差し押えた帳簿・書類等によつて脱税の内容・程度を検討する。被疑者、その使用人・参考人などについて質問し、その要点を質問てん末書として記録する。調査事情の報告書を作成し、調査の結

果に基いて徴収を要する税額の算定、処分の立案を行う。また、告発の要否を判定する検察庁との協議会に出席し、事件の内容・程度などを説明し、処分についての意見を述べる。告発と決定された場合には、関係書類をとりまとめて検察庁に送致する。

3級国税調査員は、数県にわたる酒類の無免許製造者ならびに販売業者または消費税の無申告製造者ならびに販売業者の監視・取締、管内税務署におけるこれらの業務の指導を行う。二つ以上の税務署の管轄区域にまたがり、もしくは企業規模が大きく取引関係の複雑な大製造者の違反けん疑、悪質な集団密造けん疑事件について、第三者の通報、他官庁からの情報などに基いて内偵・聞込を行い、その結果を逐次上級国税調査員に報告する。上級国税調査員の指揮を受け、または税務署の係員を動員して犯則けん疑の製造場・取引先などの臨検・捜索を行い、営業に関する諸帳簿により原材料の仕入、製造品の受入・払出、生産原価、経理状況、在庫高の一致の有無などを検査して、提出された課税標準申告額と対査し、不正の事実を発見したときには証拠物件を差し押え、被疑者、その使用人および参考人について質問し、質問てん末書を作成する。結果を検討して脱税額を算定し、処分に関し意見を付して上級国税調査員に報告する。常時、管内の税務署におもむいて犯則処分の処理、監視・取締の着眼点などについて指導し、また業務に関する実績を報告させて、処分に関する適用法條に誤りはないか、量刑は妥当かなどを審査する。

3級国税調査員は、若干の市・区・郡を管轄する税務署において、一群の下級国税調査員を監督し、内国税の1税目または数税目に関する課税標準の調査、犯則の取締およびこれらに附随する業務を担当し、日時・分担・手順などを含む実施計画の細目を立案する。下級国税調査員に仕事の割当を行い、完了の期日、調査の方法、重点をおくところ、注意事項、申告者に申告額を修正させる必要などを指示する。下級国税調査員が納税者の課税標準の申告書、または実際の調査に基いて算出した税額その他の処理の結果について、用いた方法は妥当か、指示した点は十分実行されているか、計数的な誤りはないかなどを検討する。犯則事件の状況を上級国税調査員に報告し、処分の方法について意見を述べる。自らも納税者を戸順に訪問して調査し、脱税の有無を検査する。第三者の通報などに基いて大口脱税者の検挙を行う場合には、警察・検察庁等との連絡に当る。地域的範囲が大きいもの、税額・罰金額が大きいもの、反税・滅税運動で調査の困難なもの、税額算定について納税者との間に見解の差があつて円満に解決しない場合、納税者が訴願をした場合などについて、国税局に対する処理の申請を立案する。調査の結果得られた課税資料が所管地域外のものであるときには、その地域を管轄する税務署に送付して、資料の交換を行う。収集された資料によつて課税参考資料・各種統計表および調査結果等の報告書を作成し、他の職員に配布し、上級機関に申告する。納税成績を向上させるために納税者の集会などに出席して、内国税関係法令の周知を図り、また納税者から納税の現状・見通しなどについての意見を聞いて、下級国税調査員が行う調査結果の検討に資する。

この職級に含まれる3級国税調査員は、調査・取締の監督については、実施計画の大要や犯則事件の処分方法を示される。実施については、仕事を割り当てられ、調査の目的・対象・地域などにわたる処理の要領、問題点などを示される。結果については、すべて検閲を受ける。

4級　国税調査員　　6111—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、若干の市・区・郡にわたる内国税の軽易な課税標準の調査および犯則の取締に関する業務について、下級国税調査員に対する業務の実地指導、実施、結果のとりまとめまたは上級機関に対する処理の申請・報告、統計などの比較的重要な文書の起案を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級国税調査員は、若干の市・区・郡にわたる内国税の軽易な課税標準の調査、犯則の取締業務について、上級国税調査員から示される実施計画の細目に基き、下級国税調査員の経験・能力等を考慮して地域別または業種別の事務分担を定め、調査方法、重点をおく箇所その他調査の態度・要領について注意すべき事項を指示し、実施させる。必要に応じて下級国税調査員とともに納税者の事務所・営業所におもむき、課税標準の調査・検査、犯則の取締の技術について実地に指導するとともに自らも実施に当る。申告に対する更正または無申告に対する決定の処分について、納税者から再調査の請求が行われたときは、担当の下級国税調査員と請求者の双方の主張を聞き、再調査を要すると認めたときは、自らまたは下級国税調査員に重点を示して実施させ、計算の誤に基くときは訂正を行わせ、請求を理由がないと認めたときはその旨を説明する。また、下級国税調査員または一般事務員を指揮して資料の収集・整理、計算を行わせ、上級機関に対する処理の申請・報告、統計などに関する比較的重要な文書の起案を行う。下級国税調査員または一般事務員の処理の結果をとりまとめて、用いた方法は妥当か、指示した点は十分行われたか、計数に誤はないかなどを検討し、不備の点を指摘して訂正・再調査を指示する。所管事項に関する法規・取扱手続が改廃・変更されたときは、下級国税調査員に対して詳細に説明し周知させる。

この職級に含まれる4級国税調査員は、上級国税調査員から仕事の割当を受け、業務実施計画の細目を示される。実施については、異例事項の処置を示され、重要事項についてその都度指示されるほか別段の指示を受けることはない。結果についてはすべて検閲される。

5級　国税調査員　　6111—5

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、内国税の軽易な課税標準について、その実態の調査賦課額の立案および内国税関係法令に基く犯則の取締、違反事件の調査・摘発その他これに附随する業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

5級国税調査員は、管内の納税者から提出された直接税の課税標準申告額が正当であるか確め、納税者間の均衡を図り、課税の標準率を算出するなどの目的のために、納税者全般、または選定された代表的な納税者を戸順に訪問し、関係帳簿・書類の提出を求め、その内容についての業態・設備・従事員数等を考慮して正確な所得額を算出し、決定額を立案する。また、経済情勢の推移に伴う各業者の採算状況を調査する。課税の参考資料の収集を行う係から受ける資料、地方自治団体から提出される課税事由発生の通報、第三者の通報などについて、該当者の申告書があるか、それは正しいか、脱税がないかなどを調査する。調査の結果に基いて、該当者に課税標準額申告書の提出を促し、また調査の結果に照して申告額が不当なときは、提出されている申告書の修正を促す。これらに応じない場合には、本人に通知する課税額の立案を行う。

5級国税調査員は、管内の源泉課税の徴収義務者から提出される徴収額計算書について、徴収義務者が適正な課税を行つているかどうか検査する。納入の督促後なお拂込がない場合、または検査の結果徴収不足額を発見した場合などには、徴収を要する税額を算出して納付させるための決議書を立案する。

5級国税調査員は、管内の酒類の製造者および卸売業者から提出される課税標準額申告書に基いて、納税通知書を作成する。酒の製造場におもむき、製品の品質、製造高などを確かめるために、帳簿と現品の両者について原料の使用量、在庫製品の質、製造高などを調べる。また、その販売業者を戸順に訪問して、帳簿と現品の受拂数量にいくら、記帳は確実であるかを検査する。警察署からの情報により、警察員と同行して酒類密造の現場に行き、製造器具・原料・製品などを没収し、上級国税調査員に状況を報告し、処分を立案する。

5級国税調査員は、酒類以外の物品の間接税について、管内の納税者から提出される課税標準額

の申告書に基いて納税通知書を作成する。学術研究用の物品、輸出品、本来製造場から搬出の際課税される物品であるが、單に他の製造場・蔵置場に移入する目的で搬出される物品、課税の対象となる製品の原料となる物品などについて、業者から提出される免税の申請書を品目・数量・理由などを審査し、必要に応じて搬出・製造などの現場に立ち会い、申請書と現品の一致を確かめたうえで承認を與え、関係税務署に通知する。課税標準額申告書が正当であるかを確かめ、取引の実態をは握し、脱税事項がないかなどを調査するために、納税者・関係業者の本店・支店・営業所・工場等におもむき、現品と帳簿・書類の両者について課税物品の受拂数量・現在高などを検査し、その結果脱税の事実が明らかになつた場合には、証拠書類を差し押え、上級国税調査員に状況を報告し、科罰の細目・履行の期限などを示す処分の通知書を立案する。

上記のような仕事を行うとともに5級国税調査員は、ときには納税者に対して課税標準の申告に関する指導を行い、また課税標準額申告書・徴収額計算書の検算・受理・整理・課税の参考資料の収集・整理および税額・利子税額・加算税額の算出などの調査結果の処理を行う下級国税調査員および一般事務員を指導することもある。

この職級に含まれる5級国税調査員は、上級国税調査員から仕事の割当を受け、完了の予定期日を指示される。調査・検査・取締などを行う場合には分担・調査方法・重点・注意事項などを指示される。納税者に申告額を修正させる場合および課税額の決定、脱税の処分など立案する場合には、あらかじめ意見を述べて上級国税調査員の指示を受ける。結果はすべて上級国税調査員に報告し、用いた方法は妥当か、指示された点が十分実行されているか、計数的な誤がないかなどを比較的詳細に検閲される。

6級　国税調査員　　6111—6

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、課税標準の調査の補助、課税資料の収集、調査結果の整理などを行うことを職務とするすべての官職を含む。

6級国税調査員は、管内の納税者から提出された課税標準額申告書の内容について、記載事項の漏れや誤はないか、計算方法の間違いはないかなどを検討する。また、上級国税調査員とともに、ときには単独で、課税標準の調査・検査・犯則の取締のため、課税に漏れがないか、所得についての事実があるかなどの比較的單純な調査や、限られた範囲の帳簿・書類などによる所得、取引の実態などについての調査を行う。また、申告額と側面的に検討するために必要と認められる資料を収集する。各種の調査を検討し、税額・利子税額などを算出する。また、申告書・申請書の記載方法などを納税者に説明し、質疑に答えて申告の指導を行う。

この職級に含まれる6級国税調査員は、見習的な段階にあり、仕事を限定して個個に與えられ、通常細部にわたる技術的指導を受ける。

用語の定義

課税標準	税額算出の基準となるべき課税物件の価格または数量をいう。たとえば給與所得においては、年間収入金額から一定の金額を控除したものをいう。
直接税	立法にあたり納税者（税金を現実に納める者）と担税者（終局の税負担者）とが同一人であることを期待する税をいい、現行税制においては所得税・法人税・相続税・富裕税・資産再評価税・通行税・登録税などを含む。
間接税	立法にあたり納税者と担税者とが異なり、租税が当然転嫁することを期待する税をいい、現行税制においては酒税・物品税・印紙税・骨ぱい税などを含む。
源泉徴収	所得税徴収の一方法で、たとえば俸給支給官署のような所得発生の場所で所得を支拂う際に、支拂者が支拂金額中から税金を徴収する方法をいう。

号外

昭27.2.21.

号外

税務(徴収)職種を変更し、1級租税徴収員職級を廃止し、2級租税徴収員職級および3級租税徴収員職級の名称をそれぞれ1級国税徴収員および2級国税徴収員に変更し、4級租税徴収員職級を変更し、かつその名称を3級国税徴収員に変更し、4級国税徴収員職級を新設し、5級租税徴収員職級を変更し、かつその名称を5級国税徴収員に変更し、6級租税徴収員職級の名称を6級国税徴収員に変更し、職種の定義および職級明細書〔税務(徴収)〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔税務(徴収)〕

職種の名称および記号		職群名
税　務（徴　収）	6113	財　政
職級の名称および記号		
1級　国税徴収員		6113—1
2級　国税徴収員		6113—2
3級　国税徴収員		6113—3
4級　国税徴収員		6113—4
5級　国税徴収員		6113—5
6級　国税徴収員		6113—6

職種の定義

この職種は、内国税および税外諸収入に関して徴収決定、収納額の整理、収入の見積を行い、滞納に対して督促・財産差押・公売などの滞納処分を行う事務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1)　徴収決定、収納額の整理、物納・延納の申請の審査、過誤納の処理、徴収猶予・繰上徴収の処理などの一連の徴収内部事務について、主として税法の徴収に関する知識に基いて事務処理を行うことを職務とする官職

(2)　常設公売場において、差押物件の引揚に伴う徴収事項の引継書類を審査し、競争入札による公売を行つて最高価落札人を決定し、公売代金を歳入金として滞納税額・附帯債務に充当することを職務とする官職

(3)　下級機関に対する内国税の徴収に関する取扱手続の細目およびそれらの事務の実施計画を立案するとともに、事務処理について実地の指導・監査を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかつこ内の職種に含まれる。

(1)(イ)　租税制度の調査・研究、または立案を行うことを職務とする官職

(ロ)　内国税の徴収事務の運営に関する基本方針の決定に参画し、政策に関連を有する重要問題の処理方針を定め、租税法規を執行するための下級機関に対する命令・通達の立案を行うことを職務とする官職

(ハ)　内国税の徴収に関する専門的な研修を行うことを職務とする官職　〔税務管理職種〕

(2)(イ)　内国税の賦課徴収を行う官署において、事務運営計画の決定または賦課徴収事務全般の調整を行うことを職務とする官職

(ロ)　賦課徴収事務の総合監査、職員の身分監察および非行事件の捜査、または賦課徴収の処分に関する納税者の審査の請求に対する協議・判定を行うことを職務とする官職

〔税務(一般)職種〕

(3)　内国税の課税標準の調査、犯則の取締などの事務を行うことを職務とする官職〔税務(調査)職種〕

(4)(イ)　収納機関の領収済通知書および収入官吏の領収済報告書を集計して受入高日計表を作成し、その検算を行い、国税局に対して毎旬ごとの収入実績に関する報告書を立案することを職務とする官職

(ロ)　収入官吏原符および領収済通知書に基き、滞納処分票の管理員に対して滞納者別の納付済連絡箋を作成することを職務とする官職

(ハ)　収入原符に基く単なる領収済額の記載など税法上の判断を用いずに一人別徴収簿の記帳・消込を行うことを職務とする官職

職級明細書

1級　国税徴収員　　　6113—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、内国税の徴収内部事務および収入見積事務の指導、もしくは滞納処分の指導、または管内の税務署から引継を受けた大口もしくは悪質滞納者に対する処分の事務について数県にわたる事務を監督して、事務処理の大綱を企画し、実施上の重点の指示などを行うことを職務とするすべての官職を含む。

1級国税徴収員は、数群の下級国税徴収員を監督し、内国税の数県にわたる徴収事務に関して、次にかかげる仕事のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1)　徴収内部事務・収入見積事務およびそれらに附随する事務の全般を統括する。関係法令の改廃に伴う徴収関係の例規・通達の改廃および事務実施計画の大綱について企画し、これらの方針に基き、下級国税徴収員を監督して、事務取扱方法の立案、管内収入見込額の算出、歳入の決算、管内税務署に対する事務の指導、収入金の出納監査ならびに諸報告の審査などの事務を行わせ、結果を検閲する。通知文書の立案については国税庁から指示された基本的な事項、執務の合理化、管内の特殊事情を考慮し、具体的な要点を下級国税徴収員に示して行わせ、重要な部分については自ら立案に当る。収入見積に当つては、下級国税徴収員が算出した見込額を検討し、自らの判断を加えて修正し、最終見積額を決定する。管内税務署の指導・監督の事務については、当面最も緊急を要すると思われる事項、たとえば過年度滞納額の繰越事務の完全処理、現金領収証受払いの厳正などの重点を示し、指導・監査の要領・日程等の計画を立案させ、それらの計画を実施させる。また、徴収関係各部門の責任者と随時合議して意見の交換を行い、徴収事務全般の運営について調整を行う。国税庁が招集する内国税の徴収に関する会議に出席して事務処理状況を報告し、対策について意見を述べる。また、税務署の徴収責任者を招集し、徴収内部事務の円滑・迅速な運営について協議する。日本銀行およびその歳入代理店、郵便局などの収納機関の幹部と懇談・打合せを行い、手続・法令の改廃について説明し、収納事務に対する協力を要望する。

(2)　管内税務署に対する滞納処分の指導・監督を行う事務の全般を統括する。国税庁から指示された滞納整理計画の基本方針に基き、管内の滞納状況・経済事情・納税思想などを考慮し、示された目標額を上回るように具体的な処分総額、重点をおく地域・業種などの滞納整理に関する機関独自の方針を策定する。これらの計画に基き、下級国税徴収員を監督して、滞納整理計画に関する通達の立案、税務署に対する滞納処分の指導・監督ならびに諸報告の審査、滞納処分に関する訴訟の処理、大口滞納者に対する処分の執行、常設公売場の運営・監督などの事務を行わせ、結果を検閲する。税務署の指導に関しては、徴収成績不振の税務署を選定し、期間を限つて下級国税徴収員に実施に当らせ、報告を聞いて事後の措置を指示する。滞納処分に関する審査の請求については、下級国税徴収員が立案した処分案を検討して必要な修正を指示し、訴訟が提起されたときは事案を検討し、法規の解釈に疑義があり、または法規の運用に関連あるものについては、税務管理員または国税庁に報告して指示を受ける。随時、管内の税務署・公売場におもむいて、事務が指示した方針通り運営されているか、処理が遅滞していないかなどを視閲し、必要な指示を与える。他の部門の事務と関連を有する事項について連絡・折衝を行い、税務署の徴収責任者を招集して整理計画の進ちよく状況を聞き、事後の処理方針を指示する。また、国税庁で開催される内国税の徴収に関する会議に出席して、滞納整理に関する報告を行い、対策について意見を述べる。納税者に応対して、質疑・陳情を聞き、徴収法規・取扱手続などを説明する。

(3)　管内の税務署から滞納処分の引継を受けた滞納額がおよそ50万円以上で処理が困難な滞納者に対する処分の執行事務の全般を統括する。国税庁から指示された基本方針に基いて、実施計画の大綱を企画し、管内の滞納状況・経済事情・納税思想等を考慮し、債権特に銀行預金の調査、地方税との競合の処理、不動産の調査・処分などについて重点をおくべき事項を下級国税徴収員に示して、具体案の細目の立案、滞納処分の執行、所管収入見積額算出の事務を行わせ、結果を検閲する。関係法令の改廃、事務取扱手続の変更があつたときは、自ら説明を行つて下級国税徴収員に周知させ、また事案が複雑または悪質で処分の執行が著しく困難なものは、自ら現地におもむき、下級国税徴収員を指揮して実態を調査し、滞納者の資産内容・操業状況、金融機関との関係、違法の事実の有無などを考慮して適宜な措置を指示する。強制徴収処分の執行によつて国民経済全般に著しい影響をおよぼし、もしくは重大な社会問題を引き起すおそれがあるときは、税務管理員の指示を受けて処分の執行を行う。随時、各処分の現場に臨み、下級国税徴収員の報告を聞いて迅速確実に処分を進め、随時生ずる諸問題、錯そうする法律関係の解決のためその都度処置を示し、重要と認めた箇所に徴収員の移動を行う。国税庁が招集する内国税の徴収に関する会議に出席して、所管の事務について報告を行い、対策について意見を述べる。納税者に応対して質疑・陳情を聞き、徴収法規・取扱手続などを説明して、滞納額の完済について助言する。

この職級に含まれる1級国税徴収員は、滞納整理計画の一般的構想、歳入の予定、徴税方針などのような事務の基本的方策を示され、政策に関連ある事項については指示を仰ぐか、その他の事項については別段指示を受けることはない。

2級　国税徴収員　　　6113—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)内国税の徴収内部事務・収入見積事務ならびに滞納処分について全国または数県にわたる指導・監査業務に関する実施計画の細部の立案、実施結果のとりまとめなどを行い、(2)管内の税務署から滞納処分の引継ぎを受けた大口・悪質の滞納者に対し、1群の下級国税徴収員を指揮して処分の執行に当り、または(3)若干の市・区・郡にわたる徴収事務の全般を監督して事務処理計画の大綱を企画することを職務とするすべての官職を含む。

2級国税徴収員は、国税庁または国税局において数名の下級国税徴収員を監督し、次にかかげる仕事のうちいずれか一つの項目の仕事を行う。

(1)　下級機関における内国税の徴収内部事務の指導・監査に関する計画を立案し、これに基き下級国税徴収員に具体的な処理要領、監査の重点・基準などを示して、下級機関における徴収決定・収納額整理などの事務が指示された方針通り計画され、運営されているか、個個の処理が正確に遅滞なく行われているか、納税施設は円滑に運営されているかなどを調査させ、処理方法の指導を行わせる。これらの結果に関する報告を聞き、総合的に検討して実施上の改善すべき点、以後とるべき措置などに関する通達を立案する。自らも随時下級機関におもむいて処理状況を視閲する。

(2)　上記の仕事を行うとともに各税目別の収入見積について、下級国税徴収員に処理の要領、計算上の注意事項などを指示して、課税見込額に関する資料の収集、下級機関から提出される収入見込額の報告の審査、それらに基く局または署別、税目別の収入見込額の算定などの事務を行わせ、算出された見積額を検討し、経済情勢の変動、徴税方針、管内の納税思想、前年度の収入歩合、当該年度の収入実績等を考慮しつつ滞納額とその整理可納額、不納欠損見込額、過年度繰越滞納額に対する訂正減見込額等に関する見通しを立てて適宜見積上の誤を訂正し、それらをとりまとめて税目別の四半期・年度別の全国または数県の収入見込額を算出する。下級国税徴収員から下級機関に対する業務指導の結果に関する報告を聞き、処理の統一を図るための通達を立案する。

(3)　管内の実情に即して滞納処分を中心とする滞納整理計画の細目およびその実施上の取扱に関して下級機関に対する通達を立案する。下級機関の管内における滞納の税額・件数・人員、機関内の滞納整理従事員の質・数管内の、巡回の便否、納税思想状況等を考慮して整理目標額を策定し、実施要領の立案に当つては、社会情勢・経済事情の推移・変動をは握し、重点をおく税目、業種別の処分策、大口悪質者・審査請求中の者に対する処分方法、妨害行為の対策などを検討する。整理成績の不振な下級機関に対しては、不振の原因およびその改善策を調査させ、個別的に現地指導を企画し、必要に応じ自らおもむいて処理状況を視閲する。下級機関の徴収責任者で構成されている徴収外部事務に関する会議に出席して、計画の進ちよく状況を聞き、上級機関の処理方針を徹底させ、質疑に応答する。

(4)　下級機関における滞納処分の事務につき、個別的に滞納状況、整理計画の進ちよく度、滞納整理従事員の質・数等を考慮して、その事務の指導・監査に関する計画を立案する。これらの計画に基き、下級国税徴収員に分担区域、監査の重点、基準などを示して、下級機関における滞納整理が指示された方針通り計画され、運営されているか、徴収成績が不振であればその原因は何か、反税運動の対策はどうかなどについて調査させ、個個の処分事績についての監査、処理方法の指導を行わせる。これらの結果に関する報告を聞き、総合的に検討して実施上の改善すべき点、以後とるべき措置などに関する通達を立案する。随時、下級機関におもむいて滞納処分の処理状況を視閲する。

(5)　下級機関が行つた滞納処分に対して訴訟が提起されたときは、訴状を検討して下級国税徴収員から被告人の訴訟代理人を選定し、争点、事実の不明な点、証拠の収集方法などを示して実情を調査させ、報告を聞いて応訴対策を講じ、事案によつては反訴の提起を指示する。複雑で重大な事案は、自ら法規・判例について研究し、異例で法規の解釈上疑義のあるものについては上級国税徴収員の意見を求め、またはその指示により上級機関へ処理の申請を行う。事案の審理中は、下級国税徴収員からたえず裁判の経過を聞き、原告の主張・立証に対する反ばくの要点を示し、判決を検討して不服があれば自ら理由書を作成して上審の手続をとらせるなど、結審までの事務を指揮する。また、下級国税徴収員に監査の重点、問題の処理方法などを示して、滞納処分に対する再調査の請求、第三者の財産取りもどし請求その他の異議の申立、下級機関から提出された不納欠損見込額の報告、大口滞納者の欠損決定についての処理の申請に対する書面審査または実地監査、それらに基く回答の起案などの事務を行わせ、結果を検閲する。滞納処分にかかる公務執行妨害事件が発生したときは、下級国税徴収員とともに実情を調査し、証拠の収集を命じ、警

昭27.2.21.

察署、検察庁との連絡・折衝に当り、違反事実を確認したときは下級国税徴収員に告発を指示する。

(6) 管内の常設公売場における税務署から引き継いだ差押財産の換価処分ならびに税務署における通常の公売処分の指導に関する事務の全般を統括し、滞納整理の一環としての物件引揚・換価処分・充当事務などの実施に関する通達ならびに公売場・税務署におけるこれらの業務の細部にわたる指導計画を立案する。これらの計画に基き、指導の重点・要領、監査の基準などを示して、下級国税徴収員を常時公売場または税務署に派遣し、公売の方法、滞納者に有利な條件による早期換価・不正落札の防止、見積価額の算定、充当事務などについて指導・監査を行わせ、結果を検閲する。定期に公売場の監督者を招集して業務処理に関する報告を聞き、換価処分の促進、公売場の能率的運営について必要な事項を指示する。随時管内の公売場・税務署におもむいて公売事務の処理状況を視閲し、公正な処分の執行と円滑迅速な整理事務の処理について指導する。

2級国税徴収員は、管内の税務署から滞納処分の引継ぎを受けた滞納額が50万円以上の大口滞納者に対し、地域別に別れて1群の下級国税徴収員を指揮して直接処分の執行に当る。個個の滞納者の処分状況に従い、滞納処分を強行して徴収すべきもの、納税計画に基き分納を認めて完結させるもの、審査・訴訟の解決を側面的に援助促進しつつその状況により処分を進行すべきもの、財産の調査・発見に努むべきもの、無資力のため欠損処分を適当と認められるものなどに区分し、個別的な処理計画を定めて指示する一方、経済界の動向に留意し、滞納者の収支状況を判断して適宜計画を変更し、処分の時期を失わないよう臨機の措置を講ずる。また、実施に当つては、自ら下級国税徴収員とともに現地に臨み、滞納の原因、資産内容・金融関係・操業状況を徹底的に調査して企業の現況と将来性を判断し、強制徴収を行うか、一時猶與して企業を再建させ、滞納額を完結させるかなどの処分方針を定める。これらの調査に基き、詐害行為、財産の蔵匿などをはかつた悪質滞納者、処分するまでもなく倒産が予想されるもの、他の公租・公課と競合しているものについては確実に総財産を差し押え、公売によつて換価し、交付要求を行い、配当に加入し、権利の移転手続を行う。企業の再建可能なもの、または強制徴収処分の実行によつて社会問題を引き起すおそれのあるものに対しては、包括的に総財産の差押保全処分を行つていつでも換価できる状態におき、納税計画を提出させて履行を強制する。財産の調査・選択、見積価額の算定、企業の見通しに関する調査要領、不納欠損処分などについて随時下級国税徴収員を指導し、仕事の結果について処分が既定方針通り行われたか、法規に適合しているか、財産調査に遺漏はないか、現金領収証の受払は適正であるかなどの点を検討し、不充分なもの、注意を要するものについて次回にとるべき措置を指示する。滞納者の陳情・苦情に応対し関係法規・処分方針を説明し、滞納額の完済について助言する。

2級国税徴収員は、税務署において、3級国税徴収員等を監督し、若干の市・区・郡にわたる内国税徴収事務の全般を統括する。国税局から示された実施計画に基き、管内の経済事情・滞納状況・納税思想等を考慮して、事務運営の方針、当該署としての整理目標額、重点をおくべき税目・業種その他の処分方針、反税運動の対策などのような滞納整理の実施に関する大綱を企画し、それに伴う人員の動員・配置を定める。これらの計画を下級国税徴収員に示して、実施上の細目にわたる立案、徴収関係内部事務、滞納額の督促、財産差押・公売などの滞納処分を行わせ、実績に関する報告書を検閲し、処理の進ちよく状況を考慮しつつ、適宜計画に変更を加えるとともに、異例事項についてとるべき措置を指示し、徴収法規の解釈、滞納処分の技術・態度・要領について随時指導する。地域的範囲が大きいもの、滞納額が50万円を超えるもの、反税運動等で処分が困難なものについて、一般税務員の決裁を経て国税局に対する滞納処分の引継照会を行う。国税局で開かれる内国税の徴収に関する会議に出席して所管事項の報告を行い、事務処理の促進について指示を受ける。納税者に応対して徴収に関する陳情・苦情に対し説明を行う。

この職級に含まれる2級国税徴収員は、計画の立案に当つては、計画の概要、処理の要領、考慮を要する点などを具体的に示され、指導または監査については、一般的な要領を示される。税務署における企画事務については、事前に計画の大要を説明して承認を受けるほか、特別に指示を受けることはない。結果についてはすべて概括的な検閲を受ける。

3級　国税徴収員　6113—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)下級機関における内国税の徴収内部事務・収入見積事務または滞納処分の指導・監査を行うとともに、これらの事務に関して細部にわたる通達の立案を行い、(2)賦課額の決定が国税局の所掌に属する納税者のうち、滞納額がおよそ100万円を超える大口滞納者に対して滞納処分を行い、(3)税務署が引き揚げた差押財産の換価処分についての事務を監督し、または(4)若干の市・区・郡にわたる計画の立案を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級国税徴収員は、国税庁または国税局において、次にかかげる仕事のうちいずれか一つの項目の仕事を行い、所管事項に関する通達、帳簿・書類の様式、下級機関から進達される処理の申請・疑義についての照会に対する処分、または回答のうち、比較的簡易なものの立案に当る。

(1) 下級機関における内国税の徴収決定および収納額の整理事務について、各種の証票・帳簿を照合して徴収決定済額・収納済額・過誤納額は遅滞なく処理されているか、記帳に脱漏や誤がないか、徴収猶予・繰上徴収は適法に行われたか、督促が遅滞していないかなどの点を監査し、不備な点を補正させ、これらの事務の正確・迅速な処理について指導する。不正の事実を発見したときは、原因を追求して必要な措置を下級国税徴収員に指示し、監査の結果については意見を付して上級国税徴収員に報告する。また、納税準備金および納税貯蓄組合制度を普及するため、納税者の会合に出席して主旨を説明し、下級機関におけるこれらの制度の管理業務が円滑に運営されるよう指導する。

(2) 物納・延納の申請に対する許可・不許可・変更・許可取消の処分に関して、申請額が大きいもの、異例なものの処理についての下級機関から進達される申請書およびその一件書類について、物納・延納の申請は適法に行われたか、下級機関において当該処分を決定するために必要な調査を行つたか、物納財産の評価額は適当であるか、延納の担保物が他の権利の目的となつていないかなどの点を審査し、必要に応じ自ら実地に調査し、それらの申請に対し承認・変更・再調査などの処分を立案する。また、下級機関におもむいてこれらの事務の指導・監査を行い、物納財産の現況・物納後の管理処分の適否、担保物の現況、担税力について調査し、結果につき意見を付して上級国税徴収員に報告する。

(3) 上記の(1)または(2)の仕事を行うとともに、国税局または税務署別・税目別に分れて、四半期・年度ごとの内国税の収入見込額の算定を行う。他の部門から課税見込額に関する資料の提出を受け、また下級機関から各税目ごとの収入見込額を報告させ、その内容を検討して見積上の誤を訂正し、前年度の収入歩合、当該年度内の過去における収入実績、その他経済情勢の変動、徴税方針、管内の納税思想等を考慮しつつ、滞納額とその整理可能額、不納欠損見込額、過年度繰越滞納額に対する訂正減見込額等に関する見通しを立てて、全国または数県にわたる局別または署別、その所管の税目別の四半期・年度ごとの収入見込額を算出する。これらの処理の結果を上級国税徴収員に報告し、算出根拠について説明する。下級機関におもむいて収入見積事務が正確・迅速に行われるよう指導する。

(4) 下級機関における滞納処分およびそれに附随する事務について、滞納整理が指示された方針通り計画され、運営されているか、整理の進ちよく度はどうかなどの点を総合的に検討するとともに、個個の処分事績について違法な処分を行わなかつたか、差押に当つて財産調査が十分行われ

たか、差押物件の見積価額は滞納税額を満足させているかなどの点を詳細に監査して必要な注意・指示を与え、また差押の際の物件の選択、財産調査の徹底、詐害行為の防止、他の公租・公課または債権と競合した場合の措置、法人が合併または解散した場合の処分方法などについて指導する。また、処分票の整理・保管が完全に行われているか、その記入事項が他の諸帳簿と符合するか、所在調査・財産調査または処分の事績が正確に記入されているかなどの点を調べる。指導・監査の結果について、意見を付して上級国税徴収員に報告する。

(5) 下級機関が行つた滞納処分に対して訴訟が提起されたときは、上級国税徴収員の命を受けて被告人の訴訟代理人となり、事案について応訴対策を検討し、処分を執行した係員から実情を聴取して被告に有利な訴訟資料の収集に努める一方、法規・判例について研究し、訴状に対する答弁書を作成する。事案の審理に入れば、法廷において原告の主張・立証を反ばくし、上級国税徴収員にたえず裁判の経過を報告してその指示を受け、結審までの訴訟事務を担当する。また、滞納処分に対する再調査の請求、第三者の財産取りもどし請求、その他の異議の申立については実地に事案を調査し、比較的簡易なものは自ら処分を立案する。下級機関から不納欠損見込額の報告、または欠損決定に関する処理の申請を受けたときは、所在調査・財産調査が十分行われたか、証拠書類に不備はないか、不正行為は介在しないかなどの点を審査し、回答を起案する。滞納処分に係る公務執行妨害事件が発生したときは、実情を調査して証拠を収集し、違反事実を確認すれば上級国税徴収員に報告し、その指示により告発の手続をとる。

(6) 常設公売場における税務署から引き継いだ差押財産の換価処分および税務署における通常の公売事務の指導・監査を行う。公売場におもむいて、税務署による差押物件の引揚に伴う徴収事項の引継に関する一件書類について、滞納処分が適法に執行されているか、滞納税額・附帯債務の算出に誤がないかなどの点を再審査する。また、差押財産の表示と物件が符合するかどうかを検査し、そのうち質権・抵当権の目的物、または第三者の財産と推定される物件はないか、賦課に対する再調査・審査の未処理のもので訂正見込のものはないかなどの点に注意し、それらの処理方法について公売場の担当者を指導する。公売については、滞納者に有利な條件で早期に換価できる方法を指導し、公売担当員が買受希望者と不正に談合し、あるいは故意に落札者に利得させることなどのないよう落札決定について監査する。また保証金の出納、売却代金の収納・振込、充当の順位、権利の移転手続、処分費の算出等に誤がないかを検討する。

3級国税徴収員は、賦課額の決定が国税局の所掌に属する納税者で、滞納額がおよそ100万円を超え、国税局長が処理困難と認めた大口滞納者に対する滞納処分の執行に当る。上級国税徴収員から処分票の配布を受け、滞納者の営業所・工場・倉庫等におもむいて事業内容を調査し、滞納の原因を見きわめるとともに、生産品の需給状況、未払込株式の払込、または資金操作の期待可能性、無限責任社員の資力などについて、強制徴収処分実行の場合のあらゆる措置を検討する。また、操業状況の調査に当つては、現場および財務諸表を厳密に調査し、企業がなぜ完全に稼動(かどう)できないか、全稼動(かどう)の場合の生産能力はどうか、近い将来収益を期待できるか、流動比率・負債比率・自己資本回転率および利益率・配当率はどの程度かなどの点を検討して企業の現況と将来性を測定し、調査結果に意見を付して上級国税徴収員に報告する。上級国税徴収員の指示に基いて強制徴収処分を実行するときは、滞納者または第三者の家屋・倉庫等を捜索し、脱漏財産・詐害行為に注意して滞納者の財産を滞納額に達するまで差し押え、会社財産をもつて滞納額を完済するに足らないときは無限責任社員について執行し、債権について代位実行し、公売によつて換価し、裁判所・地方公共団体などの執行機関に対して交付要求を行い、破産財団に加入して優先弁済を受け、権利の移転手続を行う。また、分納を許容する場合は、企業の分析調査による確実な計数的資料に基き、株主・金融機関・債権者の協力をとり入れた納税計画を提出させ、総財産の差押保全処

分を行つていつでも換価できる状態におくとともに、一切の冗費や経費の放漫支出を抑えるなど計画の履行を厳重に監視する。財産調査の結果、無資力と認めたもの、所在不明のものについては蔵入金の不納欠損決議書を起案し、上級国税徴収員の決裁を受ける。

3級国税徴収員は、国税局の常設公売場において、所定の搬入区分による管轄区域内の税務署が引き揚げた差押財産の換価処分ならびに公売場の管理・運営に関する事務の全般を監督する。公売事務の促進に関する国税局の指示事項を、下級国税徴収員に周知させ、税務署による差押財産の引揚に伴う徴収事項の引継書類の審査、引揚物件の確認、蔵入歳出外現金の領収およびその蔵入金への充当などの事務を行わせ、結果を検閲する。物件の種類により公売の方法を指示し、ときには自ら公売を執行する。また、特別の統制法規または取締法規に抵触するため、一般の公売に付するのを適当でないと認めたときは、国税局に対して処理の申請を行う。国税局が招集する公売場の監督者から成る会議に出席し、処理状況の報告を行い、公売事務の能率的運営について意見を述べ、上級国税徴収員から指示を受ける。滞納者の陳情に応対し、滞納額の完済について助言する。

3級国税徴収員は、若干の市・区・郡にわたる内国税の徴収事務について、次にかかげる仕事のうち、いずれか一つの項目の仕事を行う。

(1) 徴収決定・収納額整理・収入見積などの徴収内部事務を監督し、事務運行の細部にわたる計画を立案し、1群の下級国税徴収員や一般事務員に仕事を割り当て、その要領を示して業務遂行を指導し、随時その進ちよく状況を調べて分担の調整を図る。申告書、各種の決議書・報告書などの処理について内容が適正か、計数上の誤はないか、不備の点はないかなどの点を検閲する。また、収入官吏や出納員の取り扱う収入現金・証票などについて妥当な処理が行われているか、現金の払込は正しいかを検閲する。納税者に応対して納税手続に関する説明を行う。徴収処分の審査・訴訟に関する資料を作成する。

(2) 通常の滞納処分、納税督励ならびにこれに附随する事務を監督し、上級国税徴収員から示された計画の大要に基き、対象別の滞納額に対する整理額の割合、滞納整理各期ごとの目標額および件数、一齊督励の場合の署員の動員などの滞納整理計画の細部について立案する。下級国税徴収員にそれらの計画を示し、処分票を配布して仕事を割り当て、処分要領、注意を要する点などを説明し、滞納額の督促、現金領収、財産の調査および差押、物件引揚、換価処分、権利の移転手続、交付要求、配当加入、不納欠損の処理などを行わせる。毎日の処分の事績について、処分が計画通り行われたか、法規に適合しているか、財産調査に遺漏はないか、見積価額は適正であるか、現金領収証の受払に誤はないかなどの点を検討し、不十分なもの、注意を要するものについて次回にとるべき措置を指示する。国税局からの通達に関する説明を行い、処分上の技術・態度について、随時指導するとともに、大口または悪質滞納者・破産者のような複雑で困難な事案、下級国税徴収員に処理させることを不適当と認めた事案については、自らおもむいて実情を調査し、処分の執行に当る。滞納処分に関する再調査・審査の請求、第三者の財産取りもどし請求その他の異議申立に対しては、処分官吏・申立人・利害関係人について実情を聴取するとともに、自らも審議資料を収集し、上級国税徴収員と協議してそれらに対する処分案を作成し、または国税局に対する処理の申請を行う。納税者に応対して滞納処分に関する陳情・苦情に対し説明を行う。

この職級に含まれる3級国税徴収員は、数県にわたる企画・指導・監督の事務については、指導の要領、監査の要点、その範囲などを示される。大口・悪質の滞納の処分については、個個の滞納者の特質や注意を要する点を指摘されるが、滞納処分の技術そのものについて指導を受けることはない。若干の市・区・郡にわたる事務については、事務計画の大要を示され、異例の事項について指示を受ける。いずれの場合にも、結果はすべて概括的に検閲される。

号外

昭27.2.21.

4 級　国 税 徴 収 員　　6113－4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)管内の税務署から滞納処分の引継を受けた滞納額がおよそ50万円を超える大口滞納者に対する処分を執行するとともに、随時派遣されて税務署における徴収事務の応援を行い、(2)税務署が引き揚げた差押財産の換価処分を行い、または(3)若干の市・区・郡にわたる徴収内部事務もしくは通常の滞納処分について、下級国税徴収員に対する業務の実地指導を行うとともに、実施結果のとりまとめ、または上級機関に対する処理の申請・報告・統計などの比較的重要な文書の起案を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級国税徴収員は、管内の税務署から滞納処分の引継を受けた滞納額がおよそ50万円を超える大口滞納者、もしくは逋脱(ほぜい)をはかつた悪質滞納者または、いくつかの税務署の管轄区域にまたがる事案に対して直接処分の執行に当る。上級国税徴収員からの処分票の配布を受け、滞納者の営業所・工場・倉庫等におもむいて事業内容を調査し、滞納の原因をは握するとともに、生産品の需給状況、未払込株式の払込、または資金操作の期待可能性、無限責任社員の資力などについて、強制徴収処分執行の場合のあらゆる措置を検討する。また、操業状況の調査に当つては、現場および財務諸表を厳密に調査し、企業がなぜ完全に稼動(かどう)できないか、稼動比率・負債比率・自己資本回転率および生産能力はどうか、近い将来収益を期待できるか、企業の現況と将来性を判定し、調査結果に意見を付して上級国税徴収員に報告する。上級国税徴収員の指示に基き強制徴収処分を実行するときは、滞納者または第三者の家屋・倉庫等を捜索し、脱漏財産・詐害行為の有無に注意して、滞納者の財産を滞納額に達するまで差し押え、会社財産をもつて滞納額を完済するに足らないときは、無限責任社員の財産について執行し、債権について代位実行し、公売によつて換価し、裁判所・地方公共団体などの執行機関に対して交付要求を行い、破産財団に加入して優先弁済を受け、権利の移転手続を行う。分納を許容する場合は、企業の分析調査による確実な資料に基き、株主・金融機関・債権者の協力をとり入れた納税計画を提出させ、総財産の差押保全処分を行つて、いつでも換価できる状態におくとともに、一切の冗費や経費の放漫支出を抑えるなど計画の履行を厳重に監視する。財産調査の結果、無資力と認めたもの、または所在不明の場合には、蔵入金の不納欠損決議書を起案し、上級国税徴収員の決裁を受ける。随時、整理成績の不振な税務署に派遣されて徴収事務の実施に当る。

4級国税徴収員は、国税局の常設公売場に勤務し、所定の搬入区分による管内の税務署が引き揚げた差押財産の換価処分を担当する。税務署から差押物件が搬入されたときは、滞納処分票を含む徴収事項の引継に関する一件書類を受領し、それら書類について差押から物件引揚に至る滞納処分が適法に行われたか、滞納税額・附帯債務の算出に誤がないかなどの点を審査し、瑕疵(かし)を発見すればこれを補正し、または再調査・追加処分を下級国税徴収員に指示する。書面上の要件に欠缺(けんけつ)がないと認めたときは、搬入物件の種類・数量が書面の表示と符号するかどうか確かめた上で徴収事項の引受を通知する。差押物件を入札による公売に付する場合は、入札希望者に入札書を記入させて一定時に開札し、同一物件についての最高価落札人を選び、見積価格と照合して落札か否かを決定する。物件によつて競売の方法による公売を行い、また特定最高価競落人を定め、価額を指定して個個に売却させることもある。売却後は、代金を蔵入蔵出外現金として領収し、処分額を計算して蔵入金として滞納税額・附帯債務に充当する。また、差押中の物件で引き揚げてないもの、充当によつて滞納額を完済できないもの、財産取もどし請求その他の異議の申立が行われたものなどについては、随時現地におもむいて実情を調査し、差押・物件引揚または差押解除等の処分を行う。

4級国税徴収員は、若干の市・区・郡にわたる徴収事務について、次にかかげる仕事のうち、いずれか一つの項目の仕事を行う。

(1)　徴収決定、収納額の整理などの徴収内部事務の一部門を担当し、上級国税徴収員から示される実施計画の細目に基き、下級国税徴収員・一般事務員に対し、その経験・能力等を考慮して仕事を割り当て、随時処理方法の指導を行うとともに、事務の進行の調整を図る。また、自らも徴収簿とその他の帳簿・証票を照合して、申告書と徴収簿の記載は一致しているか、更正決定または誤びゆう取消を行つたものが主務課から連絡され徴収簿に登載されているか、徴収の消込および過誤納の処理は正確に遅滞なく行われているか、事故処理は適切かなどをたえず監査する。下級国税徴収員等の行つた処理の結果をとりまとめて検討し、記帳や計算に脱漏や誤があればこれを訂正させ、物納・延納・徴収猶予・繰上徴収の事務については、下級国税徴収員の意見を聞いて処分を指示し、管内の収入見込額の算定については自ら適宜補正し、上級国税徴収員の決裁を受ける。収入済・収入見積などに関する報告、処理の申請など上級機関に対する比較的重要な文書の起案に当る。

(2)　通常の滞納処分について、上級国税徴収員から示される滞納整理計画の細目に基き、下級国税徴収員の経験・能力、管内の納税思想等を考慮して地域別による事務分担を定め、個個の滞納者の特質、妨害行為の対策その他の処分の態度・要領について、注意すべき事項を下級国税徴収員に指示して実施させる。必要に応じ滞納者宅におもむき、滞納処分の技術について実地に下級国税徴収員を指導するとともに、自らも実施に当る。滞納処分について納税者から再調査の請求や第三者から財産取もどしの請求が提出されたときは、当該処分を行つた下級国税徴収員と請求者の双方の主張を聞き、ときには自ら実地調査を行つて必要な措置を下級国税徴収員に指示する。処理の結果をとりまとめて、違法な処分を行わなかつたか、所在調査・財産調査に遺漏はないか、差押物件の見積価格は滞納額を満足させるかなどについて検討し、不備な点を指摘して次回にとるべき措置を指示する。所管事項に関する法規・取扱手続が改廃・変更されたときは、詳細に説明し周知させる。

この職級に含まれる4級国税徴収員は、上級国税徴収員から滞納整理計画・処分方針などの細目を示される。実施については、異例事項の処置を示され、重要事項についてはその都度指示されるほか別段の指示を受けることはない。結果についてはすべて検閲される。

5 級　国 税 徴 収 員　　6113－5

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)比較的容易な徴収内部事務を指導するとともに、比較的困難な徴収内部事務を行い、または(2)通常の滞納処分を行うことを職務とするすべての官職を含む。

5級国税徴収員は、申告書または更正もしくは決定の決議書に基く徴収決定事務、収納額の整理に関連する事務または過誤納額の還付事務の処理について1群の下級国税徴収員・一般事務員を指導するとともに次にかかげる仕事のうち、いずれか一つの項目の仕事を行い、納税者に応対して徴収手続を説明する。

(1)　他の部門から課税見込に関する資料を収集し、前年度の収入歩合、当該年度内の過去における収入実績、その他管内の経済事情・納税思想、徴税方針等を考慮しつつ滞納額とその整理可能額、不納欠損見込額、過年度繰越滞納額に対する訂正減見込額等に関する見通しを立てて、若干の市・区・郡にわたる管内の税目ごとの収入の概算を旬・四半期・年間に分けて算出し、その都度上級国税徴収員の決裁を経て国税局に報告する。

(2)　相続税について納税義務者から延納または物納の申請書が提出されたときは、それらが書面上形式的要件を具備しているかどうか審査する。さらに納税義務者について、延納申請期間が資産・営業状態から見て不当に長期にわたらないか、財産の種類、営業の将来性からみて徴収不能に陥るおそれがないか、担保物件が他の権利の目的となつていないか、株式の場合は全額払込済であるか、市場性はどうか、または担保物の価格が法定の要件をみたしているかなどの点を実地に調査し、許可・一部許可または不許可について、意見を付して上級国税徴収員に報告する。許可を決議したときは、不動産の担保について抵当権設定の嘱託登記を行う。許可後も担保物の価格の変化、申請人の資力の変化などに絶えず注意し、資力を喪失して将来徴収不能に陥るおそれがあるときは、繰上徴収により一時に徴収する。また、納税者の資力がもはや延納を必要としなくなつたと推定されるときは、納期変更決議を起案し、繰上徴収する。

5級国税徴収員は、通常の滞納について、上級国税徴収員から処分票を分配され、諸帳簿と照合して滞納額・年度・納期・住所・氏名を確認したうえで滞納者を戸別にたずね、納入を勧奨して現金を領収する。納入しないときは、立会人を置いて屋内・倉庫等を捜索して差し押えるべき財産を調査し、滞納額に達するまで差し押え、有価証券・動産については占有し、不動産・無体財産権・債権については権利の移転手続を行い、差押調書を作成して謄本を滞納者もしくは立会人に交付し、または送付する。滞納額を完納すれば差押を解除するが、期間を過ぎても納入しないときは公売公告を行い、動産は引き揚げて国税局の公売場へ、不動産・無体財産権は国税局の所掌部門へそれぞれ一件書類とともに引き継ぐ。滞納者が他の官公署によつて滞納処分を受け、また債権者から強制執行を受けたときは、当該執行機関の換価処分に参加して滞納額の配当を要求し、破産宣告を受けたときは、破産財団に加入して優先弁済を受ける。差し押えるべき財産が管轄区域外に所在する場合は、所管税務署に滞納処分の引継を行い、また他署から引継を受ける。調査の結果、所在が不明であり、または無財産で将来も収納の見込のないものについては不納欠損処分の手続を行う。巡回の事績を処分票に記入し、現金を払い込み、一件書類とともに上級国税徴収員に提出する。

この職級に含まれる5級国税徴収員は、徴収内部事務の遂行に当つては、その事務計画およびその担任区分ならびに仕事の遂行についての一般的要領などを示され、また処分に当つては、あらかじめ個々の滞納者の特質、注意を要する点、処分上の技術・態度・要領などを示される。実施の結果については比較的詳細に検閲される。

6 級　国 税 徴 収 員　　6113－6

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、比較的容易な徴収内部事務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

6級国税徴収員は、徴収内部事務について、次にかかげる仕事のうち、いずれか一つの項目の仕事を行う。

(1)　徴収決定事務を担当し、納税者から提出される課税標準額申告書に基いて、一人別徴収簿に所定事項を記載するが、納期区分・税額に著しい誤りがあるときは、申告書を訂正して納税者に通知する。更正決定の場合は、主務課から回付された決議書に基いて徴収決定を行い、予定申告との増差額を納税告知書によつて納税者に通知する。納期到来前に過年度分について過誤納額を発見したとき、または既に納付済であるにかかわらず、当該税額の全部または一部について取消・訂正があつたときは、過誤納額または減差額を過誤納額整理簿に登載し、当該年度または他の納期へ充当処理する。納期限が経過して納付のないものについては、その滞納額を確認したうえ新たに納付期限を指定し、督促決議を経て督促状を発付するとともに、滞納処分票を作成し、滞納処分を行う部門に回付するが、滞納額・課税標準額・附帯債務について徴収簿の記載と週期的に照合・監査を行う。

(2)　徴収決定後、各収納機関から送付される領収済通知書および収入官吏の領収済報告書の回付を受け、町名別に分担して収納額の整理事務を行い、会計主管名・年度・納期・納付額に誤りがないかを検討する。会計主管名が異なるもの、または他署分については納付額引受通知を行い、過誤納額については過誤納額整理簿に登載し、他に未納税額があれば充当手続を行う。これらの処理を経て一人別徴収簿の消込を行い、未済額をは握できるように随時領収額について自己監査を行い、徴収簿の整理を継続する。4月末をもつて徴収簿の消込事務を終り、滞納税額・附帯債務を確認して翌年度への繰越手続を行う。

(3)　収納した国税および附帯債務に過誤納を発見したときは、徴収簿についてその原因を調べ、納付の翌日からの期間に応じて還付加算金を計算し、過誤納額整理額簿に登載して、他に滞納税額があればこれに充当処理し、なければ還付の手続をとる。

この職級に含まれる6級国税徴収員は、納税者に対する態度や仕事の要領などについて詳細に注意を与えられ、結果については詳細な検閲を受ける。

用語の定義

徴収内部事務	内国税の滞納処分を除くすべての徴収事務手続をいう。すなわち、租税債権確定の手続から、納付された金額の整理までにわたる税法の規定に基く処理である。
徴収決定	歳入徴収官が租税その他の国の歳入について、その債権額を確定または確認する行為をいい、これに納税者が自主的に申告したものを確認する場合と、国がこれを決定して納税者に通知して債権額を確定する場合の二者がある。そしてこの確定した債権額を徴収決定済額という。
滞納処分	納税者が納税義務を履行しない場合において、歳入の目的を達するために、国家の強制力をもつて滞納者の財産を差し押え、これを換価して、税金等に充当するところの行政処分をいう。

商品鑑定職種の名称を税関鑑査に変更し、1級商品鑑定員職級の名称を1級税関鑑査員に変更し、2級商品鑑定員職級を変更し、かつその名称を2級税関鑑査員に変更し、3級商品鑑定員職級、4級商品鑑定員職級および5級商品鑑定員職級の名称をそれぞれ3級税関鑑査員、4級税関鑑査員および5級税関鑑査員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**商品鑑定**〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の一部を次の通り改正する。

題名中「〔**商品鑑定**〕」を「〔**税関鑑査**〕」に改める。

職種の名称および記号の欄中「**商品鑑定**」を「**税関鑑査**」に改める。

説明事項第2項中「〔化学職種または理学補助(化学)職種〕」を「〔化学職種または研究補助(化学)職種〕」に、「〔一般書記職種〕」を「〔一般事務職種〕」に、「〔税関業務(一般)職種〕」を「〔税関業務職種〕」に改める。

2級商品鑑定員職級の職級明細書の職級の特質第2項を次の通り改める。

2級税関鑑査員は、通常3級または4級税関鑑査員7名以上を監督して、税関または税関出先機関において次の項目のうち、いずれか1項目の仕事を行う。

(1)　管轄開港場における輸入貨物または輸出貨物の検査鑑定およびこれに附随する業務について、その総合的実施方針、貨物の数量・性質によつて下級税関鑑査員に検査鑑定の方針・方法・順序および人員の配置の大綱を指示し、これに基く個個の貨物に対する細部の実施計画、人員の配置等を検討し、決定を与える。また、下級税関鑑査員の仕事の結果を検討し、誤があれば指摘して訂正させ、これを決定し、重要貨物・新規貨物その他下級税関鑑査員の判定困難な貨物の品名・統計品目番号・適用税率・鑑定価格の決定について助言を与え、損傷輸入貨

号外

P. 30

昭27．2．21．

物・免税貨物に対する税の減免の可否、免税規定適用の可否等について、指示を與えて指導し、または自ら検査鑑定を行い決定する。

(2) 救じゆつ小包、本邦発着の小型包裝物、商品小包等の検査鑑定およびこれに附随する業務についてその総合的実施方針、郵便当局の要望により検査鑑定の方針・方法・順序および人員の配置について3級税関鑑査員の仕事の結果を検討し、誤のある場合にはこれを指摘し、鑑定価格・統計品目番号・適用税率等の決定について、助言を與え、これを最終的に決定する。また、下級税関鑑査員の判定困難な疑義のある救じゆつ小包の許容品および許容限度の最終決定を行う。

3級商品鑑定員職級の職級明細書の職級の特質第4項中「下級商品鑑定員の実地指導を行い、」を「通常3名以上の4級税関鑑査員の実地指導を行い、」に改め、同職級の特質第5項中「下級商品鑑定員の業務を監督する。」を「通常3名以上の4級税関鑑査員の業務を監督する。」に改める。

5級商品鑑定員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「輸出貨物・輸入貨物・外国小包郵便物」を「通常の輸出貨物・輸入貨物または外国小包郵便物」に、「適用税率の決定」を「適用税率についての立案」に改め、同職級の特質第2項中「適用税率を決定し、」を「適用税率について立案し、」に改め、同職級の特質第3項中「税額を決定する。」を「税額について立案する。」に改める。

この職種の定義および職級明細書中「1級商品鑑定員」、「2級商品鑑定員」、「3級商品鑑定員」、「4級商品鑑定員」および「5級商品鑑定員」をそれぞれ「1級税関鑑査員」、「2級税関鑑査員」、「3級税関鑑査員」、「4級税関鑑査員」、「5級税関鑑査員」に改める。

教護職種を変更し、2級教護員職級に3級教護員職級および4級教護員職級を併合し、5級教護員職級を変更し、かつその名称を3級教護員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**教護**〕（昭和26年4月5日人事院公示第20号）の一部を次の通り改正する。

職級の名称および記号の欄中「4級教護員」および「5級教護員」ならびに「7106—4」および「7106—5」を削る。

職種の定義を次の通り改める。

職種の定義

この職種は、教護院に収容している不良児童または不良行為をするおそれのある児童に対し、健全な社会生活を営みうるよう教科および生活を指導する教護業務について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項第1項(2)を次の通り改める。

(2) 農業、工業または家政の専門知識および技能に基いて、職業指導における技能をもつぱら指導するとともに、農場作業・営繕または調理等の業務をあわせ行うことを職務とする官職〔農場作業職種、営繕職種または調理職種等のそれぞれの専門職種〕

説明事項第1項に次の(4)および(5)を加える。

(4) 教護院において、不良行為を行い、または行うおそれのある児童を保育することを職務とする官職〔保育職種〕

(5) 高等学校・中学校・小学校等において、生徒・児童に対し教科および生活の指導を行うことを職務とする官職〔高等学校教育職種、中学校教育職種または小学校教育職種等の教育関係職種〕

2級教護員職級の職級明細書を次の通り改める。

2級　教　護　員　　7106—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、教護院において、収容児童に対し教科および生活を指導する業務について調整し、または実施することを職務とするすべての官職を含む。

2級教護員は、院長を補佐し、収容児童の不良性を除去し、正常な社会生活に適応させようとする教護方針の決定に参画し、これを他の教護員に周知・徹底させるとともに、年間における全院の教育課程、行事計画、業務分担計画もしくは教護技術の調査・研究計画等院運営の大綱方針を立案する。また、他の教護員の立案した個個の教育課程、授業計画、生活指導計画、治療教育による特殊指導計画、行事予定細案もしくは収容児童に対する調査研究計画等について、院全体の立場から重複の有無、内容の適否等について調整する。他の教護員の行う学科指導、職業指導、生活指導もしくは教護技術の研究等の各種の教護業務について実施状況の報告を求め、これを取りまとめるとともに、助言・指示を與えて総合的に調整する。また、地方の教護院から送られてくる悪質の児童に対しても家庭的生活環境のもとに教護する種種の方法を研究し、他の教護員に指示を與えて実施させる。院長の代理として教護業務の円滑な実施および児童が完全に社会復帰できるように児童相談所・職業安定所・警察署・学校等の幹部と折衝する。また、教護職員養成所において、教護に関する理論および技術を研究し、生徒に対し教護業務に必要な知識を教授し、技術を指導する。

2級教護員は、通常家庭寮を担当し、収容児童に対する学科指導・職業指導および生活指導について、年間における全院の教育課程、教護技術の調査・研究計画、業務分担計画等を参照して教護の型態、年間時間の配当、進度等を含む教育計画および生活指導計画の大綱を立案し、これに基いて学習指導要領その他参考資料を参照しながら個個の児童の性情・不良歴・知能・知識水準等を考慮して、児童の個別的なきよう正指導の方法の細案を作成する。寮内に収容児童と生活をともにしながら個別的に起居・食事・清掃等の日課および通信・面会等の日常生活を通して規則的な生活時間と生活経験を與え、また学校教育法に準拠した小学校・中学校の学科課程を指導し、農業・木工・裁縫または印刷のような適性・性情に応じた職業の知識・技術を授け、音楽・運動・読書の等レクリエーションもしくは季節に適した年中行事、学芸会、映画会、運動会、新聞の発行等を通じて文化的関心と情操をやしなわせ、また医師の指導のもとに精神薄弱児・病的性格児に対し暗示法・無刺げき法等による治療教育を行うなどすべての教育を通じて、収容児童の不良性を改善し、転化し、除去し、社会生活に適応させるよう指導する。

この職級に含まれる2級教護員は、学習指導要領、各種参考資料を参考とし、また全院の教育課程等に基いて作成し承認を得た教育計画・生活指導計画等に従つて業務を行うとともに、院長等から重点・進度等について調整され、細部については任されている。ときには助言を受ける。教護の実施に当つては、相当程度の自主性を認められている。

3級教護員職級の職級明細書を削る。

4級教護員職級の職級明細書を削る。

5級教護員職級の職級明細書を次の通り改める。

3級　教　護　員　　7106—3

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、教護院において上級教護員の行う教科および生活の指導の業務を補助するとともに、上級教護員としての必要な知識および技術の習得につとめることを職務とするすべての官職を含む。

3級教護員は、寮舎において収容児童と起居をともにしながら、規律ある生活ならびにレクリエーションおよび体育等の指導を行い、または農業・裁縫・木工・印刷等の各科目につき少年の適

格性・性情等を考慮して技能を指導し、上級教護員の行う不良性の改善の業務を補助するとともに、これらの業務を通じて教護に関する理論および技術の習得に努める。

この職級に含まれる3級教護員は、指導方法・調査方法について具体的指示を受ける。特に新入院児童を迎えたとき、日課の変更があつたときおよび事故が発生したときなどは、細部にわたる具体的な指示を受けて業務を行う。仕事を終えたときは、常に報告し、検閲を受ける。

1級司書職級および2級司書職級を廃止し、3級司書職級および4級司書職級を変更し、かつその名称をそれぞれ1級司書および2級司書に変更し、5級司書職級、6級司書職級および7級司書職級の名称をそれぞれ3級司書、4級司書および5級司書に変更し、職種の定義および職級明細書〔**司書**〕（昭和26年2月28日人事院公示第18号）の一部を次の通り改める。

職級の名称および記号の欄中「6級司書」および「7級司書」ならびに「7203—6」および「7203—7」を削る。

説明事項第2項を次の通り改める。

ただし、図書館資料の受入の際の納入票と照合、落丁・乱丁の検査、簡単な統計資料・書類の作成・複写・浄書、図書の出納等の書記的な業務を行うことを職務とする官職は、この職種から除かれ、一般事務職種に含まれる。

説明事項第3項中「ただし国立国会図書館は、国立国会図書館法によつて、国家・地方公共団体その他の図書館に対する図書館業務の援助を行い、また外国図書館との連絡を行う等その機構・機能の点から他の図書館と同様に比較することは不適当であるから、この分類から除き、また「国会分館」「支部静嘉堂文庫」「支部東洋文庫」「支部大倉山文化科学図書館」および「支部上野図書館」は、組織上ならびに中央の図書館から受けている統制の点等から、中央の図書館の一部局に相当するため、この分類の対象としない。」を削る。

1級司書および2級司書職級の職級明細書を削る。

3級司書職級の職級明細書の職級の特質第2項および第3項を削り、同職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的指示のもとに、(1)大図書館のうち、(イ)充実した図書館において、図書館資料の受入・登記・閲覧および保管等の一分野の業務または(ロ)充実していない図書館の業務全般について業務の企画およびその監督を行い、(2)中図書館のうち充実した図書館の業務全般を監督し、または(3)図書館職員養成所全般の業務を統括することを職務とするすべての官職を含む。

4級司書職級の職級明細書の職級の特質第2項を削り、同職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)(イ)中図書館のうち充実していない図書館または(ロ)小図書館のうち充実した図書館の館長もしくは館長補佐として図書館の諸業務を監督し、(2)全国公共図書館の経営ならびに書誌学的業務について指導・助言を與え、(3)図書館職員養成所の学生に対して図書館業務に必要な知識技能を教授し、または(4)専門的図書館業務のうち高度の専門的知識を必要とする非常に困難な業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

この職種の職級明細書中「3級司書」、「4級司書」、「5級司書」、「6級司書」および「7級司書」ならびに「7203—3」、「7203—4」、「7203—5」、「7203—6」および「7203—7」をそれぞれ「1級司書」、「2級司書」、「3級司書」、「4級司書」および「5級司書」ならびに「7203—1」、「7203—2」、「7203—3」、「7203—4」および「7203—5」に改める。

化学研究職種に燃料研究職種および窯業研究職種を併合し、1級化学研究員職級に1級燃料研究員職級および1級窯業研究員職級を、2級化学研究員職級に2級燃料研究員職級および2級窯業研究員職級を、3級化学研究員職級に3級燃料研究員職級および3級窯業研究員職級を、4級化学研究員職級に4級燃料研究員職級および4級窯業研究員職級を、5級化学研究員職級に5級燃料研究員職級および5級窯業研究員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**燃料研究**〕（昭和26年1月16日人事院公示第14号）ならびに職種の定義および職級明細書〔**窯業研究**〕（昭和26年1月16日人事院公示第14号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**化学研究**〕（昭和26年11月20日人事院公示第37号）の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔化学研究〕

職種の名称および記号		職群名
化学研究	7314	研究
職級の名称および記号		
1級　化学研究員	7314—1	
2級　化学研究員	7314—2	
3級　化学研究員	7314—3	
4級　化学研究員	7314—4	
5級　化学研究員	7314—5	

職種の定義

この職種は、化学および応用化学についての試験・研究等の専門的科学的業務を監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

次にかかげる官職は、すべてこの職種に含まれる。

(1) 次のような研究を行うことを職務とする官職

(イ) 物質の化学的組成・性状または物質相互間の化学的変化等についての基礎的・理論的研究

(ロ) 界面における皮膜の構造等の物理化学的研究

(ハ) 地質・鉱床または海水等についての地球化学的研究

(ニ) 電池、金属のめつき、金属の腐しよく、よう融塩電解等についての電気化学的研究

(ホ) 各種纎維の製造およびそれらの化学的加工、ならびに化学肥料・農薬等を含む化学製品の製造等について、新しい合成方法、工業的生産方法および技術の改善等についての研究

(ヘ) 印刷技術等の改良向上のための基礎として、印刷インク・顔料およびそれらの製造方法についての化学的研究

(2) 犯罪に関係のある種種の物品を化学的な方法により鑑定を行い、また鑑定方法についての研究を行うことを職務とする官職

(3) 燃料の加工・精製および物理的化学的性質ならびに燃料の実用価値を高めるための燃料生成物の性質・有効利用法等についての研究を行うことを職務とする官職

(4) 内燃機関を使用して、燃料（潤滑油を含む。）の点火時期・着火速度・燃焼状態等を測定して燃料の成分・性質・燃焼機構等を研究し、燃料の性能の比較・改善を行うことを職務とする官職

号外

昭27.2.21.

(5) 陶磁器・セメント・石こう・ガラス・耐火物・ほうろく・セーゲルすい等の性能・製造法についての試験・研究を行うことを職務とする官職

(6) 化学および応用化学に関する試験・研究業務の技術面からの企画調整等を行うことを職務とする官職

ただし、次にかかげる官職は、この職種から除かれ、それぞれかっこ内の職種に含まれる。

(1) (イ)化学製品または天然物等を化学的な方法で分析し、またそれらの試験・検査方法の改良研究、(ロ)化学工業の生産技術について調査・検討もしくは指導、または(ハ)電気絶縁用、電気通信機器部品用としての有機合成材料のような化学製品に関する実用化研究を行うことを職務とする官職〔化学職種〕

(2) 農学および化学に関する知識に基いて、農産物・畜産物の加工・利用についての研究、または農学的立場から、たとえば農薬の化学構造と効果・薬害との関係についての研究等を行うことを職務とする官職〔農芸化学研究職種〕

(3) 木材その他の林産物の性質・構造・応用加工等について部分的には化学的操作をも行うが、主として林学についての知識を必要とする試験・研究を行うことを職務とする官職〔林学研究職種〕

(4) 水産物の加工利用について部分的には化学的操作をも行うが、主として水産学についての知識を必要とする試験・研究を行うことを職務とする官職〔水産研究職種〕

(5) 降水・大気中の夾雑物(きょうざつぶつ)等の化学的成分と気象との関係についての研究を行うことを職務とする官職〔地球物理研究職種〕

(6) 物質の微細構造に立ち入つた物性論的な試験・研究等を行うことを職務とする官職〔物理研究職種〕

(7) 各種の繊維を原料とする糸・織物・編物等の製造およびその物理的・機械的な方法による加工等についての試験・研究、繊維製品の品質検査およびその試験方法についての調査・研究、またはそれらの技術指導を行うことを職務とする官職〔繊維工学研究職種〕

(8) 金属の精錬、乾式試金、合金の製造、地金のよう解等の研究を行うことを職務とする官職〔金属研究職種〕

(9) 燃料の発熱量・粘度・発火性等を測定し、熱機関燃料としての良否、熱機関に及ぼす影響およびその対策等について熱機関の構造・機能を実験的に考察しながら試験・研究を行うことを職務とする官職〔機械研究職種〕

(10) 発生熱の損失を防ぎ、余熱を有効に利用するために、汽かん・乾燥機等の熱を使用する機械設備の改良・改造について技術的監査・指導、および節炭実績報告書の審査業務等を行うことを職務とする官職〔機械職種〕

(11) コンクリート材料に関する試験・研究の一部としてセメント・水・砂・砂利等の相互間の配合比と、生成されたコンクリートの強度・耐久性等物理的性能との関連について試験・研究を行うことを職務とする官職〔土木研究職種〕

(12) 漆等の原料について化学的な操作をも行うが、主として工芸品の材質、仕上り後の効果等工芸の知識を必要とする事項についての研究を行うことを職務とする官職〔工芸研究職種〕

(13) 研究の一部として、鉱工業原料・中間製品等の化学分析試験等を行い、または実験用の化学薬品・試料・中間物等を調整し、分析し、または合成する等の専門業務に附随する化学についての技術的な補助業務を、既知もしくは指示された方法、または既知の方法から容易に類推される方法によつて行うことを職務とする官職〔研究補助(化学)職種〕

(14) 窯業に用いる諸原料の粉砕・調合・成型等による試料の製作、焼成、施ゆう、着画および再焼成を行うことを職務とする官職〔手工芸(窯業)職種〕

(15) 専門的判断を必要とせず、定められた書記的方法・手段によつて、化学および応用化学に関する図書・刊行物・資料等の収集・分類・整理・保管を行い、またはそれらの作業に附随する浄書等を行うことを職務とする官職〔一般事務職種〕

職級明細書

1級　化学研究員　7314—1

職級の特質

この職級は、一般管理的指示のもとに、化学および応用化学についての試験・研究機関の長として業務全般を監督し、総合調整する等化学に関するきわめて広範な視野と特に深い知識・経験に基く研究業務を遂行することを職務とするすべての官職を含む。

1級化学研究員は、化学およびその応用についての全分野にわたる試験・研究機関、または燃料もしくは窯業に関する試験・研究機関の長として、機関全般の業務を総合的に監督する。機関における年間の業務計画および予算の大綱を決定し、下級化学研究員が選定立案した具体的な試験・研究項目を決裁し、それぞれ下級化学研究員に分担させる。試験・研究結果については報告書により検閲し、外部に対する発表の可否を判断して許可を與える。また、機関を代表して工業技術・化学工業についての各種の委員会・協議会・審議会・学会等の審議・運営に参画し、または自らきわめて広範な視野と特に深い知識・経験を必要とする最高度の研究を行う。

この職級に含まれる1級化学研究員は、工業技術についての行政的責任者から機関内の幹部職員の人事移動または多額の費用の支出を要する事項等重要な管理的事務についての統制を受けるだけで、通常の業務については広範な専決処理を許されており、技術的指示を受けることはない。

2級　化学研究員　7314—2

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、(1)化学および応用化学についての試験・研究機関の支所長としての業務全般、または(2)有機合成化学等化学および応用化学についての一部門の試験・研究を監督し調整する等化学に関する広範な視野と特に深い知識・経験に基く研究業務を遂行することを職務とするすべての官職を含む。

2級化学研究員は、化学および応用化学についての試験・研究機関の支所長として、その機関において担当する研究項目、民間から依頼される分析試験の受理等を決定し、予算を分配して下級化学研究員等に仕事を割り当て、概括的な方針を指示し、業務の経過および結果、または工業化の計画等を報告文書によつて検閲する。依頼に応じて自ら民間化学工場に対する技術指導を行い、時には附属工場を管理し技術指導を行うこともある。

2級化学研究員は、化学および応用化学についての試験・研究機関において、無機化学についての試験・研究機関において、無機化学・有機合成化学・繊維化学・燃料または陶磁器等の一部門の長として、試験・研究およびそれらについての技術指導等を監督し調整する。上級化学研究員等の主催する研究業務等に関する運営会議に参画し、上級化学研究員の諮問に応じ自ら意見を述べる。下級化学研究員に研究項目もしくは民間・他官庁等から依頼された分析試験・技術指導等の業務を割り当て、経過および結果についての報告を検閲し、組織内および他の関係組織との業務の調整をはかり、または自ら広範な視野と特に深い知識・経験を必要とするきわめて高度の研究を行う。

この職級に含まれる2級化学研究員は、上級化学研究員等から業務計画の大綱、試験・研究項目についての指示を受けるだけであり、結果は報告書によつて検閲される。依頼分析、技術指導、研究結果の発表等外部に関係する事項はすべて上級化学研究員の決裁を受ける。

3級　化学研究員　7314—3

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)無機化学分析および材料等についての化学および応用化学に関する1項目の試験・研究を主宰し指導するとともに自らも行い、または(2)化学および応用化学についての試験・研究機関において企画・調整業務を監督する等化学および応用化学に関する深い知識・経験に基く研究業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

3級化学研究員は、(1)無機化学分析および材料に関する試験・研究、(2)石炭の基礎的研究、(3)陶磁器の原料および材料に関する試験・研究、または(4)刑事事件に関係のある物品の鑑定・試験等化学および応用化学に関する1項目の試験・研究を主宰し指導する。下級化学研究員等の行う研究題目を選定し、または下級化学研究員の立案する研究計画に指示を與え、方針の大略について指導する。実施した試験・研究もしくは依頼分析等の経過および結果についての報告を詳細に検閲し、必要があれば助言を與えて指導し、自らも若干の研究題目について具体的な計画をたてて研究を行う。また、依頼のあつた場合には民間の技術者等に対し技術指導を行い、または自ら深い知識・経験を必要とする高度の研究を行う。

3級化学研究員は、化学および応用化学についての試験・研究機関において、総合的企画・調整、事業報告、調査統計資料の作成および工業標準の調査等の業務全般を監督する。下級化学研究員等に指示して機関の取り上げる試験・研究の計画、予算の編成、機構および業務管理の改革等についての調査、原案の作成を行わせる。また、上級化学研究員を補佐してその諮問に答え、機関の運営について他官庁と折衝し、工業技術庁における管下各試験・研究機関の企画連絡会議に出席して意見を交換し、全般的な議案の審議に加わる。

この職級に含まれる3級化学研究員は、上級化学研究員等から仕事の目的・方針等について概括的指示を受け、その分担を割り当てられるが、細部的の事項はほとんど任されている。試験・研究の経過および結果については報告書を提出して検閲を受ける。研究結果の発表、依頼分析の受付、外部に対する技術指導等の外部に関連する事項についてはすべて指示または承認を受ける。

4級　化学研究員　7314—4

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、(1)アンモニア合成触媒の性能試験のような化学および応用化学に関する研究題目を担当し、研究方法の立案から結論の導出まで大部分自己の判断によつて行い、または(2)化学および応用化学についての試験・研究機関において、企画・調整に関する業務を行うことを職務とするすべての官職を含む。

4級化学研究員は、(1)アンモニア合成触媒の性能試験、(2)石油誘導体に関する試験・研究、(3)ほうろう、ガラス用るつぼの製造試験、または(4)刑事事件に関係ある毒物の化学的鑑定・試験等の一つまたは関連ある数個の試験・研究題目を與えられ、文献を調査して、研究方法、順序等具体的計画を立案し、上級化学研究員と相談して決定し、試験・研究は自分の創意と知識・経験に基いて実施する。時には数名の下級化学研究員等を指導して一部の仕事を実施させ、または外部から依頼された分析試験を指導し実施する。

4級化学研究員は、化学および応用化学についての試験・研究機関において、各種の試験・研究の企画・調整、技術の普及・指導・実施等に必要な基礎資料の収集、および主としてその技術面からの選択・取りまとめ・評価・分類・抄録等を行う。

この職級に含まれる4級化学研究員は、上級化学研究員等から試験・研究題目を與えられ、具体的な実施計画を立案し承認を受ける。独力で解決できない問題については指導・助言を受け、経過および結果を報告し検閲を受ける。しかし調査、資料の収集・作成・評価・分類等の業務の実施については概括的な指示を受けるだけで技術的な指導はほとんど受けない。

5級　化学研究員　7314—5

職級の特質

この職級は、細部的監督のもとに、上級化学研究員の担当する試験・研究項目または題目の中の一部を担当し、示された計画に基いて研究を行い、結論を導出することを職務とするすべての官職を含む。

5級化学研究員は、(1)指示薬の合成およびそれに附随した合成生成物の純度・収量等におよぼす合成條件の影響についての研究、(2)亜炭の乾燥についての研究、(3)ほうろうの製造試験、または(4)刑事事件に関係ある土砂の鑑定に附随した風乾土に対する溶水量の測定・研究等比較的簡単な研究題目またはその一部を担当し、指導を受けて文献を調査し、実験方法・順序等の具体的計画をたて、試験・研究はほぼ自らの知識に基いて実施し、指示助言を受けて結論を導出する。

この職級に含まれる5級化学研究員は、上級化学研究員等から研究方針の大略を指示され、具体的計画の立案に当り実験方法・順序等の詳細な指導を受け、実験実施中も随時検討される。結論の導出に当つて助言・指示を受け、結果は詳細に検討される。

1級史料研究員職級を分割して2級史料研究員職級を新設し、2級史料研究員職級および3級史料研究員職級の名称をそれぞれ3級史料研究員および4級史料研究員に変更し、職種の定義および職級明細書〔史料研究〕(昭和25年12月28日人事院公示第22号)の一部を次の通り改正する。

職級の名称および記号の欄中左欄「3級史料研究員」の次に「4級史料研究員」を、右欄「7336—3」の次に「7336—4」を加える。

1級史料研究員職級の職級明細書を次の通り改める。

1級　史料研究員　7336—1

職級の特質

この職級は、一般的指示のもとに、史料の研究・編さん等を行う数部門の業務を含む分野の長として、機関全般の運営企画に参與し、担当分野の研究活動を総合的に企画し調整するとともに史料に関する広範な視野と特に深い知識・経験に基く研究を遂行することを職務とするすべての官職を含む。

1級史料研究員は、平安時代から江戸時代初期までの史料、もしくは古文書・古記録の研究および編さんのような特定の時代もしくは対象によつてわけられた広範かつ複雑な分野の業務を監督し、研究組織の編成、研究計画の樹立等研究機関全般の研究活動の企画運営について、担当分野を代表して幹部会議に参画し、機関の長の諮問に答え、また自ら意見を述べる。担当分野の史料の収集・研究および編さん等の業務計画については、機関全般の研究の進ちよく状況、学界の要望等を考慮して総合的に企画し、下級史料研究員が立案する各部門の研究計画および研究題目、実施計画等を検討し、全般的に調整し、実施させる。研究の実施に当つては随時進ちよく状況の報告を求めて各部門の業務を調整し、研究結果を検閲する。また自ら政治・社会・経済・外交および文化等の広範な諸分野にわたる史料または内外の古文書・古記録、あるいは有識故実(ゆうそくこじつ)・支那学(しながく)・禪籍・古体外国語のような特殊な分野に関する特に深い知識・経験を必要とするきわめて高度な研究を遂行する。

この職級に含まれる1級史料研究員は、調査・研究および史料の編さん等についての基本的計画および予算・人事等の重要事項について指示を受けるが、通常の業務については、ほとんど自らの創意・判断に基いて業務を遂行する。

号外

昭27．2．21．

号外

1級史料研究員職級の職級明細書の次に次の2級史料研究員職級の職級明細書を加える。

2級　史料研究員　　7336—2

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、史料の研究・編さんに関する一部門の業務を指導し、自ら主導して研究を行う等史料に関する深い知識・経験に基く研究を遂行することを職務とするすべての官職を含む。

2級史料研究員は、平安時代から鎌倉時代初期までの史料、もしくは古文書の研究および編さんのような特定の時代もしくは対象によつて分けられた一部門の業務を監督し、指導する。担当部門の研究計画を樹立し、また下級史料研究員の立案した研究題目、実施計画を細部にわたり検討し、調整して、その実施を指導する。研究結果は総合的に検討し、意見を具して上級史料研究員に提出する。また自ら政治・社会・経済・外交および文化等の広範な諸分野にわたる史料または内外の古文書・古記録、あるいは有識故実(ゆうそくこじつ)・支那学(しながく)・禪籍・古体外国語等のような特殊な分野に関する深い知識・経験を必要とする史料の研究・編さん等を行う。

2級史料研究員は、外務省内の一切の文書を統一的に分類・整理し、保管し、省内外の要求に応じて選択・提供することを業務とする部門の長またはその補佐として、外交史・国際政治史・外交先例・外交慣例等に関する高度の歴史学的素養および文書整理に関する多年の経験に基いて、業務全般を統括し、分類・編集・保管・貸出等に関する事務の能率的・合理的な配分および手続を定め、業務の進行状況を監督し、調整する。分類・編集に当つては、たえず内外の文献資料を研究し、複雑な国際状勢・社会状勢等の歴史的な背景についてその動向をは握し、また省の政策を考慮して、主として論題記数式の分類による分類表およびその他の分類目録を増補する。また、常に分類法の研究を行い、分類技術・手続の改善をはかる。記録文書の外交史上または省務運営上においての価値判断および史料的な位置づけなどについて、常に下級史料研究員を指導し、助言を與える。下級史料研究員の研修計画をたて、外交史に関する基礎的な知識および文書記録に関する実際的な技術を指導する。また、自ら史料に関して深い知識と経験を必要とする研究を行う。

2級史料研究員は、逓信博物館において、郵政もしくは電気通信に関する事業史を研究する資料官として、自ら研究題目を選定し、逓信博物館の長の承認を得て、市販の文献、各種図書館等の所蔵する文献その他の資料を調査し、また官公庁の関係職員または民間の関係者に面談して調査し、その結果を研究題目によつて、年代別または種類別等に整理し、分析・検討のうえ結論を出してまとめる。研究結果は、文書として逓信博物館の長に提出し、その承認を受ける。また、逓信博物館の長等の指示または依頼を受けて、逓信事業の啓発・普及を目的とする展示会等の参考文案の作成を行うこともある。

この職級に含まれる2級史料研究員は、研究方針・業務計画等について指示され、業務の進展・結果について定期的な報告を行うが、専門技術的事項については、異例もしくは特に重要な業務のほかは、ほとんど指示を受けない。

2級史料研究員職級の職級明細書の職級の特質第2項中「内外の古文書・記録」を「内外の古文書・古記録」に改める。

用語の定義「有識故実(ゆうそくこじつ)」の項の次に次の「支那学(しながく)」、「禪籍」および「論題記数式の分類」の項を加える。

支那学(しながく)	中国の人文を、史学・哲学・文学等に局限されずさらにひろい視野・見識をもつて研究する学問
禪籍	禪宗に関する一切の著作物・記録および禪僧の手に成る一切の著作物・記録の総称で、その範囲は語彙(ごしゆう)・戒律・公案集・語集・詩文集・仮名法語・仮名注釈・伝記・寺記・日記等におよぶ。

論題記数式の分類	具体的な主題のもとに関係書類を分類し整理する方法で、便宜上分類その他に際し数字を付してそれを補助する。

この職種の職級明細書中「2級史料研究員」および「3級史料研究員」ならびに「7336—2」および「7336—3」をそれぞれ「3級史料研究員」および「4級史料研究員」ならびに「7336—3」および「7336—4」に改める。

農芸化学研究職種にアルコール発酵研究職種を併合し、2級農芸化学研究員職級に1級アルコール発酵研究員職級を、3級農芸化学研究員職級に2級アルコール発酵研究員職級を、4級農芸化学研究員職級に3級アルコール発酵研究員職級を、5級農芸化学研究員職級に4級アルコール発酵研究員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔**アルコール発酵研究**〕(昭和26年11月20日人事院公示第37号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**農芸化学研究**〕(昭和26年11月20日人事院公示第37号)の一部を次の通り改正する。

職種の定義中「研究、または」を「研究、もしくは」に、「企画・調整等」を「企画・調整、またはアルコール・酒類の発酵についての基礎的・応用的な試験・研究等」に改める。

説明事項(2)を次の通り改める。

(2)　合成によるアルコール製造、または酸によるでん粉糖化等の化学およびその応用についての試験・研究を行うことを職務とする官職〔化学研究職種〕

説明事項(3)中「食品栄養に関する研究において、」を削り、「栄養素の試験研究」を「食品の栄養素に関する試験・研究」に改め、説明事項(4)中「試験研究」を「試験・研究」に改め、説明事項(5)中「農薬・土壌(どじよう)または肥料等」を「アルコール・酒類の発酵、農薬、土壌(どじよう)または肥料等」に、「試験研究業務」を「研究業務」に改める。

1級農芸化学研究員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「試験研究機関」を「研究機関」に改め、同職級の特質第2項中「試験研究」を「試験・研究」に、「試験研究機関」を「研究機関」に改める。

2級農芸化学研究員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「この職級は、」の次に「(1)一般管理的指示のもとに、アルコール・酒類の発酵に関する研究機関の業務全般を統括し、または(2)」を加え、「土壌(どじよう)肥料」を「土壌(どじよう)・肥料」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2級農芸化学研究員は、アルコール・酒類の発酵に関する基礎的・応用的試験・研究およびそれらの技術指導等を行う研究機関の責任者として、研究業務全般を総合的に運営し、年間研究計画を決定し、下級農芸化学研究員から研究の経過および研究成績の報告を求めて検閲し、必要に応じて指導するとともに、将来の研究方向について指示を與える。研究成績の部外に対する発表を許可し、技術上の諸問題について関係官庁に助言し、あわせて予算の編成および配分、職員の採用および配置等の管理的業務を監督し、予算・施設等について工業技術庁等関係官庁と折衝し、または自ら広範な視野と特に深い知識・経験に基く研究業務を遂行する。

同職級の特質第2項中「試験・研究業務」を「研究業務」に、「試験研究」を「試験・研究」に、「所属機関の長」を「所属機関の責任者」に、「人事・予算・組織の改変」を「組織の改変、人事・予算」に改め、同職級の特質第3項を次の通り改める。

この職級に含まれる2級農芸化学研究員は、次のような監督を受ける。

(1)　研究機関を統括する場合には、工業技術に関する行政的責任者などから業務方針・予算等の大綱について指示を受けるが、機関の運営についてはまかされている。

(2)　一研究分野の業務を統括する場合には、自己の創意と判断に基いて技術的事項を処理するが、人事・予算等の管理的事項および研究方針のような重要な問題については所属機関の責任者から指示され、研究成果の発表については決裁を受ける。

3級農芸化学研究員職級の職級明細書の職級の特質第一項中「・作物栄養、または穀類加工」を「作物栄養、穀類加工またはアルコール発酵の基礎領域」に、「試験・研究業務」を「研究業務」に、「試験研究」を「試験・研究」に改め、同職級の特質第2項中「・作物栄養・畜産加工・穀類加工・栄養化学または発酵化学」を「、作物栄養、畜産加工、穀類加工、栄養化学、発酵化学またはアルコール発酵の基礎領域」に改め、同職級の特質第3項中「試験研究機関」を「研究機関」に、「試験研究」を「試験・研究」に改め、同職級の特質第4項中「試験研究業務」を「研究業務」に改める。

4級農芸化学研究員職級の職級明細書の職級の特質第2項中「4級農芸化学研究員は、」の次に「上級農芸化学研究員の担当する研究業務のうち」を加え、「または「蚕桑副産物の利用方法」を「、蚕桑副産物の利用方法」または「細菌アミラーゼに関する研究」」に改め、「上級農芸化学研究員の担当する研究業務のうちの」を削る。

5級農芸化学研究員職級の職級明細書の職級の特質第2項中「「パン膨剤の検定法」」の次に「、「細菌アミラーゼに関する研究」のうちの「生理学的研究」」を加え、「実験調査」を「実験・調査」に改める。

4級守衛職級を変更し、職種の定義および職級明細書〔**守衛**〕(昭和26年1月31日人事院公示第15号)の一部を次の通り改正する。

説明事項第1項に次の(4)を加える。

(4)　海難審判庁において、審判廷の秩序維持、開廷の準備、証人の呼入れ、証拠品の展示等を行うことを職務とする官職

説明事項第2項中(4)中「〔小使職種〕」を「〔一般作業職種〕」に改め、同項中(1)および(2)を削り、「(3)」および「(4)」をそれぞれ「(1)」および「(2)」に改める。

4級守衛職級の職級明細書の職級の特質第2項に次の(6)を加える。

(6)　海難審判庁において、審判日誌・掲示板・出廷簿等に関係事項を記入し、関係人・傍聴人を審判廷に導き諸種の注意を與える等の開廷準備をする。開廷中は、事件の呼上げ、証拠品の展示、証人・鑑定人の呼出し、宣誓に際しての用紙の交付、審判の妨害に対する制止等の審判廷の秩序維持と審判の進行のために必要な処置を行う。

同職級の特質第3項を次の通り改める。

この職級に含まれる4級守衛は、上級守衛・庁舎の管理者または審判廷事務の監督者から勤務場所・勤務時間および勤務要領等について細部的に指示を受けるが、定型的な技術については慣例または執務規則に従つて仕事を行い、細かい指示を受けることはない。特別の事態が生じた場合は、直ちに上級守衛または庁舎の管理者に報告して、その細部にわたる指示に従つて処理し、あるいは審判官および参審員から細部にわたつて監督される。

労働基準監督（一般）職種に労働基準監督(安全)職種および労働基準監督(衛生)職種を併合し、労働基準監督(一般)職種の名称を労働基準監督に変更し、1級一般労働基準監督員職級の名称を1級労働基準監督員に変更し、2級一般労働基準監督員職級に1級安全労働基準監督員職級および1級衛生労働基準監督員職級を併合し、2級一般労働基準監督員職級の名称を2級労働基準監督員に変更し、3級一般労働基準監督員職級に2級安全労働基準監督員職級および2級衛生労働基準監督員職級を併合し、3級一般労働基準監督員職級の名称を3級労働基準監督員に変更し、4級一般労働基準監督員職級に3級安全労働基準監督員職級および3級衛生労働基準監督員職級を併合し、4級一般労働基準監督員職級の名称を4級労働基準監督員に変更し、5級一般労働基準監督員職級に

4級安全労働基準監督員職級を併合し、5級一般労働基準監督員職級の名称を5級労働基準監督員に変更し、職種の定義および職級明細書〔**労働基準監督(安全)**〕(昭和26年2月28日人事院公示第18号）ならびに職種の定義および職級明細書〔**労働基準監督(衛生)**〕(昭和26年2月28日人事院公示第18号）を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**労働基準監督（一般)**〕(昭和26年3月20日人事院公示第19号）の一部を次の通り改正する。

題名中「〔**労働基準監督(一般)**〕」を「〔**労働基準監督**〕」に改める。

職種の名称および記号の欄中「**労働基準監督(一般)**」を「**労働基準監督**」に改める。

職種の定義中「一般」を削る。

説明事項第1項中(1)、(2)、(5)、(7)および(8)を削り、同項中「(3)」を「(1)」に、同項(4)中「(4)」を「(2)」に、「予算の編成・配分等」を「予算の編成・配分・出納・決算等」に、「〔予算管理職種〕」を「〔予算会計職種〕」に改め、同項中「(6)」および「9」をそれぞれ「(3)」および「(4)」に改める。

2級一般労働基準監督員職級の職級明細書の職級の特質第2項中「労働者災害補償保険法」の次に「・労働安全衛生規則」を加え、同項に次の(5)および(6)を加える。

(5)　全国にわたる労働安全に関する保護業務の総合的な企画・調整・管理等の業務を監督し、労働者の災害防止に関する法規の立案・解釈、労働安全條件の調査・研究等の労働安全に関する保護業務

(6)　全国にわたる労働衛生に関する保護業務の総合的な企画・調整・管理等の業務を監督し、労働者の労働衛生に関する法規の立案・解釈、労働衛生條件の調査・研究等の労働衛生に関する保護業務

3級一般労働基準監督員職級の職級明細書の職級の特質第2項に次の(5)および(6)を加える。

(5)　全国にわたる労働安全に関する保護業務の総合的な企画・調整等の業務全般

(6)　全国にわたる労働衛生に関する保護業務の総合的な企画・調整等の業務全般

同職級の特質第5項の次に次の一項を加える。

3級労働基準監督員は、工場・事業場等における有害物・高気圧・気積・換気・採光・照明・気温・濕度・休養等の作業條件の策定、けい肺・産業結核・熱中症等職業病・職業性疾患の予防対策の立案、労働基準法・労働安全衛生規則等関係法規の立案・解釈、労働衛生管理組織の改善指導もしくは防護衣・保護眼鏡・呼吸用保護具・耳せん等の労働衛生保護具、または指定医薬品および衛生材料その他衛生用資材のあつせん・割当等労働衛生に関する保護業務全般についての実施基準を、専門的見地から企画・立案する。また、労働環境・労働時間・労働内容・産業疲労・職業病・職業性疾患等労働衛生についての内外の資料・文献を収集・分析し、または大学・研究所・試験所等の援助をえてけい肺発生環境の検査方法・技術等について調査・研究を行い、労働衛生に関する保護業務の実施資料を作成する。公衆衛生業務との調整、職業病・職業性疾患の基礎医学的な研究等について厚生省・大学・研究所・学会等関係機関その他と連絡・折衝する。

同職級の特質第6項に次の(4)および(5)を加える。

(4)　管内の労働安全に関する保護業務の企画・調整等の業務

(5)　管内の労働衛生に関する保護業務の企画・調整等の業務

4級一般労働基準監督員職級の職級明細書の職級の特質第1項(1)中「労働保護に関する」を「全国の労働保護に関する」に改め、同職級の特質第2項(1)中「労働者災害補償保険法」の次に「・労働安全衛生規則」を加え、同項に次の(5)を加える。

(5)　(イ)安全管理、安全装置、就業制限および禁止、電気保護具ならびに火災および爆発の防止(ロ)内圧容器・汽かんおよび特殊汽かん(ハ)土木建築事業場および電気・林業関係事業場における人的物的安全装置・揚重機・軌道装置および手押車両(ニ)アセチレン発生装置等の調査および安全基準の作成のようなそれぞれの部門の業務

昭27.2.21.

同職級の特質第3項に次の(4)および(5)を加える。

(4)　管内の労働安全に関する保護業務の企画・調整等の業務全般

(5)　管内の労働衛生に関する保護業務の企画・調整等の業務全般

同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

4級労働基準監督員は、労働衛生に関する専門的保護業務について、企画の概要を指示されて実施計画の細部を立案するとともに工場・事業場等における有害物・高気圧・気積・換気・採光・照明・気温・湿度・保護具等の労働環境、休憩設備・寄宿・飲料水施設・洗面所・便所等の施設およびこれらについての措置についての調査等法の遵守状況を専門的見地から書類審査し、または実地に調査・臨検し、職業病・職業性疾患の原因除去のため手段および労働衛生管理組織の改善等労働衛生環境の向上について指導し、必要に応じ戒告・送検等の手続をとる。また、けい肺・産業結核・熱中症等職業病・職業性疾患等の実態について、自らまたは各種統計報告等から調査・検討しこれをとりまとめて資料を作成する。労働者の疾病についてそれが業務に基くものであるかどうか、また身体障害の等級がどの程度のものであるかについて専門的見地から認定しあるいは衛生管理者試験についての要綱の作成、答案の採点、無試験免許者の資格審査、実務講習等を行う。一般の労働基準監督員が行う労働衛生に関する保護業務について、専門的見地から助言・指導し、一般の労働基準監督員・経営者・労働者等に対し講義・講演等により労働衛生学や労働衛生思想を教育・普及し、また公衆衛生業務との調整、医薬品配給、職業病・職業性疾患の基礎医学的な研究等について都道府県の公衆衛生・薬務関係部局、大学・研究所・学会等関係機関その他と連絡・折衝する。

5級一般労働基準監督員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「(1)労働保護に関する比較的重要な個個の業務を行い、(2)労働保護に関する通常の個個の業務を行い、」を「(1)全国の労働保護に関する個個の業務を行い、(2)都道府県労働基準局または労働基準監督署における労働保護に関する個個の業務を行い、」に改め、同職級の特質第2項(1)中「労働者災害補償保険法」の次に「・労働安全衛生規則」を加え、同項(2)中「労働條件を調査・研究し」の次に「労働基準法・労働者災害補償保険法等の」を加え、「法運営」を「運営」に改め、同項(6)中「労災補償中央監察官を助け、」の次に「労働基準監督業務あるいは労働者災害補償業務の」を加え、同項に次の(7)を加える。

(7)　安全管理・汽かん・揚重機・アセチレン発生装置等の労働安全に関するそれぞれの部門の保護業務について調査し、それらの基準の原案の作成等を行う。

同職級の特質第3項(2)中「諸種の届出を審査する」を「諸種の届出を労働基準法・労働者災害補償保険法およびその関係規則に示される基準に従つて形式および内容を審査する」に改め、同項(4)中「簡単な通牒(ちよう)」を「通牒(ちよう)」に改め、同項に次の(5)を加える。

(5)　工場・事業場等を臨検し、法の遵守状況について主として労働安全保護の見地から指導・監督し、また特殊危険設備等の諸検査等を行う業務

この職種の定義および職級明細書中、「1級一般労働基準監督員」、「2級一般労働基準監督員」、「3級一般労働基準監督員」、「4級一般労働基準監督員」、「5級一般労働基準監督員」および「一般労働基準監督員」をそれぞれ「1級労働基準監督員」、「2級労働基準監督員」、「3級労働基準監督員」、「4級労働基準監督員」、「5級労働基準監督員」および「労働基準監督員」に改める。

—3—

速記記録職種を変更し、1級速記記録員職級および2級速記記録員職級を廃止し、3級速記記録員職級を変更し、かつその名称を1級速記記録員に変更し、4級速記記録員職級および5級速記記録員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔速記記録〕(昭和25年12月1日人事院公示第11号)の全部を次の通り改正する。

職種の定義および職級明細書　〔速記記録〕

職種の名称および記号		職群名
速記記録	9119	書記
職級の名称および記号		
1級　速記記録員		9119—1

職種の定義

この職種は、会議・講演・講義・座談会等における発言を速記し、その記録を反訳することを職務とするすべての職級を含む。

説明事項

速記記録の校閲業務を行うことを職務とする官職は、すべてこの職種に含まれる。

ただし、校閲後の整理業務のみを行うことを職務とする官職は、この職種から除かれ、一般事務職種に含まれる。

職級明細書

1級　速記記録員　　9119—1

職級の特質

この職級は、一般的監督のもとに、研修所・審議会等における講演・会議等の速記を行うことを職務とするすべての官職を含む。

1級速記記録員は、会議・講演・座談会等に出席し、議事・発言等について速記し反訳文を作成する。

この職級に含まれる1級速記記録員は、業務について割当を受けるが、速記技術の面については監督されない。

用語の定義

反訳　速記符号による文を普通の文字を用いた文に書き直すこと。

—1—

翻訳職種に通訳職種を併合し、2級翻訳員職級に1級通訳員職級を、3級翻訳員職級に2級通訳員職級を、4級翻訳員職級に3級通訳員職級を併合し、職種の定義および職級明細書〔通訳〕(昭和25年12月1日人事院公示第11号)を廃止し、職種の定義および職級明細書〔翻訳〕(昭和25年12月15日人事院公示第12号)の一部を次の通り改正する。

職種の定義を次の通り改める。

職種の定義

この職種は、各種公文書・報告書・官報・会議録・法律案・専門書等の翻訳、または外国人と日本人との間の会談・折衝・講演等の通訳について監督し、または実施することを職務とするすべての職級を含む。

—1—

説明事項を次の通り改める。

説明事項

政策的判断を必要としないで、もつぱら技術的に諸文書の翻訳または外国人との間の通訳を行うことを職務とする官職はすべてこの職種に含まれる。

ただし、国の外交に関する基本政策に基いて外国機関との折衝連絡に当ることを職務とする官職はこの職種から除かれ外事職種に含まれる。

2級翻訳員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「自らその衝に当り、または(2)」を「自らその衝に当り、(2)」に、「下級翻訳員を監督する」を「下級翻訳員を監督し、または(3)国もしくは各省庁の施策に関するような重要事項について通訳を行う」に改め、同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

2級翻訳員は、各省庁において省庁内の機構・機能の改廃、法務・行政・経済・社会・労働・産業等の各行政施策上の諸問題もしくは法律案、予算案等の国または省庁としての政策・方針に関するような政治的に重要な事項の通訳を行い、あるいは外国から来朝した使節団・顧問団等の派遣団体と日本側関係者との技術的・学術的な会談・講習の通訳、学術会・研究会の講演・討議等の通訳およびこれらに必要な調査・研究を行う。ときには数名の下級翻訳員の監督者として仕事の重要性・困難性に応じて適当な翻訳員を選択して仕事を割り当て、必要に応じてその通訳事項の問題の要点について指示を与え、特に重要な事項に関しては詳細に指示し、通訳終了後に提出される報告書を審査・検閲する。

同職級の特質第4項を次の通り改める。

この職級に含まれる2級翻訳員は、特は重要な翻訳文書または通訳結果の報告書について行政的見地からの細部にわたる検閲を受けることもあるが、技術上の監督はほとんど受けない。

3級翻訳員職級の職級明細書の職級の特質第1項中「または」を削り、「下級翻訳員を監督する」を「下級翻訳員を監督し、または(3)部局課の所管業務運営に関するような一般的事項についての通訳を行う」に改め、同職級の特質第3項の次に次の一項を加える。

3級翻訳員は、部局課の所管業務運営上の諸法規の制定・改廃、およびその他の通常の諸問題に関する通訳を行うとともに、一般的な問題についての講演や討議等の通訳を行う。また4級通訳員に対し、技術的・学術的な通訳事項の要点・主旨のは握、適切な用語の選択等に関する通訳技術の指導を行うこともある。

同職級の特質第4項を次の通り改める。

この職級に含まれる3級翻訳員は、困難な専門的事案については、適宜上級翻訳員から技術的助言を受け、また翻訳の結果もしくは通訳終了後の内容経過の報告文書について検閲されるが、通常の事案については技術的指示はほとんど受けない。

4級翻訳員職級の職級明細書の職級の特質第1項を次の通り改める。

この職級は、一般的監督のもとに、(1)報告書・申請書または証明書等のような比較的軽易または定型的な文書の翻訳、または(2)業務報告のような簡単な事項の通訳を行うことを職務とするすべての官職を含む。

同職級の特質第2項の次に次の一項を加える。

4級翻訳員は、各部局課の業務の連絡、事務処理に関しての事前打合せ、報告等の日常業務の遂行について、外国官憲と連絡する場合の通訳を行い、あるいは視察または参観のため来訪した外国人に対し応接・案内をし、簡単な質問に単独で答え、関係者との対話の通訳を行う。また、各省庁の窓口・受付において外国人と応接し、あるいは日常的な会話の通訳を行う。

—2—

同職級の特質第3項を次の通り改める。

この職級に含まれる4級翻訳員は、事案を割り当てられるときに、用語・形式等の特に注意すべき翻訳技術上の疑問点、または通訳上の主旨のは握、適切な訳語の選択等について指導を受けるが、定型的・日常的な業務については指示は受けない。翻訳の結果については翻訳の文書・表現が正確・妥当であるかについて検閲を受け、また通訳終了後はその内容・経過について口頭または文書によつて報告する。

—3—

水門監守職種および1級水門監守員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**水門監守**〕(昭和26年11月20日人事院公示第37号)を廃止する。

—1—

検察審査事務職種ならびに1級検察審査事務員職級および2級検察審査事務員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**検察審査事務**〕(昭和26年3月20日人事院公示第19号)を廃止する。

—1—

裁判所書記職種ならびに1級裁判所書記職級、2級裁判所書記職級、3級裁判所書記職級、4級裁判所書記職級、5級裁判所書記職級および6級裁判所書記職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**裁判所書記**〕(昭和25年12月15日人事院公示第12号)を廃止する。

—1—

裁判調査職種ならびに1級裁判調査員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**裁判調査**〕(昭和25年12月1日人事院公示第11号)を廃止する。

—1—

執行吏職種ならびに1級執行吏員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**執行吏**〕(昭和25年12月15日人事院公示第12号)を廃止する。

—1—

司法事務職種ならびに1級司法事務員職級、2級司法事務員職級、3級司法事務員職級、4級司法事務員職級および5級司法事務員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**司法事務**〕(昭和26年2月15日人事院公示第17号)を廃止する。

—1—

訟廷書記職種ならびに1級訟廷書記職級、2級訟廷書記職級、3級訟廷書記職級および4級訟廷書記職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**訟廷書記**〕(昭和26年2月15日人事院公示第17号)を廃止する。

—1—

少年調査職種ならびに1級少年調査員職級、2級少年調査員職級、3級少年調査員職級、4級少年調査員職級および5級少年調査員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔**少年調査**〕(昭和26年1月16日人事院公示第14号)を廃止する。

—1—

号外

立法考査職種ならびに1級立法考査員職級、2級立法考査員職級および3級立法考査員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔立法考査〕（昭和26年1月31日人事院公示第15号）を廃止する。

—1—

議院警察職種ならびに1級議院警察職級、2級議院警察職級、3級議院警察職級および4級議院警察職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔議院警察〕（昭和26年1月16日人事院公示第14号）を廃止する。

—1—

廷吏職種ならびに1級廷吏職級、2級廷吏職級、3級廷吏職級および4級廷吏職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔廷吏〕（昭和26年12月27日人事院公示第42号）を廃止する。

—1—

会議運営職種ならびに1級会議運営員職級、2級会議運営員職級、3級会議運営員職級、4級会議運営員職級および5級会議運営員職級を廃止し、職種の定義および職級明細書〔会議運営〕（昭和26年2月28日人事院公示第18号）を廃止する。

—1—

裁判所公告（●印は新料金）

○公示催告

●昭和二十七年（ヘ）第三六号

申立人の表示は別紙目録記載の通り

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十八日

東京簡易裁判所

裁判官　菅野保之

（別紙）

当事者目録

住所富山県西礪波郡高波村北高木五四二　申立人　岡田幸三

住所栃木市入舟町三の二　同　田中正造

住所京都府久世郡淀町字下津八六

淀登記所内　同　村田賢次

住所千葉県印旛郡成田町成田五三一　同　大野順一

住所福井市錦上町一一三の二　同　吉田富吉

住所東京都品川区大井坂下町二七一七番地日立製作所総務部株式課　代理人　加藤忠造

（別紙）

目録

株式会社日立製作所発行株式四百八十四株、株券五十八枚

額面　一株に付五十円

記号番号　㈠（イ）丙第七五五二九号、第一四二八九八号（ロ）丁自第一一五三一三号至第一二五三三二号、第五四七号㈡丙第一二二〇八号、第一二二〇九号、第一〇四一六八号、第一八五八九八号㈢（イ）丙第二〇一九五号（ロ）参丙自第一〇三五五号至第一〇三五七号（ハ）参丁自第二二九五〇号至第二二九五二号（ニ）丁自第二一五七五号至第二一五七八号（ホ）丙自第一〇三一四号至第一〇三二二号（ヘ）ゐ第九二四九号㈣（イ）乙第一五九七七号（ロ）第五甲第八六一七三号（ハ）第五丙第四一八七〇号、第四一八七一号（ニ）第五丁自第二六九七六号至第二六九七九号（ホ）丁第一〇〇四八〇号、第一〇〇四八一号（ヘ）丙第一六五〇六二号参丙第五〇三五三号（ト）参乙第八一六四三号（チ）参丁第一〇八一五二号、第一〇八一五三号㈤（イ）乙第一〇五〇三号（ロ）お第七七五号（ハ）て第一七一〇七号（ニ）ゐ第三一三〇七号、第三一三〇八号（ホ）に第六八七四号

最終株主　㈠田中正造㈡村田賢次㈢岡田幸三㈣吉田富吉㈤近沢国士

最終所持人　㈠㈡㈢㈣右に同㈤大野順一

発行年月日　㈠（イ）（ロ）㈡㈢（イ）（ニ）㈣（イ）（ホ）（ヘ）㈤（イ）昭和十五年十二月二十六日㈢（ロ）（ハ）㈣（ト）（チ）昭和十九年八月二十六日㈢（ホ）（ヘ）㈤（ニ）昭和十四年三月十日㈣（ロ）（ハ）（ニ）昭和二十四年十二月一日㈤（ロ）昭和十年十二月五日㈤（ハ）昭和十二年七月六日㈤（ホ）昭和四年四月一日

大協石油株式会社発行株式百株、株券一枚

額面　五千円

記号番号　乙第三四五七号

最終株主　松野喜一

最終所持人　大野順一

発行年月日　昭和二十四年十月二十一日

●昭和二十七年（ヘ）第三八号

和歌山市関戸二九二番地

申立人　松本善行

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十七年一月二十八日

東京簡易裁判所

裁判官　菅野保之

（別紙）

目録

山一証券株式会社発行株式一百株券十枚

記号番号　参新ろ自第八三七一号至第八三八〇号

一株の金額　金五十円

額面金額　金五千円

払込金額一株に付　金五十円

発行年月日　昭和二十四年四月一日

最終名義人　松本善行

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年（家）第二三七三号

本籍仙台市北一番丁十六番地、住所東京都大田区雪ケ谷町六百六十五番地　申立人　桜井徳三郎

本籍　仙台市北一番丁十六番地

最後の住所　仙台市北二番丁二十七番地

不在者　桜井はお

最後に判明して居る年月日　昭和二十年七月十日

明治二十年六月二十四日生

右不在者「桜井はお」に対し利害関係人「桜井徳三郎」より失踪宣告の申立があつたから右不在者は昭和二十七年九月十七日午後二時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十七年一月十七日

仙台家庭裁判所

家事審判官　菊地清三郎

●本籍青森県上北郡十和田村大字法量字有備二十二番地、最後の住所岩手県九戸郡久慈町

不在者　下久保吉松

明治四十三年三月六日生

右の者に対し下久保佑八から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十月一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方は右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十七年二月一日

盛岡家庭裁判所

家事審判官　小島彌作

●昭和二十七年（家）第五〇号

岡山県久米郡大東村大字南方一色五百四十八番地

申立人　巻島輝夫

本籍及び最後の住所岡山県久米郡大東村大字南方一色五百四十八番地

不在者　巻島建

明治三十二年四月十六日生

右不在者に対し利害関係人巻島輝夫から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年十一月十二日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もし其の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をされたい。

昭和二十七年二月十二日

岡山家庭裁判所津山支部

●昭和二十七年（家）第二五号・第二六号

本籍並びに住所徳島県海部郡日和佐町大字日和佐浦四十三番地

申立人　田仁ヒデ子

本籍並びに最後の住所右に同じ

不在者　田仁勝蔵

明治二十五年八月十二日生

本籍並びに最後の住所右に同じ

不在者　田仁久雄

大正七年十二月十八日生

右不在者に対して申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年九月四日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしない時は失踪を宣告する。又不在者の生死を知つている者は右期日迄にその届出をされ度い。

昭和二十七年二月七日

徳島家庭裁判所富岡支部

●昭和二十七年（家）第二九号

本籍並びに住所徳島県海部郡日和佐町大字恵比須浜百三十八番地

申立人　吹田コヤス

本籍並びに最後の住所右に同じ

不在者　吹田林次郎

明治十一年十一月七日生

右不在者に対して申立人から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年九月八日午前九時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしない時は失踪を宣告する。又不在者の生死を知つている者は右期日迄にその届出をされ度い。

昭和二十七年二月八日

徳島家庭裁判所富岡支部

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

印刷庁